

令和6年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期34日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月7日	水	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針演説 ○ 報告第1号から議案第41号までの45議案を一括上程・提案理由説明 ○ 報告第1号から同意第2号までの詳細説明 【 散 会 】
2月8日	木	休 会	○ 議事整理
2月9日	金	休 会	○ 議事整理
2月10日	土	休 会	○ 市の休日
2月11日	日	休 会	○ 建国記念の日
2月12日	月	休 会	○ 振替休日
2月13日	火	休 会	○ 議事整理
2月14日	水	本会議	○ 開議 ○ 承認第1号の質疑・討論・採決 ○ 議案第1号から議案第34号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第42号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 陳情第1号の追加上程・委員会付託 ○ 同意第1号及び同意第2号の質疑 ○ 議案第35号から議案第41号までの詳細説明 【 散 会 】
2月15日	木	休 会	○ 議事整理
2月16日	金	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
2月17日	土	休 会	○ 市の休日
2月18日	日	休 会	○ 市の休日

2月19日	月	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
2月20日	火	休 会	○ 議事整理
2月21日	水	休 会	○ 議事整理
2月22日	木	休 会	○ 議事整理
2月23日	金	休 会	○ 天皇誕生日
2月24日	土	休 会	○ 市の休日
2月25日	日	休 会	○ 市の休日
2月26日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から議案第34号、議案第42号及び 陳情第1号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第1号及び同意第2号の討論・採決 ○ 議案第35号から議案第41号までの質疑・委員 会付託 【 散 会 】
2月27日	火	休 会	○ 議事整理
2月28日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済）
2月29日	木	休 会	○ 常任委員会（民生）
3月1日	金	休 会	○ 議事整理
3月2日	土	休 会	○ 市の休日
3月3日	日	休 会	○ 市の休日
3月4日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（豊田、坂元） 【 延 会 】
3月5日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（四海、園田、石川、河野（正）） 【 延 会 】
3月6日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（三角、中山、田中、嘉古田） 【 延 会 】

3月7日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（村上、吉良、原田） 【 散 会 】
3月8日	金	休 会	○ 議事整理
3月9日	土	休 会	○ 市の休日
3月10日	日	休 会	○ 市の休日
3月11日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第35号から議案第41号までの委員長 報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第3号及び同意第4号の追加上程・提案理由 説明・詳細説明・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月7日 (水)

令和6年第1回宇城市議会定例会（第1号）

令和6年2月7日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4		施政方針演説
日程第5	報告第1号	専決処分の報告について（専決第17号）
日程第6	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）
日程第7	議案第1号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議案第2号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第9	議案第3号	令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第4号	令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第5号	令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第6号	令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第7号	令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第8号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第9号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第10号	宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第11号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第12号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第13号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 0 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 5 号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 6 号 宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 7 号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 2 9 号 宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 3 0 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 市道の路線の認定について
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 4 1 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）
- 日程第 4 2 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 令和 6 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 0 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 1 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 5 0 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 坂 元 大 介 君 | 2 番 四 海 公 貴 君 |
| 3 番 村 上 真由子 君 | 4 番 河 野 真 理 君 |
| 5 番 吉 良 邦 夫 君 | 6 番 田 中 美 君 君 |
| 7 番 嘉古田 茂 己 君 | 8 番 原 田 祐 作 君 |
| 9 番 永 木 誠 君 | 1 0 番 山 森 悦 嗣 君 |
| 1 1 番 三 角 隆 史 君 | 1 2 番 坂 下 勳 君 |
| 1 3 番 高 橋 佳 大 君 | 1 5 番 溝 見 友 一 君 |
| 1 6 番 園 田 幸 雄 君 | 1 7 番 福 田 良 二 君 |
| 1 8 番 河 野 正 明 君 | 1 9 番 入 江 学 君 |
| 2 0 番 豊 田 紀代美 君 | 2 1 番 中 山 弘 幸 君 |
| 2 2 番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	植 野	修 君	書	記	河 村	聡 美 君
--------	-----	-----	---	---	-----	-------

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田	憲 史 君	教 育 長	平 岡	和 徳 君
総 務 部 長	天 川	竜 治 君	市長政策部長	元 田	智 士 君
市 民 部 長	黒 崎	達 也 君	福 祉 部 長	岩 井	智 君
保健衛生部長	井 住	寿 宏 君	経 済 部 長	浦 田	敬 介 君
土 木 部 長	平 木	恵 一 君	教 育 部 長	豊 住	章 君
総 務 部 次 長	舩 井	貴 男 君	市長政策部次長	坂 本	優 子 君
市民部次長	岩 竹	泰 治 君	福 祉 部 次 長	平 松	洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋	真 君	経 済 部 次 長	中 川	裕 二 君
土木部次長	星 津	章 博 君	教育部次長	米 田	年 宏 君
三角支所長	佐 藤	幹 雄 君	不知火支所長	木 下	秀 典 君
小川支所長	竹 口	則 和 君	豊 野 支 所 長	赤 星	徹 君
上下水道局長	福 田	真 治 君	会 計 管 理 者	西 村	光 代 君
監査委員事務局長	井 上	まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田	弥 生 君
財 政 課 長	田 尻	勇 樹 君			

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） ただいまから、令和6年第1回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、1番、坂元大介君及び2番、四海公貴君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月7日から3月11日までの34日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの34日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（溝見友一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、議員の辞職について御報告いたします。

高本議員から、令和5年12月31日付けで議員辞職したい旨の辞職願が、12月20日に議長宛てに提出されました。12月22日、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、議長において12月31日付けで宇城市議会議員を辞職することを許可しましたので、宇城市議会会議規則第145条第3項及び第146条第2項の規定に基づき御報告します。

次に、お手元に配布しておりますように、1ページから6ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和5年10月分から12月分までが提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりです。

次に、陳情等について申し上げます。

去る1月26日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した1件の陳情書及び1件の要望書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、副市長の退任について報告します。

1月12日金曜日、浅井副市長が健康上の理由により退任されました。浅井副市長は、昭和53年10月の松橋町役場に入庁以来、職員として36年、平成27年4月から副市長として9年弱、宇城市発展のために御尽力いただきました。

今後とも、市の行く末を見守っていただきたいと思います。

次に、能登半島地震への支援について報告します。

1月23日火曜日から31日水曜日まで、輪島市に職員を派遣しました。これは、国の応急対策職員派遣制度に基づき、甚大な被害が発生した令和6年能登半島地震の被災地支援のため、県との合同チームであるチーム熊本の一員として職員を派遣したもので、東日本大震災の被災地支援でも派遣しております。

今後、チーム熊本の一員として職員を派遣し、熊本地震対応の経験を活かした恩返しを行ってまいります。

次に、三角西港オリジナルくまモン事業について報告します。

昨年12月17日日曜日、三角西港オリジナルデザインのくまモン像の除幕式を開催しました。くまモン像には、三角西港を設計したオランダ人技師であるムルドルにちなみ、くまモンでは初となる髭が付いています。また、除幕式以降、スマートフォンを利用して西港内6か所に隠れているくまモンを探すイベントも継続して実施中です。

この事業の実施により、三角西港に観光客が増え、ますます活気が溢れることを期待しております。

次に、市へのサッカーボールの寄贈について報告します。

12月22日金曜日、アスリートクラブ熊本と熊本トヨタとの共同事業である「1ゴールアシスト5」プログラムにより、市内小学校向けにサッカーボールが寄贈されました。

このプログラムは、ロアッソ熊本のリーグ公式戦における1ゴールにつき、サッカーボール5球を県内小学校に贈呈するもので、平成28年から開始されております。今回は、合計290球が6市町村の小学校に贈呈され、本市は60球いただきました。子どもたちがスポーツに触れる機会が増えることになり、大変嬉しく思っております。

次に、熊日郡市対抗女子駅伝について報告します。

1月28日日曜日、熊本市中央区のびふれす熊日会館前発着で、熊日郡市対抗女子駅伝が行われました。結果、宇城市は3位でした。さらに、出場された7人の選

手の中で、7区のアンカー林田美咲選手が優秀選手に選ばれました。選手の皆様の健闘を称えますとともに、2月11日日曜日に行われます郡市対抗熊日駅伝での宇城市チームの御活躍を期待しております。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 施政方針演説

○議長（溝見友一君） 日程第4、施政方針演説を議題とします。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 令和6年第1回宇城市議会定例会の開会にあたり、施政方針を申し上げます。

現在、我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きは前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えています。

他方で、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然として力強さを欠いています。

県内では、世界最大手の半導体企業TSMCの進出により、県北を中心に地価や賃金の上昇をはじめとした経済への波及が目に見えて現れております。その効果は100年に一度の規模と言われ、まさに半導体バブルの様相を呈しております。

しかしながら、農業との共存や追いつかないインフラ整備などの課題も多く、また、その効果は局所的なものであり、本市への波及もこれからといった状況です。

さらに、世界的にモノの国際的相場が大きく上昇する中、円安の影響も加わり、物価高騰は深刻さを増しております。

そのような中、令和6年度は市制施行20周年という記念すべき年であり、私の3期目の任期の最後の年でもあります。市民の皆様、市議会議員の皆様、これまでの御協力に感謝申し上げますとともに、今まで積み上げてきた好循環のための布石をさらに積み増し、人口減少社会の中で生き残りを賭けて、全力で市政運営に取り組んでまいります。

内閣府による令和6年1月の月例経済報告によれば、景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとされており、雇用・所得環境の改善の下での各種政策の効果もあり、緩やかな回復が期待されています。しかし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクを抱えており、物価上昇、中東地域の情勢、金融資本

市場の変動等の影響に加え、令和6年能登半島地震が経済に与える影響に十分注意する必要があります。

同様に、九州経済産業局による九州経済の基調判断によると、九州の景気も緩やかに持ち直しているとされており、生産は持ち直しの動きが見られ、輸出は25か月連続の増加、個人消費は回復傾向にあり、雇用も改善している状況にあります。

このような情勢の中、国の令和6年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2023及び2022に基づき、経済・財政一体改革の着実な推進を行う一方、重要な政策の選択肢を狭めず、歳出全般にわたって施策の優先順位を洗い直し、かつ無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に重点化するとされています。

詳しくは、気候変動や紛争などの世界的な課題に加え、国内における長期的なデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化、持続可能な経済社会の構築など新時代の転換点とも言える内外の構造的課題の克服に向け、人や科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX・DX、半導体、AI等への投資といった新しい資本主義を通じて、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに転換し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす成長と分配の好循環を成し遂げるため、重要政策推進枠が措置されております。

本市を含む地方財政への対策の主なものとしては、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方税や地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額が確保されており、中でも地方交付税の総額は、令和5年度を1.7%上回る18.7兆円が確保されております。また、こども・子育て政策の強化のための新たな起債が創設されるとともに、普通交付税の費目に新たにこども子育て費が創設されます。

本市の財政状況は、義務的経費が全体の半分程度を占め、経常収支比率は依然として高い水準にあり、財政の硬直化が懸念されるものの、人件費抑制や施設の統廃合、滞納整理強化などの行財政改革の取組の成果が出ています。この取組により財政調整基金等を徐々に増資でき、財政健全化判断比率の指標は健全段階に位置しており、他の類似団体と比較しても遜色ない良好な状況です。

令和6年度一般会計の収支見通しは、自主財源に乏しく、地方交付税など国の動向に左右される財政構造のため、歳入面では財政調整基金を一定程度取り崩し、予算編成する状況です。歳出面では、老朽化した施設の改築・改修に伴う建設投資の市債が増加傾向にあり、交付税措置が有利な合併特例事業債も上限額に到達したため、これまで以上に必要な投資を適切な時期に集中的に行うことが求められます。また、少子・高齢化、保育・子育て環境向上などに伴う社会保障関係費の増大やデ

デジタル関係経費及び公債費の増嵩により、経常収支比率は高い水準になると見込んでいます。

そのような中でも、令和6年度は、8年間にわたる第2次宇城市総合計画の最終年にあたり、宇城市の将来像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けての総仕上げの年にあたります。

後期計画に掲げる5つのまちづくりの基本目標に基づき、市民ニーズや時代の潮流を的確に把握し、スピード感をもち、国営緊急農地再編整備事業や市道大野川リバーサイドロード線整備事業、松橋駅西・小川駅西の開発事業などの重点政策をはじめとした事業に取り組んでまいります。

また、これまで同様に、小中学校の改築事業や給食費の無料化、子ども医療費などの子育て分野には特に傾注し、加えて定住促進に向けた補助金の新設、子育て世代をターゲットにした豊野公園整備構想にも着手し、人口減少に対応した施策も積極的に展開いたします。

目指すのは、住んでよかった、住みたいと思えるまちです。この実現に向け、本年度も精一杯、皆様と共に取組を進めてまいります。

第2次宇城市総合計画及び第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに予算編成方針に基づき、令和6年度の重点施策の概要について申し上げます。

1つ目に、育てるまちづくり分野です。

先日の岸田総理の施政方針でも、日本社会の最大の戦略課題は人口減少問題とされました。政府は前例のない規模でこども・子育て政策の抜本的な強化を図り、世界トップ水準の子育て環境を目指しています。

市としても人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援には真摯に向き合い、子育て及び教育の支援やその環境の充実を図り、「子育てするなら宇城市」を念頭に、重点的に取り組んでまいります。

具体的には、高校3年生まで拡充した子ども医療の助成費、保育所等の施設整備事業費、保育所等の副食費無償化事業費、松橋中学校建て替え事業費、豊福小学校建て替え事業費などを計上しております。

2つ目に、住み続けるまちづくり分野です。

全ての市民に、ちょうどいい住みやすさを実感していただくため、医療・福祉、健康、環境については引き続き充実を図り、将来にわたり安全で安心して住み続けられる環境の整備を図ってまいります。

具体的には、さしより野菜推進事業費、定期予防接種業務委託費、保健福祉センター中規模改修工事測量設計費などを計上しております。

また、本年4月からは、新クリーンセンターが本格稼働します。新たな施設は、

可燃ごみの処理に伴う熱エネルギーを利用して発電を行い、施設内での利用や余剰電力は売電されるエネルギー回収型廃棄物処理施設です。電源の確保と環境にも配慮した次世代型の施設で地域循環型社会の形成を期待するところです。

3つ目に、持続するまちづくり分野です。

人口減少に対応するため、空き家・空き地の増加への対応はもとより、大規模化・激甚化する自然災害に備えた強靱性の確保、脱炭素社会の構築に向けた環境負荷の低減、並びに先端的なデジタル技術の導入による社会課題の解決など、様々な観点からの持続可能なまちづくりが求められています。こうした中、昨年3月に定めた都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、更なる土地利用と必要な機能の誘導を図り、道路などのインフラ環境も整備いたします。

基幹産業である農業については、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、次世代を担う農業者の経済的支援や後継者の育成を図ってまいります。

また、引き続き行財政改革を進めるとともに、業務改革、意識改革に取り組み、人手不足が深刻化する中でもデジタルの力などを活かし、行政サービスを向上させる環境の構築を図ります。

具体的には、国営緊急農地再編整備事業費、市道大野川リバーサイドロード線整備事業費、小川駅周辺整備基本計画策定業務委託料、業務効率化支援業務委託料などを計上しております。

4つ目に、選ばれるまちづくり分野です。

宇城市は、令和7年1月で市制20周年を迎えます。これまでの20年の歩みへの感謝を申し上げ、これからの20年に向けた発信として市制20周年記念事業に取り組みます。

これからの20年に向け、転出者より転入者が多くなる社会増の流れを継続できるよう、市の強みである不知火美術館・図書館との更なる連携や、移住者への補助金をはじめとした子育て世帯に向けた優遇策の周知、空き家バンクの積極的なPRなどに取り組み、宇城市の魅力を発信していきます。

また、TSMCの進出による経済効果を最大限享受できるよう、関連企業の誘致はもちろんのこと、地場企業の育成にも取り組んでまいります。

具体的には、市制20周年記念事業費、シティプロモーション事業費、子育て世帯定住促進事業補助金、企業誘致関係補助金、豊野総合公園整備基本計画策定業務委託料などを計上しております。

最後に、活躍するまちづくり分野です。

地域課題や市民ニーズがますます多様化する中、安全・安心で、活力ある地域社会を実現していくためには、行政だけでなく、市民、自治会や様々な市民活動団体、

教育機関、企業など、多様な担い手がそれぞれの長所を発揮し合い、補い合う“協働”が不可欠です。

市民一人一人が主体となったまちづくりを推進するとともに、男女共同参画社会の実現やスポーツによる地域の活性化、市民の皆様が生涯にわたり学ぶ機会創出のため、文化施設、スポーツ施設を整えてまいります。

また、本年は市の偉人である竹崎季長公が蒙古襲来の際に活躍した文永の役から750年の節目の年でもあります。この節目の年に改めて活躍を掘り起こし、磨き上げるため、長崎県松浦市など24自治体と構成する元寇所縁（ゆかり）のネットワークに加入し、絵詞のレプリカ作成や不知火美術館での企画展などを計画してまいります。

具体的には、図書館・美術館指定管理業務、企画展開催費、小川総合文化センター中規模改修工事、豊野トレーニングセンター中規模改修工事、龍驤館耐震補強工事、元寇所縁（ゆかり）のネットワーク事業などを計上しております。

おわりに、令和6年度の主な事業について申し上げましたが、このほかにも、第2次総合計画に掲げる施策に基づく各種事務事業を堅実に実施し、将来都市像の実現に向け、着実なものとしてまいります。

本市は、平成17年1月15日に合併してから、20年を迎えようとしています。今後も、先人の築いてきた歴史と伝統を受け継ぎながら、新たな時代に向かって、万全を期してまいります。

そして、あらゆる世代の市民の皆様が、住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまちづくりに、引き続き市民目線をもって、市職員と共に一丸となり邁進してまいります。

改めて、市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和6年度の重点施策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（溝見友一君） これで、施政方針演説を終わります。

-----○-----

日程第5	報告第1号	専決処分の報告について（専決第17号）
日程第6	承認第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）
日程第7	議案第1号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議案第2号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4

		号)
日程第 9	議案第 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第 8 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 9 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 10 号	宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 11 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 12 号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 13 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 20	議案第 14 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 21	議案第 15 号	宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 22	議案第 16 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 23	議案第 17 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 18 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 5	議案第 1 9 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 1 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 2 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 3 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 4 号	宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 2 5 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 2 6 号	宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 2 7 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 2 8 号	宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 2 9 号	宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 3 0 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 3 7	議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）
日程第 3 8	議案第 3 2 号	市道の路線の廃止について
日程第 3 9	議案第 3 3 号	市道の路線の認定について
日程第 4 0	議案第 3 4 号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 4 1	同意第 1 号	教育長の任命について（平岡 和徳氏）
日程第 4 2	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）
日程第 4 3	議案第 3 5 号	令和 6 年度宇城市一般会計予算
日程第 4 4	議案第 3 6 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 5	議案第 3 7 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 6	議案第 3 8 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第４７ 議案第３９号 令和６年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第４８ 議案第４０号 令和６年度宇城市水道事業会計予算

日程第４９ 議案第４１号 令和６年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第５、報告第１号専決処分の報告について（専決第１７号）から、日程第４９、議案第４１号令和６年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和６年第１回市議会定例会では大変お世話になります。今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回提出しますのは、報告案件として専決処分の報告について１件、承認案件として専決処分の報告及び承認について１件、予算案件として、補正予算では令和５年度宇城市一般会計補正予算等７件、当初予算では令和６年度宇城市一般会計予算等７件、条例案件として宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について等２２件、その他案件として権利の放棄について等５件、最後に同意案件として教育長の任命について等２件、合わせて４５件をお願いするものでございます。

令和６年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ３５０億３，９００万円余としています。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第１号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は１２ページ、１３ページとなります。報告第１号専決処分の報告について説明いたします。

令和５年１０月２７日、午前７時５０分頃に、当該車両が宇城市小川町南海東の市道琵琶古閑線を東から西へ走行した際に、道路横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両のマフラー、車体下部を損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は８７万２千円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第１号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第１号及び議案第１号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）令和5年度宇城市一般会計補正予算（専決第4号）について詳細を説明します。議案集14ページから15ページをお願いいたします。資料は、別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第4号）です。

令和6年1月22日付けで予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、能登半島地震復興支援事業や物価高騰の影響を受けた生活者の支援と、市内事業者の事業継続を図ることを目的とした物価高騰対策商品券事業を国や県の施策に応じて迅速に措置すべく補正対応したものです。

令和5年度宇城市一般会計補正予算書（専決第4号）の1ページをお願いします。まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,851万3千円を追加し、予算総額を361億570万6千円としております。

8ページをお願いいたします。歳出予算です。款2、項1、目1一般管理費で330万3千円を補正しております。能登半島地震に係る被災地応援に要する職員の派遣経費を各節において計上しております。特別交付税で約8割が賄われる見込みでございます。

続いて、款6、項1、目3商工振興費で3億3,500万円余を補正しております。主な補正は、節12の物価高騰対策商品券業務委託料です。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民に対し、一人当たり5,000円分のプリペイドカード型商品券を発行し、各世帯へ送付するものです。

財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億6,100万円余充当し、残余を一般財源で賄っております。

併せて、4ページで繰越明許費の追加を行っております。

以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、議案第1号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について説明します。別冊の令和5年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第6号）の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億7,588万1千円を追加し、予算の総額を368億8,158万7千円としております。

また、第2条から第4条で、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費の増減や入札等による執行不用額の減額、国の補正予算の成立等により新たに発生した財政需要に対し、増額対応を行うものです。

2 ページから 5 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出とともに、補正総額を 7 億 7,588 万 1 千円とし、各款及び項において補正しております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど説明します。

6 ページに移ります。第 2 表、繰越明許費補正です。1 追加で、公用自動車購入事業ほか 31 件を追加し、7 ページに移り、2 変更で、戸籍システム等改修業務委託ほか 2 件を紙面のとおりに変更しております。

8 ページをお願いします。第 3 表、債務負担行為補正です。1 追加で、学校給食食材費ほか 15 件を紙面のとおりに追加し、9 ページに移りまして、2 廃止で、石打ダム資料館管理業務委託ほか 7 件を廃止、また、3 変更で、松橋駅自由通路等清掃業務委託ほか 8 件を 10 ページにわたり紙面のとおりに変更しております。

11 ページに移ります。第 4 表、地方債補正です。1 追加で、文化施設整備事業費を追加し、2 変更で、児童福祉施設整備事業費ほか 12 件を紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明します。

32 ページをお願いします。款 2、項 1、目 17 熊本地震復興基金事業費、節 24 積立金の平成 28 年熊本地震復興基金の元金積立 1 億 7,900 万円余は、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げとして、市町村が残された課題を解決するための財源として計画的かつ有効に活用できるよう、県から交付金として追加配分されたものです。この交付金を財源とし、全額を既存の平成 28 年熊本地震復興基金に積み増しし、後年度の熊本地震からの復旧・復興に資する事業の財源とするため元金積立を行うものです。

36 ページをお願いします。款 3、項 1、目 1 社会福祉総務費、節 18 負担金補助及び交付金の低所得者支援・定額減税補足給付金 9 億 3,600 万円余は、様々な層の国民に丁寧に対応しながら物価高に対応し、可処分所得を増やすことを目的とした低所得者支援及び令和 6 年度に行われる 4 万円の定額減税を補足する給付として、国の施策に応じて実施するものです。財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全て賄われます。

37 ページ上段をお願いします。目 3 国民健康保険費、節 27 繰出金の財政安定化支援貸付金 2 億 700 万円余は、国民健康保険特別会計の収支不足について、当初は県からの借入で対応する予定でしたが、返済期間が 3 年と短いため、被保険者に急激な税の負担を強いることになることから、一般会計から国民健康保険特別会

計に不足する資金の貸付けを行い、激変緩和措置を行うものです。財源は一般財源となります。

48ページをお願いします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の担い手確保・経営強化支援事業補助金1,500万円余は、生産性の向上や農作業の効率化の取組等を行う農業経営体に対して必要な農業用機械・施設等の導入を支援する県の10分の10事業の補助金です。

55ページをお願いします。款7、項2、目3道路新設改良費、節14工事請負費の道路新設改良工事費3億6,300万円余は、国の補正予算の成立に伴い、追加で内示があった生活圏の機能充実・強化や拠点アクセス向上、通学路緊急対策に要する工事費となります。財源は、国の社会資本整備総合交付金、市債の公共事業等債です。

63ページの下段をお願いします。款9、項2、目3学校建設費、節12委託料の地質調査業務委託料1,600万円余は、現在履行中の豊福小学校校舎等改築設計業務委託について、校舎等の基本設計時に必要な基礎構造などの確定に要する調査を行うものです。

以上が、歳出予算の主なものとなりますが、今回の補正では、関係費目で、国の補正予算等に伴う国庫補助事業を繰越明許費と併せて計上しておりますので申し添えます。

続いて、歳入予算の説明をします。主な特定財源は歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものについて説明をします。

14ページをお願いします。款7、項1、目1地方消費税交付金で9,700万円余を増額しております。地方消費税交付金が予算現額に対し、上振れ傾向にあることから増額を行うものです。

15ページの上段です。款11、項1、目1地方交付税で、普通交付税を1億5,600万円余増額しております。国の補正予算に伴う地方負担の追加及び地方公務員の給与改定に伴う経費の一部として追加で措置されたものです。

22ページ、下段をお願いします。款19、項2、目1財政調整基金繰入金で7億7,200万円余を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っているものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 承認第1号及び議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第2号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,549万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億6,527万3千円とするものです。

また、第2条、地方債の補正は、4ページの第2表、地方債補正のとおり廃止としております。これは、今年度の歳入不足分は、これまで県の貸付金により対応することにしていましたが、より柔軟な運営を行うため、市の一般会計からの貸付金により対応することに変更したものです。

なお、今回の補正は基本的には本年度の最終補正となりますので、予算全般にわたり、収入支出の見込みを精査した上で予算の増減を調整しています。

それでは、歳入の主なものについて説明します。7ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金1,115万6千円の減額は、療養給付費や高額療養費等の支出見込みによる普通交付金の減額及び特定健康診査等負担金の支出見込み減によるものです。

款5繰入金、項1他会計繰入金1億9,167万7千円の増額は、国県繰入額の確定による増減と、8ページの節8その他一般会計繰入金の増額です。これは、先ほど第2条で説明しました、歳入不足分を市の一般会計からの貸付金により対応することによる一般会計からの繰入金2億740万円です。

款8市債の減額も、先ほど説明したとおり、県の貸付けを受けなくなったことに伴う減額です。

次に、歳出を説明します。9ページをお願いします。

歳出につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費や執行見込みなどに対する予算対応になります。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第3号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,212万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,684万8千円とするものです。

まず、歳入について説明します。6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料1,146万9千円の減額は、年金特別徴収対象者の見込み数の減少及び普通徴収対象者数の増加によるものです。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1,005万7千円の減額は、保険基盤安定事業の負担金決定による減額と人件費等の実績見込みによる減額です。

次に、歳出の主なものを説明します。7ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2,0

46万5千円の減額は、歳入で説明しました保険基盤安定負担金決定によるものです。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第2号及び議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第4号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億5,107万6千円を減額し、総額をそれぞれ73億9,344万6千円とするものです。

8ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明をいたします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1審査支払手数料から、9ページの目6特定入所者介護サービス等費までについては、給付実績見込みにより増減を行っております。

9ページの項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費から目3包括的支援事業・任意事業費につきましても、実績見込みにより減額しております。

次に、6ページからの歳入の主なものを説明いたします。

款3国庫支出金で項1国庫負担金と項2国庫補助金は、歳出に応じて法定の割合で減額しております。

款4支払基金交付金から7ページの款5県支出金及び款8繰入金につきましても、歳出に応じて法定の割合で減額しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第5号令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について説明します。予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ26万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,188万5千円としております。

6ページをお願いします。歳入を説明します。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分26万6千円を減額しています。当初予算額と貸付収入見込額との差額を減額したものです。

7ページをお願いします。歳出を説明します。

款1育英事業費の節20貸付金において、家計急変対応分を除いた不用額60万

円を減額しています。奨学貸付金額の確定によるものです。

第24積立金については、歳入と歳出の差引額33万4千円を奨学基金に積み立てるものです。

以上で、議案第5号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号及び議案第7号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第6号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。資料は、別冊の水道事業会計補正予算（第3号）、1ページをお願いいたします。

まず、第2条収益的収入及び支出で、収入におきまして、第1款水道事業収益で1,981万4千円を減額しております。主なものは、市道改良工事や下水道工事等に伴う受託収益の減額です。

同じく支出では、第1款水道事業費用で6,417万円を減額しております。収入で申しました受託工事等の減額及び各事業の執行見込みを踏まえた不用額の減額となります。

続いて、2ページをお願いします。第3条資本的収入及び支出です。収入において、第1款資本的収入で3,950万円を減額しております。

同じく支出でも、第1款資本的支出で4,517万2千円を減額しております。主に、建設改良事業や施設拡張事業における不用額及びその財源となる企業債の減額となります。

第4条債務負担行為では、検針業務委託を令和6年度の単年度3,300万円で新たに追加しております。

第5条企業債では、建設改良事業の起債限度額を今回の補正に合わせ1億2,580万円から8,650万円へ減額しております。

最後に、第6条他会計からの補助金では、今回の補正に伴い、補助を受ける金額について併せて減額補正を行っております。

以上で、議案第6号の詳細説明を終わります。

引き続き、令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。資料は、同じく別冊の宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）、1ページをお願いします。

まず、第2条収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益で5,616万2千円を減額しております。主なものは、市道改良工事に伴う受託収益及び一般会計繰出基準内補助金の減額となります。

支出において、第1款下水道事業費用で7,943万6千円を減額しております。

各事業の執行見込みを踏まえた不用額の減額及び過年度消費税修正申告の追加になります。

続いて、2ページをお願いします。第3条資本的収入及び支出です。収入においては、第1款資本的収入で1億681万6千円を減額しております。

また、支出でも、第1款資本的支出で1億1,215万9千円を減額しております。内訳としましては、建設改良費や雨水対策費等における不用額及びその財源である企業債の減額となります。

第4条債務負担行為では、水道事業同様、検針業務委託として令和6年度の単年度120万円を新たに追加しております。

続いて、3ページをお願いします。第5条企業債では、建設改良事業の起債限度額を補正前4億3,490万円から補正後3億3,030万円へ減額しております。

最後に、4ページをお願いします。第7条他会計からの補助金につきまして、今回の補正に伴い、補助を受ける金額について減額補正を行っております。

以上で、議案第7号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第6号及び議案第7号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第8号及び議案第9号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集16ページ、説明資料集5ページをお願いします。

議案第8号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律に準拠し、市一般職の勤勉手当算出基礎額を改定するものです。

国の法律では、これまで本市が勤勉手当の算出基礎額としていた扶養手当が含まれていないため、本条例を改正し、一般職の勤勉手当算出基礎額から扶養手当を削除するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集17ページ、説明資料集6ページをお願いします。議案第9号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の給与等について改正を行うものです。

令和6年度から、会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給が可能となりました。本市においても会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するものとし、支給における詳細を規定したものにになります。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第8号及び議案第9号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第10号から議案第12号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は19ページ、説明資料集は9ページでございます。

議案第10号宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料集で説明します。

宇城市税条例及び宇城市国民健康保険税条例との整合性を図るため、宇城市税徴収等の特例に関する条例第5条（納期等）の第1項の第7期につきまして、現行の12月1日から同月26日までを、12月1日から同月末日までに改正するとともに、地方税法に定める普通徴収に係る個人の市町村民税の納期の規定と重複する同条第3項及び附則第4項を削除するものです。

以上で、説明を終わります。

引き続きまして、議案第11号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は20ページから21ページ、説明資料集は10ページから11ページです。説明資料集で説明します。

本条例は、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、新設された戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料の額を定めるものです。

別表第2条関係につきまして、手数料の額欄、現行の「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき」に改正し、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」、「1件につき」、「400円」及び「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」、「1件につき」、「700円」を新設するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第12号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集22ページから23ページ、説明資料集12ページです。説明資料集で説明します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、番号利用法別表第2が廃止されるため、同法による改正を踏まえたものです。

条例第2条（定義）第1項におきまして、「第5号 特定個人番号利用事務」及び「第6号 利用特定個人情報」を新設し、第4条以下現行の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」等を「特定個人番号利用事務」等と文言を改正するものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第10号から議案第12号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第13号から議案第16号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の24ページから25ページをお願いいたします。

議案第13号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

介護保険制度については、おおむね3年に一度は改正されており、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の厚生労働省令が改正された際には、その改正に合わせ、市の当該条例を逐一改正している現状です。

現行の本市の当該条例は、介護保険法第78条の4第3項で規定されているとおり、厚生労働省令で定める基準に従い定めており、その大部分が厚生労働省令に準じた内容となっております。

今回、本条例中の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、「厚生労働省令に定める基準とする」と明記し、厚生労働省令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案集の26ページから27ページをお願いいたします。議案第14号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

介護保険制度につきましては、おおむね3年に一度は改正されており、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の厚生労働省令が改正された際には、その改正に合わせ、本市の当該条例を逐一改正している現状です。

現行の本市の当該条例は、介護保険法第115条の14第3項で規定されているとおり、厚生労働省令で定める基準に従い定めており、その大部分が厚生労働省令

に準じた内容となっております。

今回、本条例中の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準について、「厚生労働省令に定める基準とする」と明記し、厚生労働省令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案集の28ページから29ページをお願いいたします。議案第15号宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

介護保険制度については、おおむね3年に一度は改正されており、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の厚生労働省令が改正された際には、その改正に合わせ、本市の当該条例を逐一改正している現状です。

現行の本市の当該条例は、介護保険法第115条の24第3項で規定されているとおり、厚生労働省令で定める基準に従い定めており、その大部分が厚生労働省令に準じた内容となっております。

今回、本条例中の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準について、「厚生労働省令に定める基準とする」と明記し、厚生労働省令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案集の30ページから31ページをお願いいたします。議案第16号宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について説明いたします。

同様に介護保険制度については、おおむね3年に一度は改正されており、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の厚生労働省令が改正された際には、その改正に合わせ、市の当該条例を逐一改正している現状です。

現行の本市の当該条例は、介護保険法第81条第3項で規定されているとおり、厚生労働省令で定める基準に従い定めており、その大部分が厚生労働省令に準じた内容となっております。

今回、本条例中の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等につ

いて、「厚生労働省令に定める基準とする」と明記し、厚生労働省令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第13号から議案第16号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第17号及び議案第18号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集32ページ、説明資料集13ページです。議案第17号宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の改正は、令和5年度の国民健康保険特別会計の歳入不足を一般会計からの貸付けにより補填することに伴い、その貸付償還の財源に充てることができる旨の規定を設けるための改正を行うものです。

具体的には、令和6年度以降の国民健康保険特別会計における剰余金を財政調整基金に積み立て、償還時に取り崩すことができるようにするための改正です。

以上で、議案第17号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第18号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集33ページから34ページ、説明資料集14ページから18ページです。

本条例案は、国民健康保険特別会計を安定的に運営していくために、熊本県が示した標準保険料率を基準として税率の改正を行うものです。

具体的には、基礎課税額につきましては、所得割額100分の8.95、均等割額40,000円、平等割額29,000円。後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割額100分の2.74、均等割額13,000円、平等割額9,000円。介護納付金課税額につきましては、所得割額100分の2.49、均等割額23,000円に改めるものです。

以上が、今回の国保税率改正の内容です。

物価高騰などの中、国保世帯に与える影響は少なくはありませんが、今後の国保運営を安定的に行うためにやむを得ないものであることを御理解いただきたいと考えております。

なお、改定に先立ちまして、令和6年1月24日に宇城市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し、今回上程した内容で税率を改正することについて諮問をしております。

当協議会においては、国保を安定的に運営するためには、熊本県が示した標準保険料率を基準に税率を見直すべきとの答申をいただいております。

以上で、議案第 18 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 17 号及び議案第 18 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 19 号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集 35 ページ、説明資料集 19 ページです。議案第 19 号宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

今回の改正は、上位法である漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、併せて行うものです。

改正内容は、法律名が変更されたことによる名称変更及び土砂採取料または占有料を徴収すべき事業者を新たに加えるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 19 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 20 号から議案第 22 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集の 37 ページから 42 ページ、説明資料集は 20 ページから 27 ページとなります。議案第 20 号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

道路法施行令の改正により、占用料の単価改定及び占用料の単価項目に、防災拠点自動車駐車場に設けられる施設が追加されました。

これを受け、本市も同様に、占用料の改定及び防災拠点自動車駐車場内に設けられる施設の項目追加を行うため、改正するものです。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

続いて、議案集は 43 ページ、説明資料集は 28 ページになります。議案第 21 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明します。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されること及び小川町の船橋団地の用途廃止に伴い、宇城市営住宅管理条例の一部改正を行うものです。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

続きまして、議案集は 44 ページ、説明資料集は 29 ページ、30 ページとなります。議案第 22 号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例について説明します。

再建住宅は、平成 28 年熊本地震の折に建設された応急仮設住宅を転用した住宅で、入居条件は、宇城市で被災された市民となっています。

条例制定時は、再建住宅に入居されている被災者全員が 5 年後までには再建されていることを見込み、家賃等について特例を設けておりました。しかし、再建が進まず、現在も入居中の方がいらっしゃることから、家賃の特例の適用期間をさらに 5 年間延長し、被災者支援を引き続き行ってまいります。

また、昨今、災害等が全国各地で多発していることを受けて、宇城市以外で被災された方の受入れもできるよう宇城市再建住宅条例の一部改正を行うものです。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 20 号から議案第 22 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 23 号及び議案第 24 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は 45 ページから 46 ページ、説明資料集は 31 ページから 32 ページになります。議案第 23 号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料集を基に説明します。

地方自治法が一部改正されることにより、引用する条項に条ずれが生じるため、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例第 8 条中の条文及び 32 ページに移りまして、宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第 1 条及び第 2 条中の条文の一部を改正するものです。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

引き続き、議案集は 47 ページから 48 ページ、説明資料集は 33 ページから 34 ページになります。議案第 24 号宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料集を基に説明いたします。

生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法等の権限が令和 6 年 4 月 1 日、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることになります。

よって、宇城市水道事業給水条例第 11 条第 1 項及び第 46 条第 2 項中、現行の「厚生労働省令」を「国土交通省令」へ、また、宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 4 条第 1 項第 6 号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」へ改正するものです。

以上で、議案第 24 号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 23 号及び議案第 24 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 25 号から議案第 27 号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集 49 ページ、説明資料集 35 ページです。議案第 25 号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

令和 6 年 4 月から、三角地区及び小川地区の単独校調理場により実施している学校給食の調理等の業務を学校給食センターに統合することに伴い、本条例の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集 50 ページ、説明資料集 36 ページです。議案第 26 号宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

令和 6 年 4 月から、市立学校の学校給食費を市の会計に組み入れる公会計制度を採用することに伴い、学校給食運営委員会での審議事項及び役員の見直しが必要となるため、本条例の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

引き続き、議案集 52 ページ、説明資料集 37 ページです。議案第 27 号宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について説明します。

昭和 51 年に建設された宇城市大岳地区生涯学習センターの旧校舎を老朽化のため解体することに伴い、条例の改正を行うものです。

以上で、議案第 27 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 25 号から議案第 27 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 28 号の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 議案集は 53 ページです。議案第 28 号宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について説明します。

総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に定められた特定地域において、本市は対象地域となっていないため、宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止するものです。

以上で、議案第 28 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 28 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 29 号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集は 54 ページをお願いします。議案第 29 号宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について説明します。

令和 3 年度に解体しました旧小川総合福祉センターには、平成元年のふるさと創生事業、いわゆる 1 億円事業により整備しました温泉供給施設より源泉を送水していました。

現在、当該温泉供給施設は老朽化が著しかったため解体していますので、本条例の廃止をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 29 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 30 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は 55 ページ、説明資料集は 38 ページです。

議案第30号権利の放棄について、議案集を基に説明いたします。

本案は、水道料金の債権について、破産法第253条第1項に基づく自己破産による免責決定及び倒産に係るもので計4件、並びに民法第915条に基づく債務者死亡後の相続人による相続放棄に係るもの計2件の合計6件について、今後回収の見込みがないため、金銭債権額22万9,280円を放棄するものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第30号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集56ページです。議案第31号宇城市不知火地区体育施設の指定管理者の指定について説明します。

指定管理者となる者を不知火管財株式会社、指定期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としています。

当該施設は、平成22年度から宇城市不知火温水プールを指定管理者制度に移行し、平成29年度から宇城市不知火体育館・宇城市武道館・宇城市松合体育館・宇城市不知火グラウンドを含めた指定管理者制度に移行し、令和6年3月31日をもって協定期間を終了することに伴い、新たに5年間の指定管理者を指定するものです。

審査会では、申請者によるプレゼンテーション、委員質疑等、総合的な観点から最終審査を行い、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断しました不知火管財株式会社を指定管理者の候補に選定することに決定いたしました。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第31号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第32号及び議案第33号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は57ページ、説明資料集は39ページとなります。議案第32号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づく市道の路線の廃止は、不知火町の旧県道黒田線の1路線となります。旧県道黒田線につきましては、行き止まりで一部が一般車両の往来もないことから、終点を変更する必要性が生じたため、一旦廃止し、再度認定するものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続いて、議案集は58ページ、説明資料集は40ページです。議案第33号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、先ほどの不知火町の旧県道黒田線の1路線です。旧県道黒田線につきましては、終点側の一部が行き止まりで一般車両の往来もないことから、終点を変更し、再認定するものです。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第32号及び議案第33号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第34号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集59ページから63ページをお願いいたします。

議案第34号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

令和6年度以降の過疎地域における新規事業の実施に向けて、令和3年度に策定した宇城市過疎地域持続的発展計画の一部を変更するものです。

具体的には、豊野地区地域交流公園整備事業のほか合計8事業を追加いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第1号及び同意第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集64ページ、説明資料集41ページです。同意第1号教育長の任命について説明します。

本案は、現教育長の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き平岡和徳氏の任命をお願いするものです。

現教育長は、人格高潔で教育行政に関し識見を有しておられ、経歴や熱意においても優れた方でございます。

教育長の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。よろしく申し上げます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集65ページ、説明資料集42ページをお願いします。同意第2号教育委員会委員の任命についてです。

本案は、現教育委員会委員のうち1人が、令和6年3月23日をもって任期満了することに伴い、田上美智子氏の新任の任命同意をお願いするものです。

田上氏は、経歴、人格、教育行政に関する識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として申し分ない方と考えております。

教育委員会委員の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で、同意第2号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 同意第1号及び同意第2号の詳細説明が終わりました。

説明の途中でありますが、この後、残余の議案第35号から議案第41号までの
詳細説明につきましては、2月14日の本会議において求めることといたします。

-----○-----

日程第50 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第50、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2月8日木曜日及び9日金曜日並びに13日火曜日は、議事
整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日2月8日木曜日及び9
日金曜日並びに13日火曜日は休会することに決定いたしました。

なお、10日土曜日から12日月曜日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時44分

第 2 号

2月14日（水）

令和6年第1回宇城市議会定例会（第2号）

令和6年2月14日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号） |
| 日程第2 | 議案第1号 | 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第3号 | 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第4号 | 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第5号 | 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第6号 | 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第7号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第8号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |

日程第 1 6	議案第 1 5 号	宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 6 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 7 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 8 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 9 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 1 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 2 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 3 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 4 号	宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 5 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 6 号	宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 7 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 8 号	宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 9 号	宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 3 0 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 3 2	議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）

日程第 3 3 議案第 3 2 号 市道の路線の廃止について
 日程第 3 4 議案第 3 3 号 市道の路線の認定について
 日程第 3 5 議案第 3 4 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
 日程第 3 6 議案第 4 2 号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 3 7 陳情第 1 号 子ども医療費無料化に関する陳情書
 日程第 3 8 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）
 日程第 3 9 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）
 日程第 4 0 議案第 3 5 号 令和 6 年度宇城市一般会計予算
 日程第 4 1 議案第 3 6 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
 日程第 4 2 議案第 3 7 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 4 3 議案第 3 8 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算
 日程第 4 4 議案第 3 9 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計予算
 日程第 4 5 議案第 4 0 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計予算
 日程第 4 6 議案第 4 1 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算
 日程第 4 7 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勲 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	19 番 入 江 学 君
20 番 豊 田 紀代美 君	21 番 中 山 弘 幸 君
22 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	教 育 長	平 岡 和 徳 君
総 務 部 長	天 川 竜 治 君	市長政策部長	元 田 智 士 君
市 民 部 長	黒 崎 達 也 君	福 祉 部 長	岩 井 智 君
保健衛生部長	井 住 寿 宏 君	経 済 部 長	浦 田 敬 介 君
土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
市長政策部次長	坂 本 優 子 君	市民部次長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	西 村 光 代 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第 36、議案第 42 号であります。

-----○-----

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）

○議長（溝見友一君） 日程第 1、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第 1 号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 1 号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第 1 号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第 1 号 令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 3 議案第 2 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 6	議案第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 8 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 9 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 10 号	宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 11 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 12 号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 13 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 15	議案第 14 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 16	議案第 15 号	宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 17	議案第 16 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 18	議案第 17 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 18 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 19 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 20 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 市道の路線の認定について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（溝見友一君） 日程第 2、議案第 1 号令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 3 5、議案第 3 4 号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

—————○—————

- 日程第 3 6 議案第 4 2 号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 3 6、議案第 4 2 号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君）　今回提出します追加議案は条例案件が１件で、介護保険法施行令の一部改正に伴い、宇城市介護保険条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、福祉部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第４２号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井　智君）　議案第４２号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、追加議案集４ページから５ページ、追加議案説明資料の４ページから７ページをお願いいたします。

令和６年１月末に、介護保険法第１１７条に規定されている令和６年度から令和８年度までの３年を１期とする高齢者保健福祉計画第９期介護保険事業計画を策定いたしました。

この中の第９期介護保険事業計画では、令和６年度から令和８年度までの３年間に要する介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込みなどを集計し、介護給付費準備基金の取崩し額を減した上で、令和６年度から令和８年度までの３年間の保険料収納必要額を算定しており、これにより第１号被保険者の月額保険料基準額を６,０００円と算出しております。

また、令和６年１月１９日に、介護保険法施行令中の第１号被保険者保険料の標準段階、標準乗率及び公費軽減割合が改正されております。

現行の本市の当該条例では、第２条において所得段階ごとの保険料率の記載があることから、介護保険法施行令の改正及び第９期介護保険事業計画の策定によりまして、保険料の所得段階を現在の１０段階から１３段階へ細分化し、保険料の基準額を年額７５,６００円から７２,０００円へ減額するとともに、各所得段階の保険料率の改正を提案するものであります。

なお、本年１月１９日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、その改正内容を反映させていることから、今回追加提案にて審議をお願いするものです。

以上で、議案第４２号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君）　議案第４２号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第４２号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君）　質疑なしと認めます。

議案第１号から議案第３４号まで及び議案第４２号につきましては、令和６年第

1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 3 7 陳情第 1 号 子ども医療費無料化に関する陳情書

○議長（溝見友一君） 日程第 3 7、陳情第 1 号子ども医療費無料化に関する陳情書を議題とします。

本案は、民生常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 3 8 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 3 8、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○2 1 番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、同意第 1 号について 2 点お尋ねいたします。

平岡和徳氏は、皆様御存じのとおり、サッカー界におきましては選手として、指導者として輝かしい業績を収められております。また、いくつかの役職も務めておられると聞いております。半面、宇城市の教育長として職務に専念してほしいとの声が私に多く寄せられております。おそらく守田市長のもとにもそのような声が届いているのではないかと思います。そこで、現在平岡和徳氏が務めておられる教育長以外の役職と、今回再任にあたり、市長として役職について何か条件を付けられたのか、以上 2 点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（天川竜治君） まず、教育長の兼業・副業についてお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとなっております。

現時点での教育長の兼業・副業はありません。

他団体の役職につきましては、平成 2 7 年度から大津高校サッカー部の総監督、また、令和 4 年度から一般社団法人熊本県サッカー協会強化委員長に就任されております。総監督は完全ボランティアという形であり、熊本県サッカー協会強化委員長については、交通費や宿泊費の実費弁償が支給されますが、報酬の支給はありません。そのために兼業禁止には該当しておりません。

○市長（守田憲史君） 兼業・副業に対しての何ら条件は付しておりません。

○21番（中山弘幸君） 以上で終わりますが、この件は一般質問でも出しておりますが、残念ながらその前に採決がありますので、これから判断をしたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、同意第1号の質疑を終結します。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第39 同意第2号 教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）

○議長（溝見友一君） 日程第39、同意第2号教育委員会委員の任命について（田上美智子氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第40 議案第35号 令和6年度宇城市一般会計予算

日程第41 議案第36号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第42 議案第37号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第43 議案第38号 令和6年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第44 議案第39号 令和6年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第45 議案第40号 令和6年度宇城市水道事業会計予算

日程第46 議案第41号 令和6年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第40、議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算から、日程第46、議案第41号令和6年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

まず、議案第35号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。はじめに、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算について説明いたします。

当初予算の内容につきましては、各部、所管ごとの説明になりますが、総務部所

管の説明に入る前に、令和6年度の予算編成の考え方、予算の総額について説明します。

第2次宇城市総合計画における後期基本計画の最終年度となる令和6年度は、引き続き将来都市像である「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向け、育てる・住み続ける・持続する・選ばれる・活躍するという5つの基本目標を前提とし、市役所改革プランに基づく市民目線に立った「考え、動く」行政を実行しつつ、諸施策の着実な推進をさらに図ることとしております。

これらを踏まえ、令和6年度の予算編成は、限られた財源を最大限に有効活用することを前提とし、各施策の優先順位を洗い出し、その実施計画である事務事業をさらに推進するため本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり徹底した無駄の排除を行うとともに、予算の中身を大胆に重点化し必要な諸施策を積極的に推進する予算としております。

それでは、別冊の令和6年度宇城市一般会計予算の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を350億3,918万3千円としております。2ページから7ページにかけての第1表、歳入歳出予算の主な増減理由等につきましては、開会日初日、机上配布させていただきました予算附属資料で明示しておりますので御確認ください。

8ページをお願いします。第2表、債務負担行為です。令和7年度の年度初めから履行が必要なもの、複数年度にわたって履行が必要な事項について、期間と限度額を紙面のとおり設定しております。

15ページをお願いします。第3表、地方債です。総務管理施設整備事業費から保健体育施設整備事業費までは、建設事業の特定財源になります。末尾の臨時財政対策費は、用途を特定しない一般財源です。総額で37億880万円を限度額としております。

続いて、総務部所管の歳入予算の主なものについて説明します。

19ページをお願いします。款2地方譲与税から、21ページの款12地方交付税までの予算については、国の地方財政計画などにに基づき積算しております。

38ページをお願いします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で21億6,600万円余を計上しております。歳出超過における財源不足を基金からの繰入れで調整しております。

44ページをお願いします。款23、項1市債です。歳出科目の款、項に計上された普通建設事業の財源として、それぞれ国の財政措置が有利な地方債を発行する予定となっております。

次に、歳出の主なものについて説明します。

49ページをお願いします。款2、項1、目1一般管理費で15億8,400万円余を計上しております。総務部、市長政策部等の職員の給料、職員手当等、共済費などの人件費、行政区運営に係る経費、宇城広域連合に係る負担金などを計上しております。

54ページをお願いします。目5財産管理費で1億5,400万円余を計上しています。本庁、支所等、公用車、普通財産の維持管理経費を計上しております。

65ページをお願いします。目11情報システム運営費で2億1,700万円余を計上しております。全庁的に共通する業務系・情報系の電算システム経費や情報系通信費、各種ライセンス使用料などのデジタル関連の予算となります。

70ページの上段をお願いいたします。コミュニティーセンター費を廃目としております。62ページの目9人権・男女共生費に目を統合したことによるものです。

76ページをお願いします。款2、項4、目2市長選挙費を2,700万円余、77ページに移り、市議会議員選挙費を400万円余計上しております。市議会議員補欠選挙については、市長選挙と同日に行う予定ですので不足する経費のみを計上しております。

188ページをお願いします。款11、項1で市債の返済として、市債元金償還金を43億5,700万円余、市債利子を1億8,000万円計上しております。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、市長政策部長に詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書は57ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費12億1,100円余を計上しています。内容としましては、58ページの節12委託料のふるさと納税事務一括代行業務委託料3億3,200万円余は、寄附見込額8億円に対する寄附返礼品、送料、手数料等を含む代行業務委託料です。

次に、59ページです。節18負担金補助及び交付金、ページは60ページになります。補助金の上から4行目、子育て世帯定住促進事業補助金3,000万円は、子育て世帯の移住・定住を目的とした新設の補助金です。就学前の子どもを含む世帯が市外から転入し、新築または購入により住宅を取得する費用を補助します。

次に、その下1つ飛びまして、バス運行対策費補助金1億2,800万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し欠損額を補助するものです。

また、説明欄下の用地取得補助金1,400万円余及び施設等建設補助金1億2,400万円余は、令和4年度に立地協定を締結した企業4社に係る企業誘致関係の補助金です。

その下、節２４積立金３億３，９００万円余は、ふるさと応援寄附金の見込額から返礼品調達費や委託料等の経費を差し引いた額になります。

次に、歳入の主なものを説明いたします。予算書は３７ページに戻ります。

款１９寄附金、項１寄附金、目１指定寄附金、節１総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金８億円を想定し計上しております。

以上で、市長政策部所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、市民部長に詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） それでは、市民部所管について御説明させていただきます。

まず、歳入を説明します。予算書の１８ページをお願いします。

款１市税は、項１市民税、項２固定資産税などの地方税全体で６０億５７８万２千円を見込んでいます。前年度当初予算に比べ３，５６１万６千円の減です。

予算増減の内訳につきまして、各項の比較の計の欄を申し上げます。項１市民税で１億８，４９１万７千円の減、項２固定資産税は９，９６４万３千円の増、項３軽自動車税は２３０万１千円の増、１９ページに移りまして、項４市たばこ税で４，７３５万７千円の増です。

次に、歳出を説明します。６９ページに移ります。

款２総務費、項１総務管理費、目１６熊本地震復興基金事業費は４，１９４万３千円で、新規に節１２委託料に被災者支援システム導入業務委託料５８８万１千円を、節１４工事請負費に防災拠点センターグラウンド移設工事費２，４００万円を計上しています。特定財源として、全額熊本地震復興基金を充当いたします。

７３ページをお願いします。項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費は２億２，６５０万２千円で、前年度比６，０６８万４千円の増です。主には、節１２委託料１億１，５５７万４千円ですが、７４ページをお願いします。説明欄の上から２段目にあります住民移動等窓口支援システム導入業務委託料３，７９５万１千円を新規に計上しております。

１４４ページをお願いします。下段になります。款８消防費、項１消防費、目１常備消防費は８億２，８３８万５千円、前年度比３，５３８万２千円の減で、全て宇城広域連合常備消防費負担金です。

次に、その下段になります。目２非常備消防費は１億６，０３３万５千円、前年度比４１９万４千円の増です。主には、節１報酬５，０２６万３千円の消防団員等の報酬や、１４５ページをお願いします。節８旅費１，８１６万８千円で、これは消防団員が消火活動に従事した際の費用弁償などになります。

以上で、市民部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、福祉部長に詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の予算について説明します。

歳出の主なものから説明します。予算書の８２、８３ページをお願いいたします。

款３民生費、項２障害者福祉費、目２障害者自立支援費の総計で２６億８，４００万円余を計上しております。主に、８５ページで節１９扶助費の説明欄にあります障害福祉サービス等給付費、児童発達支援給付費、日常生活用具給付費、公費負担診療報酬扶助費、身体障害者等補装具給付費などの経費となります。

８７ページをお願いいたします。項３老人福祉費、目３介護保険費の総計で１０億８，６００万円余を計上しています。節２７繰出金として、介護保険特別会計への繰出金が主なものです。

９１ページをお願いします。項４児童福祉費、目２児童手当費として、前年度実績等により８億５，０００万円余を計上しております。

同ページの目３子ども・子育て支援費で、前年度比１，９１７万９千円増の３０億２，５００万円余を計上しております。民間保育所等の運営費、障害児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などに要する経費です。

９５ページをお願いいたします。項５母子福祉費、目１母子福祉費で前年度実績等により２億８，８００円余を計上しております。主に、ひとり親家庭等に対する助成と児童扶養手当費となります。

９７、９８ページです。項６生活保護費、目２生活保護扶助費で、前年度比７，９９２万８千円増の９億３，８００万円余を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。３７ページをお願いいたします。

款１８財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入で、説明欄の土地建物貸付収入１，８６１万７千円のうち、松橋・河江・不知火・青海・豊野など各保育園の土地貸付収入として８９７万８千円を計上しております。

３８ページです。款２０繰入金、項２基金繰入金、目３その他特定目的基金繰入金、節１社会福祉振興基金繰入金として４１６万円を計上しております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、保健衛生部長に詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 保健衛生部所管の歳出の主なものを説明します。８１ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目３国民健康保険費は、前年度比１億１，２００万円余増の６億８，７００万円余で、全て国民健康保険特別会計への基準内繰出金です。特定財源として、国及び県負担金３億８，３００万円余を見込んでいます。

８２、８３ページに移ります。項２障害者福祉費、目１障害者福祉総務費のうち、節１９扶助費の重度心身医療費助成金１億３，１００万円余が主なものです。特定

財源として、県補助金 6,557 万円を見込んでいます。

88 ページに移ります。項 3 老人福祉費、目 4 後期高齢者医療費は、前年度比 9,450 万円余増の 13 億 9,600 万円余を計上しました。主に、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金などです。特定財源として、県負担金 2 億 3,000 万円余を見込んでいます。

99 ページに移ります。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費は、前年度比 5,750 万円余増の 4 億 1,800 万円余を計上しました。主に、100 ページの公的病院等運営助成補助金で、不採算医療等の機能を担っている公的病院に対し助成を行います。

101 ページの目 2 予防費は、前年度比 2,300 万円余減の 2 億 240 万円余を計上しました。定期予防接種及び任意予防接種のワクチン接種業務委託料が主なものです。

目 3 母子衛生費は、前年度比 5,150 万円余増の 2 億 8,900 万円余を計上しました。主に、103 ページの子ども医療扶助費で、0 歳から 18 歳までを助成対象としております。

目 4 健康増進事業費 8,950 万円余は、がん検診推進事業や集団検診業務委託料などです。

105 ページに移ります。同じく項 2 環境衛生費、目 1 環境衛生総務費は、前年度比 720 万円余減の 1 億 2,500 万円余を計上しました。主に、宇城広域連合各種事業費負担金です。

107 ページに移ります。同じく項 3 清掃費、目 1 清掃総務費は、前年度比 2 億 5,600 万円余減の 5 億 8,400 万円余を計上しています。宇城広域連合宇城クリーンセンター費及び環境再生センター費負担金などです。

以上で、保健衛生部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明いたします。110 ページをお開きください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費 1 億 8,800 万円余を計上しています。111 ページに移ります。主なものは、節 18 負担金補助及び交付金 1 億 7,600 万円余で、中でも、最下段の農業次世代人材投資事業補助金 1,147 万 5 千円と、次ページ説明欄 2 段目の新規就農者育成総合対策事業補助金 1 億 1,600 万円余は、経営が不安定な就農直後の 3 年間の資金面の支援を行うものです。

次に、同欄 3 段下、農業経営収入保険加入促進事業補助金 1,137 万円です。これまで農産物の自然災害による収入減の補償は農業共済保険が主でしたが、同保

険は、原則、収穫前であってもそれまで費やした経費だけが補填の対象となるものでした。対してこの収入保険は、過去５年間の実績を基に、販売収入額そのものを補填する考え方により制度設計されています。市は加入を促進していますので、前年比３倍に増額しています。

１１４ページをお願いします。目８農地総務費２億３００万円余を計上しています。次ページに移ります。主なものは、節１８負担金補助及び交付金、説明欄中段の多面的機能支払事業補助金１億７，７００万円余です。農道、水路及び農業施設の補修や管理等の地域共同活動を支援する補助金で、８３行政区で取り組まれています。財源の多くを国県が負担する有効な事業ですが、事務の負担が多いとの理由で取り組んでいない地区もありますので、広域合併後の土地改良区に事務を業務委託できないか協議を進めています。

１１７ページをお願いします。目１２ほ場整備事業費１億８，５００万円余を計上しています。主には、節２４積立金の国営緊急農地再編整備事業基金１億６，２００万円です。事業最終年度の翌年度の令和１７年度になりますが、２０億円を超える事業負担金の支出が予定されていますので、計画的に財源確保を行うものです。

また、その上、節１８負担金補助及び交付金、説明欄の県営水利施設整備保全高度化事業負担金４５０万円です。里浦地区の畑地１１．５ヘクタールを令和６年度から７年間かけ基盤整備を行います。総事業費１３億円のうち市負担は１０％の１億３，０００万円を予定していますが、初年度は基本設計及び換地の予算です。

１２３ページをお願いします。項３水産業費、目４漁港改良費３億１，７００万円余を計上しています。主には、節１４工事請負費、説明欄の海岸メンテナンス工事費２億９，０００万円で、田井ノ浦漁港海岸堤防の老朽化対策を前年度から４年計画で行っています。総事業費は５億円程度になる見込みです。

１２６ページをお願いします。款６商工費、項１商工費、目４観光費１億５００万円余を計上しています。主なものは、節１２委託料６，３２５万円で、施設管理業務委託料や指定管理業務委託料です。なお、指定管理業務委託料については、利用料金などの収入が減少した場合でも指定管理料の補填は行いません。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の予算について、歳出の主なものから説明します。予算書の１２８ページをお願いします。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費は、職員人件費や次ページの道路台帳補正業務委託料などです。

１３１ページの項２道路橋りょう費、目１道路橋りょう総務費は、主にその他の

土木部の職員人件費などとなります。下段の目2道路維持費で3億9,200万円余を計上しております。道路維持補修に要する費用となります。

次に、132ページの節14工事請負費の2億6,100万円で道路の舗装打換え等を実施するものです。

133ページ、目3道路新設改良費で5億4,600万円余を計上しております。主に、134ページの節14工事請負費で2億7,600万円余は、道路改良事業に要する費用で、国の交付金などを活用し実施します道路の新設、拡幅や通学路の歩道設置、カラー舗装工事などを行うものです。

目4橋りょう維持費で1億200万円余を計上しております。主に、節12委託料、節14工事請負費で、橋りょうの点検や補修工事を実施するものです。

136ページをお願いいたします。項3河川費、目2河川維持費1億600万円余のうち主なものは、節14工事請負費9,170万円となります。市が管理します河川の維持管理費用です。

目3河川改良費に2億2,500万円余を計上しております。主に、137ページになります節14工事請負費1億8,200万円余で、河川の護岸工事などを実施するものです。

下段の項5都市計画費、目1都市計画総務費1億1,200万円余の主なものは、次ページにあります都市計画基本図作成等の委託料となります。

140ページをお願いします。目4公園費1億2,100万円余の主なものは、次ページの節14工事請負費7,300万円で公園遊具等の改修のための工事費です。

下段の項6住宅費、目1住宅管理費1億1,400万円余は、142ページになります住環境の維持管理に要する委託費や市営住宅の修繕費用となります。

143ページの目2住宅建設費1億9,100万円余は、主に、節14工事請負費の市営住宅の改修や解体工事費となります。

188ページをお願いします。中段にあります款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費3,500万円は、大雨災害等の発生時の初期対応の費用となります。

続いて、歳入を説明いたします。予算書の23ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料で1億7,800万円余を計上しております。主に、節6住宅使用料1億5,800万円余で市営住宅等の使用料及び住宅共益費となります。

続いて、28ページをお願いします。款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金の合計は5億6,800万円余で、節1道路橋りょう費補助金2

億 3,300 万円余は、道路改良、橋りょう維持事業に関する交付金及び補助金となります。

節 3 住宅費補助金の 2 億 6,700 万円余は、主に、災害公営住宅家賃低廉化事業や公営住宅等ストック総合改善事業の社会資本整備総合交付金などです。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります

○議長（溝見友一君） 次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 教育部所管の歳出の主なものについて説明します。153 ページから 154 ページです。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費 2 億 2,500 万円余です。主なものは、節 1 2 委託料の ICT 支援包括提携事業委託料及び節 1 3 使用料及び賃借料の教師・小学生・中学生用のパソコン・タブレット賃借料並びに節 1 7 備品購入費のスクールバス、電子黒板購入費などです。

155 ページから 156 ページです。項 2 小学校費、目 1 学校管理費 3 億 4,100 万円余です。主なものは、節 1 報酬の特別支援教育支援員等会計年度任用職員の報酬及び節 1 0 需用費の各小学校光熱水費などです。

158 ページです。目 3 学校建設費 3 億 5,400 万円余です。主なものは、節 1 2 委託料の豊福小学校改築設計業務委託料及び節 1 4 工事請負費の不知火小学校駐車場等整備工事費などです。

162 ページです。項 3 中学校費、目 3 学校建設費 1 億 9,800 万円余です。主なものは、節 1 4 工事請負費の松橋中学校校舎等改築工事費などです。

163 ページから 164 ページです。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 1 億 6,700 万円余です。主なものは、節 1 4 工事請負費の大岳地区生涯学習センター解体工事などです。

168 ページです。目 5 図書館費 1 億 4,900 万円余です。主なものは、節 1 2 委託料で図書館指定管理業務委託料などです。

173 ページから 175 ページになります。項 5 文化費、目 6 小川総合文化センター費 7 億 8,200 万円余です。主なものは、節 1 4 工事請負費の小川総合文化センター中規模改修工事費などです。

175 ページ中段から 176 ページです。目 7 世界遺産管理費 1 億 4,900 万円余です。主なものは、節 1 4 工事請負費の三角西港龍驤館耐震補強工事などです。

179 ページから 180 ページです。項 6 保健体育費、目 3 グラウンド費 7,678 万 6 千円です。主なものは、節 1 4 工事請負費の観音山グラウンド施設補修工事費などです。

185 ページです。項 7 学校給食費、目 1 給食総務費で 3 億 2,200 万円余で

す。主なものは、節１０需用費の給食賄材料費などです。

続いて、歳入の主なものを説明します。２９ページをお願いします。

款１６国庫支出金、項２国庫補助金、目７教育費国庫補助金４億３，９００万円余です。主なものは、節３中学校費補助金、公立学校施設整備費補助金などです。

３４ページです。款１７県支出金、項２県補助金、目８教育費県補助金１，６６１万２千円です。主なものは、節４文化費補助金の熊本県文化財保存整備費補助金などです。

４０ページです。款２２諸収入、項４受託事業収入、目３教育費受託事業収入２，４６８万２千円は、松橋西支援学校の給食受託事業収入です。

以上で、教育部所管の予算説明及び議案第３５号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第３５号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１１時０５分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第３６号及び議案第３７号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第３６号令和６年度宇城市国民健康保険特別会計予算について説明します。予算書の１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ８０億７，９６９万４千円と定めるものです。前年度より２億４，５００万円余の増額です。

まず、歳入を説明します。８ページをお願いします。

款１国民健康保険税は、今定例会に条例改正を提案しておりますが、県が示した標準保険料率を基準として税率を設定し、前年度比９２５万６千円減の１５億３，１００万円余を計上しております。

９ページに移ります。款３県支出金は、市が負担する保険給付費分の普通交付金及び財政状況や事業に対し交付される特別交付金です。前年度比１億１，９００万円余増の５８億１，５００万円余を計上しました。

款５繰入金、項１他会計繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び産前産後保険料繰入金として、前年度比１億１，２００万円余増の６億８，７００万円余を計上しました。

次に、歳出を説明します。１２ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費は、職員人件費、被保険者証の印刷・発送に要する経費及びレセプト点検業務の委託料等として、前年度比647万4千円増の7,354万7千円を計上しました。

13ページに移ります。款2保険給付費、項1療養諸費から15ページの項6傷病手当諸費までは、前年度比1億4,000万円余増の56億9,900万円余を計上しました。主に、一般被保険者療養給付費負担金や高額療養費負担金などです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から16ページの項3介護納付金分までは、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年比6,290万円余増の21億7,400万円余を計上しました。

款5保健事業費、項1保健事業費から18ページの項2特定健康診査等事業費までは、人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比482万2千円増の7,850万円余を計上しました。

款6基金積立金3,456万8千円は、令和5年度に一般会計から借入予定の約2億円を返済するため、毎年基金に積み立てていくものです。

以上で、議案第36号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第37号令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億1,397万3千円と定めるものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合で算出しています。前年度比9,261万円増の7億6,700万円余を計上しています。

款4繰入金は、保険料軽減分を国県及び市が公費で負担する保険基盤安定事業繰入金のほかに、人件費等に係る事務費繰入金を合わせ、前年度比2,970万円余増の3億4,500万円余を計上しています。

なお、集団健診事業繰入金につきましては、令和6年度から一般会計に移管することにより、廃目としております。

7ページに移ります。款6諸収入、項4受託事業収入につきましても、先ほどと同様に一般会計に移管するため、廃項としております。

次に、歳出を説明します。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費の3,640万円余は、主に人件費です。

9ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として、被保険者から納入された保険料7億6,700万円余と、歳入の保険基盤安定事業繰入金と同額の3億700万円余を保険基盤安定負担金として計上しています。

なお、款5保健事業費につきましては、歳入でも説明しましたとおり、一般会計に移管することに伴い、廃款としております。

以上で、議案第37号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第36号及び議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第38号令和6年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度は、歳入歳出それぞれ総額を66億1,204万3千円とするもので、前年度比で7億3,611万円の減額です。

歳入から説明します。7ページです。

款1保険料、項1介護保険料は12億200万円余で、65歳以上の第1号被保険者を約19,900人と見込んでいます。

次に、同ページの款3国庫支出金から10ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金までは、国・県・市の法定負担率分を計上しております。

10ページの同項、目5低所得者保険料軽減繰入金9,707万円は、国2分の1、県と市が4分の1ずつの負担割合によるものです。

次に、歳出を説明いたします。14、15ページです。

款2保険給付費、項1保険給付費の総計は61億8,700万円余で、前年度比で7億2,158万円の減額となり、目2介護サービス等給付費負担金の56億1,000万円余が主なものとなります。

15ページから17ページにかけての項2地域支援事業費の総計は2億2,800万円余で、前年度比で69万1千円の減額となり、16ページ、目2一般介護予防事業費の一般介護予防事業委託料の5,906万4千円、目3包括的支援事業・任意事業費で、17ページの一般業務委託料の9,979万5千円が主なものとなります。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第39号令和6年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。予算書1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,027万2千円と定めるものです。

まず、歳入の主なものを説明します。6ページをお願いします。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金と

して、滞納繰越分を含め 875 万 6 千円を予定しています。

次に、歳出の主なものを説明します。7 ページをお願いします。

節 20 貸付金は、令和 6 年度の奨学貸付金として 702 万円、入学支度貸付金として 300 万円、合わせて 1,002 万円を見込んでいます。

なお、令和 6 年度の奨学貸付金は、令和 4 年度から令和 5 年度までの継続者 4 人と、新規貸付者を 15 人と見込んでいます。また、入学支度貸付金は、新規貸付者を 10 人と見込んでいます。

以上で、議案第 39 号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第 39 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 40 号及び議案第 41 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第 40 号令和 6 年度宇城市水道事業会計予算について説明いたします。別冊の特別会計予算書内の令和 6 年度宇城市水道事業会計予算 1 ページをお願いいたします。

まず、予算の総額について説明します。

第 3 条収益的収入及び支出、収入では、第 1 款水道事業収益の予定額 14 億 1,774 万 2 千円を計上し、前年度と比較しますと 8,700 万円余の増額予算としております。内訳は、水道料金や受託工事収益、他会計補助金や長期前受金戻入が主なものでありますが、うち受託工事の収益が主な増額要因となります。

2 ページに移ります。支出では、第 1 款水道事業費用の予定額 14 億 489 万 6 千円を計上し、前年度より 7,500 万円余の増額予算としております。水道施設の維持管理に要する経費、減価償却費や企業債利息が主なものです。

第 4 条資本的収入及び支出、まず収入では、第 1 款資本的収入の予定額を 2 億 9,066 万 6 千円とし、前年度より 1 億円余を増額しています。建設改良企業債の借入、繰出基準に基づく一般会計からの出資金が主なものです。

支出では、第 1 款資本的支出の予定額を 5 億 4,502 万 6 千円とし、前年度より 1 億円余を増額しております。施設改良や施設拡張、企業債元金償還金が主なものであり、うち配水管の拡張工事が主たる増額要因となります。

3 ページに移ります。第 5 条債務負担行為では、浄化槽維持管理業務委託ほか 9 件について、期間、限度額を紙面のとおり設定しております。

4 ページに移ります。第 6 条企業債では、建設改良事業として限度額を 2 億 4,620 万円とし、第 7 条一時借入金では、限度額を 2 億円と定めております。

第 8 条から第 11 条にかけまして、予定支出の各項の経費の金額の流用など、各項目において限度額や制限等を定めております。

以上で、議案第 40 号の詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第41号令和6年度宇城市下水道事業会計予算について説明いたします。同じく別冊の下水道事業会計予算1ページをお願いします。

まず、予算の総額について説明します。

第3条収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益の予定額12億8,283万9千円を計上し、前年度と比較し2,600万円余の減額予算としております。下水道使用料や受託工事収益、他会計補助金、長期前受金戻入が主なものです。

2ページに移ります。上段の支出では、第1款下水道事業費用の予定額14億7,620万1千円を計上し、前年度比で3,300万円余の減額予算としております。管渠や処理場の維持管理に要する経費、減価償却費や企業債利息が主なものです。

第4条資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予定額を11億6,406万3千円とし、前年度より3億5,000万円余を増額しております。内訳としましては、建設改良企業債やその他の企業債、雨水対策事業等に係る国庫補助金、他会計出資金が主なものであり、そのうち企業債の借入及び他会計出資金が主な増額要因となります。

支出では、第1款資本的支出の予定額を14億7,880万円とし、前年度対比で1億8,000万円余の増額予算としております。下水道管渠、処理場の更新や雨水ポンプ場等に係る建設改良費、企業債元金償還金が主なものであり、うち浄水管理センターの更新・耐震化工事の委託、雨水ポンプ購入などで増額しております。

3ページに移ります。第5条債務負担行為では、小川流域マンホールポンプ場維持管理業務委託ほか11件について、期間、限度額をそれぞれ設定しております。

4ページに移ります。第6条企業債では、建設改良事業に加え資本費平準化債を新たに発行し、限度額を5億1,380万円としております。

第7条一時借入金では、限度額を10億円とし、第8条から第10条にかけて予定支出の各項の経費の金額の流用など、各項目において限度額や制限等を定めております。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 議案第40号及び議案第41号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第47 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第47、休会の件を議題とします。

明日15日木曜日及び16日金曜日、そして来週19日月曜日から22日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日１５日木曜日及び１６日金曜日、そして来週１９日月曜日から２２日木曜日までは休会することに決定しました。

なお、１７日土曜日及び１８日日曜日、そして２３日金曜日から２５日日曜日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時２５分

第 3 号

2月26日（月）

令和6年第1回宇城市議会定例会（第3号）

令和6年2月26日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第1号	令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
日程第2	議案第2号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第3	議案第3号	令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第4号	令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第5	議案第5号	令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第6号	令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第7号	令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第8号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第9号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第10号	宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第11号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第12号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第13号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第14号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第15	議案第15号	宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

		援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 6 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 7 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 8 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 9 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 1 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 2 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 3 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 4 号	宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 5 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 6 号	宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 7 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 8 号	宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 9 号	宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 0 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 3 1	議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）
日程第 3 2	議案第 3 2 号	市道の路線の廃止について
日程第 3 3	議案第 3 3 号	市道の路線の認定について

- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 3 5 議案第 4 2 号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）
- 日程第 3 7 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 6 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議員派遣の件
- 日程第 4 6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勳 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	教 育 長	平 岡 和 徳 君
総 務 部 長	天 川 竜 治 君	市長政策部長	元 田 智 士 君
市 民 部 長	黒 崎 達 也 君	福 祉 部 長	岩 井 智 君
保健衛生部長	井 住 寿 宏 君	経 済 部 長	浦 田 敬 介 君
土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君	市長政策部次長	坂 本 優 子 君
市 民 部 次 長	岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	竹 口 則 和 君	豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 令和 5 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |

日程第 16	議案第 16 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 17	議案第 17 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 18 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 19 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 20 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 21 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 22 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 23 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 24 号	宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 25 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 26 号	宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 27 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 28 号	宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 29	議案第 29 号	宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について
日程第 30	議案第 30 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 31	議案第 31 号	指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）
日程第 32	議案第 32 号	市道の路線の廃止について
日程第 33	議案第 33 号	市道の路線の認定について
日程第 34	議案第 34 号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 3 5 議案第 4 2 号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 1 号令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）から、日程第 3 5、議案第 4 2 号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

去る 2 月 1 4 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） 皆さんおはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、条例案件 5 件、その他案件 2 件の合計 9 件であります。委員会を 2 月 1 6 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号一般会計補正予算（第 6 号）の歳入のうち、県支出金の平成 2 8 年度熊本地震復興基金交付金について、委員から「今後の事業及び残っている課題は」との質疑に対し、執行部から「令和 6 年度当初予算において、災害救助物資の調達また本市は被災者生活支援システムが未導入であるのでその導入、さらに消防関連で、豊野町の引上げ式消火栓の老朽化による更新など、防災・減災のために基金を有効活用するという計画を立てている」との答弁がありました。さらに、委員から「主に熊本地震からの復旧・復興、防災・減災対策の財源ということであるが、復興事業はほぼ終わっているのか」との質疑に対し、執行部から「令和 5 年度においては、地震で壊れた松合地区の石橋のモニュメントがそのままになっていたため、その復旧を行っている。また、応急仮設住宅の木材を使って、学童保育所への造り替えや公営住宅の建て直しを行っている。復興事業については、担当部局からの報告等がこのほかないため、現時点においては把握していない」との答弁がありました。これに対し、委員から「能登半島と宇土半島は海で囲まれているという共通点があり、宇土半島において能登半島のような大規模な震災が発生した場合、インフラ面、特に水道の対策は大変である。半島に対する災害対策を統括的に進めるよう検討してほしい」との意見がありました。

次に、企画費の老朽危険空き家等除却事業補助金について、委員から「当初の予

定と実績は」との質疑に対し、執行部から「予算は、1件当たり上限50万円を12件で総額600万円、実績は4件の161万5千円であった。相談件数は十数件であったが、建物自体の老朽化及び危険性、そしてその危険性が公共的に影響を及ぼすかという2点の要件を満たさなかったため、4件にとどまった」との答弁がありました。さらに、委員から「制約が厳しいが、要件の緩和は考えているか」との質疑に対し、執行部から「第一義的には、解体は所有者がすべきであり、どこまで税金で行うべきかというバランスもあるため、事例を見ながら研究したい」との答弁がありました。

次に、eスポーツ普及事業企画運営事業委託料について、委員から「『うきのぼ』の土日の利用者に対し、機材や説明員の不足を感じている。今回減額補正してあるが、機材をもう少し充実し、平日は不登校の対策に利用するなど、幅広い人が利用可能となるような取組はできないか」との質疑に対し、執行部から「今回の減額補正は、eフットボールのかごしま国体予選会を開催する計画であったが、主催者がオンライン開催としたため、やむなく断念したことによるものである。土日の来場者がかなり多いため、機材の不足という点は十分認識している。ただ、平日の利用者が少ないため、現在、障がいを持つ子どもたちのための放課後デイサービスの利用を受け入れている。今後は、フリースクールの利用も検討したい」との答弁がありました。

次に、教育費の豊福小学校改築設計業務委託料について、委員から「減額の要因は何か。また、今後の計画は」との質疑に対し、執行部から「減額の要因は、当初の参考見積価格による予算額と実際の積上げ額の差額及び入札執行残によるものである。計画としては、今年度中の基本構想の策定を目指している。今後、基本設計から実施設計へと移っていくが、できる限り前倒しを図り、来年度中に工事の一部施工ができればと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「教育現場は平等であるべきなので、アスベストへの安全対策を施しながら、前倒しで工事を進めてほしい」との意見がありました。

次に、小川総合文化センター中規模改修工事設計業務委託料について、委員から「中規模改修工事の内容は」との質疑に対し、執行部から「公共施設等総合管理計画及び公共施設長寿命化計画に基づき、建築から20年経過後の中規模改修として、主に空調、照明、消防などの設備改修を見込んでいる」との答弁がありました。これに対し、委員から「いい施設は最良の形で残しておくべきなので、手を抜くことなく安全な施設となるよう工事を進めてほしい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例

案件 5 件、その他案件 2 件の合計 9 件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 3 件、条例案件 7 件、その他案件 3 件の合計 13 件であります。委員会を 2 月 19 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号一般会計補正予算（第 6 号）のうち、土木費の急傾斜地崩壊対策事業費の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金とがけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、委員から「事業概要と減額の内訳は」との質疑に対し、執行部から「土砂災害危険住宅移転促進事業補助金については、県の 10 割補助事業で 1 件当たり 300 万円で、対象経費は移転先住宅の建設・購入・リフォーム費、アパート等の賃貸費（1 年間）、現在住んでいる住宅除去費などが該当する。減額内訳としては、当初予算において 3 件を見込んでいたが、1 件の申請があり補助対象に該当し、残り 2 件分を不用額として減額した。また、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、1 件の上限額が 829 万 3 千円で、対象経費は危険住宅の撤去費、動産移転費、跡地の整備費が含まれており、住宅建設または購入費の利子に対するの補助が対象となる。減額内訳としては、当初予算において 1 件を見込んでいたが、申請がなかったために不用額として全額減額する」との答弁がありました。さらに、委員から「土砂災害警戒区域は本市内で結構あると思うが、余りにも申請件数が少ないので、市はどういった周知をしているのか」との質疑に対し、執行部から「今年度は、市民課のモニター、イオンモール宇城のモニター、宇城市のライン、広報うき等で周知をしている。また、以前移転を希望され、相談の結果断念された方が複数件あったので、その方たちに対し 1 月に周知を行った。なお、現在 2 件の相談があっている。今後は、土砂災害警戒区域からの移転については、いろいろな方法で周知をし、安全な住まいが確保できるように努力していく」との答弁がありました。

次に、土木費の港湾管理費の県営港湾補修事業負担金について、委員から「1、

450万円増額の内訳と県の総事業費及び市の負担割合は」との質疑に対し、執行部から「三角港の際崎地区の港湾整備事業として、総事業費1億2,000万円のうち本市負担割合は6分の1で2,000万円であり、当初予算との差額で700万円増額する。もう1件は、三角港海岸戸馳地区の海岸整備事業として、総事業費1億8,000万円のうち本市負担割合が20分の1で900万円であり、当初予算との差額で750万円増額する」との答弁がありました。また、委員から「工事の大小事業により負担割合は変わるのか。また、本市の要求によって事業推進されるのか」との質疑に対し、執行部から「負担割合は県の条例で記載されており、事業メニューによって割合が決定されている。また、事業推進については、県のマネジメント計画によって実施される」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件7件、その他案件3件の合計13件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件11件、陳情案件1件の合計16件であります。委員会を2月16日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第6号）の歳入のうち、市税に関する滞納繰越分の減額について、委員から「現在の滞納者数はどの程度か」との質疑に対し、執行部から「市税についての滞納者は3,000人余りである。市民税の個人分は、当初の目標として収納率を28%に設定し予算計上していたが、目標に届かなかったので22%に修正し減額補正をしている」との答弁がありました。また、委員から「滞納は納税の平等性や公平性の観点からもあってはならないので、今後も滞納解消に鋭意努力をされたい」との意見がありました。

続いて、議案第1号のうち、放課後児童健全育成事業委託料について、委員から「保護者会運営の学童保育所については法人運営への転換を図りたいとの説明があったが、保護者会運営の学童は何か所あるのか。また、法人運営への転換はハードルが高いと思うが、どう展開する予定か」との質疑に対し、執行部から「本市内に

保護者会運営クラブは9か所ある。保護者会からは以前より、民営化等による法人運営に移行してほしいという要望があっていた。このため、保護者会運営クラブを対象に意見交換会などを行い、法人委託への方針の説明を行っており、来年度にプロポーザル方式により委託法人を決定することを目指して準備を進めている」との答弁がありました。

また、委員から「放課後児童クラブにおける待機児童はいるのか」との質疑に対し、執行部から「待機児童そのものはいないと思うが、クラブによっては現行の利用が3年生までであり、4年生以上の利用はできないのではとの保護者の思いから、申込みを控えておられる場合もあると考えられる。両親が共働きで、6年生でも利用したい方がいらっしゃる可能性があることは真摯に受け止めたい」との答弁がありました。

また、委員から「学校内の空き教室を利活用してみてはどうか」との質疑に対し、執行部から「学校敷地内に施設が設置できればベストである。今後、学校との十分な連携の下、児童の安全を最優先に施設整備を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第4号介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員から「介護予防サービス等給付費が増額した理由は何か」との質疑に対し、執行部から「要支援認定者が増加したためであるが、増加の理由は、前年まで新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防事業に参加できなかった住民の運動機能の低下や外部との接触を避けた結果、認知機能が低下したことが原因だと分析している」との答弁がありました。

次に、議案第18号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「執行部提示の税率は、あくまでも県の示した標準保険税率と理解しているのか」との質疑に対し、執行部から「今回の税率改正については県が示した税率に基づいて設定しているが、全て同じというわけではない。国保については所得割、加入者1人に対して課される均等割、世帯に対して課される平等割がある。標準保険税率では所得割の分と、均等割及び平等割の分が50対50の比率で税率を設定されているが、本市がこの税率を採用すると、所得がある国保世帯が少ないので、どうしても所得割の分での税収を見込むことが難しい。県の示した税率と比べ、所得割よりも均等割及び平等割の方へ比重を置いている」との答弁がありました。

次に、議案第42号介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「所得に応じて保険料が増減しているが、比率についての基準はあるのか」との質疑に対し、執行部から「厚生労働省の基準を参考として、保険料基準額である第5段階に負担割合を乗じたものを各段階に設定している」との答弁がありました。

また、委員から「所得段階が細分化され、10段階から13段階に増えたのは、低所得者の保険料を抑え、高所得者の保険料は増額されるとの見解でいいのか」との質疑に対し、執行部から「御指摘のとおりで、国の基準に従って所得段階を細分化している。国の狙いとしては、介護保険制度を持続可能なものとするため、団塊の世代が75歳以上となる2025年から高齢者の人口がピークとなる2040年にかけての介護給付費の増加を見据えて、所得分配機能を強化し、低所得者の保険料を抑制することである」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件11件の合計15件については、全て可決すべきものと決定しました。

なお、陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第6号令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第7号令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第8号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第9号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第9号宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第10号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第10号宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第11号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第11号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１２号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１３号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１４号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第15号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第15号宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第16号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第16号宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１７号宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１８号宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１９号宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 20 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 21 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 22 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２３号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２４号宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２５号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２６号宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２７号宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２８号宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２９号宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３０号権利の放棄について（水道料金の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３０号は可決しました。

これから、議案第３１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３１号指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３１号は可決しました。

これから、議案第３２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３２号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３２号は可決しました。

これから、議案第３３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３３号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３３号は可決しました。

これから、議案第３４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３４号宇城市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 3 4 号は可決しました。

これから、議案第 4 2 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 4 2 号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 4 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決しました。

————○————

日程第 3 6 同意第 1 号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 3 6、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号教育長の任命について（平岡和徳氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第 1 号はこれに同意することに決定しました。

————○————

日程第 3 7 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 3 7、同意第 2 号教育委員会委員の任命について（田上美智子氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 2 号教育委員会委員の任命について（田上美智子氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第 2 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第38 議案第35号 令和6年度宇城市一般会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第38、議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。まず21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算の中で、1点だけお尋ねします。

歳入のところの款18財産収入、項1財産運用収入、節1土地建物貸付収入の中の約1億円のうち、福祉部の保育園への貸付けについてお尋ねをいたします。まず園別の年間貸付額と積算根拠について説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 今回、議長のお許しを得て、資料として園ごとの貸付料一覧表を配布しております。市では、平成28年度から公立保育所6園を民営化してまいりました。その際に、建物は無償譲渡又は無償貸与としておりますが、土地につきましては、各園と土地賃貸借契約を結び、年ごとに貸付料を納めていただいております。令和6年度の貸付予定額は、平成28年に民営化した松橋保育園が431万9千円、平成29年の河江保育園が119万5千円、平成31年の不知火保育園が213万7千円、令和3年に青海保育園と大岳保育園を統合した青海保育園が49万6千円、そして令和5年4月の豊野保育園が76万6千円というふうになっております。貸付料は宇城市貸付料算定基準に基づき算定しており、土地評価額の単価に貸付面積を乗じた額に、さらに期待収益率4%を乗じた額としております。宇城市貸付料算定基準においては期待収益率を5%と設定しておりますが、保育所運営という公共性を鑑みて4%にて算定をしているところです。

○21番（中山弘幸君） 説明の中で5つの保育園の合計で約890万円ということでした。私は松橋保育園のちょっと記憶がありましたので、最初聞いたときにちょっ

と少ないのではないかというふう感じた次第です。積算の根拠として主に土地の評価額を基準にしてあるということですが、執行部から示された資料を見て、素朴に疑問を持っております。例えば、松橋保育園と豊野保育園を比べた場合、面積はほぼ同じでありながら貸付料は5分の1以下になっております。そこで再度お尋ねしますけれども、現在福祉部及び執行部の中で、積算の方法を見直すような検討はなされているのかいないのか、その点をお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 各保育園への貸付料は、宇城市貸付料算定基準により算定しているため、同程度の貸付面積であっても、土地評価額単価により貸付料の差が出る状況にあります。貸付料については、移管先法人の公募の際に貸付料予定額を提示しておりまして、料金に対する法人の理解は得ているというふうに考えております。松橋保育園は民営化から7年ほど経過しております。平成28年から令和7年度まで10年間の賃貸借契約を結んでいるところです。この間、土地評価額の見直しに伴う貸付料の見直しは行っているところです。10年経過後の内容については、今後研究して方針を決定していきたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 今日は質疑で、一般質問ではありませんのでこれ以上は聞きませんが、できれば所管の民生常任委員会で少し議論をしていただければと思っております。私も総務文教常任委員会の中で、貸付料の積算根拠等については議論したいと思っております。私は一般的な商売であれば、単純に土地の評価額で算定しても問題はないと思います。しかし、この保育事業というのは、どこでやってもサービスの単価は決まっており、また人件費もほぼ同じであります。そうであるならば、単純に土地の評価額だけで算定することが公平なのかと疑問があります。例えば、平等割や園児の数、そして土地の評価額などを複合的に考慮して算定すれば、より公平な金額になるのではないかと考えております。これ以上申し上げませんけれども、是非、民生常任委員会での議論を期待して私の質疑を終わります。

○議長（溝見友一君） 次に、12番、坂下勲君の発言を許します。

○12番（坂下 勲君） 議案第35号、款2総務費、項1総務管理費、目16熊本地震復興基金事業費、節14工事請負費、防災拠点センターグラウンド移設工事費についてであります。令和2年第2回宇城広域連合議会定例会において、長年の懸案事項であった三角分署の移転及び人員増の方針を決断された連合長の守田市長には感謝しております。この方針決定を受け、候補地の選定は宇城市に委ねられ、現在の三角防災拠点センターに隣接するグラウンドゴルフ場を第一候補として決定しているとの説明を受けました。しかしながら、私は懸念を示さざるを得ません。確かに現在予定されている場所は、台風等による高潮、地震による津波、大雨による浸水・冠水には大丈夫な場所であります。三角町の住民のみならず、宇城市民も災害

の複雑化・多様化・高度化に対応した警防体制、救急要請の増加に対応した救急体制が図られ、安全・安心なまちづくりになると期待しています。災害に強いまちづくりを基本理念に、災害救助活動の拠点として消防・防災・救急活動に傾注していることは御存じのとおりであります。現在の候補地から三角町への繁華街へのルートは3本の道路があります。しかしながら、2本が狭い道路で済生会みすみ病院を通る道路は確かに広い道路ではありますが、国道266号に出るためには、波多踏切を通過しなければなりません。緊急車両が大岳、郡浦、戸馳、東港に出動する場合に、踏切を通過する動線はいかかなものか。最悪の事態を考えると危惧するところもあります。

そこで本題ですが、今回消防署新設に伴うグラウンドゴルフ場の移設に2,400万円が計上されております。この2,400万円という高額な財源を投入するのであれば、現在の候補地に限らず、最も消防署にとって市民への安心感を担保するためにも、適当な場所となり得る候補地を再考する必要があると考えますがいかがですか。

○市民部長（黒崎達也君） 現在、三角防災拠点センター敷地内に災害時の駐車場、特に車中泊用として整備してありますグラウンドがございます。そこに新たに三角分署を建設する予定でございまして、そのための代替地として新たな車中泊用のグラウンドを整備する必要があります。そのための2,400万円の整備費を予算計上いたしました。

三角分署の候補地としましては、公共用地、民有地を含めて9か所検討いたしましたが、浸水想定区域及び登記困難な土地であるため不相当と判断し、最終的に三角防災拠点センター横敷地を候補地として選定をいたしました。

消防署三角分署、済生会みすみ病院、防災拠点センターの3つが近接すること、さらにはヘリポートの建設によりドクターヘリの活用ができることなど、この利便性の向上は大きなメリットと言えます。

なお、坂下議員が御心配されますJR三角線に列車が通過する場合、踏切が遮断されることによりまして、救急車両の到着に余分な時間を要する件でございますが、踏切の遮断時間を調べておりますので申し上げます。

最も踏切の停車に時間がかかると思われる波多浦駅については、実測しましたところ、上り列車の場合は2分4秒、下り列車の場合は58秒踏切が遮断されます。三角駅発着の電車の本数は、上り下りともに1日に16本ございます。午前5時台から午後11時台まで、1時間に1本程度運行がありますので、往復を換算しますと約30分に1回遮断機が下りするという計算となります。タイミングが悪い場合は確かにロスタイムとなります。この道路を通る場合は、戸馳地区や郡浦地区、大岳

地区への出動となります。

ちなみに、消防署に確認しましたところ、令和４年度の救急搬送の実績としましては、出動件数は６０２件、搬送が多い地区が波多地区で２５６件、三角浦が８３件、戸馳地区６７件、郡浦地区５９件などでございます。火災については三角町全体で５件、救助については１０件とのことございました。仮に、三角防災拠点センター横に消防署ができました場合、先ほどの波多浦駅横の踏切を通過する確率、割合は、令和４年度の例でいきますと４３．７％程度通過をしなければならないということになります。

最後に、予算計上いたしました２，４００万円の整備費の財源といたしましては、平成２８年熊本地震復興基金を充当する予定でございます。

○１２番（坂下 勲君） 候補地を９か所検討され、不相当と判断され、最終的に選定されたとのことですが、決して移転に反対するわけではございません。私も十数か所候補地を見に行きましたが、厳しい現状です。しかし、いま一度、道路の事情、地勢、交通事情、市街地の形状、集落の分布状況等の地域特性を勘案して、是非最良の候補地を決定していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、議案第３５号の質疑を終了します。

—————○—————

日程第３９ 議案第３６号 令和６年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第４０ 議案第３７号 令和６年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第４１ 議案第３８号 令和６年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第４２ 議案第３９号 令和６年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第４３ 議案第４０号 令和６年度宇城市水道事業会計予算

日程第４４ 議案第４１号 令和６年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第３９、議案第３６号令和６年度宇城市国民健康保険特別会計予算から、日程第４４、議案第４１号令和６年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第３５号から議案第４１号までについては、お手元に配布しております、令和６年第１回宇城市議会定例会第２回常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第４５ 議員派遣の件

○議長（溝見友一君） 日程第４５、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配布しております議員派遣の件をご覧いただきたいと思います。

本案は、地方自治法第100条第13項及び宇城市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣することについて提案するものであります。

お諮りします。議員派遣の件は、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第46 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第46、休会の件を議題とします。

明日27日火曜日から3月1日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日27日火曜日から3月1日金曜日までは、休会することに決定いたしました。

なお、3月2日及び3日は市の休日のため、休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時33分

第 4 号

3 月 4 日 (月)

令和6年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和6年3月4日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	16番 園田幸雄君
17番 福田良二君	18番 河野正明君
20番 豊田紀代美君	21番 中山弘幸君
22番 石川洋一君	

4 欠席議員（1人）

15番 溝見友一君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	教育長 平岡和徳君
総務部長 天川竜治君	市長政策部長 元田智士君
市民部長 黒崎達也君	福祉部長 岩井智君
保健衛生部長 井住寿宏君	経済部長 浦田敬介君
土木部長 平木恵一君	教育部長 豊住章君

総務部次長	舛井貴男君	市長政策部次長	坂本優子君
市民部次長	岩竹泰治君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	中川裕二君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○副議長（永木 誠君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○副議長（永木 誠君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、豊田紀代美君の発言を許します。

○20番（豊田紀代美君） おはようございます。20番、新志会、豊田紀代美でございます。

一般質問に入ります前に、2月25日に御逝去されました故入江学議員の御生前の御功績を忍び、謹んで哀悼の意を表します。入江議員と私は、松橋町議会そして宇城市議会議員として30年の議員活動を通し、まさに戦友として歩んでまいりました。入江議員におかれましては、宇城市議会議長はじめ要職を歴任され、現在は議会選出の監査委員として御活躍中でした。御本人にとってはまだまだ道半ば、無念だと思います。3月7日に予定されておりました一般質問も準備をされており、御登壇がかなわず、さぞ心残りでありましょう。私の議席の隣の19番の席に、奥様から託されましたお花を飾らせていただきました。天国から宇城市の発展をお見守りいただきたいと思います。謹んで入江議員の御冥福をお祈りいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは4点について質問をさせていただきます。1点目は農業問題について、2点目が教育行政について、3点目が教育環境について、4点目が文化振興についてを質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目、農業問題について、小さな1点目、地域計画（人・農地プラン）の策定目的についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 国は平成24年度より、地域農業の在り方などを共同して行う営農活動の範囲ごとに明確化させることを定めました。当初は人・農地プランとの名称で、農業者にとって最も身近な範囲、本市では行政区ごと作成しております。作成にあたっては農業者へのアンケート調査の結果を基礎としていますが、机上の考えであったことは否めないものであります。

その後、国は当該プランそのものが形骸化していることを危惧し、前年度5月の関係法令の改正により、当該プランに変わる、より現実を直視した実効性のある地域計画の策定を義務付けています。

この地域計画の作成にあたっては、認定農業者いわゆる担い手の高齢化や後継者

不足、耕作放棄地の解消などの課題を共有し、地域全体で意見を出し合った上で今後の方針を決定していくことが求められます。農地を次世代に円滑に引き継ぐには、例えば、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できるよう農地の集積・集約化を進めたいなど、地域の一人一人が思いを語ってこそ実現に向かうものであると感じています。

本市では、前年度末から、まず、校区単位で説明会を開催し、地域計画策定について協力していただくため理解を求めました。現在は、行政区単位での座談会を順次開催しているところであります。

10年後の農業を想像していただき、不安であれば、これから何をしていくかを座談会に出席した皆さんに考えていただいています。

並行して、農業委員会が農地の所有者に対して、10年先までの間の貸借などの詳細な調査を始めました。筆ごとに現況がどのように推移するか地図上に表示させ、農地利用の姿を明確化させるものであります。

実効性がある計画を策定するには、このような現実的な資料に基づくことが重要でありますので、2回目の座談会では、より一層活発な意見が出るものと期待しているところであります。

なお、令和6年度末までには、行政区の考えを基に、校区単位で14の地域計画の策定を予定しています。

○20番（豊田紀代美君） 現在宇城市において実施中の地域計画の策定は、行政区若しくは校区単位による計画策定、いわゆる小規模範囲の計画となっており、後継者が年々減少する中で、有効性に欠けるのではないかと危惧をいたしております。本来あるべき宇城市全体または他市町村と連携した広域計画とすべく、行政区または校区の枠を超えた有効な地域計画となるよう、令和6年度までの作業スケジュールを再考すべきではないかと考えます。また、この計画については、守るべき農地を決めて集約することも必要と考えますが、経済部長にお考えをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 地域計画は、基本的に営農活動の範囲ごとに意見を出し合いながら自ら策定していくことを原則としていますので、他市町村との連携を目指す計画ではございません。

ただ、現在においても、宇土市や八代市などから入作として耕作されていますので、個人間の連携は広がりつつあるかと感じております。

また、地域計画において農地の集約・集積は重要課題でありますので、おのずと守るべき農地は耕作地と管理保全地にすみ分けされてくるかと推測しております。

○20番（豊田紀代美君） 経済部長がおっしゃる基本的な地域計画については理解をいたしておりますが、私が申し上げた点についても是非研究をしていただきたいと

思います。また、地域計画についての課題は、今後の取組いかんにかかってくると考えます。経済部長がおっしゃる、おのずと守るべき農地は耕作地と管理保全地にすみ分けされるという推測については、私は少し無理があるのではないかと考えております。

それでは、小さな2点目、耕作放棄地の解消について、農業委員会及び農政課が先般私が一般質問をしたのち、どのようなお取り組みをなさったか、お考えをお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（園田弥生君） 農業委員会では、耕作放棄地のことを農地法で定義しております遊休農地として使用しておりますので、ここでは遊休農地という言葉で説明させていただきます。

市の令和4年度農地台帳面積は7,437ヘクタールで、毎年、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地を荒廃度初期、低度、中度、重度の4つに分類しております。大小、規模の違いはありますが、何らかの手立てを行えば耕作可能となり得る荒廃度初期、低度、中度の遊休農地は274ヘクタール、次に、既に森林の様相をしており農地として再生利用が困難と見込まれる農地が234ヘクタールという状況で、前年と比較しますと、全体で6ヘクタール増加しております。

遊休農地発生の要因としましては、土地持ち非農家の増加や農業者の高齢化、後継者不足が考えられ、遊休農地は年々増加傾向にあります。

農業委員会では年1回、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の利用状況を調査し、その後、農地所有者等へ今後の農地利用について意向調査を行い、その調査結果を農地中間管理機構へ提供し利用調整に努めております。

また、農業リタイアや後継者不在の農地所有者からの相談があった際は、地域の実情に詳しく情報を持っている農業委員、農地利用最適化推進委員に情報提供し、昨今の担い手不足等により厳しい状況ではございますが、受け手探しに努めてもらい、可能な限りマッチングを図っているところです。

今後は、遊休農地等について相談がある際は、農業委員会へ相談いただくよう情報発信を行い、担当地区の委員へ情報提供を行ってまいります。

また、宇城市で農業を始めたいが、自分で農地を探すのが難しいという新規就農者へは、微量ではありますが、委員が担当地区にて聞き取りを行い作成しました貸付け同意リストの活用や各委員による日常的な農地パトロールにより、遊休農地の発生防止、解消につなげていきたいと考えております。

○経済部長（浦田敬介君） 現在農政課では、10アール当たり4万円が県費により補助される耕作放棄地解消事業を活用し、直近5年間で12.8ヘクタールを耕作可能な農地へと再生させています。

耕作放棄地を抱える所有者が、隣接地の農業者へ相談して始まるのが主ではありますが、事業を有効利用する方が増えていることを考えますと、危機感を抱き現実に向き合うよう進んでいるのではと感じております。

同事業は、基本、農地の貸借へつながりますので、本年度から農地中間管理機構、通称農地バンクを通すことが条件に加われました。

耕作放棄地は、雑草が生え景観が悪くなるのもありますが、不法投棄やイノシシなどの野生動物の潜み場となり、何よりも病害虫が発生することにより、周囲の農地に悪影響を与えます。

先ほど農業委員会事務局長から、何らかの手立てを行えば耕作可能となり得る遊休農地が274ヘクタールとありましたが、この中には、重機を使って大規模な整備を行えば耕作可能となる荒廃度中度の135ヘクタールが含まれますので、これらを除外した残りの荒廃度低度の139ヘクタールについてが、現実的に解消に取り組まなければならない面積だと考えております。

担い手不足や高齢化が進む中で、耕作放棄地が増加する可能性は高くなる一方ですが、現在行っています地域計画策定の議論の中で、地域を挙げて解消に努めていただくようお願いをしているところであります。

○20番（豊田紀代美君） 農業委員会では年1回、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の調査をされた結果や各委員による日常的な農地パトロールの結果の情報を農政課と共有され、現場の農業者の声を含め、お取組を強化していただくように強く要望いたしておきます。また、宇城市松橋町の有限会社那須ファームにおきましては、宇城市の水田放棄地のうち30ヘクタールを担い受け、約200トンの新規需要米を生産し、宇城市の良い循環の礎を築かれております。さらには、規模拡大の意向をお持ちであることも確認をいたしております。また、他の知人の農家においても規模拡大意向はあるもののマッチング情報がないとの意見や、規模拡大の下支えをする施設投資への補助金等の工面及び補助金の農家への紹介が必要であるとの前向きな意見が上がっております。このようなことを踏まえて、宇城市にとっての耕作放棄地の前向きな取組をすべきであると私は考えておりますが、経済部長のお考えをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 先ほど農業委員会事務局長が答弁いたしましたとおり、耕作放棄地の引受手の仲介は農業委員会委員を中心となって進めてまいります。

現在、農業委員会が令和4年分の荒廃農地情報を農地ナビというWEBサイトで公開しています。この情報の周知はまだ不十分であるため、市の広報紙とホームページに掲載を予定しています。

また、規模拡大のための補助金につきましては、市のホームページに掲載、加え

て認定農業者には郵送でお知らせしています。

地域計画の策定後は、当該計画に位置付けられていることが事業申請の要件となっていくしますので、現在進めています座談会の中でも重ねて周知しています。

○20番（豊田紀代美君） 時間的に非常に答弁が長くなっておりますので、要望だけします。いずれにしても耕作放棄地の問題の解消のためには農業委員会、農政課の連携は必須であると私は考えております。今後の取組を注視いたします。

小さな3点目、地域おこし協力隊の進捗状況と増員についてお尋ねいたします。簡潔にお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 昨年6月の第2回定例会において、豊田議員から御質問がありました、大見地区の有志の方々による柑橘類の品種である不知火のブランド化に対しての協力体制ですが、市もできる限りのことは協力したいと考え、現在地域おこし協力隊の導入の準備を進めています。

御承知のとおり協力隊は、都市地域から移住した方が、住民では気づけない農村の魅力を発掘し、農地の保全、販路拡大など地域協力活動を行いながら、定住を図ることを目的としています。これまでの経過として、7月に地元農家7軒により大見果樹青年同志会という受入組織を立ち上げていただきました。

これは、基本的に協力隊には、自由な発想で柔軟に活動できるよう活動内容に幅を持たせなければなりません、具体的な活動が設定されていないと、どのように動けばよいのか分からず、実際の活動が進まないということも想定されます。

円滑に業務が進むよう、地元役員の方々とともに受入体制を整えたものです。

また、本市がこれまで受け入れてきた協力隊は、市の施設に席を置いて活動していましたが、今回は全て現場での活動になりますので、本人が思い描くものと違った場合に短期間で退任すること考えられます。

1年以内の早期で退任した場合、国の特別交付税措置がなされず、それまでの費用を市が全額負担することにもなりかねますので、このことを慎重に考え、時間を要しましたが、最短2週間のインターン期間を設けることにいたしました。

なお、国は早期退任者数を公表していませんが、これまで農業従事者を任用した県内6市町村に問い合わせたところ、任用13人中1人とわずかでしたので、志がある方ならば、早期の退任はないものと感じています。

本定例会において令和6年度予算を御承認いただいた際には、4月中旬までには任用できるよう募集を進めてまいります。

協力隊の定住の実現はもとより、同志会、大見区とともに隊員の活動を支え、今後他地域が参考とするような良き事例になればと考えています。

○20番（豊田紀代美君） 議長のお許しをいただきまして、資料を机上配布させてお

ります。御参照ください。総務省の資料によりますと、熊本県における令和以降の隊員移住率が75.6%となっております。他市町村におきましては、地区ごとに異なる地域資源を課題と踏まえて、難しい募集要項の作成、ミスマッチ防止や早期退任の解消を総務省の地域おこし協力隊受入れサポートプラン、1点目が受入自治体に対する募集、受入れのサポート、隊員の募集等に要する経費の財政措置が特別交付税措置で、1団体当たり上限300万円、現役隊員に対するサポート体制の強化、隊員の日々のサポートを要する経費、これは新しい制度でございますが、これも特別交付税で1団体上限200万円、任期終了後の定住に向けたサポート、隊員等の起業・事業承継に要する経費の財政措置、これも特別交付税で一人当たり上限100万円となっております、特別交付税を活用して取り組んでおられます。是非、宇城市においても、地域おこし協力隊のこのような補助金を活用した地域おこしプロジェクトに積極的に取り組んでいただきたいと提案をいたします。また、隊員も同志が増えることで早期退任を防ぎ、しいては移住・定住の促進に寄与するものと判断をいたします。さらには、先行して募集中の不知火町大見地区にも良い影響を及ぼし、大成功に発展すると考えております。具体的には、地域おこし協力隊のOB・OGで組織するくまもと地域おこし協力隊ネットワークの活用を、強くここで提案をいたします。時間がないので、提案をいたしまして次の質問に入りたいと思います。

大きな2点目、教育行政についてでございますが、平岡教育長におかれましては、2月26日の本会議にて教育長再任が可決されました。改めまして、御就任誠にめでとうございます。そこで小さな1点目、平成29年4月の御就任以来、7年間の教育行政におけるお取組を、そして実績をお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） これまでの本市の教育行政に関しましては、宇城市教育大綱に掲げる「宇城市の子ども・市民は地域の宝」を基本理念としまして、熊本地震やその復旧・復興そして新型コロナウイルス感染症への対応と様々なかん難の中ではありましたが、皆様の御支援と御理解の下にチーム宇城市として丁寧に取り組むことができました。

また、私がこれまでに大切にしてきた、もう一つの理念に、「笑顔とあいさつ、そして1秒の言葉で輝くまちづくり」というものがあります。笑顔というのは、人を穏やかにして物事を好転させます。あいさつは、人と人をつなげる大事なツールです。そして、1秒の言葉、これは子どもたち、大人もそうですが、他者からかけられる賞賛は、非常に言葉をもって大事にしたい部分です。1秒の言葉、例えば「ありがとう」そして「気を付けて」、「ナイス」といったような言葉配りを大事に、教育行政に携わってきたところです。

議員がお尋ねのこれまでの具体的な取組につきましては、熊本地震で被災した校舎等の復旧・復興をはじめ、学校施設の環境改善、向上に努めてまいりました。まず、市内の全小中学校に、1人1台のタブレット端末や各教室への電子黒板の設置、無線LAN環境を令和元年度から順次整備しまして、ICT教育の環境整備に取り組んでまいりました。グローバル人材の育成を推進するために、令和2年度からは、外国語指導助手ALTを各中学校に加えまして、市内全ての小中学校に新たに配置したところです。また、学校編成の見直しによる教育環境の充実に向けた取組としまして、松合小学校と不知火小学校の統合による新たな不知火小学校を令和3年度からスタートさせました。その後、約4年間にわたるコロナ対応で苦戦はしましたが、子どもたちの学びをより充実させるために、従来のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との連携・構築に向けた学校運営協議会を令和4年度に設置しまして、学校、児童生徒、家庭、地域、行政の5者が連携・協働した取組を進めております。そして、市立図書館、不知火美術館の指定管理者による運営を令和4年度から開始しまして、多くの来館者につながり、文化芸術の発展、地域の振興・活性化などに努めており、県内14市で初となります小中学校の学校給食費無料化が、令和5年8月から実施できております。また、スポーツ推進事業としましては、本物を見て、本物を感じて、そして本気の子どもたちを増やし、夢や感動を与えていく。また指導者の育成に向けて、トップアスリートや一流の指導者を招いた市独自のスポーツ講演会を令和2年度から実施しまして、これまで4回の開催をしてきたところです。

こういった取組を教育のまちの実現に向けて、信念とスピード感をもって教育行政の推進に努めてまいりました。

○20番（豊田紀代美君） 教育長の御答弁にありましたが、特にスポーツ振興事業においては、本物の技術を見て、本物を感じることで子どもたちに夢や感動を与え、また指導者の育成に向けても、スポーツのトップ選手や一流の指導者を招いた市独自のスポーツ講演会を令和2年度からこれまで計4回の講演会を開催されたことは、まさに平岡教育長のスポーツ界での幅広い人脈のたまものであると感謝をいたしております。平岡教育長の知名度は全国レベルだと誇らしく思っております。他の各種事業につきましては、守田市長の御英断とあいまって、子育て支援や教育行政においては他の自治体と比較いたしまして、大きくリードしている面もあると判断をいたしております。

そこで、小さな2点目、今後の本市の教育行政における具体的な目標について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今後の教育行政につきましても、宇城市教育大綱を柱に、信

念とスピード感をもって丁寧に対応していきたいというふうに思っている所存です。

子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現に向けて取り組むことが重要です。多くの地域住民や保護者の方々が教育のベクトルを合わせ、一体となり、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を身に付けてもらうような取組をこれから積極的に行っていきたいと思っております。

今後の方針そして目標につきましては、私自身が鳥の目と蟻の目をしっかりと育てながら、根拠のある御意見についてしっかりと耳を傾けまして、確かな学力、健やかな体、そして豊かな心を育む教育の推進に取り組み、安全・安心な教育環境の向上のため、子どもを中心に社会が連携・協働した本市ならではの教育体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、人権が尊重されるまちづくりを形成しまして、後世に残す芸術・文化そして伝統芸能の振興と文化遺産の保存・活用を推進していくとともに、市民一人一人が生涯を通じた生きがいつくり、そしてスポーツを通し、心身ともに健康で暮らせるまちづくりに向けまして、課題や時代の変化、ニーズに応じた教育政策の展開など、宇城市の教育力向上に向けまして改めて積極的に精一杯取り組んでまいりたいと思っております。

○20番（豊田紀代美君） 宇城市の教育向上に信念を持って取り組まれる中で、教育長には具体的で客観的に確実性のある数値目標なり、成果目標のミッションの宣言を希望いたします。例えば、学力では県または国の平均を上回るとか、隠ぺいではなく、いじめの実数の半減を図る、あるいは不登校をゼロにする。宇城市の子どもたちに本物の教育長の姿を見せ、より多くの接点を設けていただく。以上を参考に、平岡教育長にしかできないお取組や活動など、今後の具体的な教育施策について、時間がありますので端的に答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） ただいま言っていました内容につきましては、私たちが今を変えなければ、子どもたちの未来は変わらない、これが大前提です。今後は私自身、今以上に現場に足を運びまして、それぞれの学校や地域のニーズに応じた対策やできれば講話等を積極的に実践していきたいと思っております。

また、令和2年度から開催しておりますスポーツ講演会、先ほど議員に言っていたしましたが、これも私ならではの人脈をフル活用しまして、子どもたちや指導者、市民の皆様、本物に触れ合う機会というものを強じん（きんじん）に努めていきたいと思っております。

今後も教育行政における役割を追求しまして、宇城市の未来に向けて何をすべきかということを熟慮断行することで、教育のまち宇城の推進に向けて日々職務に全

力で努めていく所存です。

○20番（豊田紀代美君） 教育長には、端折って思いを伝えていただきましてありがとうございます。平岡教育長には、新たなお取組や具体的な成果目標等についても熱く語っていただきました。先ほども申しましたように、知名度は全国トップの平岡教育長だと認識をいたしております。これだけはちょっと申し上げたいと思います。県立大津高校のサッカー部の総監督として、全国高校サッカー大会を私もテレビ観戦させていただきました。ピッチに立たれた姿、堂々と凜とされ、アップになったときには目力が強く、圧倒的な存在感、今でも鮮明に頭に焼きついております。その情熱を是非宇城市の子どもたちに注いでいただきたいと強く思います。先ほどもおっしゃいましたが、教育長は、教育現場で子どもたちに接する時間をより多く設けていただき、中には教育長にサインを求める小学校児童や生徒もいるとお聞きをいたしております。宇城市の教育行政をつかさどるトップリーダーとして、今後のますますの御活躍をいただきますように大きな期待を寄せております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは大きな3点目、教育環境についてでございますが、小さな1点目、豊福小学校校舎・体育館の建て替えにつきましては、これまで複数回一般質問を続けて現在に至っております。執行部の御努力により、現在、建て替えに向けた設計業務が実施されているとお聞きをいたしておりますが、本事業は校区民にとっても非常に関心の高い事業であるために、現在の進捗状況について教育部長にお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 豊福小学校建て替えに係る事業の進捗状況についてお答えします。

本事業は、校舎棟及び屋内運動場において、建物の経年による老朽化に加え、平成28年熊本地震の影響による耐力度調査の結果や施設の機能不足を考慮し、令和5年第3回定例会において、両施設の建て替えによる事業方針を報告させていただいております。

令和5年11月に、本事業に係る改築設計業務委託の契約を締結し、現在、施設の配置や規模など、設計に向けての条件整理を行う基本構想の策定に取り組んでいます。

基本構想の取りまとめにあたっては、学校関係者をはじめ、地域住民の皆様から広く意見を聴取する目的として、建て替え事業に係るアンケートを実施し、より良い施設づくりに向けて意見集約を行ったところです。

また、2月1日に地域関係者を対象とした第1回豊福小学校建て替え検討会議を開催し、新施設の配置計画についての検討を行い、現グラウンド位置に新施設を配

置する計画とすることを決定いたしました。

今後も検討会議を経て、年度内の基本構想策定を目指すこととし、できる限り設計の前倒しを図っていきたいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 私も豊福小学校の建て替え検討会議に、学校運営協議会委員として参画をさせていただいております。出席者からは熱心な御意見を頂戴しておりますし、先ほど教育部長からありました現グラウンド位置に新校舎を配置する計画が決定されております。先ほど基本構想を取りまとめるにあたり、事前アンケートを実施されたと御答弁をいただきました。アンケート内容また結果をどのように設計に反映させられるのか、さらには今後どのような計画で事業推進を図られるのか、よければ端的に御回答をいただければと思います。

○教育部長（豊住 章君） 今回実施する建て替え計画の基本方針については、文部科学省で定める小学校施設整備指針を基に計画を進めていますが、より良い学校を建設するためには、学校を利用する皆様の意見が非常に重要になります。

そこで、基本構想に先立って、教職員や児童だけではなく、保護者や地域住民の皆様を対象に、学校観や教育観などを共有し、より良い学校施設の建設を目指すことを目的として事前アンケートを実施しました。

対象者としては、教職員や児童のほか、児童の保護者、学校運営協議会、地区行政区長及び関係主管課など多くの方々にアンケートへの御協力をお願いしました。

アンケートの結果につきましては、配布総数826人に対し657人、回答率にして79.5%と多くの御意見をいただくことができました。

なお、その内容については、記念碑や記念樹などの歴史ある外構物を後世に継承するとともに、教室やトイレなどの室内環境の改善をはじめ、駐車場確保や災害に強く、災害時の避難所運営を見据えた施設づくりを望む声が多く寄せられています。

いただいたアンケート結果については、児童、教職員、保護者及び地域住民の生の声として、今後の設計に活かしていきたいと考えています。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長ありがとうございます。端的に御答弁いただいて感謝申し上げます。教育部長の御答弁の中に、いただいたアンケート結果については、児童、教職員、保護者及び地域住民の生の声として、今後の設計に活かしていくということでございました。ここで、豊福小学校側からグラウンド使用が制限されることで懸念される事案について預かってまいっておりますので、御報告をさせていただきたいと思います。

体育の授業のカリキュラム編成等が難しいという課題について。1、体育の授業週3コマをいずれかの期間にまとめて、校外のグラウンドで実施しなければならない。2、まとめて行う場合、校外へ移動してグラウンドを使用する際のスクー

ルバス等の移動手段の確保が煩雑にならないか。3、校外へ移動する際の時間には時間のロスが出てくる。4、グラウンドを使用しなければならない授業の洗い出しと精選が難しい。5、校外のグラウンドで体育の授業を行う際の道具等の移動はどうするのか。大きな2点目として、児童の遊びが減少してしまうという課題について。1、児童のストレスが増え、健康を害するおそれがある。2、屋上を開放する際に、児童の安全性の確保ができるのか。

以上、申し上げた学校側の懸念の事案につきましても、しっかりと受け止めていただき、また教育部長の御答弁にありましたように、本年度中の基本構想策定を目標とされ、引き続き基本設計及び実施設計をできるだけ前倒しをされて切れ間なく本体工事に着手され、一日も早い安心・安全な学び舎が完成しますように事業の推進を強く要望いたしておきます。

大きな4点目、文化振興についてでございますが、小さな1点目、竹崎季長公の顕彰に関するお取組についてでございますけれども、先般9月議会の一般質問において、同会派の新志会、福田議員により竹崎季長公の顕彰について強い御要望がございました。その後、元寇所縁（ゆかり）のネットワークの設立もあったとお聞きをいたしております。今後の事業計画についてお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 令和6年度は、元寇から750年の節目の年を迎えます。

長崎県松浦市を中心に、日本各地から集まった鎌倉武士にゆかりのある地域が連携する元寇所縁（ゆかり）のネットワークを進めており、昨年9月には、その取組に賛同した24自治体の各首長によるキックオフミーティングが開催されました。

これから進めていく市の事業としましては、市指定文化財竹崎季長絵詞のレプリカ作成のほか、元寇に関する企画展の開催、また、スタンプラリーの実施や元寇カードの製作などを予定しております。

○20番（豊田紀代美君） 竹崎季長絵詞のレプリカにつきましては、先の一般質問で福田議員の強い要望もあり、指定文化財レプリカ作成業務委託料として1,000万円の当初予算が計上してございました。今後予定される事業について、具体的に教育部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 元寇750年記念の企画展示を予定しています。現時点での予定としましては、令和6年度、不知火美術館におきまして、竹崎季長絵詞のレプリカや松浦市から借用予定の鷹島神崎遺跡の遺物などを展示するとともに、写真撮影コーナーや体験コーナーなどを設置して、多くの方に来館していただき、竹崎季長公の顕彰につなげたいと考えています。

次に、市指定文化財竹崎季長絵詞のレプリカ作成は、今、申しました企画展での展示に加え、元寇所縁（ゆかり）のネットワークの他自治体で企画展等が開催され

る際への貸出しや様々な機会での学習用に作成するものです。

また、スタンプラリーや元寇カードの作成につきましては、今後、元寇所縁（ゆかり）のネットワークの全自治体で実施内容の協議を行うものですが、実施効果を生むような事業を企画したいと考えております。

○20番（豊田紀代美君） 本市及び元寇所縁（ゆかり）のネットワークの副会長として、今後のお取組について守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 元寇から今年で750年です。元寇所縁（ゆかり）のネットワーク、24自治体の中から副会長をお受けすることとなり、このネットワークの中心的存在として、今後の事業に取り組んでいこうと考えております。

市で取り組む事業は、教育部長が申したとおりですが、元寇所縁（ゆかり）のネットワークにおきましては、竹崎季長公を顕彰できる絶好の機会であると捉え、松浦市の友田市長とともにこの事業を盛り上げ、全国へ発信していきたいと考えています。

○20番（豊田紀代美君） 守田市長におかれましては、24自治体の副会長として、竹崎季長公の顕彰を松浦市の友田市長とともにこの事業を盛り上げて、全国へ発信すると力強く宣言をいただきました。

小さな2点目、文化講演会／宇城の活動支援についてでございますが、文化講演会／宇城の設立趣意書の中に、宇城市は竹崎季長をはじめ福田令寿、高群逸枝、濱田玄達、間部マナブなど、著名人、文化人を輩出した地でもあります。人が大海を見て安らぎ、天を仰ぎ星を見て感動するのは、そこが自らの故郷であるからです。生命体として人は、そのよって立つ基盤に憧れを抱き慈しむものです。私たち宇城市に生を受け、育まれ、この地をこよなく愛する者は、この宇城市が文化の香り豊かな地として育つことを願わずにはいられません。中略、このような考えの下、我が国を代表する各界、一流の講師陣により恒久の文化講演会を宇城市において企画することを目的に、令和元年に設立をいたしました。文化講演会／宇城は、高濱和夫熊本大学名誉教授を会長に、役員、幹事で構成をされる市民団体です。これまでも宇城市より補助金を交付していただいておりますが、今後の活動支援について教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市では、市民の文化活動への参加を喚起し、本市の文化の発展に寄与するため、自ら文化講演会を開催する市民団体に対し、令和3年度から補助金を交付しています。

文化講演会／宇城に対しては、これまで3回、補助金を交付しております。

文化講演会／宇城は、市民らの有志でつくる住民グループで、文化的事業を実施することにより、宇城市周辺の文化的風土の向上に資することを目的に令和元年に

設立されました。

これまでに東京大学名誉教授であり県立劇場館長の姜尚中さん、宇宙飛行士の毛利衛さんをはじめ、国内の文化的功績がある著名人を講師に迎え、講演会を開催されており、また、昨年11月には、熊本県医師会会長であり、福田病院理事長の福田稔さんを講師として、福田さんの祖父である宇城市名誉市民の故福田令寿さんについての講演を開くなど、数多くの文化講演会を開催し、本市の文化的風土の向上に寄与されています。

○20番（豊田紀代美君） 教育部長におかれましては、文化講演会／宇城の活動内容を把握され、御尽力いただいていることに深く感謝をいたします。私も幹事の1人として活動させていただいておりますが、本年11月17日第6回文化講演会では、竹崎季長公についての御講演を熊本大学永青文庫研究センターの教授でございます稲葉継陽氏を講師にお迎えして、講演会を開催する予定といたしております。

そこで、今後の文化講演会／宇城への活動支援について、守田市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 本物に出会い、感じ、楽しみ学ぶことは、感性的経験が蓄積され、人間性のかん養へとつながります。

心の豊かさは、日常生活に潤いをもたらし、それは地域の豊かさ、住みやすさにつながります。

引き続き、文化講演会を開催するなど市内で文化芸術活動に関わる市民団体を支援し、地域文化の向上及び発展を図ります。

○20番（豊田紀代美君） 守田市長ありがとうございます。引き続き、文化講演会／宇城の活動支援を重ねて要望いたしておきます。また、できますれば、11月17日の竹崎季長公の講演の際には、松浦市の友田市長に御臨席いただければ、幸甚の至りでございます。

小さな3点目、令和6年度に宇城市出身の画家であるマナブ間部生誕100周年を迎えますが、市として是非とも記念事業を実施していただきたいと思います。教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） マナブ間部は、宇城市不知火町出身の画家です。1924年に生まれ、10歳で家族とともにブラジルに移住し、コーヒー農園で小作人として働きながら日系画家から油絵の手ほどきを受け、第5回サンパウロ・ビエンナーレ展で国内最高賞を受賞するなど、鮮やかな色彩と大胆な構図からブラジルのピカソと称される世界的な抽象画家として活躍しました。

平成9年の逝去後、平成11年に不知火町名誉町民に選定され、合併後は、宇城市名誉市民となっています。

本市では、マナブ間部の生誕１００周年を迎える令和６年度に、これまでの功績を称える事業実施について計画をしております。

○２０番（豊田紀代美君） 宇城市名誉市民でもあるマナブ間部生誕１００周年事業について、具体的な計画について、再度教育部長に御答弁をお願いいたしたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 不知火美術館では、春、夏、冬の年３回、特別企画展を開催していますが、令和６年度春の特別企画展として、マナブ間部生誕１００周年を記念した作品展を開催することとしております。

春の特別企画展では、不知火美術館が収蔵する作品約７０点の中から５０点ほどを展示し、マナブ間部の功績を称えるとともに、作品の魅力そして人柄や人生を感じることができる展覧会の開催を予定しております。

○２０番（豊田紀代美君） 昨年４月には不知火美術館で、宇城市松橋町出身の塔本シスコ企画展が開催され、新聞、テレビ等でもシリーズ化されて大きく取り上げていただきました。私が今着けているバッジも、塔本シスコさんの作品でございます。マナブ間部春の特別企画展にも大きな期待を寄せております。教育長それから教育部長におかれましては、答弁をしっかりと内容も充実した中で端的にまとめていただきまして、感謝をいたしております。おかげさまで時間が少し残るような状況になりましたけれども、最後になりましたが、今議場にはおられません、１月１２日をもって退職をされました浅井元副市長、松橋町の職員からそして宇城市の総務部長として、宇城市の副市長として４５年間大変私もお世話になりましたし、大変お疲れ様でしたという言葉を送りたいと思います。そしてまた本年度をもって退職をされる執行部の皆様方、熊本地震そして豪雨あるいは新型コロナウイルスと、大規模災害で厳しい勤務状況の中にもかかわらず、宇城市民のために、そして宇城市発展のために御尽力を賜りました。深く感謝を申し上げたいと思います。本当に長い間大変お疲れ様でございました。そしてありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○副議長（永木 誠君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○副議長（永木 誠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

１番、坂元大介君の発言を許します。

○1番（坂元大介君） 改めまして、おはようございます。議席番号1番、会派彩里の坂元でございます。まずは、このたびの入江議員の突然の御訃報に接し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。生前、私のような新人議員に対しても、親切丁寧に様々なことを教えてくださいました。今後の宇城市の発展を天国から見守っていただきたいと思います。また、2024年1月1日16時10分、石川県の能登半島を最大震度7の地震が襲いました。この地震でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。元日での出来事ということもあり、多くの方が心を痛み、不安になったのではないのでしょうか。地震が起きる可能性は今後も変わりなくありますので、防災・減災に対する備えはより必要になってきます。現在、進められている豊福小学校の新築建て替え事業においても、早期着工をお願いいたします。

さて、議長にお許しをいただきましたので、通告のとおり今回は大きくは4項目、1つ目は小中学生の不登校について、2つ目は発達障害支援について、3つ目は本市職員の先進地視察について、4つ目は公共施設の有効活用について質問させていただきます。

それではまず、大きな質問1点目の小中学生の不登校についてです。近年のマスメディアでも数多く報道がなされる不登校。不登校イコール学校を長期間休むこと、学校を継続的に休むことというイメージを抱かれがちですが、文部科学省では、「病気や経済的な理由によるものを除き、何かしらの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者」と定められています。昨年10月4日に、文部科学省が不登校やいじめなどの実態を調査した、令和4年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果を公開しました。同調査によると、小中学校における不登校児童生徒数は、前年比22.1%増の29万9,048人となり、過去最多を記録しました。その数は6年連続で増加しており、近年の社会問題とも取り沙汰されております。

そこで、まずは小さな質問1点目、現在の本市の不登校の状況について教えてください。

○教育部長（豊住 章君） 30日以上長期欠席している小学校の状況は、令和6年1月末現在で39人です。1年前の令和4年度の同時期は31人、令和3年度の同時期は26人で、増加傾向にあります。

中学校の状況については、令和6年1月末で98人、同じく令和4年度が92人、令和3年度が46人となっています。

中学校では、本年度の１０月から１２月までの間は、前年度より少ない状況でしたが、１月末の時点で前年度を上回った状況です。

○１番（坂元大介君） 答弁のとおり、本市においてもやはり増加傾向にあります。しかしながら、本市と国の人口比率と比較すると、やや少ない数字となっているように思います。つまり、単純な人口比で約２９万人の不登校数を割り出すと１５０人となる中、本市の実態は先ほどの答弁のとおり、小中学校合わせて１３９人となっております。こういった現象は、自治体ごと若しくは学校ごとに起きていて、小中学校で不登校と取り扱う判断基準の解釈に違いがあるのではないかと考えます。学校には行くが保健室で一日を過ごす児童生徒、様々な理由で欠席が多いなど不登校気味の児童生徒がいるとの御意見をいただきます。そのような隠れた状態にある子どもたちが、把握対象とはされず放置されていないかが心配です。そのような子どもたちも不登校と何ら変わりがないように思います。

そこで、小さな質問の２点目、不登校の判断基準とそのかい離について、教室でみんなと授業を受けられない不登校に近い児童生徒の状況と、そのような子どもたちにはどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 国の基準における不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況による者（ただし病気や経済的理由による者を除く。）」と示されています。

不登校の具体例としては、無気力で何となく登校しない、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない、登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない、できないといったものが挙げられます。

教室でみんなと授業を受けられない等の不登校に近い児童生徒については、学校により様々な状況の児童生徒がいます。

不登校として３０日以上長期欠席には含まれない児童生徒で、不登校要因により１０日以上２９日未満の欠席をした児童生徒、いわゆる不登校傾向の児童生徒の状況については、令和６年１月末時点で小学生が１４人、中学生が１６人となっております。

○１番（坂元大介君） やはり余り周知されていないこの不登校気味の児童生徒が３０人もいること、これも１つ大きな問題です。そしてなかなか顕在化されずに放置されやすい問題でもあります。

そこで、小さな質問３点目です。このような国の基準における不登校の児童生徒また不登校気味の児童生徒に対しては、国が各自治体において様々な対応がされて

きています。本市においても各学校で段階的に様々な対応をされていると思いますが、その対応状況を教えてください。そして、児童生徒が不登校にならないための対策や取組がありましたら教えてください。

○教育長（平岡和徳君） まずもって教育委員会におきましては、各学校に対しまして、県の取組を基にした不登校対策重点取組事項等を周知しまして、不登校及び不登校傾向の児童生徒への丁寧な対応をお願いしているところです。

学校における具体的な対応状況としましては、まず、愛の１・２・３運動プラスワンがありまして、その実施に取り組んでいます。これは、不登校傾向と疑われる理由で欠席した児童生徒が、１日目の際には電話連絡、２日連続になったら家庭訪問、そして３日連続以上になったら不登校対策会議等を開きながら組織的対応を行いまして、そのプラスワンとしてＳＣ（スクール・カウンセラー）やＳＳＷ（スクール・ソーシャル・ワーカー）、こういった専門家との連携を進めています。

また、不登校が長引くなどしてきた児童生徒につきましては、専門家とも相談の上、教育支援センターや民間施設等と連携を取りまして、必要に応じてＩＣＴを活用した学習支援等の自立支援を行っているところです。

この不登校の未然防止につきましては、学校の風土や雰囲気を見える化し、関係者が共通認識をもって学校改革に取り組むことで、学校環境をみんなが主役になり、みんなが学べる場所とするといったような、各学校の特色を活かした魅力ある学校づくりを進めていくことが重要となります。

同時に、児童生徒にはＳＯＳの出し方に関する教育を実施し、教職員による教育相談体制を強化し、児童生徒の援助希求能力、自分から救いを求める力に対しての育成をしていきます。

また、学校に相談できないケースなどに対しましては、その窓口として熊本県電話相談窓口一覧、親子のための相談ＬＩＮＥ啓発用カード等を保護者に配布しまして周知に努めております。本市におきましては、悩みを相談できる子ども安心コールを開設し、対応しているところです。

○１番（坂元大介君） 教育長、ありがとうございます。教育長からの答弁にもありましたとおり、これまでもこの不登校に対しては、多くの対応そして様々な行政支援があったようです。しかし、増加の一途は止まることなく進み続け、現在に至っています。これは決して、これまでの対応や対策に効果がなかったと申しているのではなく、もしかしたらこれまでの努力がなければ、さらに増加していた可能性もあったのではないかと捉えられます。２０１６年に制定され、２０１７年に施行された教育機会確保法、これによる我々親の考え方の変化もこの増加を後押ししているのではないかと思います。教育機会確保法には、全ての児童生徒が安心して教育

を受けられる学校の環境の確保、不登校の児童生徒にそれぞれ必要な支援を提供、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境を整える、年齢、国籍に関わりなく能力に応じた教育機会の確保という理念があり、学校に行けない子どもに休養を与え、その間は学校以外の場所で学びを推奨していくというもので、一人一人に合った多様な学びの場を保障するという趣旨になっています。つまり、この法律によって、学校だけが子どもたちの学びの場ではないと考えられるようになりました。子どもたちにとって学ぶということが重要であって、それが必ずしも学校でなくてもよいというふうに考えられるようになってきました。

そこで、小さな質問4点目です。本市において、学校以外の居場所のように受け皿となるような施設はどのような場所があるのか。また、今後の取組について何かありましたら教えてください。

○教育長（平岡和徳君） まず、学校に行けない児童生徒に対する受け皿としまして、教育支援センター宇城っ子ネットがあります。これは、宇城市教育委員会が設置する不登校の児童生徒のための支援機関で、心理的または情緒的な理由などにより登校できない児童生徒に対しまして、相談・指導を行いながら、学校、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー及び公的機関等との連携・協議のネットワークを築いていくことで、学校への復帰の支援等を行う教室になります。

また、本市には児童福祉法に基づいて設置された児童家庭支援センターぽぴんずがあります。児童生徒やその家族の困り事等について相談・支援を行い、必要に応じて行政や地域の関係機関と連携して改善に向けたサポートを行っているところです。

そのほかにも、自宅においてICT等を活用しながら学習活動に取り組んでいる学校も増えてきました。保護者と連携しながらオンラインによる対面指導、タブレット等を活用した計画的な学習プログラムの実施等によりまして、児童生徒の学びの保障を進めています。

今後の取組につきましては、児童生徒の不登校の要因が多岐にわたることもありまして、どんな居場所づくり、どういった学びの場が最適であるのか、その対応の仕方も様々になってきます。教育の多様化・複雑化、そういった中で、この不登校状態にある児童生徒及びその保護者が、多くの選択肢の中で子どもの居場所を考えることができるよう、学校以外の専門機関や民間施設等と連携しまして、情報提供等を行うなど具体的な支援を進めてまいりたいと考えております。

○1番（坂元大介君） この教育支援センター宇城っ子ネット、実は以前は適応指導教室という名が付いており、利用しがたいという声も聞いていたので、改称されたことにも好感が持てます。また、児童家庭支援センターぽぴんずについても、利用さ

れた方やそこでの研修を受講された保育園などから好評をお聞きしております。不登校は特にこの3年間、コロナ禍により一気に10万人も増えました。文部科学省は不登校の理由は様々なので一概には言えないとしつつも、コロナ禍の長期化で生活環境が変化したことや、学校生活での様々な制限で交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあると分析しています。社会はかつての日常を取り戻しつつありますが、子どもの心はそう簡単ではありません。そして顕在化された子どもからの信号は複雑かつ深刻な根っこがあったりしますので、我々がその信号を受け取ってあげる必要があります。一人でも多く子どもたちを救えるように、また、いかなる理由があれ子どもたちの学びを止めないように、是非今後もあらゆる対応、対策を継続して行っていただきたいと思います。

それでは、大きな質問2点目、発達障害支援についてです。発達障害とは、発達障害者支援法の中で、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。発達障害者支援法が2005年に施行され、言葉自体の周知が徐々に進みました。その間に、発達障害の診断基準が変わったこと、発達障害の周知が進んだことによって、今まで障害と判定されなかった層が障害の認定を受けるようになり、増加傾向にあります。この発達障害によって、生きづらさを感じている子どもたちやその保護者の方も多くいらっしゃいます。

そこで、小さな質問の1点目、本市における支援を要する子どもたちの現状について教えてください。

○福祉部長（岩井 智君） まず、就学前の現状について福祉部からお答えします。

支援を要する子どもたちの就学前の現状については、療育を勧められた保護者は、宇城市の社会福祉課に障害児通所支援事業の利用申請を行い、併せて相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼します。

申請が認定された後は、保育所等訪問支援や児童発達支援などのサービスが利用できるようになります。当該サービスにおいては、集団生活への適応や言語面の発達などのための専門的な支援を行っており、令和5年度にサービスを利用している就学前児童は106人でございます。

また、現在本市で訪問支援サービスを行っている施設は1か所、児童発達支援事業所は10か所ございます。

○教育部長（豊住 章君） 学校の現状としては、発達障害にあたる自閉症・情緒障害学級の令和5年度在籍児童生徒数は、小学校が185人、中学校が61人、合計246人が在籍しています。

小学校課程においては、特別な支援を要する児童について、就学前児童と同様、障害福祉サービス受給者証の認定を受けた児童は、放課後デイサービスを受けることができます。令和５年度、放課後デイサービス事業を行っている施設は、本市に１６か所あります。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の方においては、特別支援教育就学奨励費として援助を受けられる制度があります。所得制限など一定の認定要件はありますが、学用品や新入学用品の購入費、修学旅行費など必要な費用の一部を援助するものです。

本制度における令和５年度の認定者数は、令和６年１月末現在で小学校が１５７人、中学校が４８人、合計２０５人となっております。

○１番（坂元大介君） 就学前の児童が１０６人、小学校で１８５人、中学校で６１人と、やはりサービス利用児童生徒は本市においても多くなっています。とはいえ、それらの子どもたちが何もなく発達障害と診断されたわけではなく、診断されるには何かしらの要因があったのだと思います。

そこで、小さな質問２点目、そのような子どもたちが発達障害と診断されるのは、どのようなタイミングなのか、本市の状況を教えてください。

○福祉部長（岩井 智君） 発達障害のある子どもの診断は、一般的に発達を専門に診る小児科や児童精神科において問診や面接・行動観察、発達検査を行った上で診断がなされます。１回の診察で判断することは困難であり、数か月を要することもあると伺っています。

子どもの発達障害を懸念し保護者が受診されるタイミングは、乳幼児健康診査等で受診を勧奨される場合、あるいは保育施設や小学校での集団生活の中で発達に課題があることに気づき受診されるケースがございます。

令和４年度において、専門の医療機関の受診につながり診断を受けた幼児・学童は５０人で、そのうち約半数の２３人は、保育施設等からの紹介でございました。

発達障害の特性から、家庭生活では気づきにくく、集団生活に入ってから気づくケースが多いため、保護者へ伝達する保育士や学校の先生の責任及び負担感が大きくなっていることも承知しております。

本市では、このような保育士などの負担軽減のために、宇城圏域で実施している地域療育支援センター事業を通して、保護者や保育施設等への支援を行っております。令和４年度の支援実績としては、在宅支援訪問療育等指導事業で２４件、在宅支援外来療育等指導事業で８件、施設支援一般指導事業で７２件という実績でした。

また、宇城圏域障がい者支援協議会の専門部会であるこども部会においては、宇城圏域の障害児通所支援事業所スタッフなどが参加しており、療育の質の向上や連

携強化のために、2か月に1回研修やグループ討議等が行われております。

発達障害支援に係る事業費の数値的なものにつきましては、令和2年度は約3億7,000万円、令和3年度は約4億4,000万円、令和4年度は約4億9,000万円と年々増加傾向にあります。

事業費用が増加していることから、発達障害のある子どもたちへの支援体制を充実させている一方で、発達障害を持つ子どもたちも増加している現状が伺えます。

○1番（坂元大介君） 発達障害は診断が難しく、さらには診断までの入口は非常に強硬となっています。そして答弁にありましたとおり、保育士や教師の負担感も非常に大きいのも事実です。しかし、症状にもよりますが、早期発見や早期介入によって子どもに合った環境の中で学ぶことで、必要なスキルを身に付けやすくなり、不登校などの二次的な問題が起きることを予防できるのではとも考えます。

そこで、小さな質問3点目、現在は保育士や教師から保護者へ発達障害の疑いを伝え、それを受けて保護者が相談に行くという流れが多いのですが、早期発見による支援をしていくためにも、3歳児健診での診断はできないのでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 発達障害は早期に気づいた上で子どもの特性を理解し、適切な関わりを行うことにより、日常生活能力を身に付けたり、集団生活に適応できる力とコミュニケーション能力が育つと言われており、早期発見と早期支援は大変重要なことと認識しております。

現在本市では、3歳児健診の際には、内科医、歯科医、保健師・管理栄養士・看護師・歯科衛生士・公認心理師を配置し、病気の早期発見のみならず、食事や歯磨き等の生活習慣の指導や子育てなどの相談などを行っております。また、発達障害の疑いの有無にかかわらず、保護者の希望があれば公認心理師による相談も行っております。

さらに、健診会場では待ち時間の間に公認心理師が子どもの行動観察を行い、家庭での様子などを尋ねた上での対応などの助言も行っております。

発達検査や相談は、健診の短い時間では限りがあるため、3歳児健診において専門機関等での受診が必要であると思われる人には、別の日程により公認心理師への相談を案内しております。

重度の発達障害においては、比較的早期に発達の遅れや生活の困り感が発現しやすいため、早めの相談・対応が可能です。軽度から中等度の発達障害においては、保育園や幼稚園等に通い始め、集団生活の中で困り事が出てくるケースや就学後の学習機会の開始時に気づかれるケースが多いことから、一概に3歳児健診で発見できるとは限らないのが現状であると捉えております。

早期発見・早期診断は大変重要なことですが、同時に子どもや保護者、関係者の

困り感を軽減させるためには、早期支援が重要であることから、本市では、療育を必要とする全ての人が利用できるサービスの充実に努めているところでございます。

○1番（坂元大介君） 本市では、3歳児健診に注力されていることが分かりました。そして、3歳児健診だけでは発見することが難しいことも分かりました。つまり、長期的に見ていく必要があるということです。しかし、実はこの3歳児健診から次の健診までの期間が長いのです。次の健診は、就学前健診となっています。つまり小学校に入学する直前なんですね。この間の保育士への負担は非常に大きいものがあります。保育士というのは、毎日のように保護者と会い、会話し、信用・信頼を築き、子どもたちにとっても欠かすことができない大きな存在でもあります。そんな保育士が「発達障害の疑いがありますので、受診されてください」の言葉を出すのには、相当な覚悟がいります。中には、それによって保護者との関係に溝が入り、子どもにまで影響が及んだケースもあったとお聞きしています。とはいえ、大規模的な健診ともなれば費用が掛かります。

そこで、小さな質問4点目、専門家による保育事業所への定期的な巡回や現場での相談など、関連事業所との連携が必要なのではないかと考えますが、各関連事業所との連携について、どのようなサポート体制があるのかお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、福祉部からお答えします。

本市では、子育てをトータルでサポートする体制づくりとして、令和4年度に子ども未来課、それから今年度4月にこどもセンターを設置いたしました。

しかしながら、発達障害を含む障がいを持つ子どもたちのサポートは、ライフステージごとに関わる担当部署が変わっていくことから、トータルでケアできる体制には至っていない現状にありました。

そこで、令和5年度から、社会福祉課をはじめ、子ども未来課、こどもセンター、健康づくり推進課、そして教育委員会教育総務課の庁内連携により、発達障害の各般の問題について発達障害児及びその家族からの御相談に応じ、適切な指導及び助言ができるよう、横軸の連携を強化した新たなトータルサポート体制の基盤づくりに今年度から着手をしております。

この分野においてサービス提供が十分にできていない課題の解決に向けて、庁内連携体制を強化することにより、障がいを持つ子ども及びその御家族の負担軽減のために、早期にワンストップでトータルサポートできる支援体制が現在構築されつつあります。また、発達障害者支援センターや宇城圏域地域療育センターなどの関連団体との連携をさらに強化し、地域で一体となって発達障害支援に努めているところでございます。

国の障害児通所支援に関する検討会によれば、市町村は自立支援協議会子ども部

会を設置し、児童発達支援センターも参画した上で地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要であると報告されております。

宇城圏域においても宇城圏域障がい者支援協議会こども部会を設置しており、令和6年度から開設予定の児童発達支援センターとの十分な連携により、宇城圏域事業所全体の療育の質の向上に向けて取り組んでまいります。

○**教育部長（豊住 章君）** 放課後等デイサービスと小学校との連携については、各学校において、事業所の担当者と担任や特別支援コーディネーター、そして管理職等の学校職員及び該当児童の保護者による会議を年に2回ほど開き、情報共有を行っています。その会議では、該当児童について、事業所や学校における現状と今後の対応等について共通理解を図り、必要な支援の在り方について改善を図っております。

○**1番（坂元大介君）** 今後も前向きに支援の充実を図っていただきたいと思います。特に、3歳児健診から就学前健診までの期間の保育事業所への支援は急務だと感じています。保育士の負担軽減だけにとどまらず、子どもの発達障害によって悩み苦しんでいる母親も救うことが可能になります。専門家による保育事業所への巡回や相談・受診など、保育士と保護者の間のワンクッションの御検討をお願いいたします。それによって救われる子どもたちが増えることはもちろんのこと、保育士や教員不足、不登校やひきこもりといった二次問題の軽減にもつながると信じています。

それでは、大きな質問3点目に移ります。現在、ありとあらゆる業種、職種において人材不足が問題になっています。本市職員においても例に漏れずその波が来ていると伺っております。もちろんその理由は、報酬や働き方もあるとは思いますが、仕事へのやりがいというのも1つあるのではないのでしょうか。職員の方々も我がまちをより良くしたい思いは誰しもがお持ちだとは思いますが、それを形にするには広い知見と深い知識が必要になります。そんなときにインターネットを介した実物と、実際に手にした、目にした実物には大きな違いがあります。実際に触れ、目にし、エネルギーを受け取ったものは形への精度もスピードも段違いだと思います。

そこで、小さな質問1点目、我々議員においては、定期的に目的を持った先進地視察を行っていますが、本市職員の先進地視察は行われているのかお聞きします。また、行っているのであれば、市民の皆様にも視察で得たものが事業となっていることも知ってもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○**総務部長（天川竜治君）** 先進地視察研修は各行政課題について、先進的な取組を行っている自治体の対応及び手法を学ぶことで、本市の施策に反映させるとともに職員の見聞を広め、大変意義のあるものと認識しております。

近年実施した県外での先進地研修の状況を申し上げます。

令和2年度には、不知火美術館・図書館の指定管理に向け佐賀県武雄市へ、企業誘致・起業家育成のために宮崎県日南市へ、健康ポイント事業推進のため静岡県西伊豆町及び東京都目黒区へ、国営事業推進のため島根県出雲市及び京都府亀岡市へ視察しております。

次に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり視察を控えたこともあり、職員人事における先進事例を学ぶため、福岡県太宰府市へ視察しております。

次に令和4年度は、eスポーツ普及に向け東京都港区及び千代田区へ、窓口サービス改善及びおくやみワンストップサービスの取組のため北海道北見市へ、ふるさと納税促進のため宮崎県都城市及び鹿児島県南九州市へ視察しております。

先進地視察にあたっては、各部署で進めている重点目標達成に向けて、必要に応じて熊本県内外に視察している状況であります。

続いて、職員の研修状況を申し上げます。

職位に応じた研修は、主に熊本県市町村自治会館で開催される階層別研修に参加しております。しかしながら、近年自治体に求められる知識やスキルを向上させ、多様化、高度化、複雑化する市民ニーズに対応するため、千葉県幕張市の市町村職員中央研修所、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所、東京都小平市の全国建設研修センター、東京都立川市の自治大学校など積極的に参加し、効率的・効果的な行政運営に努めております。

また、今年度より、全国市町村国際文化研修所主催の海外研修に人事評価優秀者1人が参加しております。研修目的であります行政・NPO・大学等、多様な主体によって行われているアメリカ合衆国ワシントン州シアトル市及びオレゴン州ポートランド市のまちづくりの取組について現地で学ぶとともに、行政の役割、行政経営手法について理解を深めております。

○1番（坂元大介君） 職員の視察には何でもかんでもとか、誰でも彼でもと、判断やその基準などいろいろな問題はあると思いますが、今後も積極的に行っていただき、本市に多くの財産を生み出してほしいと思います。また、それが本市の職員のやりがいにつながり、魅力ある職場にしていきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。本市のスポーツ施設や文化施設について、現在の管理方法とより安心して利用できるような今後の対策についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） まず、スポーツ施設についてお答えします。

現状のスポーツ施設の管理方法については、職員による点検と利用者からの報告により不具合箇所などを把握しております。なお、不知火地区の体育施設においては指定管理者の管理となっております。

不具合箇所の修繕等の対応については、内容や規模にもよりますが、基本的には、専門業者に依頼し修繕等を行っている状況です。

スポーツ施設については、管理施設が40か所ほどありますので、常時、細部にわたる不具合箇所全てを把握するのは、厳しい状況にあります。

そのような中、不具合箇所を早期に把握する手段の1つとして、施設を定期的に利用する団体等から情報収集を行うことは効果的な方法だと思っております。

今後は、施設の適切な維持管理に向けて点検方法等をさらに工夫し、不具合箇所の早期把握と修繕対応により、利用者が安全・安心で快適に利用できるよう努めてまいります。

一方、図書館・美術館など文化施設の維持管理については、指定管理者から定期的な報告を受け、必要に応じて修繕等を行っている状況です。

○1番（坂元大介君） スポーツ施設については、昨年9月に質問させていただいた際から進んでいるようには感じられませんが、文化施設においては指定管理者が入っているため、管理が保たれているように感じます。

再質問になりますが、スポーツ施設において、前回の質問からの進捗はいかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 9月議会で坂元議員から御指摘がありました、豊福グラウンド等のネットの破損状況については、それぞれの現場を確認しております。その中で最も破損がひどく、緊急性があった豊福グラウンドのネットについては、専門業者による補修作業を完了しております。

その他のグラウンドにおきましても、数か所、小さなネット破損の状況を確認しておりますので、必要に応じ随時補修しながら、今後も安全・安心な施設管理に努めてまいります。

○1番（坂元大介君） 豊福グラウンドのネットの補修はありがとうございます。しかしながら、まだまだ安心できない施設も多々あると思いますので、まずは調査から早急に御対応いただきたいと思います。

それでは、小さな質問2点目、公園の管理についてです。本市においても多くの公園を有していますが、遊具をはじめ管理に不備が散見されます。また、特に遊具においては多くの要望も寄せられています。本市の公園の管理についてどのようなになっているのか教えてください。

○土木部長（平木恵一君） 本市の公園の管理についてお答えいたします。

公園は、市民の活動の場、憩いの場の形成、良好な景観形成、防災性の向上など様々な効果があり、豊かな地域づくり・地域のにぎわい創出や活性化に欠かせない施設です。

同時に公園内の遊具は、子どもたちに楽しい遊びを提供する大切な道具で、他の子どもと一緒に遊ぶことで、コミュニケーション能力だけでなく、身体や運動機能、心の発育・発達にも寄与し、主体性や創造性も向上させてくれるものです。

市内には、都市公園法に基づく都市公園が9か所、市の条例に基づく一般公園が53か所ございます。この62か所の公園の管理は、地域団体、主に行政区への管理委託が30か所、市シルバー人材センターへの管理委託が15か所で、それ以外は直営にて管理をいたしております。

公園の管理費は、令和4年度決算ベースでは、職員の人件費を除きますと約3,000万円程度となります。その中には、樹木の維持管理や除草、公園内の遊具等の点検等も入っております。

特に、公園内の遊具に関しましては、国土交通省が示しました都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づきまして、定期点検を毎年行っております。この点検結果や利用者からの情報を基に修繕等を行っているところです。

御指摘の公園内の遊具に使用中止の看板等が設置してありますのは、こういった点検・情報により修繕等が必要となったものです。遊具におきましては、ほとんどが特別注文品でありますので、特殊な資材の発注や修繕に一定期間を要します。そのため使用中止の期間が長期間となりがちとなり、憂慮している現状でございます。

○1番（坂元大介君） 公園は家族の憩いの場であり、子どもにとっては発育、発達を大きく進展させるとも重要な場所です。管理体制の構築や事業費用も重要ですが、宇城市の子どもたちが大きく育つためには公園の充実が欠かせませんので、是非とも安心・安全な管理と遊具等の設備の充実への注力をお願いいたします。

以上、今回は大きな質問4点について質問させていただきました。特に、発達障害またその関係各所への支援については、現代の社会的問題の二次的要因になることが大きく、早期の改善が必要だと思います。今朝、回ってまいりました回覧板の中に、このようなものがありました。「あなたは1人ではありません。どんなことでもまずはお話してみませんか」という、宇城市発信のあなたのいばしょの御案内です。このような案内、先ほどもいくつか答弁の中にありましたが、電話相談窓口だったり、LINE啓発用カードまたは宇城っ子ネット、ぽぴんず、いろんな相談窓口がある中で、こういった案内というのは必要な人にこそなかなか届きづらいものです。なので、子育て関連にかかわらず、こういった案内をしつこく届くまで周知していただきたいと思います。とにかく本市で育つ子どもたちやその家族が、一人でも多く安心できるように要望いたします。

最後に、今年度で退職される職員の方々の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（永木 誠君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永木 誠君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午前 11 時 59 分

第 5 号

3 月 5 日 (火)

令和6年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和6年3月5日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	教育長 平岡和徳君
総務部長 天川竜治君	市長政策部長 元田智士君
市民部長 黒崎達也君	福祉部長 岩井智君
保健衛生部長 井住寿宏君	経済部長 浦田敬介君
土木部長 平木恵一君	教育部長 豊住章君
総務部次長 舩井貴男君	市長政策部次長 坂本優子君

市民部次長	岩 竹 泰 治 君	福祉部次長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	經濟部次長	中 川 裕 二 君
土木部次長	星 津 章 博 君	教育部次長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	竹 口 則 和 君	豊野支所長	赤 星 徹 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会計管理者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財政課長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2 番、四海公貴君の発言を許します。

○2 番（四海公貴君） 皆さん、おはようございます。議席番号 2 番、会派暁の四海公貴でございます。まず初めに、2 月 25 日に急逝された入江学議員の御冥福をお祈りいたします。私は、前日の 2 月 24 日も午前、午後と御一緒させていただいており、この一般質問についても、お互いの質問内容など意見交換をさせていただいておりました。議員として 2 年間、議会運営委員会や様々な視察などで御一緒させていただき、様々な御指導をいただきました。本当にありがとうございました。御指導いただいたことは、今後の議員活動の中でしっかりと活かしてまいりたいと思いますので、今後も宇城市の発展について見守りいただきたいと思います。入江議員、本当にありがとうございました。

それでは、溝見議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まずは冒頭、令和 6 年 1 月から健康保険や協会けんぽ、共済保険など職域保険と、地域保険と呼ばれる国民健康保険で、重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方の現物給付が始まりました。県内全域の医療機関を対象にした現物給付では、県内初の制度で、各医療機関窓口で各種保険で自己負担割合に応じた金額を支払い、その領収書を市役所窓口で申請すると重度心身医療自己負担額を除く金額が返還される制度であったのが、この制度では医療機関窓口で重度心身医療自己負担額を限度に支払えば、市役所への申請は必要なくなりました。また、後期高齢者医療保険の場合は、保険者が県内全域となっておりますので、現在現物給付はできていませんが、宇城市は自動償還払いを開始し、領収書を窓口に提出せずともレセプトデータを基に、自動的に重度心身医療受給者負担額を除く金額が返還されることとなりました。これは、職員の方からの提案でこのような改革がなされたことは、体の不自由な方にとって大変助かるもので、実際に重度心身医療受給者証をお持ちの方またその御家族からは、「本当に助かる」、「宇城市が頑張っているから宇城市民として嬉しい」など、言葉をお聞きいたします。今後とも、宇城市民の皆様のために、執行部の皆様よろしく願いいたします。長くなりましたが、通告に従い、一般質問を行います。

大項目 1 の合併浄化槽等についてですが、（1）の本市の下水道事業における現

在の整備状況について、また、整備計画区域内であるにもかかわらず、まだ整備ができていない区域について、今後整備が進んでいくのかを御質問いたします。

○上下水道局長（福田真治君） 下水道事業計画についてお答えいたします。

本市では、これまで生活排水等の污水対策として、下水道整備事業と合併処理浄化槽設置補助事業を実施してきておりまして、令和4年度末時点での市全域における污水处理人口普及率、これは下水道または合併浄化槽により污水处理している割合になりますが、83.8%となっております。

このうち、下水道の整備状況は、令和4年度末時点で計画処理区域に対し公共下水道事業が整備率73.2%、農業集落排水事業が整備率100%となっており、農業集落排水事業は整備が完了しておりますが、公共下水道事業は残り約27%、面積にしまして約340ヘクタールが未整備となっております。

国においては、これまで下水道整備事業に対し手厚い補助金等の支援を行ってきておりましたが、今後は既存施設の更新等、下水道事業をいかに将来にわたって持続させていくかに支援をシフトしていく方針であり、未整備地区の事業は、国の支援が縮小していくものと考えております。

また、県においてはくまもと生活排水処理構想2021において、令和8年度における県全体の下水道整備率の目標値を98%と定めており、達成が難しい場合は整備手法の見直し、例えば、合併浄化槽への転換などを行うよう求められているところでございます。

なお、本市の公共下水道事業は、昭和50年代から整備事業を続けているところですが、人口減少の進行や維持管理費用及び既存施設の更新費用等の増大を考慮すると、今後の下水道事業の経営は非常に厳しいものになると予想され、国の支援が縮小する中、未整備地区の整備を続けることは、経営をさらに圧迫するものと考えております。

このため、現在、下水道全体計画の見直しに着手しておりまして、その中で計画区域を縮小する方向で検討に入っているところです。

具体的には、松橋町・小川町において、現在、計画区域に入っているものの未整備となっている区域については、原則として計画区域からはずす方向で考えておりまして、今後、地元及び都市計画審議会に説明を行い決定していく予定でございます。

○2番（四海公貴君） 上下水道も独立採算性が基本だと思いますので、現在の下水道事業の採算なども大変厳しい中にあり、今後の人口減や物価高騰なども踏まえ、現在だけでなく中長期的に見ても、事業の経営は今後ますます厳しいものになることは容易に想像できます。しかし、数値的に見れば厳しい現実を理解できても、これ

まで下水道計画に入っていたが、松橋町と小川町の未整備地区は計画からはずす方向と言われた地域は計画の変更によって、今か今かと下水道工事の着工を待ち望んでおられた気持ちの整理がつかない心情になると思われます。まずは、令和6年度に計画の見直しが最終決定すると思いますので、対象地域には丁寧な説明の方をよろしくお願いいたします。

それでは、(2)の下水道整備計画の見直しにより、計画区域からはずれる地区については、今後、合併浄化槽の設置になると考えられるが、仮に一般世帯や公民館等が下水道に接続した場合と合併処理浄化槽を設置した場合の費用について、どのくらいの差があるのか、下水道と合併浄化槽などでの経費の差についてお伺いいたします。この経費とは設置に係る工事費やメンテナンス料、下水道代など全ての経費を含んだ金額での答弁をお願いいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 経費の差についてお答えいたします。

まず、設置工事等の初期費用については、下水道及び合併処理浄化槽ともに共通するトイレの改修費等は除いてお答えいたします。費用は、水回りの位置や敷地の広さなど立地条件により異なりますが、下水道は配管工事で平均約25万円、受益者負担金で18万円、合計43万円ほどになります。

一方、合併処理浄化槽は、一般的に5人槽、7人槽、10人槽とある中、一般家庭における5人槽において単独浄化槽からの切り替えとした場合、浄化槽本体設置及び配管工事で130万円ほどが必要となり、設置補助金49万8,000円を受領するとしまして、実質の手出しが約80万円になります。また、公民館等の施設になれば、延べ床面積により規模が変わりますが、仮に7人槽での設置費用は、昨年度実績額の高いところで180万円ほどになると見込まれます。このことから、合併処理浄化槽の方が下水道より割高になるものと想定されます。

次に、使用開始後の維持管理費についてですが、まず下水道の場合は、一般家庭での平均3人世帯と想定した場合、公共下水道使用料が年間46,000円ほどになります。

一方、合併処理浄化槽の場合は、保守点検料・清掃（くみ取り）料・ブロワ電気料、法定検査を合わせ、5人槽で年間68,000円ほど、7人槽で76,000円ほどの費用が必要になると想定されます。

○2番（四海公貴君） やはり下水道よりも合併浄化槽の経費が多いことが確認できました。下水道料金は上水道使用量に準じて料金が計算されていると思いますが、合併浄化槽などは保守点検料、清掃料、くみ取り、ブロワ電気料、法定検査料などの固定費が大半を占めており、この料金体系から考えると公民館や単身世帯、高齢者が多いと思いますが、そのような家庭はおそらく上水道使用量が少ないため、答弁

いただいた想定を経費よりもその差がより大きくなっていくものと推察できると考えます。下水道計画の見直し、新たに下水道を新設することが難しいのであれば、この下水道料金と合併浄化槽などの経費の差を解消すべきであると考えますが、どのように考えられておられますか。また、居住を目的とした住宅ではない公民館についてもどのようにお考えでしょうか、御質問いたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず、現在の浄化槽設置事業補助金制度についてお答えします。

この補助金制度の対象者は、居住を目的とした住宅に、処理対象人員10人槽以下の合併浄化槽を設置する方としております。

補助となる対象の地域は、下水道事業計画区域外であること、または下水道事業計画区域であっても下水道整備が当分の間見込まれない地域で、水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域であることとなっております。

この制度は、居住を目的とした方が対象であり、地区公民館については対象としておりませんので、現状では教育部所管の自治公民館等整備費補助金の対象になると思われま

す。先ほど上下水道局長から、松橋町・小川町において、下水道事業計画区域に入っているものの未整備になっている区域については、原則として計画区域からはずす方向との考えが示されました。

この区域において、整備完了を待って下水道に接続予定だった方については、合併処理浄化槽に切り替えていただくことになりますので、居住を目的とした住宅については補助金の対象となります。

なお、地区公民館は補助金の対象ではありませんが、計画見直しにより区域外となる地区公民館への合併処理浄化槽設置費の補助については、関係部署と連携して検討してまいります。

○2番（四海公貴君） 水道は市民の皆様が生活していくために、もっと言えば命を維持していくために最低限必要なものです。地域によってその経費に差があることは大変問題だと考えます。特に、これまで下水道計画の計画地域に入っていて、未着工の地域の方は今か今かと待ち望んでおられることと思います。そんな中、下水道計画からはずれることとなれば、これまで同様、多くの経費を使わざるを得ないのは納得できないと思います。市長、せめてこのたびの下水道計画からはずれる地域には、この経費の差を埋めるような特例措置も含めた施策が必要だと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（守田憲史君） これまで計画区域とされ、計画見直しにより除外される区域の住民の方には、特例措置を設け負担軽減を図りたいと考えています。

負担軽減策につきましては、現行の補助制度とは別に、下水道区域の見直しと並行し、地区公民館を含めた新たな補助制度を令和7年度からを目標に検討してまいります。

○2番（四海公貴君） 市長、御英断ありがとうございます。現在、下水道計画に入っており未着工の地域で、浄化槽の老朽化により工事を計画している行政区もあります。是非この地域の補助を遡ってでも受けられるよう併せて御検討いただくことをお願いして、次の大項目2の小野部田校区とその周辺の振興について御質問いたします。

20年前に宇城市が合併し、小野部田校区に居住する稲田覺先生が市議会議員になられ、次の選挙からはずっと議員がいない状況でした。その間の状況を振り返ってみると、議会の議事録で小野部田とキーワード検索をすると225件がヒットし、その内容を確認してみますと、県道下郷北新田線、県道中小野浦川内線の整備、小野部田小学校の新築工事、子育て支援住宅の要望、放課後子ども教室、小野部田小学校・海東小学校分離型小中一貫校の要望、乗合タクシー、小野部田小学校プール改築工事、小野部田復興住宅などでした。

そこで、（1）の宇城市になり、小野部田校区とその周辺地域の宇城市の関わりとしてはどのようなものがあつたかを御質問いたします。

○市長政策部長（元田智士君） 平成17年の市政施行からこれまでに、小野部田校区で実施した事業費5,000万円を超える市の大型事業は、小野部田小学校校舎の改築、小野部田復興住宅20戸の建設、八代北部流域関連下水道事業による下水道整備事業の3件でございます。

平成23年に供用開始した小学校校舎は、平成21年に設計に着手。仮設校舎をリースし、旧校舎を解体した跡地に新校舎を建設しております。総事業費は7億9,000万円余。鉄筋コンクリート2階建、赤茶の瓦葺きの校舎は小野部田小学校のシンボルとして、地域住民に親しまれております。

次に、小野部田復興住宅は、平成28年熊本地震において、当初応急仮設住宅がなかった小野部田校区のJA熊本うきの旧小野部田支所跡地に、令和2年20戸の戸建平屋の住宅を建設いたしました。事業費は、用地費、補償費を含め5億2,000万円になります。建設当初から入居希望者が多く、現在も全戸入居中です。

最後に、下水道整備事業は、市政施行前後から南部田、北部田地区の污水管渠築造工事に着手し、平成26年までに中小野地区まで下水道の整備を完了しております。この間の事業費は約8億円になります。

以上、この19年間に小野部田校区で実施した主な事業の総額は約21億円ですが、このほかにも用排水路の整備やため池の補修等といった農地整備も進めてまい

りました。

また、県が事業主体となりますが、令和４年度には中小野地内の県道下郷北新田線、１工区（高速道路下から県道中小野浦川内線との交差まで）の改築工事が事業費４億６，０００万円をかけ完了したところでございます。

引き続き地元自治体として、域内の幹線道路の整備には県と連携して取り組んでまいります。

○２番（四海公貴君） 次に、（２）の小野部田校区とその周辺の特徴について、合併時からの地理的特徴、人口動態、住民の就業形態、小野部田小学校の児童数などについて御質問いたします。

○市長政策部長（元田智士君） 小野部田校区は、北は松橋町との境となる北小野から南は小川中学校がある南部田まで、県道下郷北新田線を中心に住宅が連単する５つの地区と、国道３号を挟んで西側の農地の中に点在する耕地地区の６つの行政区がございます。

市制施行当時、平成１７年の同校区の国勢調査人口は２，１３６人、５年後の平成２２年は２，１４０人、１０年後の平成２７年は２，０４０人、１５年経った前回調査の令和２年は１，９３６人となっており、直近１０年で人口が約１割減少しております。さらに、高齢化も進んでおり、令和２年では６５歳以上の人口が全体の３９％を占めております。

次に、小野部田校区の産業の推移について、国勢調査の１５歳以上就業者数の推移からみますと、平成１７年に２２８人いた第一次産業（農業）の就業者は、平成２２年に１６２人、平成２７年に１５９人、直近の令和２年には１３４人と、９４人、約４割が減少しております。

他方、第二次産業と第三次産業における就業者数においても、製造業等の第二次産業が平成１７年の２３３人から３０人減少、サービス産業等の第三次産業が５７７人から２７人減少と、この１５年間の地域の人口減少につれて減少している状況です。

一方で、小野部田小学校の児童数は、学校基本調査によりますと、平成１７年が８４人、平成２２年が８８人、平成２７年が８９人、令和２年が９１人、そして今年度が９９人と、わずかに増加傾向にございます。

○２番（四海公貴君） 国勢調査によると、直近１０年で人口が１割減少し、令和２年で１，９３６人、高齢化は宇城市小川町の高齢化率を大きく上回る３９％、第一次産業就業者は平成１７年と比較し４割減少した９４人と、第二次産業、第三次産業よりも多く減少している現実が分かります。

次に、事前に頂いた資料によるデータなのですが、１５歳以上の就業者で

は、平成12年では21.3%の方が第一次産業に就かれており、令和2年では15%。第二次産業では、平成12年では27.1%、令和2年では22.7%。第三次産業では、平成12年に49.8%、令和2年では61.5%と、住民の従事する産業も第一次産業から第三次産業へ多くなっている現状だと捉えました。またこれも事前に頂いた資料なんですけれども、年代別の人口の特徴は、平成12年と令和2年を比較し、65歳以上は14.6%増加しており、15歳から64歳は11.1%減少、15歳未満はわずか2.4%の低下にとどまっております。まとめますと、人口は減少し、高齢化率が上昇し、小野部田校区には第三次産業に該当する企業がほとんどないことから、生産人口年齢の方々は、日中は小野部田校区以外で従事される比率が多くなっており、日中の高齢化率は39%よりもっと高いことが予測されます。子どもの減少率は少ない現状で、現に小野部田小学校の児童数は、宇城市内の小学校ではめずらしい、わずかに増加していると認識いたしました。

それでは、(3)の小野部田校区とその周辺地域へのこれからの関わりについて御質問いたします。

○小川支所長（竹口則和君） 小野部田校区につきましては、他の地区と同じく人口減少が見られるものの、依然として地域の方々の結び付きは強く、伝統的に行われている地域の行事が今も活発に行われている地域であると認識しています。ボランティア活動などの地域活動に貢献する方々も多数いらっしゃり、その活動も活発であると聞いております。

地理的にも国道3号から直線ではほどなくたどり着けるところに位置し、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジもそれほど遠くない距離にあり、交通の利便性も恵まれていると考えられます。また、日常の買い物にも大型ショッピングセンターが近隣にあり、便利でありながらも、その喧騒からは離れ、ほどよい距離にあると思われます。

さらには、地域のほぼ中心位置に小学校があり、子育て環境としても優れたものと思います。宇城市の将来像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に、それほど遠くない住環境を持つ地域であると認識しております。

○2番（四海公貴君） 竹口小川支所長が言われるとおり、2つのインターチェンジもありまして、そして小川駅も遠くない距離でショッピングセンターもあり、地域のつながりも強く、子育て環境にはもってこいの場所で、市長が言われる「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」を実現できる地域であると思います。一方、少し地域の実情を見ても、国道3号の交通量の多さから、抜け道として校区内の県道中小野浦川内線や下郷北新田線を使用される方が多く、松橋方面、豊野方面また八代方面からの通り道としての通行があり、地域住民と地域外からの

車が混雑しております。特に、朝夕の交通量は多く、約10年前には車の多さから児童の通学路を変更し、朝は市道小野部田幹線、いわゆるここでは小野部田農道と表現させていただきますが、この小野部田農道を通学しています。この小野部田農道の通行量は比較的少ないですが、人けが少なかったり見通しがよいため、通行する車のスピードが速く、子どもたちの安全性を考えると大変心配するところでもございます。先日、宇城地域振興局に県道中小野浦川内線や下郷北新田線の工事の進捗状況を確認いたしましたが、県道中小野浦川内線に関しては、用地買収を引き続き努力されていることと、現在道路拡張工事を進めていること。県道浦川内線の工事完了次第、下郷北新田線の工事を延伸する計画を改めて確認いたしました。これらのバイパスが開通すると、地域外の手車が小野部田農道を使用することにもつながります。そこで、小野部田農道から小川の中心部へ新たな市道を開通させることで、さらに、小川の中心部へのアクセスが便利となり、結果、小野部田校区の地域外の手交通量が減少し、児童の通学路を人けの多い道路へ変更でき、そうすることで登下校の地域の見守り体制の向上、子育てしやすい環境の構築にもつながっていくことと考えます。また、高齢化の地域ですので、高齢者の移動手段の安全性の確保にもつながるのではないかと考えます。

再質問になりますが、県への県道中小野浦川内線、下郷北新田線の早期完成の要望、小野部田農道と小川中心部へつながる道路の新設及び既存の道路拡張幅についてのお考えを御質問いたします。

○土木部長（平木恵一君） 小野部田校区は、一般県道の中小野浦川内線と下郷北新田線が南北に共用されており、その道路沿いを中心に集落が形成されています。また、集落内を補完するよう市道網が形成され住民の生活基盤となっているところです。

現在、中小野浦川内線及び下郷北新田線は道路幅員が狭いことを解消するために、議員御案内のとおり、新たなバイパス道路整備が計画されております。既に、県より一部区間で用地買収に着手されております。

県道バイパスが新たに整備されることで、安全な通行が確保されるほか、従前の小野部田校区などの生活エリアへ通過交通の車両進入が限定されるなど効果を期待しております。整備促進期成会を活用し早期完成に向け、県へ要望を継続してまいります。

併せまして、新たな県道を有効に活用するためにも、小川中心部の生活圏や商業圏からの小野部田校区への市道整備についても、熊本県と情報共有を図りつつ、具体的な検討を進めてまいります。

○2番（四海公貴君） 具体的に検討を進めるという力強い回答ありがとうございます。また、地域の声も十分に聞いていただきまして、具体的、現実的に検討の方をよろ

しくお願いいたします。

続きまして、人口は減少し高齢化率も高値を示していますが、児童の数がわずかに増加しているという現実、小野部田地域は教育のまちとしての可能性を感じます。小中学校の授業・カリキュラムなどは、各学校にそれぞれ学びの平等性は必要なことと理解していますが、小野部田校区は地域の協力・協働に熱心な地域であるため、地域の独自性として、特例校や指定校のような形で教育にさらに力を入れられないかと考えています。

再質問になりますが、2月26日に新たな任期が決定した教育長へ、教育の平等性を踏まえた地域性の教育の観点から、小野部田小学校及び小野部田校区全体で児童を育てていくための方法などのお考えを御質問いたします。

○教育長（平岡和徳君） まず文部科学省では、2020年からの新学習指導要領で「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念の実現に向けて、地域と学校が連携・協働していくことが大変重要であり、具体的な取組として、学校運営協議会制度や地域学校協働活動の一体的な推進が重要であるとしております。

本市におきましても、令和4年度に市内全ての小中学校に学校運営協議会を設置しまして、法的な基盤が整えられた国版のコミュニティ・スクールをスタートさせたところです。

この学校運営協議会は、地域住民や保護者などが学校の運営に参画し、学校運営の基本方針等について協議する場であります。これによりまして、学校と地域が目標やビジョンを共有できるようになります。

また、地域学校協働活動としましては、地域の高齢者や成人、学生、PTA、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民の参画を得まして、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の活性化やコミュニティの形成に寄与する活動も行っておりまして、本年度は市内全ての小中学校で活動が行われています。

特に、議員申されております小野部田小学校では、地域学校協働活動の推進事業の一環としまして、平成19年度から本市では最も早く放課後子ども教室に取り組んでおられまして、毎週水曜日、地域住民それぞれがコーディネーターやボランティア講師となって、グラウンドゴルフや調理体験等、幅広い体験活動を企画し、多くの児童が参加しております。

今後につきましても、小野部田小学校及び小野部田校区では、学校運営協議会や地域学校協働活動、こういったものに加えまして放課後子ども教室を通して、児童の健全育成と地域の活性化につながるよう、それぞれが連携そして協働しながら、地域の実情や特性に合わせた、ここが大事なんですけれども、独自性のある事業を進めていきたいというふうに考えております。

○2番（四海公貴君） 実は放課後子ども教室を担当されている方は、私の恩師でございまして、私の子ども2人もすごくお世話になっております。地域の皆様や小野部田小学校の先生たちも本当に頑張っておられ、児童がいきいきと様々な活動を行っています。小野部田小学校は大規模校に比べ、1クラスが10人から二十数人と担任の先生が担当する児童の数が比較的少なく、地域の協力もあることから、先進的な教育を研究する場としても適していると思います。研究と言うと実験台のようにも聞こえてしまいましたが、研究を通じて先生や児童が1つの方向性を向いて、その効果を検証しながら児童一人一人と向き合うことが今まで以上にできる可能性があるとも考えます。今後、この教育に地域全体で力を入れていくために、教育を中心としたまちづくりを行い、小野部田校区の人口増にもつながっていくものと考えます。今後とも様々な御協力や御支援をお願いいたしまして、次の大項目3の質問に移ります。

介護保険が平成12年に創設され、はや23年が経過しようとしています。3年ごとに改正され、このたび令和6年4月から、一部は6月からの改正ですが、新たな改正が行われ、先日厚生労働省から省令が発出されたところです。それに伴い、本議会でも宇城市の介護保険事業に係る条例が上程され、2月26日に可決されたところです。また市民の方が支払われる介護保険料の改正についても同日減額で可決しております。これまでの様々な改正の中で大きな流れとしましては、特に介護予防事業分野では、国が示したとおりの事業から、徐々に市町村などが独自に事業を組み立てていく方法へと変化していったのではないのでしょうか。このたびは、この介護予防事業について総論的な視点で質問をしていきたいと思います。まずは、（1）の介護予防事業の概要とこれまでの事業の効果について御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年に創設されました。創設以降、おおむね3年ごとに見直しが行われており、社会情勢の変化に対応した最適なサービスを提供する仕組みづくりが進められています。

近年の介護保険法改正の傾向としては、地域包括ケアシステムの構築・深化や地域共生社会の実現、保険者である自治体の機能の強化など、議員御発言のとおり、地方自治体の地域性や自主性・主体性に重きを置いた改正内容となっております。本市も改正内容を反映した介護予防事業を展開してまいりました。

現在、本市が取り組んでいる事業は、介護予防・日常生活支援総合事業として、主に要支援1及び2の判定を受けた方に対し、通所型サービスや訪問型サービスなどを提供する介護予防・生活支援サービス事業と、一般高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施しております。

通所型サービスとしては、理学療法士・作業療法士等専門職の指導の下、特定の施設において運動機能の維持改善と身体的なフレイルを予防する筋力アップ教室があります。

訪問型サービスとしては、日常の困り事を持つ事業登録者に対し、有償ボランティアで支援する安心生活サポート事業や、介護支援専門員と作業療法士や理学療法士など専門職が自宅を訪問し、個々の身体の状態や生活環境を調査し、運動方法や必要なサービスにつなげるスポット訪問リハビリ提供事業を行っております。

介護認定を受ける前の一般高齢者に対する事業としては、介護予防の普及啓発をはじめ、地域での介護予防活動の充実を図るために一般介護予防事業として実施しております。

この一般介護予防事業では、介護予防の普及啓発を目的とした事業と地域で取り組まれる介護予防活動を支援する事業を展開しており、普及啓発事業では、筋力アップの体操やレクリエーションを行い、日常生活動作能力を維持し、地域での通いの場への参加を促進する元氣にかたろう会事業や、健康運動指導士によりストレッチなどを指導し、運動機能低下を予防するみな来るサークル事業、また、地域の通いの場への参加が少ない男性を対象とした自宅でできる筋力トレーニングや、認知症予防の脳トレーニングなどを実施する男性のボディメイク講座、これらを実施しております。

地域で取り組まれている介護予防に効果的な活動を支援する事業としては、住民運営の通いの場において介護予防の取組として国や県も推奨しているいきいき百歳体操事業や、地区サロンや福祉会で介護予防に関する運動やレクリエーションなどを指導する人材を育成する介護予防サポーター事業、また認知症予防の普及啓発や地域で認知症予防プログラムに取り組んでいただく脳いきいきサロン普及啓発支援及び脳いきいきサポーター管理事業を行っております。

その他、宇城市地域包括支援センターが行う包括的支援事業や、任意事業として市が独自の発想により実施する介護給付費適正化事業、高齢者在宅介護用品購入助成事業、成年後見制度に関する事業、安心相談確保事業などを実施しております。

これら地域支援事業の効果としましては、個々の対象者の心身の改善状況を数値的結果から判断せざるを得ませんが、第8期介護保険事業計画に定めたサービスに対する量の見込みに対し介護給付費が大幅に抑制されていることを考察すれば、介護予防各事業を粘り強く実施していくことが、介護認定率の減少と重度化防止につながっていくものと捉えております。

○2番（四海公貴君） 多くの事業があり、様々なプログラムが準備されていることは理解いたしました。効果判定の方法や各事業のつながりには議論の余地があるもの

の、効果は出ているものだとは理解いたしました。

再質問になりますが、これらの中で利用頻度の多い事業、利用頻度の少ない事業があるかと思いますが、利用頻度の多い事業と少ない事業は何か。また少ない事業は、対象者は少ないが少数を対象として必ず必要な事業なのか、見直しが必要と考えられているのかを御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 介護予防や認知症予防各事業は、それぞれに事業の目的及びその対象者への支援策として重要な事業であると認識しています。

しかしながら、対象者の洗い出しや対象者の事業参加に対する抵抗などもあり、実績数で見た場合には参加者が少ない事業があるのも事実であります。

介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスであるスポット訪問リハビリ提供事業などは、対象者個々の介護予防に関する指導を専門職が行い、一連で効果検証までを行う非常に有効な事業ではありますが、熊本県が行う類似事業の利用や介護人材の不足などの理由により、今後の事業継続に支障を来す可能性も考えられることから、本事業に携わっていらっしゃる関係者と連携し、事業の新しい形などを今後模索していきたいと考えております。

○2番（四海公貴君） 再々質問になりますけれども、これまでの新事業または廃止になった事業はどのようなものがあるのでしょうか。また令和6年度に新たに始まる事業はございますでしょうか。やや時間が短くなってきておりますので、よければ早口でお願いできればと思います。簡潔によろしくお願いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 現行の第8期介護保険事業計画期間内では、複数の事業を統合して1つの事業として実施した事例がございます。

令和3年度まで、要支援1及び2と認定された対象者の方に対して行う通所型サービスの1事業と、一般高齢者を対象とした介護予防普及啓発事業2事業を統合して、令和4年度から新しい介護予防啓発事業として実施した実績もございます。

本年度は地域介護予防活動支援事業として、地域の自発的な通いの場である百歳体操で懸念されていたマンネリ化を打開するため、本年度に限り専門職による新しい運動プログラムの紹介や支援を行い、併せて介護予防サポーターの育成支援を行う通いの場支援事業を実施しております。

来年度からの第9期介護保険事業計画において、新しく取り組む介護予防事業はございませんが、これまでの取組による効果も確認されつつあることから、第8期期間中に実施してきた事業を粘り強く継続させて、更なる介護予防事業の充実に努めていきたいと考えております。

○2番（四海公貴君） 介護予防分野というのは、この設問の冒頭でも発言したとおり、各自治体の地域の課題に対して独自に事業を開発し、自治体の考えで行うことがで

きる分野だと思しますので、いかにPDCAサイクルを循環させ、市民に必要な市民に合った事業を行うことができるかが問われていると思いますので、評価、分析、実行をお願いいたします。今回、少し総論的な質問をさせていただきましたが、今後各論的な質問もしっかり行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地域ケア会議についてに移ります。地域ケア会議は、高齢者などが可能な限り住み慣れた地域で生活していくために、様々な課題から政策形成につなげていく会議であると認識しておりますが、この制度について御質問いたします。それと、現在地域ケア会議が開催されていますが、市としてはその会議をどのように評価されておられるのか御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、地域ケア会議の制度についてお答えします。

全国的に高齢化が急速に進行している中で、厚生労働省は団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに現在は働き盛りの年齢である団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築と更なる深化を推進しています。

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の1つとして、介護保険法第115条の48で定義されています。

本市では、この地域ケア会議推進事業を地域包括支援センターに委託しております。個別課題の解決、地域包括支援・ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成を目的に実施しております。

会議は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のために実務者レベルで行う地域ケア個別会議と、地域ケア個別会議で積み上げられた地域課題等を関係者と共有するための圏域別地域ケア会議、地域課題の解決等について施策に反映させるための地域ケア推進会議で構成されております。

市としての評価なのですが、令和5年度は地域ケア個別会議をこれまで6回開催しました。その内容を基に、旧町を単位とする圏域別地域ケア会議を開催しております。

具体的には、日常生活における移動手段の確保対策や社会資源の不足情報など、各圏域での独自の課題とその解決方法等について専門職や介護事業所職員、行政職員等で分析・協議を行うことで、利用者の機能評価及び利用状況を踏まえた自立支援や社会参加に向けた検討を行う大変有益な会議であると認識しております。

今後は明らかとなった地域課題に関して、地域支援事業で取組が可能な解決策に

については事業に反映していくとともに、市の施策として検討すべき事項については、関係部局との連携の下に、第9期介護保険事業計画の基本理念としている「やすらぎと幸せを実感できる宇城市」の実現に努めていきたいと考えております。

○2番（四海公貴君） 地域ケア会議は、今後政策まで実現していかれることと思いますが、お願いしたいのは、地域ケア会議は福祉部所管の事業となりますが、ここから政策を立案していく際には、福祉部の分野だけではないことが予測されます。他の部署も横断的に取り組まなければいけないことがあると思いますので、是非、全庁挙げての事業として取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

また地域ケア会議は、地域ケア個別会議、圏域別地域ケア会議そして地域ケア推進会議の3層構造になっております。この3層構造によって課題を検討していかれますが、3層構造であるがために課題が抽象化され、第1層での問題が全く方向性が違うものになってしまう危険性も考えられます。よって、2層、3層の会議では、必ずこれまでの課題をしっかり振り返っていただきますことをよろしくお願い申し上げます。

やや時間が無くなりましたが、どうしてももう一つこの（3）まではいきたいと思いますので、よろしくお願いします。（3）の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について御質問いたします。保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金は、いずれも努力している自治体に対するインセンティブ交付金だと理解しておりますが、その内容について御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 高齢化の進展により、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加が進行することにより、介護サービス需要が増加・多様化することが見込まれています。加えて、現役世代の担い手が減少しており、将来的には地域の高齢者を支える人的基盤の確保が大きな課題になると言われております。

このため国は、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

平成29年の介護保険制度改正において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能の強化等の取組を推進するために、市町村が介護保険事業計画に、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載することやPDCAサイクルに則った取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村の取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。

令和2年には、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるために、介護保険保険者努力支援交付金も創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点

的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化されたところです。

本市の評価状況については、県内14市でもここ数年は常に上位に位置しておりまして、重度化防止の取組が評価されていると捉えております。

○2番（四海公貴君） 再質問、再々質問と準備をしておりましたが、時間も無くなっておりますので、最後に私の思いを伝えさせていただきます。私は、これまでの日本の医療制度を紐解いていくと、病気になったら病院に行く、動けなくなったらリハビリを行うなど、疾病や障がいが起こったら何らかの医療的な対応を行う文化だったと思っております。しかし近年は、予防の意識も国も国民もその重要性を認識し、制度としても行われています。先ほどの交付金の評価項目には、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制などの構築、自立支援・重度化防止に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策の推進などの項目があり、これは行政だけでは達成できないものだと考えています。利用者や事業者の努力もなければ、よい点数にはならないと思います。そこで、宇城市の施策として、交付金をいただいた分をしっかりと地域に還元できているという発信が大切だと思います。是非、地域から出た課題などを宇城市民の皆さんでいただいた交付金で解決していくことを市民の皆さんに知っていただくことで、宇城市の介護保険施策もより良いものになっていくものと考えています。交付金の予算の充当先の縛り等もあると思いますが、市民の皆様に分かりやすい発信の仕方をしていただければと思います。

もう1点、人材確保や生産性向上について、これも先ほどの交付金の算定要件にもございます。これは全国的にも本市でも同じ課題だと思います。介護分野は非常に人材が不足しております。既にこの問題は、事業者だけでの問題ではないと考えます。介護事業者などは職員がいらないため、新規の方にサービスを提供するための契約が締結できない状況もよく耳にします。この点も事業者、行政が協力して課題に対応する必要があると考えます。市民の皆様が安定的なサービスを利用できるよう人材確保、生産性向上対策などにも、この交付金を原資として使用することができると思いますので、是非検討のほどをよろしく願いいたします。

すみません、大項目4番、成年後見人制度については、また次の機会に御質問させていただきますと思います。本当に一般質問ありがとうございました。

○議長（溝見友一君） これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、園田幸雄君の発言を許します。

○16番（園田幸雄君） 皆さん、おはようございます。会派彩里の園田でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

質問の前に、先日の25日に同僚議員の入江議員が急逝されました。悲しくてさみしくて残念であります。入江議員とは小学校、中学校時代の同級生であり、特に中学校時代は共に野球で汗を流した仲間でもありました。きっと天国から宇城市にエールを送ってくれているものと思います。心から哀悼の意を表します。また、新年早々の能登半島地震で犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げ、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まず、1番目の財政調整基金について質問いたします。本市の財政調整基金の現状と今後の見込みについてお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金は、合併時には約15億円を保有していましたが、市町村合併の恩恵であった普通交付税の合併算定替えが、10年後には一本算定方式となり、交付額が減少することが大きな財政影響を市に与えることを危惧し、持続可能な行財政運営を行うため財政基盤の安定化に向け増資に努めてきたところです。

5町合併後の10年目の平成26年度には、保有額が約65億円となりましたが、市債現在高も約333億円と高止まりしており、他市と比較すると、市町村の財政運営上の健全度を示す健全化判断比率がまだまだ高い状況だったため、施設の統廃合など様々な行財政改革の取組を引き続き行い、行政サービスの水準は維持・向上させつつも、基金の増資を行うことで財政の健全化を計画的に高めてきたところでございます。

令和4年度末の保有残高は約100億円で、県内14市で天草市に次いで2番目に多い市となり、人口一人当たりの保有額は17万円余りで、県内14市で一番多い状況です。令和5年度末の保有残高は約4億5,000万円減少し、約95億円となる見込みです。

令和6年度以降の予測については、建設事業の有利な財源であった合併特例事業債が今後活用できなくなることもあり、普通交付税の措置率が低い地方債の活用が必要になることに加え、社会保障経費や公債費の増高、老朽化した施設・設備の大規模改修などの影響によって、自主財源に乏しい本市においては、歳入が歳出より少ない、歳出超過の状態がしばらく続く見込みでございます。

このような予測から、令和6年度から令和13年度までの8年間における中期財政計画における財政調整基金の保有額は、年々減少していき、計画期間の最終年度の令和13年度には42億円程度となると見込みとしております。

- 16番（園田幸雄君） 年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の積立ての経緯や今後の繰入れの見込みについては理解いたしますが、市民福祉の向上を図るための政策については、財政調整金を取り崩し、市民生活の利便性や行政サービスの質を上げていくことも必要と考えます。

そこで、宇城市が財政調整基金を最低限保有しておくべき額はどの程度なのかについて、現時点における見解をお伺いいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 本市の財政調整基金の最低保有額については、過去の熊本地震等の大規模災害などの緊急突発的な財政需要や予期せぬ収入の減少に備えておく必要があるため、持続可能な財政基盤の一部として、標準財政規模の20%程度の約37億円は、最低限保有しておくべき額として位置付けております。

さらに、熊本地震以降の公共施設等の更新需要に伴う地方債残高の増嵩分に対し、国の財政支援がなされない部分の約11億円を将来負担額として加えた総額48億円程度が、現時点における本市の財政調整基金の保有目安額として位置付けているところでございます。

- 16番（園田幸雄君） 次に、市長に見解をお伺いいたします。

- 市長（守田憲史君） 令和6年度の一般会計予算では350億円余りの当初予算を提案させていただきましたが、その財源として財政調整基金を21億円程度取り崩す計画としております。

財政調整基金については、議員御指摘のとおり、住民の福祉の向上のための政策を行う際には、取り崩すこともやむを得ないと考えています。

今後も、持続可能な財政基盤の一部として、取り崩しや積立てを繰り返してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。私も市長にならせていただきまして11年が経過いたしました。宇城市の財政は至って健全でございます。

- 16番（園田幸雄君） 今後も財政運営については積立て、取り崩しを繰り返しながら住民サービス、市民の福祉のために是非財政運営をよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問に入ります。行政区の再編について質問いたします。これは昨年9月議会で一般質問しましたが、その後の行政再編の経過がどのようなになっているかをお伺いいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 令和5年第3回定例会におきまして、地域とのつながり、

人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、地域間の合意を前提に行政区の統合を推進するとともに、統合後行政区の自主的かつ円滑な運営に寄与するため支援金を交付する予算を議決いただきました。

その後、令和5年10月中旬に行政区長代表者連絡会会議を開催し、5町の代表区長18人に支援金交付について説明をいたしました。また、令和5年10月下旬から11月上旬において、各町で行政区の統合を検討されている行政区長及び行政区の役員に対して支援金交付について説明会を開催し、36行政区からの参加がありました。

説明会に参加された方の意見は、「令和6年度以降も支援金があるのか」、「行政区に持ち帰り、区民に説明し統合を進めていくのか決定したい」などの意見がございました。

本市といたしましては、行政区の初会や総会等で区民の皆様が集まれる機会に行政区統合について話し合いをしていただくよう、行政区統合支援金についての概要を令和5年12月末に176行政区へ配布しております。

なお、今のところ支援金交付に対して申請はございません。

○16番（園田幸雄君） 行政区の再編は様々な地域の状況により、市主導ではできないと考えます。しかし、人口減少により行政区の運営がさらに厳しくなる予想がされますが、今後どのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 行政区の総会シーズンとなる4月・5月の総会後の状況を聞きながら進めていきたいと考えております。

行政区統合の必要性は御理解いただいていると思いますので、行政区主導での統合推進を慎重に進めてまいりたいと思います。

○16番（園田幸雄君） それぞれの行政区にはそれぞれの歴史、文化そして強い思い入れがあります。是非、行政区主導での再編推進をよろしくお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次は、民生委員・児童委員のなり手不足についてであります。最近多くの行政区や区長から、民生委員のなり手を探すのに苦慮しているという声を多く聞きます。中にはなり手がいないので区長兼任や夫婦で区長、民生委員という事例もあります。そこで、本市の現状と近隣他市の状況についてお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 民生委員・児童委員の業務については、民生委員法及び児童福祉法に基づき、主に、担当地区における見守りや相談等の対応に御尽力いただいております。

本市の定数は現在150人で、民生委員136人、主任児童委員11人の合計147人であり、3人が不足している状況です。

不足している内訳としましては、松橋町1人、小川町1人、豊野町1人となっておりますが、松橋町の1人は、既に該当地区の行政区長から推薦書が提出されており、今月中旬に推薦会を実施する予定としております。

近隣他市の状況ですが、令和5年度県下14市福祉担当課長会議の資料によりますと、宇土市は定員70人に対して実数68人で2人が不足している状況、上天草市は定員97人に対して実数96人で1人が不足している状況、八代市は定員329人に対して実数315人で14人が不足しているとのことであります。

また、県内14市のうち12市が定員を満たしていない状況にあり、なり手不足の問題におきましては、本市のみならず県内全域にも言える課題であると捉えております。

なお、委員の一斉改選時や欠員が生じた場合には、委員候補者の推薦に係る事務処理要領に基づき、候補者の推薦を行政区長に依頼しておりますが、2月末現在において行政区長と兼務されている民生委員の方が4人、行政区長の家族の方が民生委員をされている方が5人おられることから、委員のなり手不足の現状がうかがえるということです。

○16番（園田幸雄君） ただいまの答弁で、本市や他市でも定員不足が続いている状況であります。民生委員・児童委員は、奉仕の精神が理念ではありますが、現在の民生委員の活動は複雑・多様化しています。見守り、相談など、また孤独死対策、定期的サロン、百歳体操の運営など非常に多忙であります。近年の物価高騰やなり手不足の現状にそぐわないと考えます。そこで、解決策として処遇改善を含めた本市の考え方についてお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 民生委員・児童委員活動への補助金につきましては、熊本県の民生委員活動助成費補助金と併せて交付をしているところですが、議員御指摘のとおり、なり手不足の解消と活動の活性化及び活動の実態に見合った補助金とするために、平成31年度には、平成30年度予算の約2倍というふうに増額をさせていただいております。

しかしながら過疎化、高齢化、核家族化による地域コミュニケーションの希薄化が年々進行しており、現在に至ってもなり手不足の解消にはつながっておらず、現在も定員を満たしていない状況であります。

近隣他市の補助金の交付状況ですが、同じく令和5年度の県下14市の会議資料によりますと、令和5年度の予算額ベースで、宇土市では432万円で一人当たり換算しますと62,000円です。八代市は2,404万7,000円で一人当たり換算しますと73,000円、上天草市は702万6,000円で一人当たりの換算では72,000円です。これに対して本市の状況ですが、1,731万8,0

00円の補助金額で一人あたりに換算しますと115,000円となりまして、予算ベースでは一人あたりの単価は県内でもかなり高い方の状況ではございます。

今後は、物価高騰の現状を鑑みまして、活動に係る適正な費用補填について、県内他市の動向を踏まえた中で調査研究してまいりたいと考えております。

○16番（園田幸雄君） 次に、市長に処遇改善を含めた見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 令和6年度の当初予算は1,915万3,000円、前年度比12%増での予算を計上し、本議会で審議いただいております。

今、岩井部長から答弁がありましたが、近隣の市では、あっちの市は62,000円、こっちの市は72,000円、もう一方の市は73,000円に対して、宇城市は一人当たり115,000円で、県内では結構高い状況でございます。処遇改善に努力しているところであります。

今後他市の動向を踏まえ、民生委員・児童委員のモチベーションを保つためにも、引き続き、増額に努めてまいりたいと考えます。

○16番（園田幸雄君） ただいま市長の答弁にありましており、本議会の当初予算に処遇改善の予算が計上してあります。市長、執行部の対応を高く評価しますとともに、感謝申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。農地の登記について質問いたします。今年4月1日から不動産の相続登記が義務化され、罰則規定が設けられます。まず相続登記義務化の概略について伺います。

○市民部長（黒崎達也君） 所有者不明の土地の解消に向けて、不動産登記法の一部が改正されたことによりまして、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続により不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記申請をしなければならないこととされています。

なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が課せられることがあります。

現時点において、市で把握できている未登記者につきましては、宅地・農地の区別をしておりますが、1,570人程度になります。

市の取組といたしましては、死亡届が提出された際に、手続きの御案内として、相続登記に関するチラシを配布いたしております。また、固定資産税の納税通知に、相続登記のリーフレットを同封して周知を図っているところです。

今後におきましても、市のホームページ等で周知をしてまいります。

○16番（園田幸雄君） 今の説明で大まかなことは分かりましたが、不動産の中には当然農地も含まれています。そこで、農地の相続未登記の現状について伺いいたします。

○農業委員会事務局長（園田弥生君） 近年、農地におきまして相続が発生しましても登記名義人が変更されず、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農林水産省が令和3年度に、全国の相続未登記農地の状況把握のため実態調査を実施いたしました。その結果、本市での相続未登記農地いわゆる登記名義人が死亡していることが確認された農地は、農地台帳7,782ヘクタール中、1,136ヘクタールで、全体の約14.5%という結果でございました。

○16番（園田幸雄君） ただいまの答弁では1,136ヘクタールの相続未登記農地があるということですが、これは大変大きな面積であります。未登記農地は耕作放棄地拡大の要因となり、農業へ悪影響を及ぼすおそれがあります。現在、特に中山間地においては、耕作放棄地問題が深刻化しています。その現状と対策について伺いいたします。

○農業委員会事務局長（園田弥生君） 農地の登記名義人が死亡した際には、基本的にその農地は相続人全員の共有となり、登記をせずに相続が繰り返されると、共有者がねずみ算式に増え、やがて相続未登記農地、所有者不明農地となってしまいます。このような農地を第三者へ貸し付けようとする場合、所有者あるいは共有者の探索に時間を要し、担い手への集積、集約化を進める上での阻害要因となったり、場合によっては農地が管理されないことで、周辺農地へ悪影響を及ぼすことになります。

そこで相続未登記農地などの利活用促進のため、農業委員会によります範囲を限定いたしました所有者、共有者の探索、公示手続きを経まして、農地中間管理機構への貸付けができます所有者不明農地制度が設立されております。

この制度を利用することで、今後増加が予想されます相続未登記農地などを担い手の集積、集約化につなげ、遊休農地解消へつながるようチラシの窓口設置など制度周知に努めてまいります。

また、先ほど申し上げました相続未登記農地面積1,136ヘクタールのうち、遊休農地は93ヘクタールで、前回平成28年の調査と比較しますと48ヘクタール増加している状況でございます。

相続未登記農地内だけではなく、年々増加しております遊休農地の発生、解消に向け、昨日の豊田議員への答弁と重なりますが、農業委員、農地利用最適化推進委員によります日常的な農地の見守り活動や、担い手や農地所有者からの売買・貸借の相談対応におきましては、地元の農業分野に精通しております担当地区委員が、

可能な限りではありますが出し手、受け手のパイプ役となり、遊休農地解消・発生防止に努めていきたいと考えております。

○経済部長（浦田敬介君） 続いて、農政課による取組を御説明いたします。

10アール当たり4万円が県費により補助される耕作放棄地解消事業を活用し、直近5年間で12.8ヘクタールを耕作可能な農地へと再生させています。

本市の耕作放棄地で、現実的に草刈りや耕起により再生が可能な面積は、荒廃程度が低い139ヘクタールと考えていますので、耕作放棄地解消事業と並行して、現在行っています地域計画策定の議論の中で、地域を挙げて御協力いただくよう進めています。

また、農林水産課が取組を推進しています、農村を一体的に保全する目的の交付金いわゆる多面的事業においても、遊休農地発生防止のための保全管理が制度上認められていますので、耕作放棄地解消のための活動ができます。ただし、活動に位置付けた場合、活動期間の5年間で完全に解消する必要があります。

さらに、同事業は遊休農地の有効活用も目的としていますので、営農者の確保や企業と連携した特産物の作付け等の活動に対し支援することができます。

耕作放棄地を解消するためには、大変な労力を伴うことは承知しております。令和2年の農業センサスによると、経営主の年齢は60歳以上が71%を占めるほど高齢化が進んでおり、農業を持続させていくためには、農業者の方々が一様に感じられているとおり、これから10年間で最も重要な期間であるものと認識し、対応しております。

○16番（園田幸雄君） 遊休農地すなわち耕作放棄地は、有害鳥獣被害や自然環境の悪化等により営農にも支障を来します。農業委員会や農政課ではこれまでも様々な対策が講じられていますが、なかなか有効な手立てがないのが現状であります。4月から農地相続登記義務化の周知と耕作放棄地の解消に向けての継続的な活動をお願いして、次の質問に入ります。

小中学校屋内運動場の空調・施設整備について質問いたします。小中学校の屋内運動場は、児童生徒の教育活動はもちろん、社会体育としても一般にも開放しており、災害時には一時的な避難所としても使用されています。近年の災害とも言える猛暑に加え、避難時に要配慮者への対応をするため、屋内運動場への空調機の設置及びバリアフリー機能の整備は必須と考えています。

そこで、小中学校の屋内運動について、現在の空調機及びバリアフリー化の整備状況と、仮に整備した場合の各施設の費用はどのくらいなのかをお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 市内小中学校屋内運動場における空調機の設置及びバリアフリー化の現状についてお答えします。

現在、本市には17校の小中学校に16か所の屋内運動場があります。このうち、15か所の屋内運動場が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。

まず、空調機の設置状況ですが、全施設ともにアリーナ部分への空調設備は整備されていませんが、4か所の施設においては、多目的室などの諸室を設け、部分的に空調設備を整備しております。

設置率につきましては、保有室数30室に対し4室、13.3%となっており、全国平均11.9%をわずかですが上回っています。

整備費用については、アリーナ空間への空調が整備されていない全16施設に整備する場合、空調設備単体で1校当たり約2億円規模の費用が必要になると想定しており、断熱性の確保が必要な場合には、さらに1校当たり数千万円の費用が発生するものと試算しています。

次に、バリアフリー化についてですが、屋内運動場において整備すべき項目としては、主にバリアフリースイールの整備、スロープによる段差の解消などが挙げられます。

令和6年3月時点で、市内小中学校の屋内運動場における整備状況については、バリアフリースイールが設置された屋内運動場が16か所中11か所で、整備率は68.8%、スロープ等により段差解消がなされた屋内運動場が16か所中13か所で、整備率は81.2%となっており、令和4年9月に文部科学省により公表された調査と比較しても、全国平均を上回る整備率になっています。

○16番（園田幸雄君） 全ての小中学校の屋内運動場を一度に整備するには、多額の費用が必要になることは承知しています。予算の平準化を図るためにも、今後数年にわたって整備する考えはないのか伺います。

○教育部長（豊住 章君） 市内小中学校の屋内運動場における空調機の設置については、教育環境整備の視点からの計画であれば、空調設備を整え、屋内運動場においても室内環境の整備が図られることが好ましいと思いますが、既存施設の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことから、単に空調設備を設けるだけでなく、施設全体において断熱性を確保する工事を要することになります。

また、屋内運動場という大空間の空調設備の運用についても、利用期間や利用時間をはじめ、学年間のカリキュラム集約など、ランニングコスト削減のための検討も必要になるものと考えています。

なお、バリアフリー化につきましては、インクルーシブ教育に関する視点や災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障がいのある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、避難所運営のみならず、教育施設としても既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化の推進を図っていく必要が

あると認識しています。

近年の異常気象に伴う猛暑に対し、本市ではこれまで、児童生徒に安全・安心で快適な学習環境を提供するため、全ての小中学校の普通教室及び特別教室に空調設備を設置してまいりました。同様に屋内運動場についても、空調設備設置の必要性は十分に理解しております。

しかしながら、本市では施設の老朽化に伴い、複数の学校において改築事業を実施しております。

空調機の設置及びバリアフリー化への対応については、これらの事業終期を見定めた上で、宇城市公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、宇城市学校施設等長寿命化計画の見直しにおいて優先順位を設定するとともに、教育環境の質的改善を含め、コスト縮減と平準化を図り、今後の整備計画を策定したいと考えております。

○16番（園田幸雄君） この問題について通告はしていませんが、教育長に何かあれば見解をお願いします。

○教育長（平岡和徳君） まず、園田議員が今言われております空調機の設置及びバリアフリー化の対応につきましては、本市のみならず全国的に大きな課題であるというふうに考えております。ただいま豊住教育部長が答弁しました、そういった優先順位またはこういった事案に対しての国や県の予算措置を鑑みながら、他の計画との整合性や平準化を意識した上で、今後熟議しながら対策・対応を整えていければというふうに考えております。

○16番（園田幸雄君） 児童生徒の教育環境の改善や市民のスポーツ施設の充実、避難所としての機能改善は今後必要であると考えます。整備計画の策定をお願いして、次に入ります。

防災について質問いたします。近年、大規模災害が多く発生しています。本市でも災害リスクは高まっています。ハード、ソフト両面からの対策が必要と考えます。そこで、災害情報として本市における雨量計、風速計、震度計の設置場所についてと報道機関における報道データの場所はどこなのかお伺いいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 雨量計、震度計、風速計についてお答えいたします。

雨量計と地震計につきましては、旧町時代から設置されておまして、各5町にございます。

雨量計から申し上げますと、気象庁が設置している雨量計が三角防災拠点センター横敷地、国土交通省が設置する雨量計が三角町大田尾、豊野町糸石、県が設置する雨量計が三角町石打ダムにそれぞれ1基ございます。さらに本庁舎及び支所周辺に5基、計9基の雨量計が設置してあります。

震度計につきましては、防災科学技術研究所が設置する震度計が三角町波多にご

ございます三角B＆G海洋センター敷地内に、気象庁が設置する震度計が市本庁舎、県が設置する震度計が不知火支所、宇城市小川総合文化センター敷地内、豊野支所にそれぞれ1基ずつ設置してございまして、計5基の震度計があります。

この配置により、各地域の降水量や地震活動を適切にモニタリングし、災害への備えを行っております。

また、風速計については、三角地区と不知火地区に設置されております。三角地区は、気象庁が設置する風速計が三角防災拠点センター横敷地、県が設置する風速計が三角港と天門橋に、不知火地区は永尾海岸にそれぞれ1基設置してございます。

これらのデータについては、インターネットを通じ、熊本県統合型防災情報システムで閲覧することができるようになっております。

続きまして、報道に関する観測所のデータ等でございますが、気象台に確認しましたところ、報道機関に発表する情報はアメダスのデータを基にしているということでございます。

宇城管内における気象台のアメダスの設置場所につきましては、三角町波多に雨量計と風速計が、宇土市馬之瀬町に雨量計が設置してあるとのことです。

報道機関が気象情報を伝える際には、気象台のデータを基にするほか、県が設置する雨量計の降水量データを参考にすることもあるとのことでした。

○16番（園田幸雄君） 分かりました。次に、本市の水位計を確認できる監視カメラの設置はあると思いますが、どこなのか。また、災害時での閲覧は可能なかをお伺いいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 令和5年度より運用を実施しております。市内12か所に水位計を設置し、カメラによる10分ごとの映像を確認できる宇城市ポータルサイトを導入いたしました。カメラの設置箇所については、本日議長のお許しを得まして、皆様のお手元にお配りいたしました資料のとおりでございます。

新たに設置された水位計の情報については、インターネットを通じて市民誰もが簡単にアクセスし、市内の水位情報を閲覧できるシステムとなっております。

また、県が設置する河川カメラ情報により三角町の波多川、小川町の砂川の状況を確認することができます。これは先ほど申し上げました熊本県統合型防災情報システムにおいて確認することができます。

この取組は、災害時における適切な避難判断や市民への正確な情報提供を目的として行われているものでございます。

○16番（園田幸雄君） 災害時の避難は時間との戦いです。1秒でも早く、判断行動をすることが肝要です。このようなシステムを最大限に活用して、市民一人一人が自分の命は自分で守る自助、子どもや高齢者、障がい者は地域のみんなで守る共助

が不可欠だと考えます。

次の質問に入ります。河川のしゅんせつについて質問いたします。現在、本市の県・市が管理をしている河川はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 現在、熊本県が本市管内で管理している河川は、旧町をまたぐ河川もありますが大野川や八枚戸川ほか25河川あります。

その内訳は、三角町に波多川ほか4、不知火町に長崎川ほか3、松橋町に五丁川ほか6、小川町に砂川ほか4、豊野町に浜戸川ほか5です。

また、本市が直接管理します準用河川は、三角町に古氷川ほか10、不知火町に桂原川ほか9、松橋町に浅井手川ほか15、小川町に小園川ほか29、豊野町に石橋川ほか4で、合わせますと72河川あります。

近年は、ゲリラ豪雨や線状降水帯による雨で様々な災害が起きております。本市の沿岸地域におきましては海拔ゼロメートル地帯が多く、また、管理しているほとんどの河川は川幅が狭いために、短期間の雨でも洪水や浸水の可能性があります。

洪水対策としても、増水を防ぐためにも河川断面の確保が必要となりますが、既に住宅や農地として利用している隣接地を新たに確保し、川幅を広げることは現実的に難しいと考えておりので、しゅんせつによる河川断面確保に努めます。

○**16番（園田幸雄君）** 現在、市役所本庁舎近くの大野川のしゅんせつが実施されていますが、県と市のしゅんせつ計画についてお伺いしたいと思います。

○**土木部長（平木恵一君）** 熊本県は、令和5年度には6河川、郡浦川、八枚戸川、浅川、大野川、砂川、浜戸川のしゅんせつを実施しております。今後も土砂堆積等により、流水の阻害が見られる河川については、順次対応していきたいとのことです。

本市につきましても、令和5年度は三角町の川内川、旧浅川、南部田川、小川町にあります砂川上流のしゅんせつを実施しております。令和6年度は、頻繁に増水する河川の河川断面を確保することを目的に、12の河川のしゅんせつを予定しております。

令和6年度に予算計上しております河川の内訳は12河川となりますが、河川改修は先ほども申し上げたとおり、その実施にあたり多くのハードルがあります。限られた財源で最大の効果を発揮するよう、川底に堆積している土砂やヘドロをしゅんせつすることで、河川断面を最大限確保し対策したいと考えております。

○**16番（園田幸雄君）** 河川土砂堆積は著しく流水を阻害しますので、氾濫リスクが高まります。県への要望と本市での計画的なしゅんせつを強く要望しておきます。

最後になりましたが、今回退職される職員の皆様には、旧町時代から新市時代への過渡期を経験されました。その中で、宇城市発展に御尽力いただきました。これからは健康に留意されて、生きがいのある心豊かな人生を送っていただきたいと思います。

います。お疲れ様でした、そしてありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

22番、石川洋一君の発言を許します。

○22番（石川洋一君） 皆さん、こんにちは。新志会の石川でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。本年は、元旦より能登半島地震が発災をしました。ここにお亡くなりになられた方々に心から冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第でございます。さらに我々新志会の同志であり、宇城市議会の重鎮として御活躍いただいた入江学議員が2月25日急逝されました。痛恨の極みではありますが、心より哀悼の誠を捧げ、心から御冥福をお祈りし、お別れを申し上げる次第でございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

昨年も質問の冒頭に申し上げましたように、少子化の進行がコロナ禍にまたさらに進みまして、出生数が75万人となり、少子社会がさらに確実に進んでおります。日本の人口は今後10年、約1,000万人が減少し、40年後の人口は8,000万人という見通しでありましたけれども、さらに出生数が80万人を切る状態となった現在では、日本の人口1億2,000万人の半分、6,000万人台の人口が推測をされております。そのような中、国が進める少子化対策推進にあたり、国民に抛出をお願いする政策が進められております。これを可とするのか否とするのかは国民の判断に委ねなければなりません。出生率の向上は必要です、当然です、国におきましては8,000万人規模の社会に向けた準備が着々と進められているようであります。一方、少子化の進行と同時に、全国の過疎化が進行していますことは御案内のとおりと思いますが、これは令和4年のデータで恐縮ですが、昨年も御案内しましたとおり、過疎市町村の数は885自治体、1,718市町村の51%にあたりますが、過疎市町村の人口は1,162万人ということで、全人口の9%余りにしかすぎません。しかし、その面積は国土の6割を占めておりまして、皆さんどのように思われるでしょうか。過疎地域の大部分が農村、漁村地域ですの

で、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保持、地球温暖化の防止など多面的機能を発揮し、国民生活にとって重要な役割を果たしております。地方において生活の維持が困難な地域の対策は行政がやるべき重要な課題であり、時代とともに様々な課題が地域ごとに発生し、その対応には大変なエネルギーが必要とされます。一つ一つ早めの対応が求められていると思います。市民は、安全な生活、安心して暮らせる地域を求めておられるということを踏まえ、執行部とともに再認識し、前段が長くなりましたけれども質問に入りたいと思います。今回通告をしておりますのは、大きく3点です。1番が熊本天草幹線道路整備について、2番は過疎問題について、3番が自治体情報システムの標準化について予定をしておりますので、執行部の真摯な答弁をお願いして質問いたします。

それでは1番目に、熊本天草幹線道路の整備についての市の考え方をお聞きしたいと思います。まず(1)の宇土三角道路(波多IC～みすみIC)設計案説明会が開催されておりますが、その設計案に対し、市はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。国から示された設計案では、高齢化地域であり過疎が進んでおります地域に対し、今回約3.5キロの区間で約80戸の家屋が移転を余儀なくされようとしているルート案について、市の考えをお聞きしたいと思います。

○土木部長(平木恵一君) 道路設計をするにあたって、国土交通省は、地質調査結果や過去の地すべり発生箇所、主要施設の位置、史跡の情報等を踏まえ、十分に検討を行ったと伺っております。

その中で、特に天城橋があります起点側は小学校に近接しており、また山側は、過去に地すべりを起こした箇所を確認しているとのこと。

これらの地理的・物理的条件より、工事中や供用後の安全性を勘案し、また、自動車専用道路でありますので、道路の曲線半径や縦断勾配として設計した結果、山側には路線を計画できず、説明会で示されました設計案となったとのこと。

本市としましても、今回明示されました設計案は、議員御指摘のとおり数多くの家屋の移転が必要になり、市民の痛みを伴います。しかし、同様の事業計画を日本各地で行います国土交通省の専門家において十分に検討された上で、地域の繁栄と住民や道路利用者が安心・安全を確保するためには、ほかに変更することのできなかった唯一のルートであるのではないかと受け止めております。

○22番(石川洋一君) ただいま地域住民の道路を利用する方々が、安全・安心を確保するため唯一のルートであると受け止めているというような答弁であったわけですが、確かに安全・安心なルートであると私も思いますが、この過疎問題で悩む地域のど真ん中を縦断する計画ではないかと考えます。ここで、市長はどのようにお考えなのか、率直な御意見をお伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 今、土木部長からの答弁のとおり、国土交通省の専門家にて十分に検討された、他に変更することのできない唯一のルートであると受け止めております。

○22番（石川洋一君） ただいま市長から、変更することのできない唯一のルートであると受け止めているとの答弁でありました。地元に戻り、そのように報告をしたと思いますが、このルートを容認されるということは、地元の市長として今後の対応、対策に大きな責任を果たさなければなりません、どのようなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 宇城市としましても、宇城市土木部としましても、他に変更することのできない唯一のルートであると認識しております。残念ながら三角町の方々にいろいろ大きな御迷惑をおかけしますが、宇城市としてしっかりとフォローして誠心誠意頑張ります。

○22番（石川洋一君） 市長の方から今のは決意ですかね、決意だろうと思うのですが、やはりこれだけ大きな決断をするということは、今おっしゃるように地域の方々に大きな負担を与えるということですので、後ほどまた質問をいたしますけれども、これが別のルートであろうと地元自治体の責任というのは非常に重いと受け止めておりますので、さらにはこの立ち退きの問題が大きくのしかかっておりますので、今の思いをしっかりと全面に出しながら、政策に反映させていただきたいと思っています。

次に、（2）の立ち退き予定地域となった住民の反応についてですが、先日、際崎区の前の区長であられました方から御意見をいただいたのですが、私も住民の方と直接お会いして聞くことができましたけれども、やはり移転をする先の土地の問題、これが非常に皆さん方悩んでおられました。ほとんど際崎周辺にはそういう住宅の替え用地がないという状況です。それと例えば、自分は建て替えるけれども、あと住んでもらう人がいない。これが一番の悩みですね。核家族といいますか、高齢者の単身家族であったり、2人家族という方のお話です。あと50代の方はローンが終わったばかりとありますし、様々まだ心配事があられると思いますので、今後も地元の方々の考えをしっかりと聴取しながら、市へおつなぎをしていきたいと思っています。また、先日土木部次長に立会いただきまして、金子代議員を通じて八代河川道路事務所の宗所長さん方にお目にかかることができました。わざわざこちらから出向いていくところをおいでいただきまして、大変恐縮をしたわけですが、今申し上げたこととか地域の問題とか、あと三角町につくりましたルート案は際崎の上を通っていくんですね。そのことも少しお話をしましたけれども、もう25年、26年前につくった案ですので、おそらく所長さん方は御存じないと

いうことだったんだろうと思いますけれども、しかし有意義な協議でありました。なかなか現状では、路線の変更については良い返答はいただけなかったというのが率直な感想です。そこで、まず市として住民の反応をどのように把握しているのかをお聞きしたいと思います。また市は、市民の窮状を把握し、必要とあればルートの変更等を国に対し要望していくのは義務であると思いますが、先ほど市長はこれについて答弁をされましたので差し控えたいと思いますが、土木部が考えておられることをお聞きしたい。

○土木部長（平木恵一君） 国土交通省によりますと、説明会に参加された方からは、説明会及びその後において、自分の土地が事業の対象地になっているのかどうかの御質問が一番多かったと聞いております。

本市が地元住民から聞いているところでは、今回の設計案に対し、早期に事業実施を望まれる声がある一方、数多くの住宅移転が必要になることから地域コミュニティの崩壊を懸念される声や、先ほど議員がおっしゃられたとおり、特に高齢者からは三角に住み続けたいなどの要望もお伺いしております。

本市においては、このような大規模な住宅移転が必要となる事業の経験が乏しく、最善の策ではないかもしれませんが、市営住宅の提供や市有地を譲渡することも検討し調査を行いました。

しかし、市営住宅や市有地についてもそれぞれに固有のリスクがありまして、無条件での移住ができる状態の土地はありませんでした。

また民有地においても地権者と代替地所有者が合意できていますと、契約時に国、地権者、代替地所有者で3者契約を行うことで税法上の控除はありますが、候補地の具体化ができていないというわけではありません。

長期的な事業になるとは思いますが、今後も、周辺市民に身近な三角支所との情報連携を深め、本市に寄せられた要望や御意見は集約し整理して、取付道路位置の変更要望などできる可能性のあることについては、本市の声として国土交通省に対してしっかりと伝えていきます。

また、国と一緒に調査や検討を重ね、宇土三角道路が早期に供用開始できますように努力してまいります。

○22番（石川洋一君） 立ち退き予定地域の方々の様々な不安、要望について、市として最大限の対応を望みたいと思いますけれども、地域に住宅用地が余り確保できませんので、考え方として集合住宅であったり、マンションの誘致も1つの策ではないかと思っております。いろんなことを検討いただければなと思っております。ただいまの部長の答弁では、先ほど申し上げましたように、ルートの変更について市長の方から答弁いただいておりますのであえてお聞きはしませんけれども、本当

に私たちがこの道路問題で考えなくてはいけないのは、なぜ過疎地にせつかくある住宅を立ち退きのルートにするのかということです。市長も十分分かっておられると思いますけども、ただ、そこしかルートがなかったと言われれば確かに図面上はそうなっています。両側が地すべりと崖崩れ、土砂災害があつてはいけない。これも承知いたしますけれども、今の科学でそれができないのかなという不満ではありませんが、今後は、何十年かけて整備をされていきますけれども、現在の3.5キロが今整備直前の懸案事項ですので、これは避けて通れませんので、やはり地域の方々の御理解、御協力そしてやはり市の対応、これによって乗り越えていかななくてはいけないのだらうなと思います。私も地元の議員として私の家もかかっておりますし、あまり言ってもいけないですね、自分のことですので、残念なことですが、しかし乗り越えていこうという気持ちでおりますので、執行部におかれましても十分御対応いただきますようお願い申し上げまして、2番目の過疎問題について質問をいたします。

まず、(1)の過疎の現状と今後過疎地域がどのような状況になっていくのか、市の認識をお聞きしたいと思います。三角町は合併前から過疎が進行しておりましたけれども、合併を境に急激に人口の減少、やはり合併の負の効果といえますか、人・モノ・カネが中心に集まるという現象の中で、人口が減ってきたということはもう御案内のとおりであります。今後見えてまいりますのは、やはり生活の維持が困難となる限界集落が点在していくという危機感を持っております。10年後、20年後を見据えた計画を立てていくこと、そして安心して生活ができる対策が必要であると思いますが、市の危機感はどのレベルにあるのかお聞きをしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎の現状についてお答えします。

昨年12月22日に国立社会保障・人口問題研究所いわゆる社人研が公表いたしました2050年の本市の推計人口は40,339人でした。令和2年国勢調査の人口57,032人を100とした場合70.7、つまり約7割に人口が落ち込むという推計が出されております。

過疎の現状としましては、三角町、豊野町地域では、この推計よりもかなり早いペースで人口の減少が続いており、特に三角町地域では合併時10,069人であった住民基本台帳人口が、今年1月31日時点では6,471人、約35.7%に落ち込むという危機的な状況にあります。

顧みまして、昭和38年度から令和4年度まで、60年間の三角町の人口推移を見ますと、昭和41年9月の天草五橋開通の影響が最も大きく、翌昭和42年、43年の2年間で約1,300人の人口が減少し、44年以降は毎年100人から2

00人ずつ、三角町の人口は緩やかに減少してまいりました。

市の人口ビジョンでは、現状のまま推移すれば2060年、36年後には三角町の人口は1,765人、現在の約3割になるという将来の展望を示しています。

過疎が進む地域では、人手不足により医療、福祉、買い物など生活に欠かせないサービスの維持が困難な状況になることは明らかなです。将来の展望を見据え、地域と危機意識を共有し、人口減少に歯止めをかける、地域での生活を支える過疎対策を進めることが喫緊の課題であると認識しております。

○22番（石川洋一君） 過疎の厳しい現状と将来の状況がさらに厳しくなることが予測され、過疎が進行する地域の危機感共有できたと思いますけれども、そこで（2）の過疎地域への対策及び総合的支援の必要性についてお聞きをしたいと思いますが、過疎地域がどうすれば文化的で安心できる生活を維持することができるのか。いろいろあると思いますけれども、例として医療、介護、買い物支援、移動支援などが考えられると思いますが、どのような考えがあるのか、市長政策部と福祉部に続けてお願いをしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 過疎地域への対策の1つとして地域の活性化を考えれば、まず空き家対策が必要だと考えております。新型コロナを契機とした生活様式の変化により、田舎と都会の二拠点生活や移住への需要が高まるとともに、セカンドライフを豊かに過ごしたいといった方々による利用も始まっています。また、空き家への移住者があった地区の方からは「人が減っていく中、新しい人が来たことで地域が少し元気になった」など、地域活性化に関する声もいただいております、引き続き空き家対策を進めるとともに、その実績を分析し、より効果的な活用策を研究してまいりたいと思います。

次に、過疎地域での生活を支える総合的な支援策としましては、医療と食が不自由なく享受できる仕組みづくりが必要と考えております。また、これを持続的に継続するには行政の力だけではなく、民間との連携が必須です。

医療の分野において、済生会みすみ病院は2003年から国立療養所三角病院を引き継ぎ、地域医療の核として住民の暮らしに寄り添った医療サービスを提供していただいております。熊本天草幹線高規格道路の新しいインターチェンジが当該病院の近くに設置されることで、交通利便性が向上し、近隣市町からの患者受入れが容易になることが考えられると思います。

○福祉部長（岩井 智君） 高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、特に過疎地域において、高齢者等を中心に日用品や食料品の購入に不便や苦勞を感じる方が増加しているということは認識をしております。

介護認定で要支援1・2の判定を受けられた方や、それに準ずる認定を受けられ

た方に対しては、介護保険事業の地域支援事業の中の訪問型サービス事業として、宇城市社会福祉協議会に委託する安心生活サポート事業を行っています。

本事業は日常のごみ出しや買い物などの困り事を有償ボランティアで支援する事業で、利用者とサービス提供者を登録し、マッチングを行った上でサービスを提供する事業で、本年度は利用者のニーズに対し、マッチング率は100%となっております。しかしながら、今後は需要の増加が見込まれることから、サービス提供会員の養成と確保が必要になってくると考えております。

また、市では単身や夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の高齢者が増加していく中で、医療・介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る目的で、宇城市社会福祉協議会に委託する生活支援体制整備事業を行っています。

現在、本事業の取組として、旧5町を単位とした地域における買い物資源の情報を整理し、紙媒体のみならず、パソコンやスマートフォンで閲覧できるシステムを熊本県立小川工業高等学校の御協力により作成し、今月より運用を開始しております。

本システムに掲載する地域資源の情報は、掲載許可を得ている店舗の情報や対象地区を可能とする移動販売車の情報など、日用品や食料品の買い物に不自由を感じられている方に、分かりやすく情報を提供できる内容となっており、これらの情報を提供することにより、住み慣れた地域で安心して生活を送るための一助になると考えております。

- 22番（石川洋一君） 今、御答弁いただいたのは医療、買い物支援の状況とその重要性についてお話をいただきましたけれども、ここで再質問をさせていただきたいと思いますが、この買い物支援について、今日はもう少し深く議論をしたかったですけれども、今、日本全国買い物支援ブームではないのですけれども必要なんですよね。なぜ必要なのかというと、都心でも東京都内でもいっぱい走っているぐらいです。結局買い物難民、買い物が困難な方々が地域によってもものすごく増えてきていると、ましてやこの宇城市においても、そういう方がこの地域にもたくさんいらっしゃるわけで、それは一般の事業者がやっていただければ、一番事業として成り立つのであればやっていただくことが最善ですけども、なかなかそういった問題を克服しながら買い物支援をしていくには、非常に困難な問題があるだろうなと思っておりますけれども、簡単に言えば採算が取れないという問題がある場所を、ここに行ってくださいよと言ってもなかなか行ってくれないですね。ですから、採算が取れないところへの対応をどうするかと、何か対応ができるのか。他の市町村も含めて、実例があればお聞きをしたいというふうに思います。

○福祉部長（岩井 智君） 買い物支援に関する県内他市の取組状況についてお答えしたいと思います。

現在、県内14市で移動販売事業に対し財政的な支援を行っている自治体は4市ございます。このうち移動販売の燃料費に対する支援を2つの市で行っており、過疎地域に対する移動販売を委託して行う市が2市ございまして、いずれも一般財源による支援となっております。

県内では、特に過疎化の進行が著しい町や村において、移動販売の立上げから補助金を投入して実施する自治体も確認ができておりますが、採算が取れないなどの理由から多額の補助金を投入したものの継続はできなかった、廃業となった事業者もあるということをお聞きしております。

本市での移動販売については、先ほどお答えしました社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業にて把握しました事業者の地域とのマッチングによる運営支援をまずは行った上で、過疎地域における買い物支援の状況を他市も含めながら、今後注視していきたいと考えております。

○22番（石川洋一君） ちょっと質問を変えましたので、答弁しにくかったですね、すみません。今資料をいただきますと、実は三角町で移動販売は3件あるんですよ。それと不知火町でも5件やっぺいらっしゃる。松橋町でも4件、そして小川町が3件、豊野町が3件、各旧町ごとに移動販売でそういう対応を各事業者がやっておられるという現状があるのですが、さっきもちょっと申し上げましたように、採算が取ればいいんですよ。このシステムはいくつかあると思いますけれども、例えばマルショクという大きなスーパーがここにいますね。すると事業者としてはいくつかありますけど、とくし丸が一番有名ですね、とくし丸という事業母体がありまして、そこがここと契約をしまして、あとは個人事業者ととくし丸が契約をします。契約は車両の提供であったり、販売ノウハウ、そして結局物はこのスーパーからその車両に移して、そのときの売買はありません。売れた分の対応という流れがこのとくし丸の経営の基本だそうですけれども、そういうことでさっきも申し上げましたように、車両に積み込んだものが売れば大きな利益になるのですが、その車両を購入して事業をする人もその仕入れで買わなくてもいいんです。ただ、物を乗せて、ここのスーパーの販売を手伝っているという形なんですけれども、そういうことでリスクをお互い減らしながらのそういったとくし丸方式というのがありまして、この前、能登半島の地震の災害の様子を見ておりましたら、とくし丸が行っていましたね。あのとくし丸の明るいデザインの車両が、食料品を詰めて災害の被災地に行っていたのを見ましたけれども、問題はそういうものが今から増えてくるんですけれども、やはり中山間地、特に人口の少ない過疎指定を受けたような地域

に、そういう車両が行くのか、行ってくれるのかというところですね。ここは、今後やはりさっきありましたように、過疎地域の２市が契約をして、ただ燃料費程度ということだったですかね。採算というか、事業者もやはり生活ができる内容の事業でなければ手を上げないですね。ですから、民間の個人事業者に市がそういった委託費あるいは補助費を出せるかどうか、今後の課題というふうに思いますので、市長政策部あるいは福祉部も今後の課題として、しかし必要なものになってくるだろうと思っておりますので、しっかりと他市の状況を見ながら、何ができないかではなくて何ができるかをしっかりと見極めながら進めていただきたいというふうに思います。そういうことを今お願いをしたところですけども、何回も言いますように、日本全国過疎ではないんですよ、もう人口が少なくて、自分で買い物に行けない方がものすごく増えているという想定をすれば分かると思います。近所に食料品を乗せた車が来れば、行きますよね、遠いスーパーまで行かなくても。そういう状態が日本全国各所にあるという現状が１つ。もう一つは、過疎指定を受けた困難な地域、まさに買い物が困難というところの対応。これも２つに分けて考えないといけないと思いますけれども、一緒の土俵ではなかなか考えづらいことなので、そういうこともさっき申し上げたようにしっかり対応いただくようお願いしたいと思いますが、宇城市として、そういう補助的な事業をやる可能性はありますか、今。

○市長政策部長（元田智士君） １４市の状況を先ほど紹介させていただきましたが、そういった面では、県あたりの補助の状況がまだ全然ないということで、その辺をまず注視したいということと、あとやはり当然中山間部になりますと採算が取れないというふうに思いますので、どれだけ補助の制度を取れるかというところは、制度設計をうまくやっていないとお互いが民間、行政の方もうまく立ち行かないのかなと思いますので、その辺もしっかり見定め、研究しながら進めていきたいと思っています。

○２２番（石川洋一君） なかなか国県が今から何とか考えて、そういう制度をつくっていくんだろうという考えでいると、取り残されるところがたくさん出てくると思うんですね。ですから、これは我々がやはりしっかり地元の自治体、地元の議員が地域の住民の生活を守らないといけないわけですから、しっかりと前向きにやらないと後発隊ではなかなか難しいだろうと、難しいというよりも地域住民が困られるのではないかなと思いますので、過疎問題はこれからですけども、日本全国過疎になっていきますからね、残るのは大都市だけなので。そういう時期が近まってくれば、新たな国の制度ができ上がってくるだろうと思いますけれども、それを待っていてもなかなか我々の存在する意味がないというふうに思いますので、ここにお

られる議員の皆様方も執行部の皆様方も、我々は過疎地帯にいるということを常に頭に入れて、過疎指定を受けていないところもありますが、過疎指定を受けているところもあります。しかし、過疎ですよ。ですから、そういう問題についてもしっかり取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、（３）の過疎対策を宇城市総合計画に位置付けることについてですけども、冒頭の説明で２０６０年の三角地区の人口が１，７６５人ですか。聞き間違いではないですよ。１，７６５人ってどういう地域かなと、さっき小野部田の人口が２，０００人ぐらいとおっしゃっていたので、その人口が三角町にあるということになりますので、大変なことですよ。だんだん見慣れていくだろうなんて思ったら間違いで、生活できませんよね。ですから、やはりそういった部分の立案をしっかりとする部署は必要だなとつくづく思っているところですけども、今（３）のところですけども、今後の政策でどこまで食い止めることができるかという想定があればお聞きをしたいし、また、あえて過疎対策を宇城市総合計画に位置付ける必要性をお伺いしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 市の人口ビジョンにおいて先ほど御紹介しました三角町は２０６０年では１，７６５人というふうになっております。しかし、人口ビジョンにおいては人口を食い止めるという目標値を設定しております。三角町の場合は２０６０年、人口を２，２０２人に食い止める目標を設定しております。地域のコミュニティを維持し、将来も安心して住み続けられることが、本市の重要な政策課題と認識しております。

総合計画の位置付けについては、昨年３月の市長答弁において、次期総合計画に向けて、過疎問題についてしっかりと議論し、三角町及び豊野町の振興の基本となるよう検討していきたいと考えております。

○２２番（石川洋一君） 拡大していく過疎にどのように対応していくか、私は過疎問題を中心に扱う専門の部署が必要ではないかと考えておりますけれども、市長の所見をお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） これまで三角地域のみであった特別措置法過疎地域が、令和３年度に豊野地域が加わり、過疎における対策事業の範囲が広がり、宇城市としても地域の現状を把握し、どう事業展開を図っていくのが課題であります。

担当部署である市長政策部企画課が、宇城市の過疎対策をしっかりと行ってまいります。

○２２番（石川洋一君） しっかりお願いをしたいと思いますが、企画課の業務内容を詳しくは承知しておりませんが、過疎対策は大変多岐にわたる対応が求められると思います。業務量に合った人員の配置も含めて、市長政策部の企画課の人員

の配慮とプラスできましたら今後検討いただき、専門部署をつくっていただきますようお願いをしておきたいと思います。これで過疎問題については終わりたいと思いますけれども、今後も過疎については刻々と状況がまた変わってまいりますし、先ほどお話がありますように、国や県の施策というものがどう変わっていくのか、それによって対応できる内容も広まっていくのではないかなと思いますので、各部各課アンテナを張り巡らせていただいて、漏れのないように御対応いただきたいと思います。

次に、最後の3番、自治体情報システムの標準化についてということで、(1)の自治体情報システムの標準化に関する法律についてお聞きします。これまでの新型コロナウイルス感染症対策などの対応において、地方公共団体が使用している情報システムが即時性がなく、住民が容易に利用する視点で構築されていなかったことなど、国県・地方公共団体を通じて業務プロセスがばらばらで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできていないことが指摘をされ、明らかになっております。デジタル化やDX化の推進が求められる中で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年5月19日に制定されまして、同年9月1日に施行されております。この法律の目指すものは何かをお聞きしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 現在、行政の情報システムは行政サービスの多くを提供しており、それらを支える基幹業務システムは、地方公共団体が個別に開発し、カスタマイズしてきた結果として、維持管理や制度改正時の際、情報システムの調整が負担となり、国も地方公共団体も住民サービスを向上させる取組を迅速に普及させることが難しくなっている現状です。

このような地方公共団体の基幹業務システムの状況を踏まえて、国は、住民基本台帳や税など、住民サービスに直結する基幹業務20業務を対象範囲として、令和7年度末までに国が定めた標準仕様書に準拠する基幹業務システムの利用を地方公共団体に義務付けるため制定された法律となっております。

法律の施行により自治体情報システムの標準化が推進されることで、今までばらばらだった各地方公共団体の情報システムによる処理の内容が共通化し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化につながるものと考えられます。

○22番（石川洋一君） よく分かりました。それでは時間が迫ってまいりますので、次に(2)の令和7年度末までに対象20業務を、国が定めた標準様式に準拠するシステムに移行することが求められておりますけれども、他の自治体も対応に向けて準備が進められていると思いますけれども、本市の対応状況についてお聞きをしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 本市は、令和7年11月を目標に、対象の20業務全ての基幹情報システムを国が定めた標準仕様書に準拠するシステムに移行するスケジュールで必要な事務を行っており、移行に向けて順調に業務は進んでおります。

現在は移行フェーズに入っており、現行の基幹情報システムと国が定めた標準仕様書に準拠するシステムとの差異の洗い出しを行っており、業務システムごとに事務見直しが必要な部分を検討しているところでございます。

本日、河野デジタル大臣は、令和7年度末までに標準仕様書に準拠したシステムに171団体、約10%が間に合わないと発表をされております。本市においては、来年度から本格的な移行作業となりますが、現段階で問題点などは発生しておりませんので、令和7年11月に、全て新システムに移行する予定としております。

○22番（石川洋一君） 移行に関して問題点は発生していないとのことですので、安心をしますけれども、この情報システムが標準化に移行することによって、行政サービスの低下など市民の方々への影響が出ることはないのかをお聞きしたい。

○総務部長（天川竜治君） 本市が国の定めた標準仕様書に準拠する基幹業務システムの利用する際に、行政サービスの観点で影響が出るものとしましては、税の徴収期別の変更があります。

現在、住民税・国民健康保険税・固定資産税の税を10期に割って3税一緒に徴収しているものを、税ごとに決められた期別で徴収することとなります。

税の徴収期別の変更ということで範囲が広いため、広報紙にも掲載し周知をしておりますが、毎年送付する課税通知書なども使用して、今後も丁寧に説明を行いながら、市民の皆様に混乱を招かないように努めてまいります。

自治体情報システムの標準化は、持続可能な形で行政サービスを提供するための重要な施策となります。今後も現在の行政サービスの水準を維持しながら、市民の皆様のご日常生活に影響が出ないよう、自治体情報システムの標準化に向けた取組を積極的に推進してまいります。

○22番（石川洋一君） さらっといかれるので、読むのが間に合わないぐらいですね。先ほど3税が一緒になって、月ごとに今まで同額が引き落とされていくと。今後はまたそれが変わるわけですね。そこへの理解といいますかね、なかなか難しく思われる方もたくさんいらっしゃるのだらうと思いますので、そういう点はしっかり説明をしていただいて、市民はどう対応すればいいのか、残高がなければ引き落としできないしですね、額が分かっているならば一定額を残しておけばいいわけですけど、そういう部分の配慮といいますか、これは非常に大事だろうと思いますので、高齢者が特に増えていく中で、この情報とか納税を適切に発信したり徴収したりすることは、支障が出ないようにお願いしておきたいと思います。

昨年、総務文教常任委員会で茨城県日立市に行政視察をいたしまして、D X化が進んでおりまして、デジタルデバイド対策として高齢者対策をやっておりまして、屋外W i - F i を活用してまちを歩きながらそのW i - F i が活用できると、高齢者がW i - F i を使うかどうかはなかなかあれですけど、しかし市民は若い人から高齢者までいらっしゃいますので、そういう意味では情報の共有というのはできるだろうと思うんですね。また発信もできますね。これは、ひたち型スマートライフと言うそうです。御存じですかね。そういう部分で勉強してまいりました。この日立市のD X化というのが進行形だったんですけども、まだ検証されていないと、どういうプラスマイナスがあるのか。そういうところも徐々にこういうところが出てくるのだらうと思いますので、情報としておつなぎをしておきたいというふうに思います。

それから先ほど答弁の中で、171の自治体が今の時点でできないという、これは万歳したわけですか。それぐらい難しい問題が発生することが予測されますので、宇城市は大丈夫だという今総務部長のお話ですけれども、これは行政改革ですので、この行政改革が市民サービスにつながっていかなくや行政サービスになりませんので、そういう意味ではしっかりやり遂げていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思いますけれども、道路問題、過疎問題、庁内の情報システムの改善、どれも大変な問題ですけども、市民の生活を守ることは議会も執行部も同じでございますので、今後とも議論をしながら善処させていただきたいと、またいきたいと思っております。また、3月末をもって定年退職を迎えられる皆さん、おめでとうございます。無事定年を迎えられて、心からお祝いを申し上げます。長年、旧町時代また市政の発展に寄与されたことに心から敬意を表する次第でございます。1つの節目を迎えられましたが、人生の通過点でありますので、これからも健康に注意をいただき、後進の御指導並びに議会に対して御協力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の言葉としたいと思います。本当にありがとうございました。

私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（溝見友一君） これで、石川洋一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆様こんにちは。会派公明党の河野でございます。質問をさせていただきます前に、先日25日に急遽御逝去されました同僚議員の入江議員に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議長より許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきますが、ちょっと修正をさせていただきます。勝手ながら申し訳ございません。まず大きい項目の2番目、児童生徒の目の健康についてを今回取りやめさせていただきます。それと、大きい3番目の災害時用備蓄食品の有効活用についての小さい3番目でございます、妊産婦及び乳幼児に対する対応のところを、妊産婦を省いて乳児に対する対応ということで質問をさせていただきます。御了承よろしく願いいたします。それでは、今回は大きくは3点について質問をさせていただきます。第1点目が一人暮らしの高齢者に対する支援について、2点目が、災害時用備蓄食品の有効活用について、3点目が野良猫対策について（動物愛護について）ということ質問させていただきます。

それでは質問をさせていただきます。まず大きい1番目の一人暮らしの高齢者に対する支援についてということで質問をさせていただきます。昨年9月、これは敬老の日の新聞報道によりますと、65歳以上の高齢者は3,625万人であったということでございます。総人口に占める割合は29.1%で過去最高を更新し、世界トップとなったと報じられました。また、単身で暮らす人も多く、生活サポートの充実が課題であり、2022年の国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の高齢者のうち一人暮らしが3割を超す873万世帯に上っており、2001年と比べて2.7倍になったと報じております。高齢者の一人暮らしがかなり増えたことが分かります。今後も高齢者の一人暮らしの割合は、さらに増加していくと見込まれております。様々な理由から高齢者の一人暮らしが行われていますが、その中で日常生活の問題、健康面での問題は多くあると思われます。孤独死を身近に感じる人の割合も50.8%を超えており、不安を感じながら一人暮らしをしている高齢者が多いことも分かります。本市においても同様に一人暮らしの数は今後も増えていくものと推察をされます。

そこで第1点目、本市における一人暮らしの高齢者数及び介護サービスの利用状況について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 本市における1月末現在の65歳以上高齢者数は19,998人で、総人口に占める割合は35.2%と全国より早いペースで高齢化が進行しており、単身高齢者世帯も5,086世帯と、高齢者の25.4%が単身で生活されております。

一人暮らし高齢者の介護サービス利用状況につきましては、本人の心身の状態により介護や支援が必要であるという認定を受けた方が、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターのケアマネジャー等に相談しながら作成したケアプランに基づき、介護サービス若しくは介護予防サービス等を利用しますが、あくまで要介護認定を受けた高齢者が利用するサービスであることから、一人暮らしの高齢者全てが対象となるわけではございません。

しかしながら、介護認定を受けていない一般高齢者についても、住民主体の通いの場などを整備することにより、高齢者の生きがいくつくりと併せて、要介護状態になることの抑制を目的とした一般介護予防事業を展開しておりまして、市内約85か所で実施されているいきいき百歳体操は年間延べ約35,000人の方に御参加をいただいております。

一人暮らし高齢者の要介護状態の抑制や認知症の発症抑制、孤立・孤独状態による生活意欲の低下などに対し、地域主体の通いの場への参加は非常に効果的であると認識しており、今後も未実施地区に対するアプローチを行いながら、更なる地域支え合い体制の整備に今後努めてまいりたいと考えております。

○18番（河野正明君） 本市においても、全国より早いペースで高齢化が進んでいるという状況ということをお答えいただきました。実に高齢者の25.4%が単身で生活をされているということで理解いたしました。

一人暮らし高齢者の介護サービス利用状況については、まずもって本人の心身の状態によりまして、介護や支援が必要であるという認定を受けた方というのが、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターのケアマネジャー等に相談しながら、ケアプランに基づいて介護サービス、介護予防サービスを受けていらっしゃるということで理解をいたしました。そしてまた、介護認定を受けていない一般の高齢者においても、要介護状態になることの抑制を目的とした一般介護予防事業を展開しておられるということで理解をいたしました。ありがとうございます。

それでは2番目の質問でございます。一人暮らしの高齢者への見守り支援や生活面での相談支援についてお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市が行っております一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対し行う見守り支援の一例としましては、持病などにより心身に緊急事態の起こる危険性がある方、または火災などの災害時に機敏に行動することが困難な方に対し、緊急通報装置を貸与するとともに、行政区長、民生委員や近隣住民の方を協力者として登録して、緊急時に安否確認等を迅速に行う安心相談確保事業を行っております。

現在28人の方が利用されており、通報装置が発報され緊急性が認められた場合

は、利用者の協力員として登録された行政区長、民生委員や近隣住民が利用者の安否確認を行ったり、委託する警備会社が迅速に対応する仕組みとなっております。

また、地域で支える取組としては、民生委員による見守りが行われており、対象高齢者の心身の状況に変化などが見られた場合に、市若しくは地域包括支援センターと情報共有を行い、定期的な見守り支援を行うこととしております。

その他、介護認定を受けられている高齢者に対しては、地域包括支援センター若しくは担当の介護支援専門員による見守りや介護保険サービス事業者による見守りも行われます。

また、インフォーマルな見守り対策としましては、老人クラブ会員で見守り、声掛けなどを実践する友愛訪問員を県の養成講座受講により育成し実践を行うシルバーヘルパー事業、新聞配達、郵便配達時の配布物の溜まり具合の確認により、異変を感じた場合に相談できる認知症サポーター登録事業者による見守り、その他、個人で警備会社や運送会社、郵便局の見守りサービスを利用している方もいらっしゃるかと伺っております。

○18番（河野正明君）　まずもって、見守り支援の一例としてということで、持病などまた心身に緊急事態の起こる危険性がある方、そしてまた火災などの災害時に機敏に行動することが困難な方に対して安心相談確保事業ということで、行政区長、民生委員、近隣住民を協力者として登録され、緊急時に安否確認等を迅速に行っていらっしゃるということで理解をいたしました。現在28人の方が利用されているということで、また、地域で支える取組としては、民生委員による見守りが行われているということで、民生委員さんの役割というのは大変だなと私は思います。民生委員さんに負担が現状としてかかっているのではなかろうかというふうに心配をしております。何かあった場合、これは市若しくは地域包括支援センターと情報共有を行って、定期的に市の職員また地域包括支援センターの方が行かれるということで理解いたしました。また、介護認定を受けられている高齢者に対しては、地域包括支援センター若しくは担当の介護支援専門員による見守り、また介護保険サービス事業者によって見守りも行われているということで理解をいたしました。

それでは再質問でございます。一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方は、行政などへの各種申請または終活に関して不安を持っておられます。行政がサポートする内容と相談場所について伺いをいたします。

○福祉部長（岩井　智君）　市が委託している宇城市地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域包括ケアの中核拠点として活動がなされています。

本センターの必須事業となる総合相談支援業務では、地域に住む高齢者に関する

様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて同センターでの支援につないでいくことを目的としています。

昨年度、令和4年度では、介護・福祉・保健・医療に関する相談やその他の困り事の相談で、年間で計3,736件の相談実績があり、可能な限り早期に困り事及び不安の解消を目指して、24時間体制で相談対応を行っております。

また、地域包括支援センターでは権利擁護業務も行っており、自立した状態にある高齢者が加齢とともに判断能力が不十分となった場合に備え、誰に、どのような支援をしてもらうかなどを、あらかじめ契約により定めておく任意後見制度などの相談にも随時対応しております。

さらに、身寄りのない高齢者の方が人生の締めくくりの活動、いわゆる終活を行う中での不安材料は、本人死亡後の手続きにあると推察をいたします。

単身者死亡の際の葬祭に関しましては、遺留金品の有無や葬祭執行者の有無などで異なりますが、生活保護法または行旅病人及び行旅死亡人取扱法などにより、死亡地などの市町村長が葬祭を執行することもあります。

- 18番（河野正明君）　まずもって相談においてですが、これは市が委託しております地域包括支援センターにおいて相談は行われているということでもあります。総合相談支援業務ということで様々な相談を全て受け止めて、適切な機関又は制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターでの支援につないでいくことを目的としているということで創設をされております。令和4年度では3,736件の相談実績があったということでもあります。不安の解消を目指して、今では24時間体制で相談対応を行っているということで理解いたしました。また、地域包括支援センターでは権利擁護業務も行っていられっしゃるということで、誰に、どのような支援をもらうのかなどを、あらかじめ契約によって定めておく任意後見制度などの相談にも随時対応していられっしゃるということ。身寄りのない高齢者の方が、先ほど申されました終活の面でございますが、単身者死亡の際の葬祭に関してでありますけれども、これは、死亡地の市町村長が葬祭を執行することとなるということで理解をいたしました。何で今回この一人暮らしの高齢者に対する支援について質問をしようと思ったかと言いますのは、市民の方からこういった相談を受けたものですから、市民の方々も啓発といいますか相談に行けば、こういったことも全部相談に乗っていただけるということを今部長もおっしゃいましたけれど、まずもってどこが相談場所なのかというのが分からない方もたくさんいられちゃいまして、まずもって一番は死後の手続きであったり、あるいは葬儀であったり、言うなれば御夫婦で暮らされていて、まずどちらかが先にお

亡くなりになり1人残ったとします。子どもさんもいらっしゃらないと、親戚等もう疎遠になって誰も頼りにならないという方でございましたけれども、死後のことについてもどうしたらいいのか分からないということで、今日は詳しく福祉部のほうに質問としてお尋ねをいたしました。こういったことを知らない方もたくさんいらっしゃいますので、こうして地域包括支援センターにおいて相談は行っておりますよと、24時間体制で行っておりますよというような啓発の部分を、しっかりされてこれたと思いますけど、今後またしっかりやっていただければと思っております。

それでは、次は再々質問になります。入院や介護施設への入所が必要となった場合に、身元保証人になる人がいないという不安を抱える人の増加、日常生活の支援、死亡後の手続きなどに対する不安等を背景に、民間の身元保証サポート事業の需要が全国で高まっています。契約にあたり認知機能の低下などによって、いろいろな内容を十分に理解しないまま契約を結んだことによって、トラブルになるケースもあるとのことですが、本事業に対しての市の見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 少子高齢化などの背景により、身寄りのない一人暮らし高齢者に対する日常生活への支援、医療機関への入院や施設入所にあたり必要とされる身元保証人の設定、死亡後の葬儀・遺品の整理などについて、身元保証等高齢者サポート事業を利用されている方が増加傾向にあり、その中には契約内容に関してトラブルに発展するケースもあると聞き及んでおります。

加齢による判断能力の低下や認知機能の低下などにより、民間事業者が行うサポート内容などを正確に把握しないまま契約に至ったことによるものと考えられますが、民間事業者が行う有償の高齢者サポートサービスの必要性について、総合相談業務を行う地域包括支援センターに契約の前に相談する方法も考えられます。

また、契約後のトラブルなどについては、公的な相談機関である消費生活センターなどへの相談も有効であると考えられます。

身元保証等高齢者サポート事業については、民法等に基づく民民の自由契約であり、本事業を直接監督する法令や制度などがなくことから、総務省が昨年に行った全国調査では、その留意すべき事項と対応策として、公正な契約手順の確保、預託金の管理方法のルール化、成年後見制度への円滑な移行、解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化、この4点が示されており、事業運営の健全性や継続性の確保と高齢者が安心して利用できる仕組みが必要であると問題提起がなされています。

今後、本市におきましても、事業のニーズは増加していくと認識をしておりますことから、相談対応の最前線である宇城市地域包括支援センターと協力し、高齢者

が本事業を利用するにあたり注意すべき事項や成年後見制度の利用などについて、介護予防事業の場、通いの場などで周知をはかり、身寄りのない高齢者であっても安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○18番（河野正明君） しっかりと答弁いただきました。国のほうもこの事業でありますけれども、民間事業者が行う事業でありますけれども、全国的にトラブルが起きているということで、先ほども私からも部長のほうからお話がありましたとおり、認知症の方であったり、また高齢で契約書の中にやはりその内容を見なければいけないところが小さい字で書いてあったりとか、そういった点で、もう本当にトラブルが起きていたということで、国の方もそういったトラブルというのを察知いたしまして、総務省が昨年にな調査を行っておりまして、この民法上は民民の契約でありますので監視をする法令や制度などありません。そこで総務省の方も民間の事業者にはやはり頼らなければならないような状況であります。今からますますそういった高齢者の方が増えてまいりますので、そういった点で国の方もしっかりといろんな問題を提起しております。市の方としても、契約する前に宇城市にはそういった業者はたぶんまだ入っていないと思います。今後いっぱい入ってくる可能性がありますので、その契約する前にいろいろと市の方からそういった注意点であるとか、いろんな部分を啓発し、いろんな会合の場においてそういったふうに注意をしていただきながら、また地域包括支援センターにおいていろいろと相談窓口として受け付けていただければと思っております。今まで以上に、そういった点、私は悪い事業ではないと思います。ただそのトラブルがちょっと多いということで、それは原因は加齢でお年寄りの方が認識的にいろんな部分で契約の内容的に食い違いがあったりとか何とかありますので、そういった部分はしっかりと地域包括支援センターの方でアドバイスをしていただいて、そういったトラブルは、今からだと思いますので、今後宇城市管内で起きないように対策をしっかりとお願いを申し上げます。次の質問に移ります。

次の2番目の質問です。災害時用備蓄品の有効活用についてということで質問をさせていただきます。まず小さい1番目、本市の備蓄量です。どのような災害を想定をして、何人の人に何食、そしてまた何日分なのか、どのようなものを用意されているのか伺いをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 本市では、熊本地震相当の災害を想定した備蓄計画を策定しておりまして、当時の最大避難者数11,000人の1日のうちの2食分に当たる量の食料を備蓄しております。

具体的には、5年間から7年間保存できる飲料水や非常食としてアルファ米、お粥、栄養補助食品などの食料を22,000食備蓄しております。また、災害時に

必要とされる炊き出し用の調理器具や燃料も備えております。

○18番（河野正明君） まずもって想定として、熊本地震相当の災害を想定してということ聞きました。当時の最大避難者数が11,000人。それに対して2食分に当たる量の食料を現在備蓄していらっしゃるということでもあります。それと飲料水とまたアルファ米、お粥、栄養補助食品等々が食料でありますけれども、また、災害時に必要とされます炊き出し用の調理器具も燃料も備えていらっしゃるということで、しっかり備えはできていると思います。しかし、今回の能登半島地震におきまして、私もテレビ番組を見ておりましたら、現地の方がですね、能登半島地震は震度7の地震でありまして、道路がもうずたずた寸断されて崩れてしまっていて通れないという、1つは半島であったということもありますけれども、海から物資をといたときに、海ももう港が隆起して船は着けられないような状態であったと。それで3日間はこうやって自助、自分の命は自分で守るということで、生き延びるために食料というのは必要になってまいりますけれども、そういった点でそのことに対して、再質問でございます。宇城市地域防災計画において、「食料の確保について各家庭での備蓄食料3日分（推奨1週間分）を含む避難用具の整備を推進する」とありますが、市民に対しての啓発はできているのか。また、各家庭での備蓄に関する調査といたしますか、これについて調査をされているのかお伺いをいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 各家庭での備蓄品に関する啓発活動につきましては、現在も市のホームページに掲載をしております。また、広報うきにおきましても、防災特集の中におきまして毎年啓発を行っているところでございます。

自主防災組織の研修会等を通じまして、市民の皆様には備蓄品の重要性や具体的な準備方法について周知を行っているところでございます。

各家庭での備蓄品の調査という点につきましては、現段階では実施をしておりません。しかしながら、市民の皆様が適切な備蓄品を持っているかどうかは、大変重要な課題であると認識をしております。

今後におきましては、自主防災組織の研修会等の際に、市民の皆様が適切な備蓄品を保有されているかどうかのアンケートなどを行いますとともに、更なる啓発に努めてまいりたいと思います。

○18番（河野正明君） 先ほど話をしておりました、ちょっと途中でやめましたけど、能登半島地震において避難されている住民の方なんですけど、先ほども話しましたが道路が寸断されて、物資が何日も届かないというような状況が続いたわけでありまして、そういった中で1つのおにぎりを3人で分けて食べたと、そして生き延びたという、やはりそういった状況を見ましたときに、先ほどの備蓄品の数とかいろんな種類も話していただきましたけれども、宇城市は11,000人分の2食

ですね、しかし国は3食を推奨しております。これは御存じだと思いますけど。要するにそれはもう自治体の考えで、熊本地震を想定してのそういった計画を立てておられますから、それはそれでという感じになるかもしれないですけど。じゃああと3日分はどうするのかということになります。ですから、この宇城市の地域防災計画においてもこういったふうに書いてありますけれども、3日分は家庭で用意してくださいということでしょう、それは自助の部分ですね。だから、そこができてないならどうなのかということの最悪の場合も、やはり私も考えるわけですね。だから、こういうふうにおっしゃっていらっしゃるけど、啓発はしているけど、熊本地震が起きてもう大分なります。住民の方々も大分その記憶というのは薄れてくることがありますし、地震がひどかったところもあるし、また三角みたいに余り被害を受けなかったところもあります。地域地域においてですよ。しかし今、全国どこでも地震が頻繁に起きています。また心配するのは日奈久断層なんですよね、また大きい地震が起こる可能性があるということで、いざ起きたときにどうするかと。能登半島地震のときのように、道が寸断されて物資が届かなくなったときに、市民の皆様方の命を守るのは、やはり自治体、我々でございますので、その点今回もう一回そういったところもしっかりと考えていただいて、家庭でやはり3日分、そうして避難食として生き残るためにこんこんと話をさせていただいて、どうかそういうふうにご用意してくださいということをお祈りしておかないと、いざ起きたときはどうにもならないということになりますので、そういう点、私も今回熊本地震が起きてちょっと間が空きましたので、ここでもう一回踏ん切りをつけてしっかり市民の皆さん方にも説明をして、啓発をして、備えてくださいということをややはり言ってほしいなというふうに思いましたので、今回質問をさせていただきました。

次は、小さい3番目を質問させていただきます。乳児に対する液体ミルクの必要性ですね。熊本地震のときもそうでしたし、熊本地震のときは外国から液体ミルクや物資が届いたということで、今回の能登地震の場合は、東京都からも液体ミルクが届けられたというふうな話を聞きます。宇城市の備蓄では、液体ミルクの購入は検討されていらっしゃるのかということで質問させていただきます。

○市民部長（黒崎達也君） 議員の御意見の乳児用液体ミルクの導入についてお答えいたします。

これまで市におきましては粉ミルクを購入しておりました。その理由といたしましては、液体ミルクは粉ミルクに比べ、消費期限が大変短かったために購入してきませんでした。

しかしながら、製品の改良により、液体ミルクも消費期限が1年半のものが商品

化されております。粉ミルクとはほぼ同一の消費期限のものが販売されるようになりました。これにより、本年度に購入を予定していますミルクについては、粉ミルクと併せて液体ミルクも購入する予定でございます。数量としましては、スティックタイプの粉ミルクを400本、缶入りの液体ミルクを120缶です。どちらも1つ1食分になります。

○18番（河野正明君） この液体ミルクに対しましては、私も議会質問で何回かしております。その当初は質的に問題というところまではいきませんけれども、そういった部分で消費期限というのも短かったということで、導入はされませんでしたけれど、今回こうやって液体ミルクを導入していただけるということで、やはり話を聞けば需要があります。液体ミルクは温めて飲まれる方もいらっしゃいますし、温めるというか中にはホッカイロで温めて飲ませたり、またそのままいいんです。そういった災害のときに粉ミルクは、まずもって水が必要になります。そして、水をお湯にして粉ミルクを溶かしてかき混ぜて、しばらく時間を置かないといけませんよね。そして飲ませるというような段階ですけど、液体ミルクはそのまま直で飲ませられるということで、災害のときには大変重宝がられていたということも聞きましたので、やはり乳幼児は本当に待ってくれません、おなかがすいたらすぐ泣くというような感じで、そういった点では液体ミルクが今回備蓄されたということで大変感謝をしております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。大きくは3番目の質問で、野良猫対策についてということでございます。まずもって1番目、野良猫対策に対する市の周知活動と苦情等の現状についてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 野良猫対策の周知活動についてお答えいたします。

まず、野良猫とは特定の管理者を持たず、外で暮らしている猫を指します。近年では、人間の身勝手が無責任な行為により個体数が増えてしまい、全国的に問題となっております。

市に寄せられた猫に関する苦情や相談の過去4年間の件数は、記録に残しているものが、令和2年度2件、令和3年度5件、令和4年度2件、令和5年度が1月末現在10件で合計19件となっています。その多くは無責任なえさやりによる野良猫の増加が主なもので、猫のふん尿等で環境の悪化に困られている方と、野良猫がかわいそうとお世話をされる方とのトラブルが多くなっています。

また、熊本県宇城保健所に寄せられた保健所管内の苦情件数は、令和4年度105件、令和5年度第3四半期までが121件となっていますので、苦情の増加がうかがえます。この寄せられた苦情等で最も多いのが無責任なえさやり、次に多頭飼育、その次がいたずらやふん尿となっています。

本市では、相談や苦情については、その都度現地確認を行い、必要に応じて地域の行政区長にも情報提供を行い、看板の設置や回覧等により野良猫による被害が発生しないよう周知を行っていますが、なかなか理解していただけず解決に至っていないのが現状となります。

その他の周知方法として、ホームページと令和5年度はウキカラ10月号に掲載し、周知を行っているところでございます。

○18番（河野正明君） 本市における野良猫の現状、市に寄せられた苦情や相談が過去4年間で19件。私としては多いのか少ないのかちょっとはつきり判断できませんけど、宇城保健所管内の苦情件数が、令和4年度が105件、令和5年度第3四半期までが121件ということで上がってきているということですね。本市の相談や苦情対応は、現地確認を行うということと地域の行政区長に情報提供を行って、看板の設置だったり回覧板により周知を行っているということで理解をいたしました。

それでは、次の2番目の質問です。県が実施しております避妊去勢手術費用補助事業の内容と金額及び申請窓口についてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 窓口は宇城保健所になりますが、宇城保健所では、飼い主のいない猫を保護し、繁殖を抑制することを目的として避妊去勢手術費用に要する経費の一部を補助する事業を実施しております。

この補助金は、飼い主のいない猫を動物病院で避妊去勢手術をした方に対し、オス1頭当たり5,000円、メス1頭当たり10,000円を助成しております。

宇城保健所に、本市の申請状況を確認しました。令和元年度6件、令和2年度11件、令和3年度12件、令和4年度27件の合計88件となっています。ただし、この件数は、実際に手術した件数で、猫が捕まらず手術ができなかった等の事例もあり、申請件数は139件となっております。

補助金の執行状況は、本年度の申請は完了しているとのことで、本年度の補助金申請に間に合わなかった方は、キャンセル待ちとして新しい年度に申請の案内をしておられるとのことです。

○18番（河野正明君） 飼い主のいない猫を保護し繁殖を抑制することを目的に、県は避妊去勢手術費用に要する経費の一部を助成しているということで、動物病院での避妊去勢手術にオスが1頭5,000円、メスが1頭10,000円を助成しているということで理解しました。

また宇城保健所への申請状況は、令和元年度から令和4年度までの合計が88件あったということで、また申請件数は139件であるけど、ほかの30件余りは申請をしたけど取り逃がして、動物病院に連れていくことができなかった、逃げ出し

た猫であるということで理解をいたしました。

また、補助金の執行状況というのは、本年度の申請は完了しているとのことで、来年度に新たなる申請をしてくださいということですよね。また、中でキャンセルがあった場合は、それで申請できますということなんですけど、その申請と助成金というのは分かりました。助成金が出るまで、猫を連れて動物病院に行って、避妊去勢手術をしました。手術をして全額その方が払われて、県の保健所にその領収書を持って行って、初めてお金がその方に補助金が下りるということだと思います。分かりました。

次の質問に移ります。3番目です。本市の野良猫対策は啓発が中心であります。県の新動物愛護センターの開所もあり、動物愛護の観点から今後の独自の市の対策について伺いをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 県内市町村における猫の避妊去勢手術に対する補助金制度の実施状況は、令和5年度末で熊本市を除く13市では上天草市のみで、町村では、大津町、産山村、苓北町の3町村で実施されています。

県の補助金制度は平成30年度から実施されていますが、県内の市町村でも独自の補助金制度を創設し、野良猫対策に取り組んでおられます。

本市の今後の取組としましては、野良猫等に対する無責任なえさやりは生活環境保全上多くの問題を抱えておりますので、更なる繁殖にもつながりますので、飼い主のいない猫等がこれ以上増えないよう、まずは市民の皆様への啓発が重要だと考えております。

啓発方法としては、広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、継続して発信することが重要と考えます。また、宇城保健所や施設管理者、行政区長等と協力しながら、無責任なえさやり禁止をお願いする看板の設置、注意チラシの回覧あるいは個別訪問による指導も効果があると考えています。

4月から県の新動物愛護センターが開設しますので、当該センター及び宇城保健所と連携した啓発活動も検討してまいります。

また、公益財団法人どうぶつ基金という財団があります。行政と協働してさくらねこ無料不妊手術事業が行われています。この基金から受け取ったチケットを市民ボランティアに分配し事業が行われています。県内は熊本市、宇土市など8行政機関が行政枠として登録されています。当該基金に登録されている行政機関の活用状況を調査し、登録について検討していきたいと考えております。

○18番（河野正明君） 県内の市町村においては、独自の補助金制度を創設して、野良猫対策に取り組んでいるという自治体、1つは上天草市そして大津町、産山村、苓北町の3町村で実施をされております。新たに県の新動物愛護センターの開設も

あります。そういった点で、まずもって今申されました公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業が行われているということで、県内は8行政機関が行政枠として登録をされております。そしてまた隣の宇土市もこの登録をされているということでありますので、部長の方から検討していくということでございますので、どうかしっかり検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

そこで、再質問を最後に行いたいと思います。今、市独自の助成ということで1市3町が出ましたけど、宇城市としても本当に啓発だけでは野良猫というのはやはり減ってはいかないと私は思っております。やはり避妊手術であったり、去勢手術をしなければやはり減ってはいかないというふうに思っております。今は、いろんなボランティア団体の方が自分で県の補助を使いながら、1回去勢手術にしても10,000円か20,000円ぐらい掛かるわけですよ。5,000円は補助が出てあとのお金は自分で払われるわけですよ。それだけボランティアの方が宇城市管内でも頑張っておられます。行政としてですよ、ただ啓発だけしておいていいのかどうかということなんです。そういった方はたくさんいらっしゃいます。その点、しっかり酌んでいただいて、今後、市の補助金制度の創設についてもしっかり考えていただきたいという観点からお伺いをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 避妊去勢手術費用の助成は宇城保健所が行っておりますので、本市は県の補助金制度の周知と不幸な猫を増やさないための啓発活動及び現場指導に注力したいと考えています。また、4月から新動物愛護センターが開設しますので、当該センター及び宇城保健所と連携した啓発活動に努めていきたいと考えております。

本市独自の補助金制度につきましては、県内の市町村の実施状況、動向等を踏まえて調査研究してまいります。

○18番（河野正明君） 今後、市町村の実施状況また動向等を踏まえて、しっかりと調査研究をしていくということでございますので、どうかしっかり調査研究をされて検討まで持っていただけたらなと期待をいたしまして、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中であります。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後 3 時 0 7 分

第 6 号

3 月 6 日 (水)

令和6年第1回宇城市議会定例会（第6号）

令和6年3月6日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 諸報告
日程第2 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勳 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	教 育 長 平 岡 和 徳 君
総 務 部 長 天 川 竜 治 君	市長政策部長 元 田 智 士 君
市 民 部 長 黒 崎 達 也 君	福 祉 部 長 岩 井 智 君
保健衛生部長 井 住 寿 宏 君	経 済 部 長 浦 田 敬 介 君
土 木 部 長 平 木 恵 一 君	教 育 部 長 豊 住 章 君

総務部次長	舩井貴男君	市長政策部次長	坂本優子君
市民部次長	岩竹泰治君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	中川裕二君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	西村光代君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 諸報告

○議長（溝見友一君） 日程第 1、諸報告を行います。

議会運営委員会委員に 2 人の欠員が生じたところ、宇城市議会委員会条例第 8 条及び議会運営に関する申合せ事項に基づき、本日付けで、委員に 17 番、福田良二君及び 5 番、吉良邦夫君を選任したことを報告いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、11 番、三角隆史君の発言を許します。

○11 番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号 11 番、会派彩里の三角隆史でございます。2 月 25 日、大切な先輩が突然亡くなりました。私の議席の後ろでいつも温かく声をかけていただきました。視察先でも自分の経験談をたくさん語っていただき、すごく勉強させていただきました。いつまでも後ろで見守ってくれるものだと思っていました。さびしいですが、これからも宇城市のことをどうか見守っていてください。入江議員、本当にありがとうございました。心より御冥福をお祈り申し上げます。また、2024 年が明けて間もなく、能登半島に大地震が起こってしまいました。被災された方には心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方には謹んでお悔やみ申し上げます。地元の方だけでなく、元日に起こった地震ゆえに、都会から帰省して来られた方々も多く犠牲になられております。何とも痛ましい災害が起こってしまいました。今回の能登半島を中心に起こった地震は、いろんな課題をもたらしました。我々熊本地震を経験した者に対してもです。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく 2 点、災害に対する備えについて、教育の多様性について質問をさせていただきます。なお、大きな 1 点目については、能登半島地震を目の当たりにして、熊本地震を経験した我々は、今後起こり得るかもしれない大災害に対してどう立ち向かっていくか。また、大きな 2 点目は令和 5 年文部科学省から出された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）を基に、市の不登校対策を聞いていきたいと思います。

まずは大きな 1 点目、災害に対する備えについてを質問させていただきます。な

お、議長のお許しを受け、防災の記事を2部、教育の多様性の記事を2部皆様に配布させていただきました。御一読お願いいたします。

それでは質問に入りたいと思います。生活インフラについて。能登半島地震が発生し、正月ということもあり仕方ない部分もありますが、道路が寸断され、物資の輸送などなかなか思うようにいかなかったり、自衛隊の支援が思うように進まなかったり、初動対応に課題があったかのように見受けられました。熊本地震を経験したとはいえ、また起こるやもしれぬ地震でございます。能登半島のように我が宇城市も宇土半島を抱えております。同様の地震がもし発生したとするならば、今度は津波が来るかもしれません。いろんな被害を想定して対応する必要があります。そこで、いま一度振り返ってみて、我々が熊本地震でどういった被害を受けたのか執行部に聞いてみたいと思います。そしてその地震から浮かび上がった課題、今後の対策についてお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 平成28年の熊本地震によります当時の本市の被害状況についてお答えいたします。

まず、人的被害といたしましては、死者13人、重傷者48人、軽傷者95人の計156人が報告されております。

住家被害については、全壊539世帯、半壊2,396世帯、一部損壊5,673世帯の被害が発生しました。被害額といたしましては、平成30年作成の宇城市復興まちづくり計画に基づく金額を申し上げます。庁舎その他公共施設が1億5,800万円余、教育・文化施設6億2,400万円余、公営住宅4,200万円余、道路・河川・橋りょう11億4,500万円余、上水道・簡易水道2,100万円余、下水道6,300万円余、公園6,800万円余、水産施設1億1,900万円余、農地・農業用施設1億8,400万円余でございました。

次に避難の状況ですが、避難所で確認している避難者数は、発災から2日後の4月16日本震がありました時点で11,121人、4月19日時点で6,842人、4月23日時点で4,654人、1か月後の5月16日時点で490人、2か月後の6月16日時点で212人と推移しております。

また、震災後の対応につきましては、市内に6か所の防災拠点センターと5か所の防災備蓄倉庫を整備し、地域の防災体制の強化に取り組んでおります。

併せまして、生活用水を確保するために、防災拠点センター6か所及び松橋5区防災公園に防災井戸を設置したほか、防災拠点センターにマンホールを設置し、マンホールトイレの建屋とトイレ本体を購入いたしました。

さらに、備蓄品の購入についても、飲料水や食料、その他の生活必需品、炊き出し用具など、災害時に必要とされる備品を購入し備蓄しております。

ソフト面での対策といたしましては、自主防災組織の育成に力を入れており、地域住民の皆様が災害時に迅速かつ的確な行動を取れるよう支援してまいりました。

具体的には、地域住民を対象とした防災訓練や災害時のマイタイムラインの普及を積極的に行い、地域コミュニティの連携強化を図ってきたところです。

今後におきましても地域住民が安心して生活できる防災・減災の体制を整えることに努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 熊本地震によって宇城市もかなりの被害を受けております。

このことはこれからも忘れることなく、今後来るかもしれない地震に備えて十分な対策を講じる必要があります。我が宇城市においても、防災拠点センターの整備、備蓄品の購入、自主防災組織の育成など対策は着々と進んでおりますが、いま一度抜かりはないか調査をお願いしまして、次の小さな2番に移ります。

国道が寸断された場合についてをお尋ねします。能登半島地震でもありましたが、いろんなところで道路が寸断され、緊急支援物資が思うように運べていないところを目の当たりにしました。宇城市においても、もし能登半島地震のようなことが起こったら、どういう対応を取られるのかをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 大規模な災害が発生した際に、緊急輸送路として機能を発揮すべき道路として国道や県道がございますが、それらの道路は国土交通省九州地方整備局や熊本県により管理されております。

国の中央防災会議では、将来的に予想される大規模な災害に備えて、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が平成27年に策定され、翌平成28年に九州道路啓開計画が策定されております。

ここで言います啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることを示します。

九州道路啓開計画では、南海トラフ地震で大きな被害が想定される宮崎県や大分県などの九州東部沿岸部地域への緊急輸送路を確保するため、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道をはじめとする高規格道路や国道57号線や、国道218号などの九州を横断する国道を最優先として通行の確保を図るため、人命救助の生存率が大きく変化されると言われる72時間を目標値としたタイムラインを策定され、時間内に道路啓開できるよう有事に備えておられます。

本市におきましても、国道や県道のいわゆる緊急輸送路につながる広域性の高い市道から被害状況の把握に努め、国や県との情報連携を図りながら、必要に応じ災害協定を締結しております宇城市建設業組合などの関係機関と協働し、迅速な道路啓開活動に努めてまいります。

○11番（三角隆史君） 道路啓開の重要性は理解できました。ただ、そこで大地震が

発生した場合、道路啓開の必要性を誰が調べてどのように伝えるのか、そして誰が把握して道路啓開を行っていくのかをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 大規模災害が発生した際に、道路管理者は通行可能な道路を活用しながら広域的な道路を優先として被害調査を行います、その際には国道や県道を活用しながら実施します。

国や県もそれぞれが所管する道路等の被害状況把握に努められますが、我々が先に被害を確認した場合には、まず該当する道路管理者に報告することで状況共有を行います。

一方、九州地方整備局は、所管する道路等の被害調査以外に地方自治体との情報伝達を図る目的として災害対策現地情報連絡員、通称リエゾンを派遣されます。リエゾンは情報共有を行うほか、必要に応じて適時的確な情報提供や助言を行っていただく情報連絡員となります。

道路や河川などの公共土木施設の被害調査に人的支援が必要な地方自治体は、リエゾンを經由して緊急災害対策派遣隊、テックフォースと称しますが、の派遣を受けて、技術支援を得られる体制も整備されております。

本市も先の熊本地震では、テックフォースを派遣いただき、被害状況調査や復旧への助言を受けた実績がございます。

○11番（三角隆史君） ここではリエゾン、テックフォースの存在の重要性が理解できました。こういう方々が災害発生時に被災地に入って来られ、迅速な対応をされるということなんですね。地震はいつ起こるか分かりません。それに地震発生から72時間経過すると人命の生存率は大きく変化すると言われます。そういう意味ではリエゾン、テックフォースと言われる方々との訓練も今後重要になってくるのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。大規模な断水が発生した場合について。能登半島地震において至る所で断水しているのを目にしました。水が断たれると何をするにしても不便が伴います。熊本地震においても水のない不便さは皆様が感じたことだと思います。そこで熊本地震において宇城市における断水はどういった方面で起こり、どのくらい続いたのかをお尋ねいたします。また、この熊本地震を踏まえて、再び起こるかもしれない地震等の災害が発生し、断水が起こった場合の対応策、さらに道路が寸断された場合の対応策も重ねてお尋ねをいたします。

○上下水道局長（福田真治君） それでは、大規模な断水発生についてお答えいたします。

まず、熊本地震においては、管路等からの大規模漏水が発生し、配水池の水位が低下したことにより断水となり、松橋・小川・豊野地区において、長いところで2

週間ほどの断水となりました。また、三角地区においても、管路の破損及び停電の影響により、一時的に断水しております。

当時の対応としましては、断水区域において、自衛隊等の支援を得て給水車による応急給水を実施しております。また、漏水調査におきましては、広範囲での被害が確認されたことで、職員だけでは対応が追いつかないため、日本水道協会に応援を要請し、鹿児島県の自治体から延べ100人の応援を得て調査・復旧を行ったところでございます。

さらに、漏水に伴い水道用水が不足したことから、上天草市から企業団用水の一部を応援水として融通していただきました。

こうした熊本地震の経験から、大規模災害が発生した際は、断水する可能性が非常に高く、市民の生活用水の確保と水道施設及び管路の復旧をいかに迅速に行うかが重要となります。

災害対応にあたっては、まず、生活用水確保対策としまして、断水地区の箇所に応急給水ポイントを設置し、本市が所有するポリタンクのほか、国・県・自衛隊・海上保安庁・近隣自治体・民間の水道関係者等に依頼し、給水車等での応急給水を行いたいと考えております。

次に、施設及び管路の修繕・復旧におきましても、いかに迅速に破損・漏水箇所を発見し修繕できるかが重要でありますので、本市職員による漏水調査はもとより、調査人員が不足する場合には、日本水道協会等を通して他自治体職員の応援を要請したいと考えております。

また、漏水箇所の修繕工事におきましても、工事業者を確保する必要があることから、市建設業組合や管工事業者と連携を図り、早期修繕完了に努めてまいります。

御承知のとおり、今回の能登半島地震においては、強い揺れにより浄水場等の水道施設や管路に甚大な被害が発生しているとともに、道路が至る所で寸断され、復旧に必要な人員、資機材等の確保に支障を来し、復旧が遅れているものと認識しております。

能登半島地震と同様の被害が本市で発生した場合については、特に半島地域である三角及び不知火地区において同様の状況が考えられますが、仮に全ての道路が寸断され孤立状態になった場合には、自衛隊及び海上保安庁等に支援を要請し、空または海からの給水支援を仰ぐ必要があるものと考えております。

○11番（三角隆史君） 議長のお許しを受けて、熊日の災害に関する記事を配らせていただきましたが、記事にもあるように陸路が寸断された場合、浅瀬が多い天草の島々では大型船が接岸できる港がありません。九州電力の苓北発電所には2万トン級、3万トン級の海岸がありますが、あそこはあくまでも石炭を運ぶ船の発着場で

ありますので、船がないときはそこに避難できますが、船がいるときはなかなか思うようにはいかない。宇土半島と天草地域を合わせたら18万人と能登半島をしのぐ人口の多さです。もし大地震が発生した場合、道路が寸断されれば海から支援に入るしかない。今後は海からの支援を充実させるべきと拡大コピーしている新聞記事2枚目の中で幸田委員は言っております。そこでとりわけ重要になってくるのは、我が宇城市にある三角港ではないでしょうか。この18万人を路頭に迷わせないためにも、三角港の存在はとても重要であります。海上保安部も三角にあります。熊本地震のときも、いち早く海上保安上は船を配備していただき、多くの方が入浴等で助けられました。そういった希少な港を持つ宇城市であります。いま一度、港の重要性を再確認していただきたいと思います。

次に移ります。小中学校の運営について。能登半島地震において、地震の規模が大きかったせいか多くの方が学校を避難所として利用され、学校運営が遅れたように見受けられました。熊本地震において、本市の小中学校は地震後どのくらいして運営できるようになったのかお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 平成28年4月の熊本地震発生後の学校運営について、各小中学校は、4月15日から休校に入り、学校が再開したのは、4月25日に11校、そして27日に残りの6校が再開しました。

休校の間は、各学校において、児童生徒の安否を確認したり、校舎や通学路の被害状況等の確認を行ったりして、学校再開に向けた準備、対応に取り組んでいます。

また、教育委員会では、施設等の点検をはじめ、学校の単独調理場や給食センター3施設の被害に対する修繕等対応、避難所配給の炊き出しなど、関係部署と連携を図りながら、学校再開に向けて対応してきたところでございます。

○11番（三角隆史君） 市役所の職員の方々も被災する可能性を秘めていて、大きい災害の後の学校運営は非常に難しいものがあると思います。そういったときは、市民の皆様を含めて一体となって運営をしなければならないのではないかと考えます。起こってから考えるのではなく、起こったら何をすべきか前もって理解をしておくことが重要になってきます。

そこで再質問になりますが、能登半島地震と同規模の災害が本市に起こった場合、学校の避難所利用等としての対応や学校運営に関する対策等はどのようなものかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 熊本地震を受け、各学校では、県教育委員会作成の学校安全教育指導の手引きや学校防災教育指導の手引き等を基に、危機管理マニュアルの見直しが行われています。

マニュアルや手引きには、「備える」「命を守る」「立て直す」の3つの項目ご

とに具体的な対策等が示されています。

まず、「備える」では、保護者や地域、自治体との連携体制や災害時の備品や備蓄などについて、「命を守る」では、発生場面ごとの対応行動例について、「立て直す」では、児童生徒の引渡し・安否確認・避難所協力・心のケアなどが示されています。

具体的な取組としては、毎年4月を熊本県下でくまもと防災教育月間とし、各学校で防災についての授業や避難訓練等を行っています。

仮に大規模災害により、学校施設が長期間避難所利用される場合は、避難所と学校運営の共存として、動線の確保や立入り規制、ルールづくりなどが必要となります。

一方で、大規模災害で学校施設が使えないなど、学校再開に時間を要する場合は、受入れが可能な学校や各種施設等との連携協力、また、再開後に夏休み等の長期休業を利用した学習時間の確保など、特別な対応が考えられます。

○11番（三角隆史君） ここでは、小中学校が地震発生後避難所として活用され、そういった中でどういう学校運営がなされるのかを聞いてまいりました。

次に移りますが、次は避難所の運営の在り方について聞きたいと思います。避難所運営について。能登半島地震を見て熊本地震を経験した我々は、熊本地震からの気づきや課題を踏まえ、今後また起こり得るかもしれない大規模災害が発生したときに対する避難所運営等の対応についてをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市では、災害による危険が切迫した状況において、居住者等が緊急的に避難する施設及び場所である指定緊急避難場所として、公園や公共施設などが49か所指定しております。そのうち、災害の危険性があり、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設となる指定避難所として、各防災拠点センターや小中学校の体育館、社会教育施設など45か所を指定しております。

避難所の開設順は、災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合等は、各町の防災拠点センターを優先して開設し、想定される災害の程度や避難者数などに応じて、ほかの指定避難所を追加で開設をしています。

避難所の運営については、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生初期においては、市職員が従事をしています。

避難所生活が3日以上継続されることが明確になった場合は、原則として速やかに避難所ごとに避難所運営委員会を設置するとともに、自主防災組織やボランティアの御協力を得て、避難者自身による自主的な運営に移行することとしています。

災害発生時にはスムーズな避難行動や避難所運営が求められていることから、避

難者自身による自主的な運営に備え、年に1回、市民を対象とした避難所の受付訓練や避難所内生活環境構築訓練をし、市総合防災訓練のときに併せて実施をしています。

○11番（三角隆史君） 以上、大きい1番は、能登半島地震を受けて熊本地震を経験した我々は、たくさんの課題があることを自覚しました。これから来るかもしれない大災害にどういった備えをするべきなのかさらに議論を深めて、しっかりとした防災対策をつくってまいりたいと思います。さらに、議会BCPの必要性も感じております。災害が発生した場合の議員の初動対応など、議員としてやるべきことをしっかりとした業務継続計画をつくるべきだと思っております。6月議会に提案をしていこうと考えております。以上で、大きな1番を終わります。

次に大きな2番、教育の多様性についての質問に移ります。これは、先ほど申しましたCOCOLOプランのつながりのイメージです。ちょっと見にくいのですが、こういった流れの中で質問させていただきたいと思います。本市における不登校の状況について。児童生徒の不登校は、様々な要因において年々増えていると聞きます。本市における不登校の状況についてお尋ねします。なお、全国比較を交えて状況をお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 30日以上長期欠席している小学校の状況は、令和6年1月末現在で39人、1年前の令和4年度の同時期は31人で25.8%の増加となります。

中学校の状況については、令和6年1月末で98人、同じく令和4年度の同時期は92人で6.5%の増加です。

全国の不登校児童生徒の状況は、小中学校を合わせた人数で、令和4年度は299,048人、令和3年度は244,940人で、前年度から54,108人、22.1%の増加となっています。本市の令和6年1月末時点と同時期の前年度比は11.4%の増加になります。

○11番（三角隆史君） 自分でネットで調べたのですが、不登校の状況ですが、学年別に比較してみると学年が進むごとに増えていき、特に小6から中1になるときが一気に増えます。令和3年度の全国のデータによると小6が25,004人、中1が45,778人になります。環境の変化による心理的变化が起こるのだろうか、いわゆる中1ギャップというのが起こるのでしょうか。ここはもっと調べていかなければならないと思っております。

再質問になります。本市において不登校の児童生徒に対して、どのような対応を取っているのかをお伺いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 30日以上欠席している不登校の児童生徒への対応につい

ては、各学校において、不登校対策会議等を開くなど組織的対応を行い、専門家とも相談の上、教育支援センターや民間施設等との連携を図り、必要に応じてＩＣＴを活用した学習支援等の自立支援を行っています。

具体的な対応状況としては、不登校児童生徒のうち、９５．６％は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や専門機関での支援を受けており、カウンセリングや面談等においては、児童生徒、または保護者も同席したり、保護者のみ支援を受けたりする場合があります。

また、学校に相談できないケースなどに対しては、児童生徒や保護者が相談できる窓口として熊本県電話相談窓口一覧、親子のための相談ＬＩＮＥ啓発用カード等を保護者に配布し、周知に努めています。このほか、本市においては、悩みを相談できる子ども安心コールを開設し対応を行っております。

○１１番（三角隆史君） 次の小さな２番に移ります。不登校の原因について。児童生徒の不登校には様々なものが原因となり、学校に行きたくても行けない、そもそも学校に行く気がしないなどの子どもたちがいると思いますが、不登校の主な原因にどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不登校の原因については、複数の要因が重なるケースが多いため、要因として多い割合のものを御説明します。

小学生においては、「親子の関わり方」が全体の４６％、「無気力・不安」が全体の４４％、「生活リズムの乱れ・遊び・非行」が全体の２８％などです。

次に、中学生においては、「無気力・不安」が全体の６７％、「生活リズムの乱れ・遊び・非行」が２３％、「親子の関わり方」１４％となっております。

そのほかの要因としては、友人関係、学業不振、家庭生活環境の急激な変化等が挙げられます。

○１１番（三角隆史君） 小学生にしても中学生にしても、不登校の原因として、親子の関わり方と無気力・不安が高い割合を占めています。中学生になると親子の関わり方は減少しておりますが、親子の関わり方において、最近親に問題があるケースが多いのを耳にします。こういった状況の中で不登校になった児童生徒への対応策の１つとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援を行っているとの答弁があったが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門員は、各学校に配置されているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、県の教育委員会が専門員を派遣登録し、熊本市を除く県内市町村の小中学校に、定期的にまた随時派遣する仕組みになります。

本市には、スクールカウンセラー５人の専門員が県から派遣登録されており、松

橋中学校区の対応として松橋中学校に、三角・不知火中学校区の対応として不知火中学校に、小川・豊野中学校区の対応として小川中学校に専門員がそれぞれ配置されています。

また、スクールソーシャルワーカーについては、県が2人の専門員を宇城教育事務所に派遣し、各学校からの要請等に応じて対応している状況です。

○11番（三角隆史君） 不登校の児童生徒が増加している状況で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々の果たすべき役割は極めて重要であります。ただ、こういったSCやSSWの方に負担をかけすぎないようにするのも重要です。別の機関の必要性も感じます。

そこで、次の小さな3番に移ります。教育支援センター設置について。県の教育委員会が市町村に発出した不登校児童生徒への支援等の通知において、学校以外の教育の場の活用が示されています。本市の教育支援センターの設置状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市においては、教育支援センターとして宇城っ子ネットを不知火支所に設置しており、令和6年1月末現在で、小学生5人、中学生14人、合計19人が登録されています。

現在、宇城っ子ネットは、指導員2人体制で、月曜日から金曜日まで教室を開設しており、毎週火曜日の午前中をチャレンジデーとして、学校に登校できるように挑戦しています。

教室の利用状況は日ごとに異なりますが、おおむね10人前後の児童生徒が利用しております。

○11番（三角隆史君） 本市において教育支援センターとして宇城っ子ネットが設置されており、大いに評価すべきことであると思います。また、坂元議員の答弁にもありましたが、児童家庭支援センターぽぴんずも児童生徒やその家族の困り事等について相談支援を行い、必要に応じて行政や地域の関係機関と連携して、改善に向けたサポートを行っていると同いました。坂元議員の質問にもありましたが、不登校の定義に当てはまらない不登校気味の児童生徒にも手を差し伸べ、より良い対応をお願いしたいものです。

次に移ります。不登校の児童生徒の保護者の支援について。文部科学省のCOLOLOプランの中に、「一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援」とうたっています。そういう中で、不登校児童生徒の保護者が集まり、保護者の会などの集いの場があればいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。一応この画面にアップして、保護者の会という存在をアピールさせていただきます。よろしくお願ひします。

○教育部長（豊住 章君） 不登校児童生徒の保護者の集い、保護者の会などは各学校や教育委員会では設けていませんが、保護者への支援としては、先ほどの答弁と重複しますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家のカウンセリングや面談等について、学校を通じて必要な支援を受けることができます。

また、学校に相談できない保護者の方には、相談窓口として、熊本県電話相談窓口一覧や親子のための相談LINE啓発用カード、子ども安心コール等を周知しているところでございます。

○11番（三角隆史君） SCやSSWに頼るのもよいと思いますが、保護者の会をつくって情報共有を図ることで、少しでも保護者の皆様が気が楽になるというか、心が落ち着くのではないのでしょうか。提案をさせていただきます。

次に移ります。NPO、フリースクールとの連携について。小中学校とNPO、フリースクールとどのような関係性の下、児童生徒と向き合っているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 教育委員会では、令和5年2月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」を各学校に通知し、不登校児童生徒に対する適切な支援が効果的に、継続的に行われるようにしています。

基本的な考え方としては、学びの保障をすることを大切にし、学校外の施設や家庭でのICTを活用した学習を行うなど、社会的自立に向けて支援を行うことを重視しています。

そのため、宇城っ子ネットやフリースクール等に通う児童生徒の場合は、ガイドラインにおいて、保護者と学校の間に十分な連携・協力が保たれていることや学習内容が学校の教育課程と照らし適切と判断されること、また、1か月に1回は学校と児童生徒・保護者が顔を合わせる等の要件について、フリースクール等への確認を行い、要件を満たす場合は出席扱いとしています。

また、不登校児童生徒の評価（通知表）についても、学習内容が教育課程に照らし適切と判断される場合、学校の評価規準を適用し、通知表を作成しています。

このような取組の中で、各学校においては、責任感を持って、定期的に活動内容の確認や面談等を行いながらフリースクール等と連携を図っているところです。

○11番（三角隆史君） 不登校の児童生徒の中にも、勉強がしたい、友だちと遊びたい、大人と触れ合いたいなど、いろいろなタイプがいると思います。そんな児童生徒たちのニーズをつかんであげて、児童生徒が少しでも前を向くきっかけを与えるのが我々大人の役目ではないのでしょうか。そんな中で出席扱いとしていただき、前を向ける子どもが1人でも多く出てきてくれることを願いまして、次の質問に移ります。

学びの多様化学校について。不登校の児童生徒がここまで増加しているということとは、現在の教育カリキュラムに問題があるのかどうか検証する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。市の見解をお尋ねしたいと、聞きたいのは本音ですが、国を挙げての課題でもありますので質問の趣旨を変えて、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施できる学びの多様化学校制度を、将来的な視点で本市の小中学校に導入できれば、誰もが暮らしやすい宇城市になり、熊本県下でも注目されること間違いなしです。学びの多様化学校設置に向けた本市の考えをお伺いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今朝のニュースにもありましたが、不登校児童生徒が全国で約30万人を超えて、10年連続で増加している中、国は新しい不登校対策として、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を取りまとめております。その後、同年6月16日に閣議決定しました教育振興基本計画において、学びの多様化学校を各都道府県と政令指定都市20市それぞれに1校以上の設置を掲げ、将来的には全国で300校の設置を目指すというふうに言っております。

議員が申されます学びの多様化学校、この公立学校への設置につきましては、学習指導員やSCそしてSSW等、こういった配置が必要となります。専門員雇用の人材確保や予算確保が必要になってきます。

また、余裕教室や空きスペース等の確保が必要なため、既存の施設や未利用施設の利活用と施設の改修など、整えるべき項目が多岐にわたるため、現在、学校外の施設として本市が設置しております教育支援センター宇城っ子ネットを引き続き運営しながら、今後、導入自治体等の情報収集を行いながら研究してまいりたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 教育長の答弁の中に、学びの多様化学校を全国で300校の設置を目指していると国は言っているというお話がありました。ならば、300の中に宇城市も手を挙げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。場所の確保、人材確保、予算確保と大変な面は理解しております。ただ、熊本の真ん中に位置し、教育にも熱心な我が宇城市が手を挙げることはとても意義のあることではないでしょうか。教育長の見解をお聞きします。

○教育長（平岡和徳君） 国が掲げております、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策につきましては、教育委員会としましても、また私としましても、今後、この対策に強力に取り組んでまいりたいと思っております。

子どもたちの学習環境については、社会の多様化やニーズの変化などによりまして、その環境は複雑化していることを認識しております。学びの多様化学校の必要

性につきましては、現場の御意見に耳を傾け、悩みを共有しながら、今後、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 前向きな御答弁誠にありがとうございます。今回は防災、教育の多様性という面で質問させていただきました。教育の多様性という面では、配布させていただいた記事を見ていただくと分かりますが、確実に外国人小中学生が増えております。そういったことにも今後学校側は対応していく必要があります。教育の多様性の2枚目は、ルーテル学院がインターナショナルスクール小学部を4月から開講するという記事です。このインターナショナルスクールでは、一昨年我々総務文教常任委員会において広島県で視察した国際バカロレアを導入するということです。こういうのを見ても分かるように、熊本県下においても教育の多様性が見て取れます。我が宇城市においても将来を見据えた動きが必要になってきます。新しい視点を持ちながらこれからの教育の在り方を共に見つけていきましょう。

3月をもちまして退職される執行部の皆様、そして市役所職員の皆様、今まで宇城市のために御尽力いただき誠にありがとうございました。そして大変お疲れ様でした。まだこれからの人生は長いです。どうか有意義に過ごされ、充実した日々を送ってください。これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 21番、宇城市民の会の中山でございます。去る2月25日、御逝去されました故入江議員に心から哀悼の誠を捧げます。故入江議員と私は、ほぼ同じ時代にそれぞれの町の町議会議員となり、合併を通して市議会議員となりました。これまでに同じ会派になることはありませんでしたが、合併当時の77人の議会を知る数少ない議員として、時には当時の思い出で酒を酌み交わしたこともありました。時折私が皮肉を交えて冗談を言っても、あの笑顔、遺影に飾られたあの優しい笑顔でいつも答えてくださいました。その笑顔にもう会うことができないと思うとさびしい限りであります。故入江議員におかれましては、今生で思い残されたこともあったと思いますが、今ではそのような思いからも解放され、穏やかな世界におられると信じております。どうかこれからも宇城市並びに宇城市議会を温か

く見守ってください。そして安らかにお眠りください。

さて、それでは質問に入ります。まず、熊本天草幹線高規格道路について質問をいたします。熊本天草幹線高規格道路につきましては、昨日石川議員からも質問がありました。石川議員の御心配はごもっともなことだと思います。私もそのようなことから昨年の第2回定例会で多くの立ち退きが出るのではないかと質問をいたしました。今回は、以前三角議員からも質問がありました水資源に対する影響について、私も地元の住民から切実な心配が寄せられておりますので改めてお尋ねいたします。現在、みすみインターチェンジ付近の地権者説明会が始まっているところであり、郡浦地区の工事が始まるのは相当先のことになるかと思いますが、分かる範囲での御答弁をお願いいたします。郡浦地区ではトンネル工事が予定されております。その予定地には多くの飲料水や農業用のボーリングがされており、工事により影響が出るのではないかと心配されております。その点について、国はどのように対応されるのかをお尋ねいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 熊本天草幹線道路の一部区間であります宇土三角道路の全長13.5キロメートルのうち、仮称の波多インターチェンジから、仮称のみすみインターチェンジの約3.8キロメートル区間については、昨年9月に道路設計がおおむね完了しましたので、10月から11月にかけて地元説明会を開催されております。現在は、事業の対象となる土地に用地幅杭を打設している状況であると伺っております。

お尋ねのありました、仮称、波多インターチェンジ付近から東側の郡浦地区を含む区間については、現在は、井戸の水位等を確認するための水文調査を順次行っております。今後も継続的に調査を実施していくと伺っております。郡浦地区においては今年度は地下水の水源等を調査するためのボーリング調査を行っております。

道路の計画や設計にあたっては、事業用地やその周辺の土地等に与える影響を十分に調査しながら慎重に進めていく必要があります。

水源や水脈については、掘削工事等による影響の把握のためにも水文調査を行います。これからも三角支所や地域との情報共有を図り、周辺地域への影響を十分に配慮した設計となるよう国に対して要望してまいります。

○**21番（中山弘幸君）** 先のことですが、工事が始まりまして仮に水脈に影響が出た場合は、国はどのような対応をしてくれるのか。また市としても、国がきちんと補償するように担保してもらいたいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○**土木部長（平木恵一君）** 事業実施にあたっては、水脈や水源への影響を確認するため、工事の着手前、工事の施工中、工事の完成、供用後に水門調査を実施すると伺っております。

また、工事の施工箇所、近隣の建物についても、施工の前後に工事による影響がないか調査を行うと伺っております。

仮に、工事が影響を及ぼし周辺地域に何らかの事象が発生したと思われる場合には、国でまずはその事象と工事の因果関係を調査し、工事が影響した事象である場合にはその損失について補償されると伺っております。

本市としましては、住民の方から工事の影響と思われるような何らかの事象について相談が寄せられましたら、状況を把握し、国に対して調査等の対応を求めてまいります。

○21番（中山弘幸君） 今の答弁を聞いて一応安心いたしました。その旨を地区の人たちにはお伝えしたいと思います。それから昨日石川議員からも立ち退き区域に入っている住民からの切実な不安の声が紹介されました。実は私のところにも寄せられておりまして、地区には高齢者が多くおられ、今後のスケジュール等全く情報がなく、どのように対応したらよいかとても不安に思っておられます。市としても今後国に対して、できるだけ早めに丁寧な説明がなされるように要請をしていただけるように強く指摘をして次の質問に移ります。

2番目の中学校部活動の在り方について質問をいたします。（1）地域移行に対する国の方針についてをお尋ねいたします。実は、保護者の中には部活動自体がなくなるのではないかと感じておられる方もありますので、確認の意味で今回取り上げた次第であります。実は私の子どもも部活動に入っており、見ておりますと、顧問の先生にも家庭があるのに、本当に大変だなと感じております。私は教職員の働き方改革の観点からも必要なことだと感じております。そこで、国の方針はどのようなになっているのか答弁を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 国においては、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを令和4年12月に策定しています。

この中では、公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たな地域クラブ活動を整備する必要があると示しています。

また、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、地域の実情に応じ、休日の学校部活動の段階的な地域移行を推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間としています。

これを受け、県教育委員会は、令和5年3月に中学校における学校部活動の指針を策定後、4月には、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進

計画を策定し、国と同様に、令和５年度から令和７年度までを推進期間としています。

国や県においては、まずは、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進し、学校と地域が日常的に連携し、対応していくことが重要であると示しています。

また、生徒や保護者のニーズの多様化、指導を担う教師等の負担感等の課題への対応、教職員の働き方改革の推進にもつながる取組の一つとして計画を推進しています。

○２１番（中山弘幸君） 今の答弁で、まず休日の部活動の段階的な地域移行を推進していくという理解でよろしいかと思えますけども、平日の部活動に関してはどのような取扱いになっているのか、その点答弁できればお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） その点に関しても、今後検討を重ねてまいります。

○２１番（中山弘幸君） いえいえ市ではなくて、国として休日はどのようなになっているのかということです。

○教育部長（豊住 章君） 議員御指摘のとおり、まずは休日の部活動の地域移行を国県とも申し述べております。ただ、段階的に休日の部活動についても地域移行の方向にということで進んでいくものと思われれます。

○２１番（中山弘幸君） まずは休日で、その後に段階的に平日もということの理解でいいですか。分かりました。それを踏まえまして、今後の市の方針をお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 県が策定した熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画において、中学校部活動は、学校教育の一環であり、その交流を通じて、生徒同士、教師と生徒の人間関係の構築を図り、生徒自身の自己肯定感を高め、また、責任感や連帯感のかん養に資するなど、学校環境における生徒の多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動と示しています。

本市においても、部活動は、学校教育において重要な役割を担う教育活動と認識しており、休日の部活動の地域移行を含め、中学校部活動の在り方について、研究・検討を丁寧に進めているところです。

現在、本市教育委員会では、運動部活動や地域スポーツクラブ等の活動種目や加入状況などの情報収集を進めながら、関係者へのアンケート調査を段階的に実施している状況です。

まず、昨年９月末から１０月にかけて、市内中学校の校長を含む全ての教職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。

運動部活動や文化部活動に関する調査内容は、年代や性別など基本情報を含む質

問23項目を設定して行い、対象者130人に対し、回答者数78人、60%の回答状況となりました。

回答者のうち、部活動の顧問を担う教職員は61人、約8割を占める結果となり、今後の検討資料として十分活用可能な調査ができたところです。

その後、令和6年1月から2月にかけて、中学校の1・2年生の生徒と保護者、小学校の4年生以上の児童と保護者、小学校の校長を含む全ての教職員を対象にアンケート調査を実施し、現在、調査結果を集計している状況です。

調査内容は、運動系・文化系のクラブ、教室、部活動への所属状況や活動目的、そして部活動の地域移行に関する質問などを設定しています。

今後の取組については、運動部活動と文化部活動の検討委員会をできるだけ早い時期に設置し、これまで情報収集した資料やアンケートの調査結果を基に、学校や保護者、スポーツ団体等の意見を踏まえながら、地域移行の方針や移行時期等をお示しできるよう、引き続き地域や学校の実情に応じた体制づくりを進めてまいります。

○21番（中山弘幸君）　うちの子どもにも確認しましたところ、アンケート、保護者にもアンケートがあつているようでございます。今後はできるだけ早い段階に検討委員会を設置するということでございますけれども、要は、指導者であり受け皿と思っております。結局その受け皿ができなければ、私は移行はできないと思っておりますけれども、その点はどうですか。やはり受け皿ができなければ移行はできないと、そういった理解でよろしいですか。これまで、いち早く小学校の部活動が地域移行されましたけれども、おそらくクラブチームを含めてもスポーツをする子どもの数はたぶん減少したのではないかと思っております。小学校のときのように、指導者の人選を保護者に任せたり、期限を区切ったりすればなかなか難しいと、クラブチームに流れたり、そのことで部活動が自然消滅したりということにもなりかねませんので、それでは本末転倒になりますので、やはり市が責任を持って今後受け皿であったり、指導者の確保をすべきと私は考えておりますけれども、その点は教育委員会はどのようなお考えをされていますか。

○教育部長（豊住 章君）　議員御指摘のとおり、指導者の確保というようなところは第一で重要な点だと考えております。

○21番（中山弘幸君）　その点は、やはり保護者に任せたりではなくて、市の責任をもって取り組んでほしいと思っております。

次に課題の方に移りますけれども、先ほど申し上げたとおり、問題は受け皿であり指導者であると思っておりますけれども、そのほかにこういった課題があるのか、その点をお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 部活動の地域移行における主な課題としては、地域の受け皿や指導者の確保、練習場所や用具類の置き場所の確保、活動費やスポーツ保険加入等の保護者の費用負担、練習場所への交通手段や保護者による送迎などの負担、問題が起きた際の責任の所在、勝利至上主義の懸念などが考えられます。

そのほかに、それぞれの地域や学校の環境によって生じる様々な課題や、部活動の地域移行により地域クラブ活動等への参加を控えるなどの部活離れによって、子どもの体力低下への懸念などが考えられます。

○21番（中山弘幸君） 具体的には今後検討委員会で話し合っていられると思いますけれども、例えば練習場所や用具類の置き場所の確保につきましては、小学校のときと同様にこれまでどおり学校の施設を優先的に利活用できれば、保護者の費用負担や送迎の負担などは極力抑えることはできると思っておりますので、その点はやはりこれまでどおりそういった理解でよろしいですか。

○教育部長（豊住 章君） 先ほどもお答えいたしました、部活動の地域移行につきましては、様々な選択肢、方向性がある取組になりますので、今後多くの児童生徒、保護者また関係者、各種団体等との意見を伺いながら、慎重に議論を進めてまいりたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。要は今後の検討委員会で進めていられると思いますので、十分な検討をよろしくお願いしておきます。

次に、3番目の行政区の再編についてお尋ねいたします。（１）、（２）につきましては、昨日の園田議員の質問でほぼ理解できましたので、ここは割愛したいと思います。（３）の小規模行政区の在り方についてのみ質問をいたします。昨日の園田議員への答弁では、今後行政区の総会での状況を見て慎重に進めていきたいということで、園田議員からは、行政区主導でお願いしたいとの意見がありました。私はほかの町の状況は分かりませんが、これまで三角地区でもある程度の統合がなされてきました。今回の計画では、統合の目安を100戸程度ということになっておりますけれども、特に三角地区では50戸前後から十数戸という小規模の行政区があり、また行政区が離れており今回の計画は三角地区に限って言えば余り現実的ではないと感じております。行政区にはそれぞれの事情があり、今後、行政区主導で統合が進められるところはそれでよいと思います。一方、どうしても統合ができない行政区も出てまいります。そこで、今後行政として求められることは、小規模であっても円滑な運営ができるように、例えば区長さんの負担を減らすなど、行政としての支援が重要になってくると考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） 本市176行政区の令和6年2月29日現在の合計世帯数

は25,215世帯となっております。平均すると1行政区当たり143世帯ありますが、各世帯数の差は大きく、一部の行政区では担い手不足など住民自治活動に支障を来しております。また、全国的に人口減少が進む中、宇城市人口ビジョンでは、2040年には本市行政区の約4割が限界集落になることが予想されております。

このような中に行政区の将来を考えますと、地域の住民自治活動が円滑に行われるよう、将来の人口減少を見据えた上で、行政区間の格差を是正し、一定規模を確保すること、地域のつながり、人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、地域間の合意を前提に各行政区において協議・調整が必要であります。

今後の方向性は、全国的にも少子高齢化及び人口減少は加速し、本市においてもこのような状況は今後確実に進行するものと推測され、地域福祉、自主防災、防犯、生涯学習、ごみ、環境美化等の地域活動に求められる分野が多い中、このままでは期待される役割が果たせず、地域活力の減退が懸念されています。将来的に行政区の運営維持が困難になり、行政区の見直しは重要な手段であるため、今年度に行政区統合に伴う支援金を予算化させていただいております。各行政区の現状課題はそれぞれであります。今後も自発的かつ円滑な行政運営ができるよう寄り添ってまいります。本市としても、無理矢理統合していただくようなことは考えておりません。

○21番（中山弘幸君） 今後も行政区に寄り添っていくという答弁がありましたので、そういった方向性でよろしく願いしておきます。

では、4番の宇城広域消防三角分署の移転についての質問をいたします。（1）の候補地の選定について。前回の議会でも質問をいたしましたけれども、その後たくさんの方の意見もいただき、多くの人から意見を聞きましたが、防災センター横が最適だという方は1人もおられません。当初予算の質疑でも坂下議員から、あそこは踏切もあり、出勤に時間がかかる場合がある。グラウンドの移転に2,400万円を使うぐらいならば、別の候補地を探したらどうだろうかという提案もございました。私もそう思っております。このまま防災センター横に決定すれば、将来に必ず禍根を残すことになると思います。もっと市民の声を聴いて、再検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○市民部長（黒崎達也君） 12月議会でも答弁いたしましたとおり、候補地として、公共用地や民有地を調査いたしましたが、実際のところ、ハザードマップ上で浸水区域、土砂災害警戒区域に該当しているところが大変多く、三角防災拠点センター横敷地以上の適地はなかったというのが現状でございます。実際に、時間差等もあるのですけれども、熊本豪雨での人吉市の被害状況であったり、能登半島地震の被

害状況を考慮しますと、高台にあることという条件をはずすことができないというのが現状でございます。

○21番（中山弘幸君） ほかにいい場所が見つからないと言われますが、私に言わせればそんなことはないと思います。その気になれば、私は民有地でも高台はあるのではないかと考えております。最初の説明を受けたときのニュアンスとしては、どうも防災センターありきであったのではないかと感じております。現在の三角分署は地理的にほぼ三角町の真ん中にあり、よくこの地域性を考慮してあると思います。防災センターの隣に移転した場合、郡浦・大岳地区は現在地より4キロ、時間にして6分も到着時間が遅れることになりますし、戸馳地区にも到着が遅れることになります。確かに近くなるところもありますが、山から下りてくるので単純に6分近くなるということではありません。この6分という時間の重みを私は考えてほしいと思います。命が助かるか助からないか、大きな問題だと私は考えます。市としてもこのことを重く受け止めておられるのならば、地域に対してより丁寧な説明をすべきというふうに思いますが、その見解をお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） まず、時間差でございます。確かに12月議会のときにも、現在の三角分署の位置から三角防災センター横の敷地まで距離にして約4キロ、そして時間に関しては約6分かかるということを申し上げております。しかしながら、随分と候補地を探しておりまして、先ほど言われましたとおり、三角防災拠点センター横の敷地ありきではなくて、実際は9か所調査を行っております。三角B&G海洋センターの横の敷地であったり、旧三角保健センター跡地、三角東小学校跡地、防災拠点センター横敷地はもちろんですが、古氷団地の位置であったり、旧水道施設跡地また三角中学校の奥の敷地、郡浦小学校跡地、三角町波多の民有地などを調査した結果、適している場所というのがやはり三角防災拠点センター横以外には余りなかったというのが現状でございます。

また、地域住民の方々に説明をするという点におきましては、本年度については随時候補地を模索していた状態で行ったので、7月、8月と代表区長まででとどめておいたところでございます。いどう変わるか分からなかった状況ではありますので、現在は最優先候補地として三角防災拠点センター横敷地が第一候補に上がっているという状況でございます。次年度におきまして説明会を開催する予定にはしております。市民の皆様は何度も出てきてもらうわけにはまいりませんので、消防署と合同で行う方が合理的であると考えております。

○21番（中山弘幸君） 代表区長さんには説明がありましたけれども、私はそれだけでは不十分であると。今後その広域消防と一緒に説明されるということでございますけれども、それはたぶん完全に決定した時の話だと思うんですね。今回の用地

の選定に関しては宇城市に委ねられているわけですから、宇城市の説明責任として私は宇城市として住民に対して丁寧に説明をしてほしいと私はそう思っておりますけれども、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 丁寧に説明してまいります。

○21番（中山弘幸君） それは宇城市長としてですね、広域連合長ではなくて宇城市長として説明をされるというふうに私は理解をいたしました。

次に、浸水想定地域についてお尋ねいたしますけれども、ハザードマップの高潮浸水ですね、これは大体海拔何メートルを想定してあるのか。私は三角東小学校跡地は標高6メートルという表示がありますけれども、それでもあそこは、高潮で2メートルから5メートルの浸水想定になっているわけですね。あそこが2メートルから5メートル浸水するというのはとても思えないわけですね。たぶん三角東小学校も保健センターも同じ高潮の色ですよ。おそらくあそこの三角保健センター跡地も大体同じぐらいで、あそこが高潮で2メートルから5メートル浸水するとは、とても私は思えない。それとこれまで大雨が降っても保健センター跡地やB&G横の土地が浸かったことはたぶんないと思いますし、B&G前の道路が浸かったことも聞いていませんし、ダム道路は今かさ上げしてありますから、ここも相当降っても浸かりません。よっぽどあの防災センターから下りてきた塩屋地区、ここが大雨の浸水のリスクは高いんです。実際平成28年の豪雨でもたぶんあそこは浸かっていますよね。だから私が言いたいのは、防災拠点センターは絶対浸からないですよ、浸からないけども、高潮や豪雨のときは周辺道路が浸かるリスクは防災拠点センターが一番高いと私は言いたいんですね。だから本来ならば、B&Gや保健センター跡地や東小学校跡地のかさ上げでもいいのではないかというふうにも思いますけれども、やはりかさ上げはかなりの費用を要します。そこで、今回グラウンド移転の2,400万円が計上されておりますけれども、やはり民地を買収して、私は探せばないことはないと思っております。だから、そういうことを私は言いたいと。これ以上答弁は求めませんけれども、ただそのことを、塩屋辺りが最も浸水のリスクは高いということを理解されていると思いますよ。これはこれ以上しませんので、市長から丁寧に説明するというその答弁もいただきましたので、これ以上は答弁は求めません。

それでは、次に教育長の職務についてお尋ねいたします。地方教育行政法の第11条の4項の中で、「教育長は、常勤とする」また5項では、「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき籍を有する職務にのみ従事しなければならない」とあります。現在の平岡教育長は宇城市の教育長の

ほか、県立大津高校のサッカー部の総監督をはじめ、県のサッカー協会の役職等に就いておられます。私の下には多くの市民の皆様から大津高校のサッカー部の総監督を務めながら、宇城市の教育長を続けるのはいかがなものか。できれば宇城市の教育長に専念をしてほしいという声が寄せられております。先の議会で平岡教育長は再任されましたので、これを機に、大津高校のサッカー部の総監督は後任に道を譲り、宇城市の教育長に専念される考えはないでしょうか、お尋ねします。

○教育長（平岡和徳君） まず、総監督と他の役割を受けているからといって、本市の教育行政の運営をおろそかにするというものは、私は決してないというふうに思っております。本市の教育長として、教育行政の運営について負う重要な責任を自覚しまして、市民、児童、生徒等のあらゆる教育を受ける権利の保障に万全を期して、本市の教育行政の円滑な運営が行われるよう、信念を持って一所懸命な中で全力を尽くしているところです。

議員申されますサッカーの関係につきましてですけれども、私にとってはライフワークなんですね。ストイックに見えるかもしれませんが、私は幼少期からサッカーのみにかかわらず、チャレンジするからには日本一、世界一を目指しているところです。例えば、熊本のサッカーを日本一にしたい、高校サッカーを日本一にしたい、ワールドカップで日本が優勝してほしい、そういった中で熊本県のサッカー協会会長の河田氏から相談を受ければそれに対応したい、日本サッカー協会の田嶋幸三から連絡があれば対応したい、新会長になる宮本恒靖から連絡があればアドバイスをしてあげたい、そういったものを常に考えているところです。これから議員が今言っていただいたことは真摯に受け止めながら、私にしかできないこと、二刀流ではなくて私流、平岡流というところで、しっかりとその評価が私自身の生きざまになると思っておりますので、真摯に受け止めて一所懸命、さらに宇城市教育のまちづくりに専念してまいりたいというふうに思っています。そういう所存です。

○21番（中山弘幸君） 私は教育長が職務をおろそかにされているとは思っておりません。大切なことは、市民の目にどう映っているかということだと私は思います。私は大津高校サッカー部の総監督というのは、とても重いものだと、今申されましたとおり、やはり熊本のサッカーを日本一にしたい、高校サッカーでも日本一を取りたいとたぶん思っておられると思います。だからこそ、重たいこそ、大津高校で問題が起きたときに一番にマスコミの対象になるのは、やはり平岡教育長なんですよ。現在、大津高校といえど県内では敵なし、そして全国でも常にトップクラスに名を連ねる大津高校の総監督、そしてまた今御自分で申されましたけれども、いろんな方からの相談を受けると、常にサッカーのことで頭がいっぱいなんだという

話がありました。私はそれくらい重たいことをされている中で、教育長の職務専念義務上、無理が少しあるのではないかと考えているのは、たぶん私だけではなく多くの市民の皆様が感じておられると思います。地方教育行政法を私なりに解釈すれば、教育長は勤務時間だけ職務に専念すればいいということではないと私は理解します。「職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき籍を有する職務にのみ従事しなければならない」とあります。その辺はどのように理解しておられますか。

○教育長（平岡和徳君） ライフワークという言い方に、また疑問を持たれている部分もあるかもしれませんが、私にとって教育長に専念することは、これは当然職務において中心に置く私の人生の中の今の立場ですけれども、極端に言えば、今やっているライフワークというのは、水であったり空気であったり、私がより良く生きていくためのパワーをつくるための大きなエネルギー源です。意欲というものがそこに必要となれば、そのエンジンの排気量を上げるために教育に向けてのその実績をつくる大きな1つのツールというふうに考えております。昨日のニュースで、宇城市の畳職人の39歳の平田さんが日本一になりました。そのニュースを見たときに、彼のライフステージをつくる中での、そしてそのライフワークの中に、今度はボディビルで日本一になるというすばらしいその映像が出たんですけども、やはり読書や映画鑑賞や様々な自分の人生の主たる職業に対してエネルギーをつくる、意欲を持たせるようなエンジンの排気量を上げるための1つの手法として、私自身はライフワークという言葉を使わせていただいて、サッカーそしてその他の様々な役職についての説明をしたつもりでございます。言わんとするところは、議員も言っていたとおり、私自身、地方教育行政の長として、重い職責をこのもう1期にかけて集大成としてしっかりと頑張りたいという決意を改めてここで言わせていただければというふうに思います。

○21番（中山弘幸君） ありがとうございます。私は、この地方教育行政法の第11条の職務専念義務はとても重たいと思っております。教育長にとって、サッカーは自分のいわゆるエネルギー、それは自分の活力源なんだということで、今私は理解いたしました。それは分からないではありません。私はただ単に日頃の業務に支障が出なければそれでよしということではないと思っております。宇城市児童約4,500人の健やかな成長、またいじめや不登校などの問題もありますし、教育委員会の管轄は範囲が広く、ここまでやればよいというものでもないと思います。これは私が言っているのではないですよ、市民の中には、平岡教育長にとって宇城市の教育長は腰掛けなのではないかという声もあります。それで、私は今の答弁を聞いておまして、今後は宇城市の教育長として、宇城市に骨をうずめる覚悟で職務に

専念されると理解しました。そんなふうな理解でよろしいですか。

○教育長（平岡和徳君） おおむね私の言っている内容については違いはありません。

○21番（中山弘幸君） では、（2）宇城市の教育の課題の取組についてということ
で、これまで2期8年の中で平岡教育長ならではの施策はどのようなものがあるか。
また、今後特に取り組んでみたいと考えておられることについて、具体的に教えて
いただきたいと思います。一昨日の豊田議員への答弁の中では、豊田議員からもあ
りましたように、宇城市の方針に沿った施策が多かったように感じました。また、
これからの数値目標の宣言も平岡教育長の独自の政策という提示も余りなかったよ
うに感じましたので、改めてお尋ねをいたします。答弁書をいただいております
ので、ゆっくりお願いします。

○教育長（平岡和徳君） 重なる答弁で申し訳ありませんが、まずこれまでの取組につ
きましては、市長はじめ教育委員さん、そして教育委員の組織として教育行政を務
めてまいりましたので、今言われた明確な表に出るような施策というふうな内容と
いうものは少しぼけたかもしれません。今後については、最後に申し上げました内
容になりますが、この宇城市の教育行政、これについての役割を追求しまして、そ
して宇城市の未来に向けて何をすべきかというのを熟慮断行していきたいというふ
うに思っているところです。

例えば、この前の質問にありました部活動の地域移行そして連携、こういったも
の宇城市ならではのものを構築しなければいけませんし、今後今度は生涯スポー
ツにつながる若しくは社会教育にもつながるような公民館活動の改築等も必要だと
いうふうに思っております。総合的に宇城市全体を俯瞰しながら、鳥の目と蟻の目
を持って私ならではの施策をつくっていかれると思います。

詳細については、今後また適宜話ができればというふうに思いますが、現在にお
いても学校教育については、毎年、学校訪問等を通して、子どもたちの学ぶ姿勢や
表情、先生方の授業の進め方、こういったものをきめ細かく見ながら、配置等につ
いても積極的に動きをつくっているところです。

熱意をもって様々な指導、助言を行ってきたところです。今後もまた同じように、
各現場に積極的に足を運びながら、その根拠のある内容についてしっかりと耳を傾
けて、それぞれの場所、それぞれの学校、それぞれの地域のニーズに応じた施策、
講話等まで含めまして積極的に実践していきたいというふうに思います。

重複しますが、先のスポーツ講演会等についても、私の人脈を駆使しながら、子
どもたち若しくは指導者の皆さん、または市民の皆さんに、本物に触れ合う機会を
引き続き提供していければというふうに思っています。

教育のまち宇城市の推進に向けて、全力で日々職務に取り組んでいきたい。私は

四字熟語で年中無休、休みではなくて、年がら年中、夢を求めるという字で「年中夢求」という言葉をつくっております。この実現に向けて、精一杯努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○21番（中山弘幸君）　ありがとうございます。私が思うには、やはり平岡教育長に対しては市民の期待度が私たちとは違うと思うんですね。これまでの宇城市の歴代の教育長は、教職経験者でした。平岡教育長も教職に就いておられましたが、ほかの人とは全く違う側面があります。スポーツ界、とりわけサッカー界では、知らない人はないというスーパースターの顔があります。おそらく守田市長も、そういった平岡教育長にこれまでの教育長とは違った期待を持たれて任命されたと私は推察しております。また、市民の皆様もそのような平岡教育長に大いに期待をされていると思います。私は平岡教育長が自覚しておられる以上に、市民の期待度は大きいと思いますが、その点は感じておられますか。

○教育長（平岡和徳君）　深く今後も自覚を促しながら、施策そして公務に邁進したいというふうに思いますし、そういった期待がなければまた頑張るエネルギーというのも湧いてきませんので、一身にしっかり受け止めながら宇城市教育のまちづくりに守田市長が掲げておられますけれども、そこに精一杯、全身全霊、一意専心の思いを持って取り組んでいきたいと思っております。

○21番（中山弘幸君）　私は平岡教育長がちょっとこれは言葉が悪いですが、無難に職務をこなそうということならば、私は平岡教育長が教育長でおられる意味はないと思います。やはり平岡教育長でよかったと、平岡教育長が来て宇城市の教育はこんなに変わったよと、宇城市のスポーツ界は劇的に変わったと。そのような平岡教育長が率いる宇城市の教育行政を私は夢見ておりますので、どうか今後とも精進されますようによろしく願いいたします。

時間がありませんので、次のリバーサイドロードについての質問に入ります。私はこれまでリバーサイドロードにつきましては、一貫して反対の立場で何度となく質問をしてきました。その理由はいくつかあります。第一は事業費と事業期間、第二は当初の目的である市中心部の渋滞の緩和と言われるけれどもほとんど意味がないこと、第三にはこのバイパス道路が完成しても、沿線の発展が全く期待できないことが挙げられます。詳しいことは答弁を聞きながら議論をしていきたいと思いますが、まずは現在の進捗状況をお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君）　大野川リバーサイドロード線については、県道八代鏡宇土線から県道松橋停車場線までの総延長2,980メートルを3工区に分けて事業を推進中です。

1工区は、県道八代鏡宇土線から宝ヶ島橋までの990メートル。2工区は、宝

ケ島橋から市道久具松橋大道線までの1,090メートル。3工区は、市道久具松橋大道線から県道松橋停車場線までの900メートルとしております。

進捗状況につきましては、全体的な計画を平成29年より予備設計により行い、平成30年に事業説明会を開催しました。その後、平成31年に1工区の詳細設計を行い、令和2年度にJR跨線橋の詳細設計、令和3年度に2工区の詳細設計を行っております。

1工区の用地買収を令和2年度から令和4年度にかけて行いまして、1工区の用地買収は完了しております。

工事は令和4年度から取りかかっております。現在、県道から約260メートルの区間、約26%について工事着手しております。

来年度以降は、JR跨線橋がありますのでJR九州に御協力をいただき跨線橋を整備し、1工区の早期供用開始を目指しているところです。

○21番（中山弘幸君） では、現段階での総事業費と事業期間についてお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 予備設計を行っていた時点では、宇城南消防署から不知火中学校までの長崎久具線と同じ程度かそれ以上かかるかなというところで想定しておりました。平成30年度の大野川リバーサイドロードの予備設計を行いまして、総事業費は33億円と試算しておりました。

その後、1工区については詳細設計をし、JRによる試算と合わせて順次工事を発注しておりますので、その成果に基づき再算定を行っております。その結果、1工区の概算は約18億円となっております。現在まで設計費、工事費、用地費などで約3億円を消化しております。事業費に対する進捗率は17%ほどです。

2工区、3工区については近年の建設工事費の高騰を見込みまして、2工区は約22億円、3工区は約7億円と想定し、合わせて総事業費は約47億円としております。

ただし、JR跨線橋以外にもあと3つの橋りょうの詳細設計が残っておりますので、総事業費はその時点でまた変更になるかと思います。

事業期間につきましては、1工区5年程度として計画しており、総事業完成までの期間は15年間程度としておりました。

しかし、本事業は財政負担を極力抑えるために社会資本整備総合交付金事業の国の補助事業にて実施しております。国からの交付金の配分が十分になれば、事業は延伸していくこととなります。

近年の交付金の配分状況から推察しますと、1工区の事業完了は令和13年度を見込んでおります。その後2工区、3工区と順に着手し、工区完了ごとに供用開始

は行いますが、全区間の供用開始は令和20年度以降になるかというふうに想定しております。

○21番（中山弘幸君） 当初見込みは33億円だった事業費が現在は47億円、ただし今後さらに膨らむことも考えられると。事業期間は順調にいつて15年、おそらくは20年ぐらいかかるのではないかと予想されます。

次に、効果について、時間がありませんので簡潔にお願いします。

○土木部長（平木恵一君） 大野川リバーサイドロード線は、県道八代鏡宇土線と県道松橋停車場線を結ぶ幹線道路となります。松橋町中心部への交通渋滞緩和、交通拠点へのアクセス向上と干拓地域であります不知火海沿岸部の高潮被害からの緊急避難を目的とし計画しております。

長崎久具線と連結することにより、国道266号から国道218号へ通じる東西への幹線道路となりますので、高速移動の確保、所要時間の短縮、緊急搬送体制の向上、災害・事故時の代替道路の確保が整備効果となります。

また、本路線の起点部には標高0メートル地帯が広がっておりますので、河川氾濫や高潮等による風水害が想定されますので、水深が約5メートル以上に達する地域もあると予測されています。

避難場所等への緊急避難が間に合わない場合であれば、JR跨線橋等への垂直避難により、緊急安全確保に寄与するものと思われま。

中心部の渋滞緩和については、現在の調査でも以前渋滞が多い地区として県の方の調査にも記載されております。松橋町の中心市街地を抜ける国県道は40キロ規制がかかっておりますが、長崎久具線は50キロ規制となっており、通行速度の改善により時間短縮も見込まれると思います。

○21番（中山弘幸君） 端折っていただきましてすみません。もともと合併当時に長崎久具線として、現在のリバーサイドロードの起点から延長して、旧松橋自動車試験場付近へ接続する路線が計画されておりました。それを守田市長が廃止され、そして2期目の選挙のときの公約として突如現れたのが、現在のリバーサイドロードであります。最初、市の中心部の渋滞緩和ということが大きな目的であり、そのほかは後で付けられたものだとは私は理解しております。そして市の中心部が渋滞していると言われますけれども、私から言わせればこれは渋滞ではなくて混雑のレベルであるというのはこれまでも申し上げてきました。今ちょっと端折って、交通量の減少のところは答弁されませんでしたけれども、大体各路線で5%から10%の一日の交通量の減少が予想されておりますが、しかし全線開通まで少なくとも約20年はかかります。今後地域の人口減少を加味すれば、それ以上に交通の減少は予想できます。また、答弁の冒頭でも県道八代鏡宇土線と県道松橋停車場線を結ぶ幹線

道路という説明がありました。県道と県道を結ぶいわゆるバイパス道路であるならば、本来ならば県がすべき道路だと思います。県が整備するというのであれば私は大賛成であります。ただ、なぜこのような大きな事業を宇城市が単独でやらなければならないのか、私は疑問に思っております。また、市内中心部の交差点改良も重要な課題であります。特に、県道14号と松橋ダイドウ線との丁字路といわれる新四つ角付近の改良が最重要だと考えております。もちろん県道なので県の計画もありますが、宇城市の動きが全く見えません。市中心部の交差点改良につきましては、また別の機会に質問したいと思っております。時間が無くなってきましたので、この続きは次回させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、本年3月をもって退職されます職員の皆様に、これまでの宇城市に対する御貢献に心から感謝を申し上げますとともに、今後の御健勝をお祈り申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田中美君君の発言を許します。

○6番（田中美君君） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、志成会の田中美君でございます。まず、先月25日に御逝去された入江議員とは同じ総務文教常任委員会に所属し、新人の私にいつも優しく接していただき、お亡くなりになる前日も不知火図書館でお話をしたばかりでした。もう会うことができないと思うと、いまだに信じられない気持ちでいっぱいです。どうぞ天国で見守ってください。本当にお世話になりありがとうございました。

光陰矢の如しと申しますが、1964年東京オリンピックの年に生まれた私が、いつの間にか半世紀を歩んできました。60年の人生を改めて振り返りますと、不思議な感慨を胸に抱きしめ、私を慈しみ育ててくれた両親をはじめ、全て私を支えてくれた方々に心から感謝しております。これから先は努力を重ね、担う重責を思い、身の引き締まる思いで新たな一步を踏み出してまいります。今年は辰年で、干支の中で唯一、架空の生き物の龍。古今東西に龍の神話・伝説などは物語の中でたくさんあります。新春の明るい日差しの中で年女として1300年歴史ある西岡神社、万葉集にうたわれた龍神社を参拝しました。孔子、孟子が説いた「仁・信・

礼・義・智」五常の徳、時空を超えて、自分を愛し、自分の生きている役割を理解し、身近な人間を愛し、そして広く人を愛することを胸に、脇目も振らずに勉強向上心を持ち、今年こそ人づくり、外国人と日本人が豊かに共生できる地域を目指してまいります。日本の自然風土や歴史文化の豊かさを肌に感じております。変化の激しい時代に高齢化や地方での過疎化の進行、社会が大きく変わろうとしている令和時代に、社会の片隅に暮らす人々に、社会全体で理解と協力の輪を広げていく必要があると考えます。

それでは、議長にお許しいただきましたので、先般御通告申し上げておきました大きな3点について質問させていただきます。大変申し訳ありませんが、質問の順番に入替えがありますので、よろしくお願いします。

まず順番の1点目と2点目を入れ替えます。大きな1点目、人口減少社会における多文化共生推進について。少子高齢化やグローバル化が進展する中に多文化という言葉をよく耳にします。特に外国人が増えている地方自治体では、多文化共生の社会を目指す、多文化共生のまちづくり、地域コミュニティと観光推進などのスローガンが目につきます。現在既に約300万人の外国人が日本人住民と同じ地域で生活を営んでいます。その背景は大きく分けて2つの要因があり、1つは労働力の不足で日本政府の方針により意図的な増加、もう一つは、グローバル化による自然発生的な増加です。例えば、いわゆる留学生30万人計画や技能実習生、在留資格特例技能の新設などがあります。そこで、本市の外国人登録者の推移を在住者の数と国、年齢層、男女別、実習生、帰化した人などをお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 本日は議長のお許しを得まして議員の皆様の机上に、宇城市在留外国人集計一覧表を配布させていただいております。

平成24年の法律改正により外国人登録制度は、住民登録制度に変わり、記録が残っていますが法律改正以降になり、現在は在留外国人という名称が使われております。

まず、表の中央部の合計欄をご覧くださいなのですが、在留外国人数は、10年前の平成26年3月末には233人、男性が81人、女性が152人でございました。5年前の平成31年3月末には535人、男性236人、女性299人です。現在は834人、男性424人、女性410人となっております。宇城市の人口に占める割合は、現在は1.5%となっております。

また、国別では平成26年当時は中国が一番多かったのですが、平成31年以降はベトナムが最上位となっております。その他、インドネシアやフィリピンが上位を占めております。

また、在留資格である技能実習生についてお尋ねがありましたので、右端に記載

しておりますが、平成26年と現在を比較しますと4倍近い人数になっております。

最後になりますが、帰化された方につきましては、宇城市合併後17人の届出があっております。

○6番（田中美君） 今の答弁で、今年1月現在における外国人の数は834人であり、この数は宇城市の人口の約1.5%に相当します。内訳は、国籍別に26か国となっており、最も多いのはベトナム人です。在留資格別で見ると技能実習生が444人、およそ在住外国人の半分は技能実習生だと分かります。今月ウキカラ3月号の中に、熊本県内の在住外国人は令和5年6月末時点で22,318人と過去最多を更新、10年前と比べ2倍以上に増えました。この10年間日本に住む外国人の数は年々増加傾向です。宇城市は例外ではなく、在住外国人は10年前、平成26年と比べ3倍以上、宇城市の国際化も時代とともに進んでいることが分かりました。1993年にできた技能実習生制度の本来の目的は、日本の進んだ技術を学び、それを母国で活かすという技能移転や国際貢献です。しかし、多くの業界ではこの目的が曖昧になってきていて、かなりずれが出てきているようでもあります。

それでは、小さな2点目、以前、私が関わっていた宇城市在住外国人友好協議会という組織は現在も活動していますか。市の取組などについてお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 記録によりますと宇城市在住外国人友好協議会は、本市における関係企業の連携を強化することにより、在住外国人の生活・交通安全及び災害時の安全避難を向上させるとともに、在住外国人との交流及び友好関係の促進を図ることを目的として、平成19年に設立されており、交通安全や火災予防等の講習会や日本語学習会等が開催されております。組織は、JA熊本うきや市内の企業で構成され、農家や企業で働く在住外国人の方が参加していたということです。

当初は会員数が33人、行事の参加者数は延べ140人ほどあったということですが、社会の変化とともに会員数・行事参加者数は年々減少したため、現在においては、活動は行われていないというのが現状です。

○6番（田中美君） 先ほど参加者の減少により、友好協議会活動は中止との答弁があり、懐かしい思い出の写真がたくさんありました。これは、平成23年2月3日の役員会の会議資料の中に、宇城市在住外国人との集いは5回目、宇城市民との新春交流会は4回目、日本語講習会は64回と記載しており、また市の防災演習、不知火海の火祭り、日本文化の体験・交流など、あとで皆さんに画像をお見せします。そんな外国人労働者は社会の一部を担う大事な存在で、心を寄せることから共生は始まると感じます。宇城市在留外国人集計一覧表により、技能実習生の数は平成26年3月末に128人、今年は444人、3倍以上の316人増加しております。熊本県の合同特集で分かりやすく4ページにかけて、「多文化共生に向けて必要な

こと」、「広がる、多文化共生の輪」、「外国人と日本人も同じ世界を築いていく仲間」、「多文化共生の現在地」等との記事で、少子高齢化、人口減少の中、明らかに外国人若者の転入、異なる文化交流、地域の活性化につながると高く期待します。市民一人一人の意識を変え、お互いが同じ地域に住む対等の住民であり、交流を通じてお互いの理解を深めることが鍵ではないでしょうか。

続いて、小さい3点目、現在は国において外国人人材の受入れ、共生のための総合対応策が進んでいると思います。特に熊本県がTSMCの本格化による本市の外国人の増加に対する支援や多文化社会の実現に向けて、市は今後どのように取組を進めていく考えなのか。相談窓口及び国際課の設置、国際交流の強化を図ってはどうかについてお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 本市の外国人に対する対応状況についてお答えいたします。

本市では特別に外国人専用の相談窓口は設置しておらず、各部署の窓口では外国人と日本人を分け隔てなく対応している状況でございます。

また、国際交流については、本市では国際課の設置は行っておりませんが、組織規則において経済部商工観光課及び教育部教育総務課が所管するように定められております。

本市の国際交流事業といたしましては、教育総務課において、国際化が進む中、次代を担う中学生に異文化との交流や体験を通じて、豊かな国際感覚を身に付けた青少年の育成を目的として、平成18年度から中学生の海外派遣研修事業を実施しております。

令和3年から令和4年については、新型コロナウイルス感染症の影響によりWEBでシンガポールのブーンレイ中学校との交流を実施し、本年度は11月15日から18日にかけて、同中学校から生徒14人の派遣団を受け入れております。

令和6年度には市内の中学生を募集し、シンガポール研修視察を再開する計画としております。

現在、本市においては、このように外国人の相談対応や教育分野での国際交流事業を行っている状況であります。

県内の状況を見ますと、県北においては、世界最大級の半導体メーカーTSMCの参入により外国人の転入が急増している状況も生じており、宇城市においても、将来的には、商工観光分野での交流の増加や農業研修生の転入増加などが想定されます。

県内14市の国際課の設置状況は、今のところ熊本市と八代市の2市のみで、本市を含め残りの12市では、他の部署で国際交流事業を担当しているという状況ですが、今後、県内の状況や他市の動向に注視しながら、適正に対応できる体制を整

えていけるよう、必要に応じて調査研究してまいります。

○6番（田中美君） 宇城市では、設立当初から独自の国際理解教育、国際交流など様々な実践を行ってきました。思えば、宇城市合併当時の目玉事業、国際理解特区で将来国際社会に貢献できる人材の育成、異国の文化に触れ、中学生青少年海外交流事業に3回引率し、外国語によるコミュニケーション能力とともに視野を広げ、コンテストの参加など幅広く教育しました。今、宇城市の観光大使松村佳奈さんも中学生時代に異文化交流を熱心に学ばれた1人です。先日お会いしましたときに、香港で堂々と中国語で自己紹介を聞いた私は涙が溢れました。また、相談窓口であれば、技能実習生の実習事態をつかむことができます。低賃金での長時間労働、不適切な待遇や労働環境の問題、失踪など多くの問題を抱えた社会問題でもあり、宇城市も例外ではありません。行政として支援体制を整える必要があるのではないのでしょうか。外国籍の方々が増加し、国際化が進展する中、国際化に対応したまちづくりとして国際感覚を持った人材の育成、今後地域社会の構成員として宇城市で暮らす外国人住民の果たす役割や潜在能力をしっかりと発掘して、同時にお互いの文化や考え方を知るよう努力をすることが多文化共生に近づく一歩だと思います。自治体が国際化に取り組む今日の意義は、ますます重要な課題となると言わなければなりません。外に向かって自分たちの情報発信、内には相互依存、地域に新しい価値を発見し歩み寄り、経済の更なる発展へ是非20周年のときに国際課の設置をお願いします。

それでは、大きな2点目、活躍するまちづくりについて。小さな1点目、令和5年6月定例会で私が観光振興、地域活性化、持続可能な観点から、現在休止中の不知火温泉再議論の絶好なチャンス到来と、不知火温泉とその周辺の構築の質問をしました。あれから半年が過ぎ、不知火温泉センターの現状と今後についてお願いします。

○経済部長（浦田敬介君） 道の駅不知火に併設しています不知火温泉ふるさと交流センターは物産館、レストラン及び温泉館により構成されていますが、温泉館は設備の故障とコロナ禍が重なり、令和2年度ははじめから休館しています。

平成29年当時、交流センターは建設から21年経過しており、特に温泉館は、至る箇所で経年劣化による修繕を頻繁に行い、その都度休館していたことから、コストが割高になる部分改修ではなく、先を見据えた大規模改修での基本設計を行いました。結果は、温泉水の除鉄マンガン装置、硬水軟化装置などの水処理設備、配管、ボイラーなどの給湯設備、エアコンなどの空調設備、有圧換気扇などの換気設備、その他衛生器具設備、電気設備に至るまで、劣化と腐食により、建物外観からは想像できないほど傷みが激しかったことから、総工事費の試算は6億1,400

万円にも達し、中でも温泉館が4億7,800万円を占めるものでありました。

その後、一旦は必要最低限の改修へと方針を転換しようとはしましたが、コロナ禍により、温泉館とレストランが休業せざるを得なくなったこともあり、先の見通しが立たない中で、一時的にしのぐような修繕は控えるべきとの考えに至っております。

いずれにしても、建設から27年が過ぎ、老朽化している温泉館を維持し続けるには、相当な費用を要するものと考えておりますので、存続を含めた改修の判断には大変苦慮しているところであります。

一方で、民間事業者の自由な発想と経営能力を最大限活用することを目的とした、温泉館の譲渡も模索してまいりました。

令和3年度には、市内で事業を営む海外在住の経営者から温泉館の譲受の意向が伝えられましたが、具体的な提案を申し出られるまでには至りませんでした。令和4年度にも新潟県で貸ビル業を営む経営者と地元法人2社が、新規に会社を立ち上げ、活用したいとの申出があり、期待いたしました。出資の大半を受け持つ新潟県の経営者が、地元での事業に専念するとの理由で取り下げられました。その後も検討したいという民間事業者は数社ありましたが、具体的なプランをお聞きするまでには至っておりません。

繰り返しになりますが、温泉館の再開は相当な改修費用が見込まれる上に、どの事業者が経営したとしても、利用者には相応の負担をおかけすることは否めないと感じております。

今後は、譲渡を前提とした民間事業者への周知と、解体した場合の整備方針案を並行して進めていかなければならないと考えております。

○6番（田中美君） 令和2年4月20日の不知火温泉センターの休館からもう4年となりました。温泉館の復活がますます遠く、民間活用を期待しているのですが、令和3年度、令和4年度とも1社の民間業者しかありません。この不知火温センター譲渡の周知の手段と方法について疑問を持ちました。周知とは広く知らせる、情報を共有するという意味です。市のホームページなどを活用して全国の民間事業者公開応募したらどうでしょうか。

続いて、小さな2点目、松橋駅は築3年の新駅舎と思いますが、なぜか駅を下りると活気がない、観光情報がない、何もないと感じ、市の玄関口松橋駅の待ち合わせスペース、地域交流センターの役割と現状をお伺いします。

○土木部長（平木恵一君） お尋ねの松橋駅に隣接します松橋駅地域交流センターについてお答えいたします。

本センターの建設に至る経緯は、松橋駅周辺地域の開発に関する基本構想策定す

る際に住民アンケート調査が行われました。市民の交流の場となるコミュニティ施設の整備を望む声があり、本センターは、まちの駅（仮称）として位置付けられ、J R 九州及び県との協議を経て計画されました。

順次、駅前のロータリー、駐車場などの整備を行う中で、建屋の整備を行い、自由通路建屋、駅舎が完成した令和3年3月にオープンしました。松橋駅利用者の利便性を図り、快適な都市環境の充実に資するため、松橋駅地域交流センターを設置する条例や施行規則を制定し、現在は、午前7時から午後10時まで、休館日なしにて開館している状況です。

現状、開館から、丸3年が過ぎようとしておりますが、本センターは、設置目的のとおり、駅利用者の利便性や快適な都市環境の充実に資する役割を担っております。近年の本センターの事前申請に基づく利用状況は、令和3年度が延べ7団体、令和4年度が延べ14団体、令和5年度も同じく延べ14団体となっております。

一方、申請に基づかない、いわゆる通常の駅利用時の待ち合わせ場所、また、市民の憩いの場として幅広く利用されているものと推察しますが、利用者数についてはカウントはしておりません。

しかしながら、年中開館の時間内であれば、本センターは、Wi-Fi環境も整備しておりますので、待ち合わせや旅行者の情報交換の場として、かなりの利用者が利用されていると推察しております。

今後は、本センターの利活用の増進のため、様々な団体への周知や観光情報等の発信・展示など、関係部署と連携しながら更なる利用の啓発に努めたいと思います。

○6番（田中美君） 松橋駅地域交流センターの設置経緯及び役割等、利用状況がよく分かりました。これからの時代は駅とまちを一体とし、都市の交流核と位置付け、停滞しがちな地方都市の中心市街地を活性化させることなどを求められます。駅を含め周辺地区の整備は重要な役割があります。新松橋駅は人々の集散と滞留機能、市民交流機能はよくできたというふうに認識しております。しかし、駅の玄関口は都市の顔のシンボル機能やにぎわい機能もあります。地域外の人を対象に地域の魅力のPR、地域の転入・移住などの効果もあります。周辺に散策するための自転車等の提供、また情報案内に日本語以外の言語も用意し、外国人も利用しやすくなるように心がける工夫が必要だと考えております。

次の質問に移ります。昨年10月に、私は全国市町村国際文化研修所主催の「世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネージャーの方のために～」という講習会に参加しました。観光まちづくり、観光の高付加価値化を勉強し、そこで2023年6月に日本政府観光局は「高付加価値旅行の推進」を提唱しました。本市の取組についてお伺いします。

○経済部長（浦田敬介君） 初めに高付加価値旅行とは、旅行により様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られる消費単価が高い旅行を指し、政府観光庁は、例えば訪日外国人旅行者について、旅行1回当たり一人100万円以上消費できる富裕層をターゲットに捉えているようです。

まず、国が提唱に至った背景ですが、訪日外国人旅行者は令和元年度3,000万人を超えていましたが、消費額は政府が定めた目標8兆円には大きく及ばない4.8兆円でありました。一方高付加価値旅行者は、訪日外国人旅行者全体の1%に過ぎないものの、消費額は12%を占めていました。ただ、消費の現状は大都市圏での買い物消費が多く、地方での消費が少なかったことから、これに目を向け地方への誘客を促進することにより、全体の消費額を伸ばすことと併せて、地方創生にも貢献するとの目的であったようです。

また、国が取組を本格的に始めたのは、平成29年からですが、当時の日本は、世界の高付加価値旅行者をほとんど獲得できていないという大変厳しい状況であったことも大きな要因のようです。提唱時に国内11エリアがモデル地域に指定されており、九州は阿蘇、雲仙、鹿児島を併せて1エリアとして指定されています。

具体的な商品のコンテンツいわゆる内容ですが、鹿児島県の薩摩藩の武家文化を体験できるサムライカルチャーというコンテンツを例に取りますと、県内に点在していた武家文化に関連する素材をストーリーとして有機的につなげることで、表面的なサムライ体験ではなく、当時の武士たちの生き方や思想を学ぶことができるというものだそうです。

今後、海外の有力な旅行会社などのサプライヤーが参加する商談会での売込み活動を政府観光庁とともに進めていくとのことでもあります。

本市は、まだこのようなコンテンツを商品として売り込むまでには至っておりませんが、インバウンドいわゆる外国人旅行者を受け入れるため、市観光物産協会では、三角西港をはじめ、小川の町並みについて、多言語化事業の取組を行っています。三角西港においては、二次元コード付きの案内パネルを設置し、旅行者が現地を訪れ、アニメーション付きデジタル書籍を閲覧することで、より文化財への理解を促すものであります。その言語については、日本語はもとより英語、韓国語、フランス語、中国語においては昭和30年代に簡略化された字体も含めて対応しております。

微力ではありますが、今後も市観光物産協会と協力しながら、インバウンドの受入れを進めていかなければと考えております。

○6番（田中美君） さっき答弁の中で訪日外国人旅行者について、旅行1回当たり

一人100万円以上消費できる富裕層をターゲットにしているとの答弁があるので、实际的に今度勉強したのは、高付加価値旅行では人が重要な要素になります。意識全て役割は、人と人をつなぐことと考えております。国内外のネットワークの構築やセールスを強化し、持続可能なインバウンドの増加や更なる発展に期待しています。

次にいきます。大きな3点目、子育て環境の整備について。奨学金制度は経済的な理由や家庭の事情で進学が難しい方に向けて学費の給付や貸与を行う制度です。本市の奨学金の貸与の状況についてお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 本市の奨学金制度については、2種類の奨学金があります。

1つは、入学支度金貸付制度です。令和3年度に新設し貸付けを開始している奨学金で、入学金など学校等へ入学する前に必要な経費に充てるため、一時金を貸与するものです。貸付額は、高等学校や高等専門学校などが20万円、大学や短期大学などが40万円になります。

定期奨学金貸付制度は、毎月の授業料等の費用に充てるため、在学中に奨学金を貸与するもので、高等学校や高等専門学校などが月額20,000円、短期大学や専修学校の専門課程が月額25,000円、大学が月額30,000円又は50,000円の貸与になります。

2種類の奨学金は、どちらも無利子で貸し付けており、学校を卒業した1年後から返還していただきます。

次に、奨学金の貸与の状況について説明します。

入学支度金の令和5年度の貸付者は12人、貸付金額420万円です。令和4年度の貸付者8人、貸付金額260万円です。令和3年度の貸付者6人、貸付金額160万円です。利用者、貸付金額ともに年々増加している状況です。

定期奨学金の状況については、令和5年度の貸付者9人、貸付金額264万円。令和4年度の貸付者7人、貸付金額246万円。令和3年度の貸付者8人、貸付金額384万円となっております。

また、定期奨学金の各年度の新規貸付の認定者数は、令和5年度4人、令和4年度4人、令和3年度2人となっております。

今後、他の自治体やこれまでの申請状況等を調査、分析しながら、制度設計の見直し等により、奨学金の効果的な利活用と市民サービスの向上等に努めてまいります。

○6番（田中美君） 奨学金の現状はよく分かりました。もともと国や行政が若者を助ける制度だと思いますが、就職難、物価高騰など様々な要素で返済がきつい、負担となり、大学・大学院卒業と同時に多額の借金を背負って生きることさえ精一杯、

結婚、子どもを産むなんて本当に少子化の原因、日本全体の社会問題となっていると感じています。

3番目の質問に入ります。安全・安心のため、市の街灯が暗いことについてお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 子育て環境の整備という観点から、防犯灯の設置についてお答えさせていただきます。

防犯灯は、安全性や利便性を考慮し、通学路や主要道路など、交通量の多い場所には市が責任を持って設置を行っており、市内に1,997基の防犯灯を設置し管理しております。これによりまして、夜間や悪天候時でも安心して歩行できる環境を整備しております。

また一方で、行政区内の一部地域では、市の設置範囲外や暗い箇所がございますので、住民からの要望が寄せられることがございます。これらの要望にお答えするため、行政区に補助金を交付して、防犯灯の設置を支援しております。

令和5年度の実績としましては、37基分の設置に対して補助金を交付しています。

今後も行政区と連携して、地域全体の安全・安心を確保する取組を推進してまいります。

○6番（田中美君君） さっき奨学金の現状についてもう一度ちょっと質問します。もともと国や行政が若者を助ける制度だと思いますが、就職難、物価高騰など様々な要素で返済がきつい、負担となり、大学、大学院卒業と同時に多額の借金を背負って生きることさえ精一杯。結婚、子どもを産むなんて、日本全体の社会問題となっています。将来を見据えて、このライフプランに合う地域の制度としてここで提案します。地域の未来を担う若者、卒業後宇城市に5年住むことを条件に付けて、まず入学支度金、高等学校や高等専門学校などは20万円、大学などの40万円を免除してはどうでしょうか。自治体にとっては人材の定着につながり、若者にとって地元に住みやすい、前向きに結婚、子育てをして豊かな暮らしができる。これは私がさっき奨学金についての提案です。どうですか。

最後に、少子高齢化と人口減少により、外国人材の参入は国の成長戦略の柱の1つに位置付けられており、お互いに積極的にコミュニケーションを図り、地域に愛着を持ち、それを実現していく次世代人材を育てます。これからの人材が宇城市、熊本から日本、世界の架け橋になるよう祈ります。私の質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 5 分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番、嘉古田茂己君の発言を許します。

○7 番（嘉古田茂己君） こんにちは。議席番号 7 番、会派新志会、嘉古田です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告いたしておりました質問に入らせていただきます。その前に 2 月 2 5 日にお亡くなりになられました故入江学議員の御冥福をお祈りいたします。私は今年 1 月 1 日付けで新志会に入りまして、2 か月足らずでのお別れになりましたが、去年の研修会には、会派は違いましたが御一緒させていただき、いろいろなお話をさせていただきました。今も心の中に残っております。今も私の机の前には入江議員の一般質問の原稿があります。何か一般質問の順番を待っていらっしゃるのではないかと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。大きくは 3 点、1 番西港について、2 番県営大口ほ場整備について、3 番防犯対策について。1、西港について、（1）西港浮棧橋について。どのような目的で浮棧橋は建設されたのか。また使用件数はどれくらいあるのかをお尋ねします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 西港浮棧橋は、熊本県により総工費約 1 億 2, 0 0 0 万円をかけ、三角西港における新たなにぎわいを創出することを目的に建設され、平成 2 6 年 6 月 1 日に供用開始されました。

本市においても、県の浮棧橋建設に合わせて三角西港浮棧橋待合所を建設し、浮棧橋は観光振興を図るための観光施設の 1 つとして位置付けをしているところでございます。

浮棧橋の概要は、浮体が長さ 2 3 メートル、幅 7 メートル、高さ 2. 4 メートル、連絡橋については、長さ 2 7. 7 6 メートル、幅 2 メートルです。

浮棧橋に係留できる船舶は長さ 2 3 メートル以内で、基本的には 2 隻までとしています。

使用料につきましては、熊本県港湾管理条例に基づき普通船舶の場合、総トン数 × 5. 1 7 円 × 使用日数となります。

浮棧橋の使用状況は、ほぼ小型のプレージャーボートの使用となっており、直近の 3 か年で令和 2 年度が 2 件、令和 3 年度が 7 件、令和 4 年度が 4 件、なお、令和 5 年度が 6 年 1 月末時点で 9 件となっております。

○7 番（嘉古田茂己君） 使用状況を見ますと、小型プレージャーボートのみで、令和 2 年度が 2 件、令和 3 年度が 7 件、令和 4 年度が 4 件、令和 5 年度が 9 件。コロナ

禍もあったかとは思われますが、余りにも少なすぎると思います。西港浮棧橋は、熊本県により総工費約1億2,000万円をかけ建設され、宇城市においては県の浮棧橋建設に合わせて三角西港浮棧橋待合所を建設されました。これだけの施設があるわけですから、利用者が増え、にぎわいができますよういろいろな対策を講じていただきたいと思います。

続いて2番目、棧橋の運用についてお尋ねします。今後、どのような活用をしていかれるのかお尋ねします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 西港浮棧橋は、平成31年4月から熊本県から権限移譲を受け熊本県港湾管理条例及び施行規則に基づき運営しております。

使用用途としては、三角西港の観光振興など地域の活性化が図れるとき、国又は地方公共団体が公用のために使用するとき、海難又は災害救助のために使用するときなどとしております。

以前、民間による遊覧船の運航がありましたが、採算性の問題から中止となったことや、浮棧橋の使用状況は、先ほどお答えしたとおり年間数件となっており、浮棧橋の活用については、何らかの対策が必要であると認識をしているところです。

現在、熊本県にて浮棧橋から西港観光施設へ誘導する通路の設置や、イベント時の駐車場不足の解消のため緑地整備が進められています。

また、令和6年度から5年間、指定管理者制度を活用し西港観光施設の管理・運営を宇城市観光物産協会が行うこととなっております。

浮棧橋の活用事例として、昨年、宇城市観光物産協会では、国の補助を受け、浮棧橋を発着として三角西港の石積みをカヤックに乗って海上から見学する体験ツアーを実施されました。

今年度から市では、一般利用者を増やすため、使用申請に係る手続きを簡素化し、気軽に利用できるようにしました。

今後は、熊本県の浮棧橋周辺の緑地整備と併せ、指定管理者と連携を密にし、民間のノウハウや西港周辺の海域を利用したイベントの開催などアイデアの提供を受け、三角西港への観光誘致につながる有効的な浮棧橋の活用方法について研究してまいります。

○7番（嘉古田茂己君） 令和6年度から宇城市観光物産協会が指定管理者として西港観光施設の管理・運営を行うとありました。行政との連携をされて、観光誘致をしていただき、にぎわいが取り戻せるように要望したいと思います。

再質問ですが、浮棧橋の使用に漁業関係者の船舶については、係留できないのかお尋ねします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 先ほど浮棧橋の使用用途についてはお答えしたとおり、

主な目的が三角西港の観光振興とありますので、漁業や釣り目的のみの船舶の係留については許可をしておりません。

○7番（嘉古田茂己君） 令和6年度から宇城市観光物産協会が指定管理者として西港観光施設の管理・運営を行うとありますので、どうかそこらあたり緩やかにされて、漁船でも係留できるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、県営大口ほ場整備について、ほ場整備に至った経緯をお尋ねします。県営大口西部地区ほ場整備事業を実施することになった経緯と事業の概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在、三角町大口地区の沿岸部で工事を実施していますのは、県による畑地帯総合整備事業で、八代海に面した平坦地13.8ヘクタールと隣接する樹園地7.7ヘクタールを合わせた21.5ヘクタールのほ場を改良するものであります。

本地区は、低湿地の水田地帯であります。ほ場への潮水の侵入を防ぐいわゆる潮遊池は長年の土砂堆積により機能が低下し、現状は潮水の流入により水稻栽培すらできない、葦が生えた荒地の状態でありました。

このような状況を改善したいとの住民の思いより、平成20年度末に大口区全戸の署名を添付された要望書が本市に提出されました。

内容は、潮遊池の機能再生とほ場及び排水機場の整備を行うことにより、湿田を乾田化し、果樹や野菜の栽培までが可能となるような畑地をつくり上げ、経営基盤を安定させて、将来を担う次世代の若者につなげたいという要望でありました。

本事業は、地元の熱意が形になったものであります。

要望から採択までには、ワークショップ等により住民の意向を聞き、地元の推進体制を整え、担い手への農地集積や栽培作物の選定などの営農計画を作成しました。加えて、相続未登記農地の解消及び地権者の合意形成など、県市及び地元が一体となり7年間を費やし、調査・協議を重ね、結果、全国でも余り例のない水田の樹園地化を目的とする事業として平成28年度に採択されています。

整備の概要ですが、冠水対策として、毎秒4.2立米の排水能力を有する排水機場の整備、土壌等の改善として、暗きょ排水と客土を含む標準区画を30アールとする区画整理13.8ヘクタール、その他柑橘品質確保の防風ネット設置、既存の樹園地の農道整備1,537メートルなどであります。

進捗状況は、採択された平成28年度から換地計画や実施設計に取り組み、排水機場においては平成30年度に工事に着手し、令和3年度の完成と同時に供用を開始しています。続いて平坦地の区画整理にも着手し、令和6年度中の完成を目指し進めています。その後、農道整備、揚水機、ファームポンド、防風ネットを整備し

まして、令和８年度に土地の所有権の変更いわゆる換地処分などの法手続きを経て、事業完了となる見込みです。

○７番（嘉古田茂己君） 我が国の農業、農村は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能とともに、国土の保全等の役割を果たしていると思います。しかしながら、我が国の農業、農村は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少、高齢化が深刻です。地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのかを、そのためには農業の生産基盤の強化が不可欠ではないかと思います。担い手の育成、農地の集積・集約化を進めることが大事と考えます。

（２）ほ場整備の目的は。ほ場整備を行うことにより、どのような農業が展開されるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 本地区のほ場整備は、排水機場の整備や暗きょ排水を導入することにより排水能力を向上させ、農地、農道、水路などの農業インフラを一体的に整備することにより、野菜や果樹が栽培可能な農地を造成して農地の汎用化を図ることです。

ただ、農地の汎用化は、本来の目的を達成する手段であり、本来の目的とは、認定農業者いわゆる担い手へ農地を集積させ、経営基盤を強化し、経営所得を向上させることにより、稼げる農業を実現することにあります。

そのため、当初から整備面積２１．５ヘクタールの８割以上を担い手に集積させるべく目標を定めて推進してまいりました。

本地区の集積率は現時点での試算ですが、目標を大きく超え、９割以上の数字が見込まれております。ほ場整備を通じた農地集積の優良事例として注目されている地区でもあります。

また、若年層の担い手も多く、当該事業に係る全２５戸の担い手のうち２０代が２人、３０代が２人、４０代が６人と、若い世代の経営者が存在するだけでなく、農業法人も２社設立されるなど活力のある農業集落が形成されております。

区画整理を行う約１４ヘクタールの農地では、柑橘類１２ヘクタール、イチゴと露地野菜が合わせて１．３ヘクタール栽培される計画であり、今月から柑橘類の植栽を予定しています。

柑橘類は、露地栽培や加温栽培だけでなく、防根シート等で根の生育範囲を制限させ、高品質果樹生産が可能となる根域制限栽培といった新たな栽培方法にも取り組まれます。

一方で、国の補助制度を積極的に利活用するため、事業区域の約２割の面積を所有する地区外在住の地権者を説得し、農地の賃貸借での合意を得ることにより、事業区域外を含む大口区全体に及ぶ約６４ヘクタールを農地バンクへ一括貸付させる

ことができました。

これにより営農活動において有効活用できる機構集積協力金を確保できたことは、有用な取組であり、本市における農産物生産地域においても参考になり得るものがあります。

本地区が果樹による稼げる農業を実現させるためにも、引き続き関係機関一体となって支援を行ってまいります。それ以上に、若手後継者の増加と定住により、過疎地域が抱える農業以外の集落課題の解決にも期待するところであります。

○7番（嘉古田茂己君） 県営大口ほ場整備事業は、認定農業者いわゆる担い手農地を集積させ、経営基盤を強化し、経営所得を向上させることにより、稼げる農業を実現するとあり、すばらしい事業だと思います。まさにこれからの農業のモデル地区ではないかと思います。一日も早い完成をお願いいたします。

再質問になりますけれども、県営大口西部地区ほ場整備事業のような事業の要望はほかにはないのでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 現在、本市において、里浦地区と戸馳地区の県営ほ場整備事業の推進を行っております。

両地区とも、大口西部地区と同様に耕作放棄地解消や経営基盤改善を目的とした地元からの要望によるものです。

里浦地区は、大口西部地区と同じ樹園地のほ場整備であり、事業面積約11ヘクタールのうち、雑木が生い茂り耕作放棄地化している7ヘクタールの現状を改善し、25人の担い手へ集積を進める計画です。令和6年度に事業採択を受ける予定であります。

また、戸馳地区は、以前の基盤整備から50年経過し、用排水路や道路などの農業施設の老朽化が進み、営農や維持管理に苦慮している現状を改善するため、事業面積約78ヘクタールの水田を整備します。そのうちの約23ヘクタールを水田から畑地へ転換し、キウイフルーツなどの高収益作物の作付けを行い、16人の担い手に集積する計画です。令和7年度の事業採択を目指しております。

2地区のほ場整備には、大口西部地区同様に、地域コミュニティが活性化し稼げる農業が実現できることを期待するものであります。

○7番（嘉古田茂己君） 里浦地区と戸馳地区の県営ほ場整備事業の推進が採択され、稼げる農業を早く実現していただきたいと思います。

質問事項3番、防犯対策について。（1）現在、本市で管理されている防犯カメラの設置数について。防犯対策の1つに防犯カメラの設置が考えられますが、現在何台ぐらいの防犯カメラが設置されているのかお伺いします。

○市民部長（黒崎達也君） 今回御質問をいただきましたので、改めて本年度に再調査

をしました結果を申し上げます。市が設置し、管理している防犯カメラは、宇城市本庁舎などの市の施設 25 施設に、合計 113 基ございます。

防犯カメラの映像につきましては、普段から確認することはございませんが、何らかの事件や警察からの情報提供依頼があった場合に、映像の確認やデータの提供を行っております。

防犯カメラにつきましては、その設置や運用を規定した法律はございませんが、県においては、熊本県防犯カメラに関する運用指針としてガイドラインが定められております。

また、本市においては、平成 21 年 7 月に宇城市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定め、市が設置し、または管理する施設及び工作物に限って設置、運用ができる旨規定しております。

先日、宇城市・宇城警察署連絡協議会がございましたので、生活安全課に確認しましたところ、警察が独自に設置している防犯カメラはないということでした。

しかしながら、近年におきましては、大型商業施設やコンビニエンスストア、金融機関などとともに、個人宅にも防犯カメラが設置されていることがあるため、非常事態には情報提供をいただいているということでした。

以上が、現在の宇城市の状況でございます。

○7 番（嘉古田茂己君） 犯罪は毎日のように多発しています。市民が安心して生活できますように防犯カメラの設置を増やしていただきたいと思います。

次に、2 番、増設の計画について。今後、公共施設等において防犯カメラの増設はあるのかをお尋ねします。

○市民部長（黒崎達也君） 具体的な防犯カメラの増設計画は策定はいたしておりません。しかしながら、新規の施設はもちろんですが、既存の施設におきましても、防犯カメラの設置が必要とされる場所については、各部署で検討を行っております。

地域の安全確保と犯罪抑止の観点から、適切な場所に防犯カメラを設置することで、市民の安全を守る取組を推進してまいります。

ただし、個人情報保護に関する法律を遵守することは非常に重要でございまして、市民のプライバシーを尊重しつつ、適切な情報管理を行ってまいります。

○7 番（嘉古田茂己君） 地域住民の安心・安全な生活を守るため、そして犯罪抑止の点から、防犯カメラを増設していただきますよう要望いたします。

そこで再質問になりますけれども、増設の計画について、学校への防犯カメラを増設していただきたいと考えておりますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか、見解をお聞きます

○教育長（平岡和徳君） 近年、学校内での事件・事故、犯罪行為が全国的にも多く見られる中で、児童生徒の安全・安心な学習環境の場を確保するにあたり、防犯カメラの設置は大変有効な取組の1つと考えております。

教育委員会としましては、各学校ごとの施設状況や設置の必要性等を調査研究してまいりたいと考えております。

○7番（嘉古田茂己君） 児童生徒の命を守るためにも、是非とも防犯カメラの増設を要望いたします。よろしくお願いします。

再々質問になりますけれども、学校への防犯カメラを増設していただきたいと考えますが、高額の予算を伴うと思いますので、宇城市全体の問題として考えていただけないでしょうか。市長の見解をよろしくお願いします。

○市長（守田憲史君） 宇城市の子どもたち及び保護者の方々の安心・安全を確保するとともに、育てるまちづくりの実現に向け、全力を尽くしてまいります。

○7番（嘉古田茂己君） ありがとうございます。よろしくお願いします。学校はもちろん市の施設への増設も重ねて要望いたします。よろしくお願いいたします。

最後に、今年退職される方々におかれましては、長い間宇城市発展のため御尽力賜り、ありがとうございます。退職されても今後の宇城市発展のため、御指導くださいますようお願いいたします。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、嘉古田茂己君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時50分

第 7 号

3月7日 (木)

令和6年第1回宇城市議会定例会（第7号）

令和6年3月7日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問
日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勲 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	

4 欠席議員（1人）

22 番 石 川 洋 一 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	教 育 長 平 岡 和 徳 君
総 務 部 長 天 川 竜 治 君	市長政策部長 元 田 智 士 君
市 民 部 長 黒 崎 達 也 君	福 祉 部 長 岩 井 智 君
保健衛生部長 井 住 寿 宏 君	経 済 部 長 浦 田 敬 介 君

土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君	市 長 政 策 部 次 長	坂 本 優 子 君
市 民 部 次 長	岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君	不 知 火 支 所 長	木 下 秀 典 君
小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君	豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君
上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、議長から報告事項を申し上げます。

議員番号 8 番、原田祐作君の本日の一般質問につきましては繰上げをし、午後 1 時からといたします。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（溝見友一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、3 番、村上真由子君の発言を許します。

○3 番（村上真由子君） 皆さん、おはようございます。議席番号 3 番、会派清明会、村上真由子です。質問に先立ちまして、先月 25 日に逝去された入江議員に、深く哀悼の意を表します。新人議員の私にも分け隔てなく接してくださり、また、以前所属しておりました議会運営委員会の視察でも、いろいろと教えてくださいました。これからもたくさんのことを学ばせていただこうとしておりましたのに、ただただ、悲しい気持ちでいっぱいです。心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、ただいま議長のお許しを得まして、通告に従い、今回は市営団地・市営住宅について、子育て政策について、ごみの収集についての 3 点をお尋ねさせていただきます。

早速ではありますが、大きい質問の 1 番、市営団地についてお尋ねさせていただきます。各自治体には市営住宅があります。もちろんこの宇城市にもあります。そこで、まず小さい質問の 1 番ですが、今の宇城市内には大体どれくらいの戸数の市営住宅がありますでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 市営住宅は、市が建設、買取り又は借上げを行い、住宅確保に困窮する低所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設となっております。

本市の市営住宅の現状として、令和 6 年 2 月末時点で管理しておりますのが、公営住宅法に基づき建設した住宅が 51 団地 1,273 戸、豊野町にあります市小集落改良住宅が 1 団地 10 戸、市再建住宅などの単独住宅が 6 団地 55 戸あります。合計しますと、58 団地 1,342 戸となります。

その内訳を申し上げますと、三角町が 4 団地 52 戸、不知火町が 15 団地 267 戸、松橋町が 13 団地 604 戸、小川町が 15 団地 283 戸、豊野町が 11 団地 136 戸となります。

現在の空室の状況は、入居中が約 930 戸で、空き室が 10 戸、残りの 402 戸

は市長寿命化計画に基づき、今後解体等を予定している空き家及び今後改修予定で空き家にしているもの、いわゆる政策空き家の数となります。

なお、令和6年度当初予算において、本市の市営住宅としての適性管理戸数について、民間住宅のストックを含めた調査・分析を行い、新たな市営住宅長寿命化計画を作成し、適正戸数を今後建て替え等含め維持管理する予定としております。

○3番（村上真由子君） 宇城市の市営住宅管理条例がありますけれど、再質問になるのですが、宇城市営住宅管理条例の定義として、公営住宅が市営住宅のうちの法の規定による国の補助に係るものということでしたが、すみません、この国の補助に係った公営住宅というのは、その市営住宅のうちでどれくらいあるのでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 先ほど申しましたとおり、公営住宅法で造ったやつとその他の市小集落改良住宅が法に基づき造った住宅ですので、1,283戸が法に基づき造ったやつです。残りが単独で、国の補助を得ず造ったものです。

○3番（村上真由子君） そして先ほど戸数を言われて1,342戸あるうちの入居されているのが930戸、402戸が政策空き家、そして入居されていない10戸。再質問ですけど、これは全く今誰も入られていない、普段は貸すけど入っていらっしやらないという10戸でよろしかったでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 年に2回ほど募集をしますので、そのために準備中の住宅みたいなものです。

○3番（村上真由子君） 分かりました。政策空き家に関しては、後ほど小さい質問の5番で詳しくお尋ねをさせていただきます。宇城市の市営住宅の戸数と各町の内訳も本当にありがとうございます。

では、続きまして小さい質問の2番に移らせていただきますが、市営住宅に入居する際の申込み条件といいますか、入居の条件、これについてお尋ねします。宇城市の市営住宅に入居する条件というのはどのようなものがありますでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 市営住宅の入居者の資格については、国より示された公営住宅管理標準条例案に基づき、市の条例及び規則により定めております。本市で定めた宇城市営住宅管理条例及び施行規則で、入居条件は以下のように4点規定しております。

簡略して説明しますと、まず1つ目、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」、2番目が「その者の収入が一定程度を超えないこと」、月額にして15万円ほどなんですが。3番目が「現に住宅に困窮していることが明らかなものであること」、4番目が「地方税等を滞納していないものであること」の4項目全てを具備する者であって、さらに「その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族がいずれも暴力団員でないものでなければならない」としております。

また、そのうち老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者については、条例第6号の2項で、第1号から第10号までの10項目の別要件を設けております。一例を挙げますと、単身者は60歳以上であるとか、身体障害1級から4級に該当するとか、そういうものに1つでも該当すれば入居の資格はあります。また、入居資格についても、特例及び制限についても規定しております。

○3番（村上真由子君） 今、入居条件、条例の第6条第1項に書かれているところではあるのですが、単身の特例もあるということなのですが、今後は高齢者にかかわらず、国全体で単身者が増えていくかと思われます。いずれは単身者も利用できるように、柔軟な対応が求められるのではないかと思います。是非とも、単身者特例の年齢制限に関しては御一考いただきたいと思います。

また、もともとこの市営住宅の定義自体が、「低所得者に賃貸し」とありますので、もちろんその入居条件の1つですね、収入が一定の程度を超えないとありました。先ほど、この15万円が一定程度になるという答弁だったかと思うのですが、こちらの15万円というのは、一人当たりの収入ですよ。例えば御夫婦で住まれているとなると、それはまた30万円になるのか、例えば2人だとちょっとまた収入の計算が変わってくるのか、再質問ですがよろしくお願いします。

○土木部長（平木恵一君） 当初申込みを受ける時点では、4段階に分かれております。その最大といいますか、上限が世帯で15万円ほどということになります。世帯の全員の収入を合わせて本人の扶養控除とかを引きまして、残りが15万8,000円以下であることという形になります。

○3番（村上真由子君） 世帯で15万8,000円ということは、例えば入居をされたときに基準内ではあったけれど、住んでいるうちに例えばお子さんが大きくなられて働くようになられたり、また奥さんがちょっとパートに出られるようになったりとかで、世帯収入がこの基準を超えてしまった場合、この増加してしまった場合はどのような感じになるのでしょうか。再質問でお願いします。

○土木部長（平木恵一君） 入居後3年間は猶予期間がありますが、収入超過者となり住宅明渡しの努力義務が発生することもあります。また、それ以上のさらに高額所得者であれば、明渡しの要求を行います。

○3番（村上真由子君） では、収入が増えてしまうと、家を明け渡さなければいけないということですね。分かりました。ただ先日、ある方から宇城市の住宅に入っていたところ、家賃が月25万円を超えていたというお声を聞きまして、月25万円の家賃ともなりますと、熊本市内のいいマンションとかでも大体月25万円とかになってくると思うのですが、以前ちょっと調べたところ、大体3LDKで熊本市の桜町のところにある大きいマンションでさえ、25万円ぐらいだったんですね。こ

ちらに入られていた方は、結局市外に出られるようになってしまったのですが、今、人口減少を少しでも食い止めなければいけないときに、なぜこのような金額になったのかなという詳細をすごくお尋ねしたいところなのですが、再質問の回数制限に達してしまっておりますので、後日改めて関係部署にお尋ねに伺いたいと思います。その際は是非よろしくお願いいたします。

続きまして、小さい質問の3番、保証人についてお尋ねいたします。宇城市の市営住宅に入る際なのですが、保証人というのは必要になりますでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 入居の際の保証人についてお答えいたします。

宇城市営住宅管理条例第11条、入居の手続きにおいて、入居決定者と同程度若しくは同程度以上の収入を有し、かつ地方税等を滞納していない者で、市長が適当と認められる2人の保証人が必要となります。

また、連帯保証人は、入居者と連帯し、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を保証しなければならないとしております。保証人の規定で、連帯保証人の負担は、規則で定める極度額を限度とするとし、規則で保証人の負担限度額は50万円と定めております。

平成28年の熊本地震の際は、応急仮設住宅を建設し被災者の方を受け入れましたが、応急仮設住宅は、市営住宅ではありませんので、保証人等の条件はありませんでした。

しかし、震災後に市営住宅となる災害復興住宅等への住み替え入居の際は、市の条例・規則に基づいて、保証人等の要件が必要となりました。

そこで、応急仮設住宅にお住まいで、再建に時間を要し、保証人の条件を具備していない方のため、応急仮設住宅をそのまま利用・転用した市再建住宅を整備し、令和元年度に新たな市再建住宅条例及び施行規則を制定し、現在も3か所43戸を管理中でございます。

また、平成28年熊本地震を契機に、保証人について県内自治体で論議をされております。国においても令和5年4月1日に、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査の結果が示されました。調査結果を申し上げますと、保証人を求めないのは県内では県を含めても4自治体のみでございます。いまだに9割以上の県内自治体では保証人を求めています。また、保証人を求める自治体のうち、保証人免除の規定があるのが本市を含め29自治体で、残りの自治体では免除規定そのものもないのが現状となります。

保証人を求める規定を削除できない背景は、一般的に家賃等の滞納の問題もありますが、それ以上、近年、家族、親族のつながりが希薄となり、不測の事態の連絡先として利用する意味合いがあります。

今後は、住宅セーフティネットである市営住宅の在り方として、保証人含め各要件緩和についても、近隣自治体と連携し調査研究してまいりたいと思います。

○3番（村上真由子君） 大変詳しくお答えいただきありがとうございました。保証人ですね、宇城市では2人が必要とのことでしたが、途中、保証人を免除する場合がありますというお答えがあったのですが、これはどういった場合に免除をされますでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 一番近々では、災害の被災者を免除しました。あとDV等で所在を明らかにできないような場合の方についても免除する規定があります。

○3番（村上真由子君） 分かりました。先ほど昨年の4月に国による調査結果が示されたとありましたが、国交省は実はその前の令和2年2月にも、県と政令都市の住宅主務部長宛てに、公営住宅に入居する際の保証人の取扱いについての書面が出されております。近年、この保証人を見つけるのは大変困難になっておりまして、先ほど限度額50万円が保証人の負担とありましたが、民法も保証人の保護のための規定がつくられて、こうやって限度額を必ず明示しなければならないという民法に変わっているんですね。ですが、そうやって新たに法改正されて、保証人の保護が増えたとしても、やはり保証人の負う責任というのはありますし、なかなかその保証人になってもらえない、保証人は頼まれたらなりたくないというところはあると思います。令和4年総務省が、中部地区限定なのですけど、こちらで保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する調査というのが行われております。あくまで日本の限定された中部地区、東海4県での調査結果ではあるのですが、その中に「保証人が見つからなかったので入居を辞退した」という項目がありまして、やはり保証人規定が残るこの事業主体では、約3割近い方が保証人が見つからないという理由で入居を辞退されております。そこで、関連質問にはなりますが、先日もちょっと保証人が見つからないため、この宇城市でも入居したいけれど入居のをためらっているという方がいるという声も聞いたのですが、市はそのような声を把握されておりますでしょうか。答えられる範囲で結構です。

○土木部長（平木恵一君） 実際に、募集する時点において保証人2人が必要ということ明記しておりますので、その時点で応募そのものを諦める方の実数は全然把握できてはいませんが、2、3年に1件程度は、保証人ができないということで辞退される方がいることは事実です。

○3番（村上真由子君） 保証人が見つからない場合、地域によっては保証代行サービスとかいろいろなものがあるみたいなんですけど、こちら先日の一般質問でもありましたけれど、やはりちょっとトラブルも多いと伺っております。先ほどの御答弁にもありましたけれど、市営住宅というのは、まさにこの市営住宅こそが住宅の

セーフティネットなんですね。近隣自治体と連携しておっしゃいましたが、実はもうその近隣自治体であるいつも比較される宇土市なのですが、こちらは保証人が1人です。また、私が調べた限りなのでちょっと狭い範囲ではあるのですが、先ほど4自治体が保証人を求めないとありましたけれど、県営住宅、あと嘉島町、益城町はもう保証人を廃止しておりますし、荒尾市、玉名市、人吉市、菊陽町も宇土市と同じ1人となっております。もちろんこの宇城市と同じく2人というところの自治体もありますが、是非ともしっかり調査研究を重ねていただきまして、要件緩和の方に進んでいただきたいと強く望みます。

続きまして、小さい質問4に移りますが、住宅の債権放棄についてお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 先ほど申し上げましたとおり、入居の際に保証人を条件にしておりますので、基本的には入居者とともに2人の連帯保証人で、入居中、退去時を含めた使用料等の債権については、連帯して支払い等の対応をいただいております。

しかし、年に数件ではありますが債権放棄のため、市議会に対し議決をいただいております。債権放棄の最近の現状としては、令和3年度、令和4年度に1件ずつ行っております。

内容は、令和3年度は、本人が破産の申立てにより債務が免責されましたので債権放棄しました。令和4年度は、入居者死亡で保証人も死亡され、相続人全員が相続放棄をされましたので債権放棄しました。

今後も、市営住宅使用料等については債権放棄等にならないよう、こまめに入居者及び連帯保証人と連携を図りながら、仮に支払いが滞った場合には、保証人や庁内関係各機関と協力し、速やかに徴収できる体制を整えてまいりたいと思います。

○3番（村上真由子君） 令和3年度、令和4年度どちらも1件で、破産と相続放棄とありましたけれど、先ほど述べました総務省の中部管区行政評価局の東海4県のこの調査によっても、保証人規定を削除している14事業主体のうちに、6事業主体においては規定を削除した後に入居された方も、その前に入られていた方も、家賃収納率は比較しても特に低下したというのは見られていないんですね。先ほどの令和4年度の債権放棄は、入居されていた方も保証人の方も亡くなられたということでありましたし、他県の調査結果ではあるのですが、家賃収納率がそんなに変わらないのであれば、先ほどの答弁で保証人規定の削除ができない理由が滞納問題もあるということでしたけれど、宇城市も保証人の減少または廃止の方向では是非御検討いただきたいと強く思います。あと不納欠損に関しては、やはり市の財政的にもちょっと影響がありますので、どうかこちらはこちらでしっかりと努めていただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、小さい質問の5番、政策空き家でございますが、市内の各市営団地を回っていますと、やはり空室が多く見られまして、その玄関の扉に政策空き家という紙が貼られておりまして、入居ができないということが書いてあるのですが、先ほども少し政策空き家についての答弁がありましたけれど、今の政策空き家の現状をお答えいただきたいと思います。

○土木部長（平木恵一君） 政策空き家とは、市営住宅長寿命化計画に基づき、用途廃止の判定となった空き住戸と、また建て替え予定の住戸で、一旦退去後、空き家として新規募集を行っていない住戸も政策空き家と定義付けております。

先ほども答弁しましたとおり、市営住宅の管理戸数は58団地1,342戸で、そのうち政策空き家は402戸となります。

直近では、令和2年に計画見直しを行いました。さらに、令和6年度には改めて見直しを行う予定としております。

そこで、新たな計画では段階的な見直しではなく、3つの点に着目し見直しを行います。1、新たな公営住宅等のストック状況調査。本市の概況及び住宅事情を調査し、必要な公営住宅戸数の算出を行います。2、点検や計画修繕・改善、さらに建て替えの実施方針。優先基準・順位などの算出を行います。3、建て替え事業の基本計画案を作成します。団地単位で間取り、専用床面積、構造、階数、建て替え総戸数などの概要書などの3項目を追加した調査内容を盛り込んだ計画を策定する予定です。

新たな計画では、今後の市営住宅の管理戸数や建て替え計画等の詳細な調査と分析を行いまして、将来を見据えた具体的な実行計画にしていくとともに、この計画に基づき、必要に応じ政策空き家を設けていく予定としております。

○3番（村上真由子君） 今後の新たな計画ですね、こちらも教えていただきありがとうございます。現状はもちろんなのですが、今後の市の状況で必要な戸数も増減するでしょうし、また家族の在り方だったり、住み方とかそういうのも変わってくるかと思うので、また住宅の間取りとかもいろいろ時代によって変わってくるのではないかと思います。是非ともしっかりと調査と分析を行っていただきまして、市民の皆さんのニーズにマッチした市営住宅の整備をよろしくお願いいたします。

それでは、大きい質問の2番、子育て政策についての質問に移りたいと思います。本市では、昨年からは県内14市に先駆けまして給食費の無料化が始まっております。その開始に伴って、保護者の方や地域の方からはどのような反響がありましたでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 子育て世代に対する支援事業としまして、昨年8月30日より開始しました市内小中学生に対する学校給食費の無料化については、注目度が

非常に高く、子育て世代の多くの皆様から好評をいただいております。

本年の広報うき、ウキカラ1月号においても、2023年に市内で起こった出来事に関する市民のイチオシのランキングでも1位となっており、保護者や地域等の反響は相当大きなものであると認識しています。また、1月の全国学校給食週間の一環として、給食ができるまでの工程について学んだ小中学生が書いた感想文の中では、「給食の無料化の中で、栄養たくさんの給食を食べられることに本当に感謝している」といった感想が寄せられるなど、児童生徒たちの中においても、本事業が食に対する学びを深めるきっかけにつながっていることを実感しているところです。

また、県内の他自治体からも複数の問合せがなされており、本市内のみならず広域的な関心の高さを感じています。

本市としましては、学校給食費無料化事業を含む子育て施策全体の相乗効果により、未来の宇城市を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、宇城市への移住・定住への起爆剤となることを期待しております。

○3番（村上真由子君） 今、お答えのあったとおり、私の周りでも反応は上々です。

また、イチオシランキングでも1位、そして児童生徒たちの食育にもなる、そしてさらに他自治体からも関心を持たれる、大変喜ばしいことです。確かにまだこちらは昨年8月にスタートしたばかりということですので、さすがに学年途中でこっちが給食費無料だからといって、引っ越して転入されるということはそう多くはないと思うのですが、また入学のタイミングとかでは増えてくるかもしれません。是非ともこのいい流れをもって、また今後の移住・定住に期待して、そして今後もしっかりと継続的に検証いただきますようによろしく願いいたします。

では、続きまして小さい質問の2番、小中学校のトイレへの生理用品設置についてお尋ねいたします。これまでも何度もお尋ねさせていただいております、このトイレ設置に関してなのですけど、たぶん、もう市もそろそろ必要性を感じていらっしゃるのではないかなと思っているところでございます。まずこちらについてなのですが、今の宇城市にある児童生徒が使う屋内のトイレに限って、トイレの個数をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 各小中学校において、女子児童生徒が利用できるトイレ施設の箇所数についてお答えします。

まず、小学校全体の状況としては、校舎内に女子トイレが62か所、誰もが使えるバリアフリースペースが13か所あり、体育館には女子トイレが8か所、バリアフリースペースが1か所あります。合計84か所のトイレ施設となっております。

次に、中学校全体の状況としては、校舎内に女子トイレが31か所、バリアフリ

ートイレが5か所あり、体育館には女子トイレが5か所、バリアフリースイレが5か所あります。合計で46か所のトイレ施設が設置されている状況であります。

○3番（村上真由子君） では、今の小学校と中学校を合わせると、トイレ130か所。実際に、例えばこの生理用品を置いてみて使用してもらって、アンケート調査するのも可能な数だと思います。以前の質問でもお伝えしたかと思うのですが、一昨年の令和4年9月、私も所属しております熊本女性議員の会が、県の白石教育長に要望書を提出したところ、すぐに県立学校のトイレには設置がされました。先日ちょっと熊本の生理用品の学校トイレ設置で調べておりましたところ、こちらは2件の高校がヒットしまして、私立のところでは真和高校、これは生徒たちの声で置くことになったと言われております。そしてもう1校が県立大津高校なのですが、こちらは令和4年2月、もう私たちが要望書を提出する前の2月に学校のホームページで校内の取組として、トイレに設置した生理用品の写真とともに書かれておまして、これはこのように書かれておまして、「本校では第2棟、第3棟の各階及び体育館の女子トイレ、計7か所に生理用品を設置している。保健委員の女子生徒が掃除時間に各トイレを回って補充する」。そして最後の一文ですね。「誰もが安心して学校生活を送るための一助となることを願っています」と書かれております。素晴らしいことだと思います。そして、全国的にも理解が進んでおりますこの学校のトイレへの生理用品の設置なのですが、こちらは再質問になりますが、これまでも調査研究を行っていくという御答弁をいただいておりますけれども、どうでしょうか、今現在どこまで進みましたでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 生理用品のトイレへの設置については、保健室に用意しておき、必要とする児童生徒に対し、養護教諭などから手渡す方法で現在も対応している状況です。

児童生徒が、自分のことを自分の言葉で伝えることは、教育的視点で大切な自立への一歩と考えます。養護教諭や担任の先生たちとのコミュニケーションを大切にしながら、教育活動に取り組んでいるところです。

他の自治体の状況については、全ての小中学校で設置している自治体や学校長判断により学校ごとに設置と未設置が混在するケース、中学校のみ設置するケース、試行で設置した後に設置をしないと判断した自治体やまだ検討中という自治体など、対応は様々であります。

本市においては、今後、学校側の意見を改めて確認し、意向を整理しながら、継続的に研究・検討してまいります。

○3番（村上真由子君） たしか前回の答弁もやはり保健室に取りに行く、先生たちとのコミュニケーションを大切にということだったのですが、おっしゃりたいことは

重々、本当に十分分かっているところではございます。ただ、その生徒がみんながみんな、そういったコミュニケーションを取れる生徒ばかりではないということも御理解いただきたいところではあります。みんながみんな同じ性格で、自分の言葉をちゃんと自分で伝えられるような生徒ばかりではないですね。なので、うちの子はこうだった、でもよその子はこうではないかもしれない、同じとは限らないですね。今回、議長のお許しを得まして、複数の書類をちょっと机上に配布させていただいております。まず、こちらカラーのものなのですが、生理の貧困にかかる地方公共団体の取組（第4回）の調査になりますけれど、内閣府男女共同参画局が出しているものですね。こちらをちょっとご覧いただきたいと思います。大きい文字のところだけ抜粋させていただきますけれども、お時間のあるときにでも是非お目通しいただきたいと思います、一番最初のページ真ん中辺りの太字になるのですが、前回の調査と比べ、配布場所として学校等の個室トイレに設置している地方公共団体がさらに増えたとあります。ページめくっていただいて、次のページは今度は字が小さいところなのですが、上の枠外のところですね、無償提供が居住地域で行われているのが分からないという人が多かったということで、周知もしっかりしてくださいねという内容なのですが、そのうちで、知っていても利用しなかった人たちにその理由を尋ねたところ、「申し出るのが恥ずかしかった」、「人の目が気になる」、「対面での受取が必要だった」とあります。大人の方でさえこうやって思われるので、やはり子どもたち、特に初潮の始まったばかりの児童だと、周りでやはりまだ生理になっていない子たちがいる中で、なかなか取りに行くというのは厳しいところであるんじゃないかと思われま。是非とも配慮をいただけたらと思います。その下のページですけれど、これも右側のお写真のところ、東京都葛飾区だったり、埼玉県川口市だだりの写真があるのですが、やはり非対面で受取ができるということで、トイレに設置をされるところが増えてきております。最後のページになるのですが、ここは3番目のところをご覧いただけると嬉しいのですが、窓口等における対面よりも個室トイレに設置をする方が効果的であると分かったので、個室トイレでの設置を増やしたとあります。できれば、本当に必要な人のところにちゃんと行き届く、そういうふうになっていただきたいので、是非ともちょっと考えていただけたらと思います。この生理の貧困のところ、一番最初のページに戻らせていただくと、予算措置が最も多くて、次いで防災備蓄が多いとありますが、宇城市の場合、前回の質問では防災備蓄をされているということだったので、熊本市が1回この予算措置を取って、トイレへの設置を予算化したことがありますが、そのときが大体65万円だったかと記憶しております。宇城でもできないのではないかなというところがありますので、もちろん教育部から答

弁があったように、学校の先生たちのコミュニケーションもとても大事だと思うのですが、ただ、今多様性が叫ばれるこの中で言い出せない子どもたちから、言えないからあげられないよとか目を背けるのではなくて、ちゃんとそういった子どもにも必要なものがちゃんと届くようにしてあげるのが、大人の役目ではないでしょうか。前の質問のときに、生理用品の代わりにトイレットペーパーなどを代用してというお話をさせていただきましたが、これも机上配布の横書きで書いてあったのが皆さんのところにもう1枚あると思うのですが、これは厚労省のホームページからの抜粋ではあるのですが、東京大学の産婦人科学の大須賀穰先生という先生がいらっしゃるしまして、この先生のコメントも一緒に机上配布をさせていただいております。これは、書いてありますとおり、不衛生な生理の対応は、中略して腹膜炎や不妊症という重大な健康障害の原因ともなりますとあります。もし、トイレに生理用品が設置されていたら、いろいろな事情で同じ生理用品を長時間付けっぱなしにしなければならない子も、随時付け替えることができます。継続的に研究・検討とありますが、誰のために研究をするのか、誰のために検討をするのか、いま一度考えていただきたいと思います。そして、教育長、昨日の御答弁で現場に足を運ぶ、また宇城の子どもたちの教育に頑張るとの御答弁大変嬉しかったです。是非とも宇城の子どもたちのことを、宇城の教育長として一番に考えていただきたいと思っております。

今回の生理用品に関する最後の質問といたしまして、是非とも教育長にお尋ねしたいと思います。答えられる範囲で結構です。最初の教育部長の御答弁で、宇城市の小中学校の屋内に130か所の女子トイレがあると御答弁いただいておりますが、この数は実際に置いてみて、調査ができる数だと私は思っております。是非とも一度生理用品を設置していただいて、そこに模造紙とかシールとか置いて、例えば使った人、役に立った人、そうでなかった人という感じでシールを貼ってもらうなりして、子どもたちのアンケートが取れるような、そんな現場の調査ができるのではないかと思いますので、一日も早くその実態がつかめるのではないかと思います。教育長はいかががお考えになりますでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） 冒頭に先ほどもおっしゃられたように、こういった子どもたちの困り感をなくしていくという作業は、丁寧にやっていきたいというふうに思いますが、議員が令和4年6月第2回定例会で言われたものに対して、我々も学校の実態を把握するために、養護教諭を中心にアンケートを取っております。その内容を改めて根拠として申し上げますと、週に3人から4人の学校もあれば、月に2人から3人程度のところもある。あるいは、月に1人利用するかしないかといった学校もあるというふうな答弁をしております。そういったことが、つまりまずは教育

の入口として生きていくというそこから逆算する中で、例えば初潮が始まって一番困るのは下着が汚れたりするわけですね、そこで本当にその準備があれば、その子がトイレで解決できる問題なのか。やはり養護教諭がいて、担当がいて、そして家であればやはり保護者がいてという大人が近くにいないければ、今言われたようなことは改善されない。つまり、学校の教育的配慮の中の重要な部分というものを、教育委員会としては今確認しながらやっているところです。困り感につながるものは解決したい、しかしながら教育についての必要性、これは学校教育と家庭教育と地域教育とありますけれども、そういった多方面からの今の多様性であったり、複雑化に対応するための努力をしているというところです。ですから、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、様々な意見を改めて確認しながら、調整そして研究・検討していきたいというのが現在の私の意見でもございます。

○3番（村上真由子君）　そうですね、今ちょうど初潮の話が出たのですが、実際生理は1回だけではないんです、ずっと毎月来るんです。なので、例えば初潮のときは確かに生理用品の付け方とか分からなかったら、やはり大人に聞かなければ、実際経験した人とかに聞かなければ分からないかもしれません。ただ、2回目、3回目となってくると子どもたちも覚えます。そのときに例えば子どもたちが基礎体温を付けてそろそろ排卵日かな、そろそろあるかなというのは、なかなかする子は少ないと思います。なので、急になったとき、あっ、なりそうだなとなったときにあ、その安心感はたぶん計り知れないものだと思います。それに移動教室のときに行ったり、また、わざわざ取りに行って、みんなに生理用品の入ったポーチを見られるのも恥ずかしいとかいろいろあるかもしれません。先ほども申し上げました保健室に行ってから、また、ああ、あの人もらい行っているというのものもあるかもしれません。できれば、先ほどちょっと大津高校の一文も申し上げましたけれど、児童生徒が安心して暮らせる、学校生活を送れるような、これはやはり我々大人の役目でございますので、是非とも先ほどまたしっかりと教育委員会とかお話をさせていただいて、協議・議論してそして前向きに設置の方向で進めていただければと思います。ありがとうございます。

では、小さい質問の3番に移ります。今回ちょっと似たような陳情が出ていたようなのですが、実は小さいお子さんのいるママさんたちからよく聞く内容でしたので、今回質問させていただきました。本市の高校生までの医療費の完全無料化についてお尋ねいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君）　本市におきましては、宇城市発足当初から、対象とする年齢は現在と違いますが、子どもが医療機関等を受診した際の医療費の助成を行ってまいりました。

当時は、対象年齢を就学前までとしておりましたが、徐々に年齢を引き上げ、今年度から18歳までと対象年齢を拡大し、子育て世帯の支援を強化しております。

ただし、小学生以上につきましては完全無償化ではなく、窓口で一部負担を求めています。県内において、完全無償化ではなく一部負担を求めているのは、本市と熊本市だけとなりましたが、子ども医療費の助成には、年間約1億6,000万円程度の費用が必要となります。このうち県の補助金は約3,000万円で、1億3,000万円は市の一般財源となります。

これに加え、仮に本市において自己負担を廃止し、完全無償化とした場合においては、少なくとも5,000万円程度の費用負担増となると試算しておりますので、合計で1億8,000万円が一般財源からの持ち出しとなります。

以上のことから、完全無償化の実施にあたっては慎重な判断が必要となりますので、今後は国や県の動向を見ながら、考察していきたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 現在で1億3,000万円一般財源から出ていまして、それにプラス5,000万円で1億8,000万円。何とかこう捻出できないものでしょうか。実は、いつも比較される近隣都市の宇土市でございますが、こちら一部負担があっていたのですが、今年1月から宇土市さんでも中学校卒業まで、15歳到達後の年度末までというこの対象年齢を18歳到達後の年度末までにしておりまして、こちらは一足先に完全無料となったようです。あと、先ほどの答弁でもあったのですが、熊本の各自治体の中で一部負担を残しているのが熊本市とそしてこの本市だけになってしまいました。そしてここでまた、先ほど机上配布させていただいております書面、18歳まで拡大というこちらの書面をご覧いただきたいと思います。熊本市の子ども医療費助成のチラシなのですが、上が今までで下の方が新制度、去年の12月のものになりますが、なんとお薬代がタダですね。そして入院費はこれも無料になっております。ただ宇城市は、お薬は有料だったかと思うのですがあっていますかね。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市の制度は医療機関ごととなりますので、病院、薬局、それぞれになります。

○3番（村上真由子君） 医療費の完全無料が難しいようでしたら、まずはせめてこのお薬無料まで頑張っていたきたいところでございます。何かこうしていくと、たぶんいつの間にか熊本市が完全無料化して、宇城市が最後まで残っていましたよとなると、ちょっとどうかなというのがありますし、またせっかく給食費無料化でいい流れになってきております。宇城で子育てがしたいと言って入って来られた人が、あら、お隣は医療費無料だわとか、そういう声が聞こえてくるのはちょっといかがかなと思いますし、また、先ほどちょっとママさんたちの声ということもあったの

ですが、ちなみに、お金が掛かるからといって受診を控えられるようなお声も時々聞こえてくるんですね。子どもというのはちゃんと治療すれば我々大人よりも治りは早いので、受診控えでけがの治りが遅くて後遺症になったりとかすると、将来の未来の宇城市の損失にもなります。御答弁で、国と県の動向を見ながらとありましたけれど、正直異次元の少子化対策とか子育て支援と言われるんだったら、是非とも国と県に頑張っていただきたいなと思っているところなのですが、各自治体も頑張っていかなければいけないところかなと思います。また、再質問にはなりますが、先ほども述べましたけれど、宇城市では給食費の完全無料化で、ほかの自治体からもすごく関心を持たれているということでありました。今、宇城市が子育ての政策、どのようなことをほかに行っているのかとか、また市外に対して独自の政策をどのように今アピールしていて、今後どのようにされていくのかをお尋ねしたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君） 本市では、平成30年度からUK INI SUMをキャッチフレーズに、子育て世代の移住・定住施策に取り組んでまいりました。令和元年度の保育園の副食費無償化に始まり、令和4年度は子ども絵本の家を隣接した不知火美術館・図書館の充実、今年度は、市では県内初となる小中学校給食費完全無料化やこどもセンターの設置など、子育てしやすい、魅力あるまちづくりを着実に進めてまいりました。さらに、令和6年度当初予算に今回計上しておりますが、市外から転入する子育て世帯への住宅取得補助を新設し、移住・定住の促進を図りたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 不知火美術館のこども絵本のいえとか、やはり日曜日とか土曜日とかに行きますと、お子さん連れの御家族がかなり多く、キャッキャッキャ楽しく走って回っているのを私も目にしております。是非とも、今せっかく子育てするなら宇城というこのスピード感を何とか減速させないように、県内のよその自治体に置いていかれないよう考察のみならず、次の段階まで是非とも進んでいただきたいと思います。是非とも前向きに進めていただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きい質問3番の市内のごみの問題をお尋ねさせていただく予定ではございましたが、こちら結構真剣にお尋ねさせていただきたい部分でございますので、議長、誠に申し訳ありませんが、こちらの大きい質問の3番は、また次回に回させていただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。すみません、関係部署の皆様にも大変申し訳ありませんが、次回にこちらのごみの収集の問題については回させていただきたいと思いますので、どうかその際はよろしくお願いいたします。

ちょっとお時間が差し迫ってまいりましたが、今回、市営住宅そして子育て政策と少ないですが２点についてお尋ねさせていただきました。是非とも前向きに、そして是非とも宇城市の子どもたちのために、宇城市の市民の皆さんのためによりしくお願いしたいと思います。

最後になりましたが、今月で御退職される方々、大変お疲れ様でございました。長きにわたり、この宇城市の発展に御尽力いただき誠にありがとうございました。これからの皆様の次の人生ステージが更なる飛躍の場となりますように、今後のますますの御健勝そして御多幸をお祈り申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。これにて、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時５７分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番、吉良邦夫君の発言を許します。

○５番（吉良邦夫君） 皆さん、こんにちは。議席番号５番、会派暁の吉良邦夫でございます。初めに２月２５日に急逝されました入江学議員の御冥福をお祈りいたします。議員として２年間、総務文教常任委員会や視察など御一緒させていただき、様々な御指導をいただき誠にありがとうございました。今後は御指導いただいたことを活かし、毎日を一生懸命に生き、宇城市の発展に寄与してまいりますので、空高く天よりお守りいただきたいと思います。入江学議員、本当にありがとうございました。

それでは、溝見議長に発言の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。通告では、大きい項目を７つ挙げていましたが、２番の行政区統合の状況については、前日までの一般質問でお二人の方が質問されておりましたので、取下げさせていただきます。よって、３番から番号を繰り上げさせていただき、質問をさせていただきます。

さて、元日より自然災害が発生し、多くの方々が被害に遭われております。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。そんな中ではありますが、３月４日株価が初の４０，０００円を超え、史上最高値を付け、７月には新紙幣発行やいろんな種類のペイなどが発行されております。そんな中、キャッシュレス化が進む中においてキオスク端末の導入などが行われてまいりました。そこで、本庁及び

各支所の利用について、（１）のキオスク端末及び窓口交付による利用状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（黒崎達也君） 本日は議長のお許しを得まして、議員の皆様の机上に吉良議員の質問関係資料を配布させていただいておりますのでご覧ください。

まず、キオスク端末の各種証明の交付件数についてお答えいたします。資料１、Ａ３縦版になります。

キオスク端末は本庁に２台、各支所に１台ずつ、令和５年１月に設置いたしております。証明の種類は、左に記載しております戸籍証明・戸籍の附票・住民票・住民票記載事項証明・印鑑証明・所得課税証明の６種類ですが、戸籍証明につきましては現戸籍のみで除籍証明は発行できません。

それぞれの交付件数は、下段の計の欄をご覧いただきたいのですが、キオスク端末利用の合計としましては、緑色の欄をお願いいたします。令和４年度におきましては、令和５年１月から３月までですが７，９６５件、今年度が１２月までに１０，７３８件となっております。

手数料は、戸籍証明が３００円、それ以外は１５０円で窓口での証明よりもそれぞれ１５０円安くなっております。

続きまして、黄色部分のコンビニでの交付状況ですが、平成２９年から開始をいたしまして、現在は全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップで取り扱っております。利用状況は、平成２９年当初は３７４件でしたが年々増加しまして、今年度は１２月までに１０，７９８件と既に１０，０００件を超えております。市民の利便性の向上に寄与しているものと思われま。

手数料はキオスク端末と同じで、窓口交付よりもお得になっておりますので、マイナンバーカードをお持ちの市民の皆様は、是非コンビニを御利用いただきたいというふうに考えております。

最後に、青色部分の窓口での交付状況ですが、令和３年度は８６，２５５件、令和４年度は７７，１６７件、令和５年度は１２月現在ですけれども５１，８７０件と、コンビニ交付やキオスク端末の利用増加に伴い、年々減少しております。ただし、戸籍関係証明の窓口交付件数だけは大幅な減少は見られません。これは相続登記が令和６年４月から義務化されることに伴いまして、登記申請の手続きに必要なためと考えております。

以上、証明交付件数等につきまして説明したところですが、戸籍法の改正により、令和６年３月から宇城市に本籍がない人でも本市の窓口で戸籍・除籍謄本が取得できるようになりました。これは戸籍謄本等の広域交付という制度でございまして、本籍地でなくても、全国のどこの市区町村窓口であっても、戸籍謄本が取得できる

ようになったものでございます。

○5番（吉良邦夫君） 確かにキオスクやコンビニ利用が増えていることは導入して良かったと思われます。まだまだ便利性或メリットをお伝えいただき、更なる活用促進をお願いいたします。また、3月5日の園田議員の一般質問でも出ましたし、先ほどの説明でもありましたように、相続登記の義務化がなされるということですので、市民の方々への周知をお願いしまして、（2）番のセルフレジによる支払手数料の内容についてお願いいたします。

○市民部長（黒崎達也君） セルフレジ機には、現金支払いとキャッシュレス支払いの2つの機能がございしますが、キャッシュレス決済の利用状況につきましてお答えいたします。資料2のキャッシュレス決済利用状況をご覧ください。

セルフレジ機は令和4年12月に本庁2台、各支所に1台ずつ設置し、令和5年2月にキャッシュレスの支払い機能が開始されました。今年度の各支所及び本庁の利用状況はご覧のとおりですが、12月までの合計数は2,473件になります。

また、お客様が窓口へ支払う各種証明書料は、例えば住民票は300円、戸籍謄本は450円、除籍謄本は750円になります。

これをクレジットカード系、流通系電子マネー、交通系電子マネー、QRコード決済等で支払うことをキャッシュレス決済といますが、市がキャッシュレス決済代行業者へ支払う手数料は、カード等の種類により多少異なりますが証明書料の3.25%または3.75%がほとんどになります。例えば、住民票300円の場合ですと3.25%の9.75円ということになります。

市民の方が住民票等の証明書料を今年度12月までにキャッシュレスで支払った額は919,050円です。これに係る市が決済代行者へ支払った手数料は30,354円で、2,473件分を平均しますと1件当たり3.30%の12.27円になります。

○5番（吉良邦夫君） キャッシュレス決済とセルフレジによって現金の扱い等々がかなり簡素化されたかと思います。ですが反面、手数料が代行業者へ若干掛かるということが分かってまいりました。ですが、これからの時代のことを考えますと、キャッシュレス化がどんどん進むかと思いますので、これまで以上に情報を張り巡らせていただいて、スピーディーに対応の方をお願いいたします。また、分かりやすい資料の提供をありがとうございました。

続きまして、本市のため池ハザードマップについて、本市の対応についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 今から5年半ほど前になりますが、平成30年7月、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した集中豪雨は、農地やため池等の農業水利施

設に甚大な被害をもたらしました。

また一方で、世代交代により農業を取り巻く権利関係が複雑化し、そのことにより利用者を主体とする管理組織が弱体化するなど、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にあります。

このことから、農業用ため池を適正に管理及び保全し、農業用水の供給機能の確保と決壊による被害を防止することを目的に関係法令が整備され、令和元年7月から施行されています。

具体的には、農業用ため池の所有者による届出制度と適正管理義務の明文化、決壊を防止するために施行する防災工事の定義、住民に対する周知措置などが規定されています。

特に、住民に対する周知措置は、決壊した場合の影響度が大きい農業用ため池から優先してワークショップを開催していくとし、加えて、緊急時の避難場所を示したハザードマップの作成・公表を努めるよう求められています。

本市の状況であります。令和2年度から3年間かけて、75か所のため池のハザードマップを作成いたしました。下流域の行政区へは紙媒体で配布し、市ホームページに登載しています地図情報システムでも閲覧可能です。

その後、浸水想定区域内の人家の有無を現地調査し、2か所を追加するなどの補正をしています。

現在では、77か所を防災重点農業用ため池として指定し、追加した2か所のハザードマップは次年度完成予定であります。

○5番（吉良邦夫君） 確かに農業者の世代交代や減少などによって、管理組織が弱体化し、維持管理が行われていない状況も分かりましたし、今の対応状況も分かりました。また、追加された2か所のハザードマップの完成と周知をもう1回よろしく願いいたします。

続きまして、（2）番の御領6区のため池について説明の方をよろしく願いいたします。ちょっと画面が小さいので見づらいのですが、赤丸をしたところにため池があるもので、そちらについて伺いをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 御領6区に隣接します御手水の3か所のため池は、所在地が宇土市松山町になります。

管轄します宇土市に問い合わせしましたところ、浸水想定区域の御領4区、5区、6区、柏原区及び松橋校区の一部の住民を対象とした説明会を令和3年2月に宇土市役所において開催したということでした。

ため池ハザードマップは管轄外であるため、紙媒体での配布はされていないようですが、本市同様ホームページでの閲覧は可能です。

また、ハザードマップの考え方は、浸水想定区域や避難所など住民視点ではありますが、あくまでも起点はため池でありますので、市外に所在するため池の情報は、本市のハザードマップには記載されないということになります。

御質問の3か所のため池は、所在地が宇土市ではありますが、浸水想定区域が、宇土市、宇城市となりますので、本市の住民に対する周知などは、今後も連携を取りながら進めてまいります。

○5番（吉良邦夫君） 所管が宇土市ということで、なかなか難しい問題かとは思いますが、この真ん中のため池の下に、御領6区で今新しく住宅地が建設されております。また、その先には5区の災害の際の避難場所が設けてありますので、宇土市と今後とも連携を取りながら改善できるところは改善をお願いし、災害はいつ起こるか分かりませんのでスピーディーに対応をお願いいたします。

では続きまして、松橋駅周辺の開発・整備について、（1）の駅西周辺及び農地についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず、市道松橋駅西線道路整備事業は、松橋駅西口へのアクセス改善を目的に、平成30年から工事に着手し、現在、全長947.3メートルのうち558メートルの整備が完了し、整備率は58.9%となっております。

今後、財源となる国からの交付金の配分額に応じて整備を進めつつ、一部に未取得の用地があることから、引き続き、用地の確保にも努めていきたいと思っております。

次に、松橋駅西周辺の開発につきましては、現在、宇城市松橋駅西周辺地区まちづくり基本構想策定等支援業務委託により、開発の可能性や課題を整理しているところです。

途中経過といたしましては、駅西周辺地区における公共施設などの集積やJRを活用した熊本市へのアクセスの良さを評価する一方、人口減少への対応やTSMC周辺を中心とした大規模住宅開発との競合が課題となっていることが報告されております。

現在、民間事業者へのヒアリングを行いつつ、報告書をまとめている段階ですので、結果がまとまり次第、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○5番（吉良邦夫君） 整備率が58.9%、また未取得用地があることが分かりました。今後とも地権者の方々と話し合いをし、取得の推進をお願いいたします。今後、早く報告書をまとめていただくようにもお願いします。なぜならば、松橋駅は本市の中心的な駅ですので、利用者が安心して利用でき便利になるよう開発をお願いいたします。

そこで、再質問をさせていただきます。駅西線の周りの農地、農振除外についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 農用地区域に指定された農地については、保全することが原則となっています。ただ、経済事情の変動、その他情勢の推移により必要性が生じた場合は変更、除外をすることができます。

通常、民間事業者の申出により農用地区域を除外するにあたっては、具体化している開発計画が農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法の要件を満たしているか整理を行う必要があります。その要件とは、農地の集団化に影響しない農用地区域の端部であるか、事業規模が必要最低限の面積であるか、農業振興地域内の農用地区域以外の土地と比較して、その上で農用地でなければならないのかなどが挙げられます。

要件を全て満たしている案件については、農業委員会や土地改良区など農業関係団体から意見を聴取し、その後県の同意を得ることにより、農用地区域からの除外が行われます。

また、市道を新設する場合ですが、農振法では道路法に基づく道路は農用地区域に含まれない施設であると規定されていますので、除外の手続きは必要ありませんが、あくまでも用地を取得した部分に限られていますので、新設により分断された残地は除外の対象ではありません。

○5番（吉良邦夫君） 今回の市道を新設する場合は、農振法により道路法による道路は農用地区域に含まれない施設であると規定されていることと、分断された農地は除外の対象ではないということが分かりました。農振を除外するということは、いろいろな段階を踏まなければならないということをここで確認することができました。また、条件の良い土地であっても後継者がいないところが多くなっていますが、今後とも農地の保全の方をよろしくお願いします。それと、農業発展のために策をいろいろ練っていただきたいと思います。

続きまして、（2）番の駐輪場についてお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 松橋駅の利用者もコロナが第5類に移行前後からは、次第に従前の利用者数に戻りつつあります。最近の乗降者数の統計では、一日に3,000人を超える利用者があるようです。主要設備の交流センター、駅前ロータリー、有料駐車場などと併せて、東西の駐輪場を松橋駅周辺開発の一環として整備しております。

松橋駅の駐輪場は、屋根付きが東口に200台、西口に210台あります。また、屋根はありませんが東口北側に168台分整備し、合計578台分のスペースが確保してあります。

昨今は、自転車による通勤・通学の方が増え、屋根付き駐輪場が特に混雑し、放置自転車も散見され、ＪＲへの苦情も多い状態となっております。

そこで令和５年度からは、対策としてＪＲ松橋駅との協議を踏まえた上で、松橋駅自由通路等の清掃業務を委託しております宇城市シルバー人材センターに、清掃に併せて週１回程度、一番混雑する朝の時間帯に駐輪場の整理や誘導を委託しております。

次に、放置自転車については、宇城市自転車放置防止条例で整理区域を設けており、放置対策を実施しております。具体的に申しますと、都市整備課に常駐しております作業員２人で、放置自転車について宇城市自転車放置防止条例施行規則に基づき、注意札による移動の警告を行い、一定期間後に保管場所に移動するなど対応しております。

今後も公共の場所の良好な環境を確保するため、様々な必要な対策を講じます。特に放置自転車等の対応については、関係機関と協力して適切に実施してまいります。

○５番（吉良邦夫君） シルバー人材センターによる整理や誘導、放置自転車の一定期間移動などの対応については分かりました。ですが、なかなか減らないような気がします。今後とも関係機関と協力し合い、より良い駐輪場にしていきたいと思います。これはちょっと個人的なのですが、東口北側１６８台が置けるところにも屋根をお願いいたします。なぜならば、高校生が帰る時間帯とか違う子がおります。その子たちがこういった混雑しているところに置くと、なかなか自分が出すときに自転車を倒したりだとか、いろんな問題等々があるみたいなので、そこを避けて、あえてもう雨が降っても濡れるような屋根がない場所に置く光景を私も目の前にしまして、すごく切ない思いをしましたもので、いろいろ予算立て、ＪＲ等々の関係機関との話し合いも必要かと思いますが、今後の子どもたちの安全のためと思えば、ここにできれば屋根を設置の方をお願いいたします。

続きまして、本市のスクールバスの運行についてお尋ねをいたします。（１）の本市全体のスクールバスの利用状況についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、スクールバスは、三角地区の小中学校、不知火地区の小中学校そして豊野小学校で、合計１２台の車両で運行しています。

導入の経緯については、主に、学校統合や路線バスの減便等により、遠距離通学となる児童生徒の通学手段の確保を目的に導入されてきたところです。

スクールバスの運行については、登校時間に合わせて路線ごとに１便、学校からの下校は各学校の日課や地域の実情に応じて複数便を運行しています。また、登下

校のほかに、授業や学校行事等にも登下校に影響のない範囲で、可能な限り活用している状況です。

路線ごとのバス車両の配備については、子どもたちの安全面を最優先するために、車両の乗車定員ではなく、補助席を利用しない固定席での乗車可能人数を基本にそれぞれ配備しています。

スクールバスの利用状況は、路線ごとに違いはありますが、乗車対象の児童生徒の約7割が利用している状況です。

利用者数については、年度ごとの対象児童生徒数の増減に加え、天候や家庭の事情等によりバスを利用せず、保護者等の送迎を希望される場合もありますので、路線や年度ごとに増減する傾向にあります。

○5番（吉良邦夫君） 宇城市全体で12台の車両で運行していること、路線や年度ごとに増減をされていることがよく分かりました。なかなか全体的に考えると大分苦慮されて設計の方をされているとは思いますが、子どものためですので、ますます力を発揮していただきたいと思います。

それでは、（2）の不知火地区の現状についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不知火地区の現状については、中学校で29人乗りマイクロバス1台、小学校で45人乗り中型バスと29人乗りマイクロバスを各1台運行しています。

スクールバスの運行については、登校時間に合わせて路線ごとに1便、下校は日課等に応じて複数便を運行しています。

現在の利用状況について、中学校のマイクロバスは、固定席22席に対し16人が利用しており、小学校については、大見・永尾方面のマイクロバスが固定席22席に対し9人の利用、松合方面の中型バスが固定席37席に対し18人が利用している状況です。

小学校の車両においては、子どもたちがバスにネーミングを付け、くまモンのラッピングが施されており、これまで多くの児童に愛着をもって利用されてきたところです。

なお、現在、中学校で運行している車両については22年経過し、21万キロ以上を走行しているため、令和6年度にマイクロバス1台の更新を予定しております。子どもたちの安全・安心な登下校に向け、スクールバスの運行、車両の維持管理を適切に行ってまいります。

○5番（吉良邦夫君） 不知火地区での利用状況もよく分かりました。今後とも子どもは地域の宝ですので、安心・安全に通学できるようお願いいたします。子どもたちも増えたり減ったり、増減するとは思いますが、子どもたちの安全のためにもう一

度よろしく願いいたします。

続きまして、不知火美術館・図書館の周辺整備について、（１）の駐車場についてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 不知火美術館及び図書館の令和４年度の年間延べ来館者数は、美術館が３１，１１１人、図書館が４８１，１３０人であり、直営時に比べて美術館が１．８倍、図書館が１．２倍の実績を残すことができました。

現在、不知火美術館及び図書館では、数多くの事業をＣＣＣの主催で実施されており、昨年３月に開催した、はたらくのりもの展覧会では、消防車やパトカー、自衛隊などの車両を展示し、過去最高となる約４，０００人が来場しました。

このような大規模イベントで駐車場の不足が見込まれる場合は、あらかじめ隣接の不知火支所、不知火防災拠点センター等の駐車場を借用し、臨時駐車場とするなどの対応を行っております。

また、周辺道路からの出入口付近には、交通誘導の職員を配置するなど、道路及び施設周辺の交通安全対策を講じています。

本年３月末には、はたらくのりもの展覧会を開催予定ですが、交通量が増加することも想定されます。大規模イベント開催の際には、これまで同様、駐車場不足の緩和及び施設周辺の交通安全対策に向けた取組を継続いたします。

また一方で、不知火美術館・図書館の正面駐車場は、来館者の増加により舗装ブロックの一部にずれが発生し、駐車場利用者の歩行に支障を来している箇所も出ています。

今後も来館者が安全・安心に施設利用を行うことができるよう、ＣＣＣと連携しながら安全対策を検討してまいります。

○５番（吉良邦夫君） 来館者の数や３月のイベント情報、またイベントの際に交通誘導の職員の配置、臨時駐車場の手配など準備されていることも分かりました。ですが、やはり全体として駐車場の不足は、イベント開催時に関しては駐車場自体の少なさを感じているところです。ですが、今県内でもすごい施設のところですので、今後ともＣＣＣと連携をしながら運営をしていただきたいと思います。特に玄関口の芝生のところは、かなり破損が目立っているところもございますので、そのところは、ＣＣＣの関係者の方も心配をされている箇所でもありますので、そのところの改善をよろしく願いいたします。

では、質問事項の最後になりますが、昨日も田中議員も質問されましたが、不知火温泉センターの今後の方針についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 昨日、田中議員の御質問に答弁いたしました内容の繰り返しとなりますが、あらかじめ御容赦願います。

道の駅不知火に併設しています不知火温泉ふるさと交流センターは、物産館、レストラン及び温泉館により構成されていますが、温泉館は設備の故障とコロナ禍が重なり、令和２年度初めから休館しています。

平成２９年当時、交流センターは建設から２１年経過しており、特に温泉館は、至る箇所で経年劣化による修繕を頻繁に行い、その都度休館していたことから、コストが割高になる部分改修ではなく、先を見据えた大規模改修での基本設計を行いました。結果は、温泉水の除鉄マンガン装置、硬水軟化装置などの水処理設備、配管、ボイラーなどの給湯設備、エアコンなどの空調設備、有圧換気扇などの換気設備、その他衛生器具設備、電気設備に至るまで、劣化と腐食により建物外観からは想像できないほど傷みが激しかったことから、総工事費の試算は６億１，４００万円にも達し、中でも温泉館が４億７，８００万円を占めるものでありました。

その後、一旦は必要最低限の改修へと方針を転換しようとはしましたが、コロナ禍により温泉館とレストランが休業せざるを得なくなったこともあり、先の見通しが立たない中で、一時的にしのぐような修繕は控えるべきとの考えに至っております。

いずれにしても、建設から２７年が過ぎ、老朽化している温泉館を維持し続けるには相当な費用を要するものと考えますので、存続を含めた改修の判断には大変苦慮しているところであります。

一方で、民間事業者の自由な発想と経営能力を最大限活用することを目的とし、温泉館の譲渡も模索してまいりました。

令和３年度には、市内で事業を営む海外在住の経営者から温泉館の譲受の意向が伝えられましたが、具体的な提案を申し出られるまでには至りませんでした。令和４年度にも、新潟県で貸ビル業を営む経営者と地元法人２社が新規に会社を立ち上げ活用したいとの申出があり期待いたしました。出資の大半を受け持つ新潟県の経営者が、地元での事業に専念するとの理由で取り下げられました。その後も検討したいという民間事業者は数社ありましたが、具体的なプランをお聞きするまでには至っておりません。

繰り返しになりますが、温泉館の再開は相当な改修費用が見込まれる上に、どの事業者が経営したとしても、利用者には相応の負担をおかけすることは否めないと感じております。

今後は、譲渡を前提とした民間事業者への周知と解体した場合の整備方針案を、並行して進めていかなければならないと考えております。

○５番（吉良邦夫君） 今の現状を踏まえすと、いろいろなところでコスト高になって経営するにあたっては難しい事態となっております。ですが、閉館してからもす

ごく時間が経っておりますので、市長や執行部の皆さんも諦めず、情報の発信を行い、良い活用方法を見つけていただきたいと思います。こちらをお願いするだけでは申し訳ございませんので、私も諦めず温泉センター復興に対する話し合う場所、協議会をつくり、皆さんと知恵を出し合い、良い方向へ動き出したらと思っておりますので、また何かございましたら協力の方をお願いいたします。

本年度で退職される皆さん、退職おめでとうございます。これまでいろんなことがありましたが、今後はゆっくりされる方、続けられる方、それぞれだと思います。まずは体や心を癒され、次のステージに向かって楽しんでください。私たちも協力し、より良い宇城市にしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（溝見友一君） これで、吉良邦夫君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 5 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番、原田祐作君の発言を許します。

○8 番（原田祐作君） 皆様、こんにちは。議席番号 8 番、会派宇城市民の会、原田祐作です。まず質問に先立ちまして、2 月 2 5 日に急逝されました故入江学議員の安らかなる御永眠を心からお祈り申し上げます。また、このたびの御逝去に触れられた御遺族の皆様の悲しみは、いかばかりかとお察しをいたします。心からお悔やみを申し上げます。私は、直接お話をする機会はそんなに多くはございませんでした。ですが、様々な場面でさりげなくかけてくださるその言葉、またその雰囲気には、何事にも自然体で臨むんだよと、そのようなことを教えてくださった、そんな気がしております。まだまだ道半ばであったぞとこのような声が聞こえてくるような気がします。その意志をしっかりと引き継ぎまして、今まで以上に議員として精一杯その務めを果たしてまいりたいと、このように強く決意を新たにしております。また、昨年 5 月、以前は三角西港を拠点として活動されておりました熊本日蘭協会の御尽力により、オランダ人画家ジョン・ニランド氏を招き、文化交流事業が行われました。その折には、現在は大使となられておりますが、当時テオ・ペータス全権公使も来熊され、県知事訪問、またここ宇城市にも守田市長を表敬訪問されました。そして、その後の半導体イノベーション使節団の熊本訪問へつなぐと、このように記憶をしております。今年も今月テオ・ペータス大使の代理として、

大阪より総領事を招き、知事への表敬訪問が予定をされております。農業、教育、産業、文化、あらゆる面において先進地であるオランダとの交流も、これまで以上に力を入れて進めてまいりたいとこのように考えております。

それでは、先般御通告申し上げておりましたとおり、大きくは3点について質問を進めてまいりたいとこのように思っております。1つ目は教育環境について、

(1) 番として教職員及び各種支援員の配置状況について。教職員の働き方改革が推進される中、教職員不足の話がよく聞かれるようになりました。県費の部分、市費の部分があるというふうに思いますが、現在の配置状況について伺いをいたします。

○教育長（平岡和徳君） それでは、私の方から教職員配置の状況につきましてお答えいたします。

まず、教職員定数は、学級担任等の基礎定数に少人数指導や専科指導、いじめ不登校等への対応等、加配定数で構成されています。また、加配定数については、熊本県が独自に行っている特別支援教育等の加配があります。

本年度の教職員配置については、学級担任等の教員において、現在、不知火中学校の国語の1人が未配置の状況です。

また、加配定数に関する教員配置については、小川中学校1人、不知火小学校1人、当尾小学校1人が未配置となっております。

このほかに、休職者や産前産後休暇・育児休暇等の取得者に対する代替臨時的任用職員、通称、臨採職員とありますが、これらが見つからず、配置されていない学校が小学校では2校で2人、中学校では3校で4人となっており、県からは、どの地域においても代替の臨採職員が見つかりにくい状況と聞いております。

未配置がある学校、代替職員が見つかっていない学校においては、校長先生をはじめ、それぞれの教員が協力し合いながら、学校現場の教育活動に取り組んでいるところです。

県から配置される教職員が未配置である小中学校からは、特に、早期の配置を要望されておりまして、また、産休等の代替職員が見つからない学校からも、速やかな配置の要望が出されています。

教育委員会としましては、各学校や県と協力しながら人材発掘の情報収集などに全力で努めているところです。

また、代替職員の職種が事務職員の場合は、教育委員会の市職員で事務処理を一部代行するなど、学校の現状や意向を確認しながら必要な対応を行っております。

そのほかに、文部科学省の事業で、教員業務支援員の配置が平成30年度から始まりました。教員の業務軽減が図られております。

教員業務支援員とは、教師の業務の円滑な実施に必要な支援を行う職員で、業務内容は、学習プリントの印刷、採点業務の補助、授業準備補助、休み時間の児童生徒の見守り等があります。

令和５年度は、小学校８校に８人、中学校２校に２人、豊野小中学校に１人、合計１１人が配置されております。

続いて、各種支援員の配置状況につきましては、教育部長から答弁いたします。

○教育部長（豊住 章君） 続きまして、各種支援員の配置についてお答えします。

本年度は、学習支援員を３１人、生活支援員を１９人、合計５０人を任用し各学校に配置をしています。

支援員の配置数については、支援を必要とする児童生徒が年々増加しているため、配置人数についても増加対応しているところです。

過去３年間の配置状況については、令和３年度が４５人で前年度比５人の増、令和４年度が４５人で前年度比は増減なし、令和５年度が５０人で前年度比５人の増としています。

また、令和６年度予算においては、さらに学習支援員３人、生活支援員２人、合計５人を増員し対応していく予定です。

学校からの意見や要望としては、支援が必要な児童生徒の増加に加え、働き方改革の取組の一環として、教職員の負担軽減につながるサポートを目的とした支援員の増員の要望も上がっているところです。

今後も引き続き、学校・教育環境の充実に向けて取り組んでまいります。

○８番（原田祐作君） 今御答弁いただきました。教育長からは主に教職員に関わる県費の部分についての御説明、また教育部長からは市費の部分についての御説明ということで理解をしました。市としては、現状その支援を必要とする子どもたちが多くなっているということで、そこについて手当を厚く段階的に増やしていったというふうに理解をしました。ただ、やはり県費の部分については足りないというような状況が、ここでしっかりと分かったような気がしています。私たち国民は、憲法によって教育を受けさせる義務というのを私たちは担っております。であるならば、逆に国は、その教育を受けさせる義務を果たせるような環境はきちんと整備をしてもらいたい。ここの部分に関しては、私たち地方議員ではいかんともしがたい部分もありますが、この現状をしっかりと把握して、しかるところにつなげていく、また声を上げていく、そのような必要性を強く感じました。

それでは、小さな２つ目の質問に移ります。中学校部活動指導員についてということですが、中学校部活動指導員という制度があります。小川中学校では、今２人を配置していただいております。教職員の負担軽減にもつながっているというよう

な声を先生方からも聞きます。しかしこれは、中学校部活動の地域移行の推進期間に限った予算措置が行われていることによって運用がされているということであり、時限的なものであるというような御説明を聞いております。この辺のところの制度について御説明をお願いします。

○教育部長（豊住 章君） 部活動指導員制度については、平成29年度に部活動における技術指導に加え、大会等への引率等を職務として学校教育法施行規則に新たに規定されました。

本制度に対する事業補助は、平成30年度から始まり、部活動指導員の配置にあたり、国及び県が報酬の3分の1ずつを補助する事業になります。当初、国は5年以内に学校から部活動を切り離し、地域移行を促していく観点から、同一校の同一部活動における指導員配置を最長5年間としていましたが、令和4年12月の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定により、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間においては、5年間を超えて配置することが可能となりました。

本市においては、補助事業を活用した部活動指導員の導入について、当初、各中学校に意向調査を行い、小川中学校からの要望を受け、令和2年度から会計年度任用職員を2人雇用し、小川中学校のサッカー部及び陸上部に各1人を試験的に配置してきたところです。

部活動指導員を配置する学校部活動では、専門的な指導に加え、部活動指導員が単独で指導・引率が可能なため、担当教諭の負担軽減にもつながっています。

現在、国は中学校部活動について、まずは、休日における地域移行を推進していくとしており、本市においても持続可能な生徒のスポーツ及び文化芸術活動の場の整備は喫緊の課題であり、今後の部活動の在り方について調査・検討を進めているところです。

現在行っているアンケート結果等を踏まえ、これから関係者等と協議を行い、今後の中学校部活動の方向性を定めながら部活動指導員の活用も含め、環境整備に取り組んでまいります。

○8番（原田祐作君） 今、制度についての概要を御説明いただきました。やはりこの制度を運用している小川中学校では、この制度についての会議が開かれます。その中でも先日学校の担当の先生からは、放課後の指導をお任せすることで、その分翌日の授業の準備ができるから助かっていますと。また、遠征とか試合でよその地域に行くときに、一度中学校まで来なくてもいいので、直接試合会場に行くことができるので、その分負担軽減があり非常に助かっていますというような声を聞きました。また、校長会等でもやはり、小川中学校はこういう制度が利用できるからいい

ねと、是非うちも利用したいというような校長先生も増えているというような話を聞きます。ただ残念なのは、これは地域移行を前提とした経過的なところでの予算措置、これがあって初めて運用ができているという現状であること。やはり先生方の負担軽減を目指すのであれば、是非ともこれは前提として、私は中学校部活動の地域移行というのは、小学校の部活動の地域移行以上に難しいと、ハードルが高いというふうに思っています。ですので、年度を区切らずに、やはりこういう制度をしばらく続けていけるような予算措置を是非とも国県にお願いをしたいですし、できることであるならば、市単費でもこのような予算が続いていくことを期待します。地域と学校をつなぐ活動ということで、地域学校協働活動推進員というのがありました。これも最初は時限的な予算ということだったのですが、継続的な予算に切り替わった経緯もありますので、おそらくこの部活動指導員についてもそのような経過になるのかなというふうに期待はしておりますが、ただ現時点においては、先生方の負担の軽減に非常に役に立っているということで、是非とも継続を期待するところではあります。

では続きまして、（３）番目の質問です。教育関連予算についてということなのですが、この宇城市におきましても教育費の予算が占める割合は、近年、大型の施設の建設費等の影響で、非常に大きな割合になっているというふうに理解をしております。これはこれで必要な部分なのですが、では、それ以外の部分ですね、施設以外の部分の予算についてはどのようになっているのか。現場の先生方の要望というのは、きちんと反映した形で予算措置がなされているのかという点について質問いたします。

○教育部長（豊住 章君） 教育環境の充実に向けた予算対応については、毎年度、当初予算編成の際に、学校運営に必要な予算や設備・備品等の現状、要望について、各小中学校の校長や事務職員に対しヒアリングを実施しています。

そのヒアリングの中では、当該年度の予算執行状況や次年度予算、中長期的な予算事業などについて、要望や困り事、他校の取組事例やアイデアなど、様々な意見を聞き取り、意見交換しながら、学校ごとに計画的かつ効果的な予算の計上・配分に努めています。

また、学校ごとの予算計上・配分とは別に、学校全体を対象とした教育委員会での予算についても、本市全体の様々な状況把握や学校間のバランスを精査し、内容を調整しながら予算を計上しているところです。

令和６年度予算においては、教育行政・学校運営に必要な予算計上はもとより、かねてより学校からのニーズが高い各種支援員の増員などの拡充を図り、また、備品購入予算については、机や椅子などの一般備品購入予算のほか、ＩＣＴ教育に必

要なディスプレイ型の電子黒板装置90台の購入予算や、不知火中学校と豊野小学校のスクールバス計2台の更新に必要な予算なども計上しています。

教育委員会としまして、各学校の意見や要望の把握に努めながら、限られた財源を最大限有効活用することを念頭に、引き続き、学校・教育環境の充実に向けて取り組んでまいります。

○8番（原田祐作君） 今御説明をいただきました。要望についてはちゃんと聞いて対応しているというふうに理解をしましたが、今学校の現場というのは、タブレットであるとか電子黒板とか、また施設も新しくなってツールは整いつつあると。ただ、致命的な点なのですけど、やはりそれを使う人がいないということが一番の大きな問題ではないのかなというふうに思っています。熊本県の職員採用試験の倍率もちょっと調べてみましたところ、平成31年度におよそ5倍あったものが、令和6年度は2.5倍ということで、5年で半減をしているという状況。非常に厳しいのではないかなというふうに思っています。ただ、その教職員のなり手不足という部分に関しては、なかなか地方自治体では限界があると、私たちが直接手を下すところではない。先ほどの答弁の中にありました各種支援員、それについて宇城市については学習支援員、これは他の自治体においてはなかなか予算措置できない支援員だというふうにお話を聞いております。そういったところにも手厚く、また人数を増やしてやっていただけるということで、ある意味こういった支援は宇城市としては十分やっていると、理解はあるというふうに今私は理解をしております。であるならば、やはり私たちは教育委員会に対して、学校の環境はどうだ、学力はどうだということを問うばかりではなくて、やはり県費の部分、国の部分、ここについてもっとしっかりとやはり発言、発信をしていかなければならないのかなということを1つ考えております。先ほど話をしましたけれども、部活動の指導員もある意味解決できるのではないかなと思うところもあります。1つは、学校の先生方の手足を縛っているものをまずほどいてあげる、給特法4%で働かせ放題、残業し放題、こんなのをやめて、また一部兼業を認めてきちんと対価、報酬を払って、先生方が学校でそのまま子どもたちを見守れると、このような環境をつくることも私は解決できる1つの手ではないかなというふうに思っています。ただ、これは私たちではできない。それをやれるのは国なんです。ですから、私たちはこのような地域の現状、義務教育で保障はされていますが、今教育の地域間格差が大きく生まれつつあるこの地域の声をやはりきちんとしかるべきを伝えていく、このような役目も担っていかなければならないと思います。1つ、本当に切実な状況ということをお伝えします。先日、小川中学校に授業参観に行きました。理科の授業を拝見したのですが、そのとき説明を受けたのが、今、あそこの教壇に立たれている先生は、宇土市

内の教頭先生が週に1回臨時で小川中に来ていますよと。また、1年生の教室に行くと、今数学を教えていますと、あの先生は本当は理科の先生なんですと、こんな状況なんです。こんな状況で到底学力の上昇なんて見込めないですね。やはりこういったところはきちんと手当をしていただいと、ここには言えないんですけども、できれば教育長、そういったのを上に伝えていただいと、少しでも良くなるように御尽力を今後もいただきたいというふうに思います。私は同意のとき、席は立ちませんでしたけども、そういった期待の大きさだというふうに受け止めていただけたらと思いますけども。もし何かあれば。

○教育長（平岡和徳君） 今、議員がおっしゃられた内容は、非常に私たちの現場にとって貴重な内容だというふうに思っております。まず教員不足は全国では今3,000人を超えております。そういった中で、教員不足が児童生徒に及ぼす影響というのは、まず1つは、今言われたように授業を専門以外の方がされたりする、その質の低下なんです。もう一つは、子どもと向き合う時間というものが減少してしまう、こういったことが大きな課題になると思いますし、では、我々が現場でできることは何かといいますと、やはり教育の質を落とさずに、そして増やすと減らないというものをしっかりと両輪としてやっていく、具体的には、例えば大学との連携であったり、もう一ついうと退職の先生方に対しての再任用であったり、臨時的任用の働き掛けを積極的にしていく。言われるように、現場に人を増やしていくというものを優先しながら、今の教育の質を落とさない。こういう両輪の下に、教育委員会としてしっかりと立ち向かっていかなければいけないなというふうに考えております。

○8番（原田祐作君） ありがとうございます。本当に期待をして切実な願いですので、よろしくお願いを希望してこの質問を終わりたいと思います。

では、2番目の質問に入っていきたいと思います。入札制度についてということまで話を進めていきたいと思います。まず、小さな（1）番目、入札の種別ですね、どのような入札の方法があって、具体的に言いますとJVを組むなど様々な条件が付されるというふうに思っていますけれども、その基準についての説明をお願いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 地方公共団体における契約締結の方法、手段といたしましては、地方自治法等関係法令に基づき、原則として誰もが入札に参加可能である一般競争入札、市から指名された業者のみ参加可能である指名競争入札、特定の業者等との随意契約の3種類が基本となります。

以上を踏まえ、本市の競争入札につきましては、一般競争入札、指名競争入札にて執行をしております。

一般競争入札につきましては、宇城市条件付一般競争入札事務手続処理要領の規定に基づき、設計金額5,000万円以上の建設工事を対象とし、地域経済の活性化や市内建設業の健全な発展を図るため、市内に本店を有するなどの地域的要件、経営状況・経営規模・技術力等を点数化した経営事項審査総合評点数、総合評定値というものになります。また公共工事の施工実績・配置技術者の工事経験などの技術条件等を付した条件付一般競争入札にて執行しております。

また、先ほどお話がありましたように、設計金額5億円以上の大規模建築物工事や技術的難度の高い2億円以上の土木工事等につきましては、市内業者の技術力向上や確実かつ円滑な施工等を目的に共同企業体方式（JV）を採用しています。

その他の入札につきましては、地方自治法第234条にて、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合は、原則として一般競争入札にて行うよう定められておりますが、地方自治法施行令第167条を適用し、不良不適格業者の参入を防止しにくいこと、入札参加者の質を確保することが困難であることなどを理由としまして、指名競争入札にて執行している状況でございます。

このほか、工事発注にあたり、競争参加者に技術提案等を求め、価格以外に競争参加者の能力等を審査・評価し、その結果を合わせて契約の相手方を決定する総合評価落札方式や、業務委託等においては、一定のテーマ（仕様）に基づく提案書を提出した業者のうち、最適な提案をした者と随意契約の方法により契約を締結するプロポーザル方式を活用し、取り組んでいるところでございます。

○8番（原田祐作君） 今、お答えの中にありましたJVを組む場合、5億円以上と様々ありましたけれども、目的としては地域経済の活性化また地域業者の育成というところも、これには狙いがあるということがありました。であるならば、今大型の建設工事がありますけれども、ほとんどJVでしかもその負担割合、親、子というふうな表現をすると、その親の方が大体市外の事業者が多いですね。5億円以上だから仕方がないと言われればそうかもしれませんが、ですが今、県とか他市を見ますと分離発注が非常に多くなっています。具体的に言いますと、建築工事一式と電気設備工事また機械設備工事また外構工事、これを別に発注する。このことによってトータルの金額が5億円よりもたぶん下がってくるんですよね。そうすると市内の建設業者が単独でやれるのではないかなと、このように考えます。このような法則も是非とも検討をしていただいて、なるべく市内の事業は市内で回すと、これは建設工事だけではありません。設計もコンサルもそのように是非とも努めていただきたいなというふうに思いますし、今後もこの点については、しっかりと監視を進めていきたいというふうに思います。

（2）番の質問に移ります。予定価格決定までの手続きについてということで質

聞したいと思います。お願いします。

○総務部長（天川竜治君） 予定価格は、競争入札を行う際にその落札金額を決定するための基準となるものであり、また、発注者である市が、不当に高い金額で契約することを防止するための上限拘束の手段として関係法令に基づき設定されるものです。

その設定方法については、宇城市契約事務取扱規則第9条の第2項により、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期日の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされております。

以上を踏まえ、予定価格については、基本的には次の2つの区分に基づき設定しております。

まず第1に、積算基準があるものについては、積算基準を基に適正に積算し、予定価格を設定しております。

第2に、積算基準がないものについては、設計図書・仕様書等を基に実勢価格等を把握するため複数の専門業者より参考見積書を徴取し、決定要領等に従い原則平均値を採用し、予定価格を定めております。

ただし、解体工事等建築関係工事については、原則として最安値の見積りを基に、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡、施工条件等を勘案して予定価格を設定しております。

なお、本市においては、工事及び工事関係業務委託の入札については、予定価格を事前公表とし、物品・役務等その他の入札については事後公表としております。

○8番（原田祐作君） 今、予定価格についての御説明をいただきました。それで1つ再質問をしたいと思いますけれども、予定価格、先ほど積算の場合と参考見積りでやる場合があるというふうに聞きました。建設工事に関しましては、積算の方法でやっていくと。大型の建設工事があったときに、最近よく増額の変更契約の議決が議会に上程をされます。物価高騰等々の影響があって増額するのは一定程度理解をするのですが、そもそも積算の基準が甘いのではないかというところもあります。なぜならば、1つ例を取って挙げますと、本庁の改修工事これについては、多くの作業が土日や夜間に行われたというふうに私は記憶をしております。ですが、見積り価格を設定する場合のその積算においては、おそらく平日の昼間の作業時間帯での積算が行われたのではないかというふうに思っています。このことが全てではありませんけれども、このことが一因となって多額の増額の変更設計がなされたのではないかなと記憶をしております。この辺は、今社会的にやはり複雑多様化していますので、平日の昼間に作業ができるということにかなり制限がかかっている工事

も多くあると思いますので、柔軟にこういう場合は夜間とか、時間外や休日ですから、労務についても割増賃金を算定しなければならないと、このような積算はできるのかできないのか、やっているのかやっていないのかというのを教えてください。

○総務部長（天川竜治君） 今、原田議員がおっしゃられたように、個々の内容について1個1個着実な積算というのはなかなか難しいと思います。ただし、今現在週休2日という制度が入ってきております。それについては十分対応しております。ただ、拾えなかった部分については、先ほども申されましたように、きちんと設計変更をし契約変更を行っております。

○8番（原田祐作君） 建設工事におきましてよく耳にするのが、減額の変更は結構簡単にできるんだけど、増額の変更はなかなかできないというような声も聞きます。ですので、やはり設計の時点からその辺をきちんと積算をしていただきたいなというところで質問をいたしました。

それでは、（3）番の質問に移っていきたいと思います。競争入札についてということで質問をします。御説明をよろしくお願いいたします。

○総務部長（天川竜治君） 本市の工事入札につきましては、市内に本店を有するという地域要件、経営事項審査総合評点数などの条件を付した条件付一般競争入札等を行っております。

○8番（原田祐作君） 分かりました。ちょっとここで1つ具体的なお話をしましょう。新聞等、報道等でも上りましたし、前回の議会ではやはり反対また棄権というような議決も割れました。小川中学校の解体工事について、ちょっと1つ具体的に話をしたいと思います。これについては、様々な疑義があるということで、ああいった状態になったと思うのですけれども、この解体工事の予定価格の設定については、適正であったという認識をお持ちなのかどうかお伺いします。

○総務部長（天川竜治君） 小川中学校旧校舎解体工事につきましては、先般実施されました市議会定例会にて議決をいただいているところですが、再度確認事項として説明をさせていただきます。

本工事の入札につきましては、市内に本店を有するという地域要件、経営事項審査総合評点などの条件を付した条件付一般競争入札にて実施をしました。

本案件に対しまして、該当する市内業者は20者ありましたので、競争性の担保は確保できていたと認識しております。

また、今お尋ねの本工事における予定価格の設定につきましては、解体設計図書等を基に、実勢価格等を把握するために工事入札指名等審査会の審議を経て、参考見積書を9者から徴取し、決定要領等に基づき見積りの最低価格を適正な価格と判断した上で、予定価格を設定しております。

入札結果につきましては、御承知のとおりでございますが、昨今の経済情勢や物価高騰等の影響による解体経費の高騰などの状況を踏まえ、実工事費・経費・利潤等含めて積算した結果が予定価格と同額での結果に至りました。

また、予定価格を事前に公表しております関係上、予定価格の制限内である予定価格との同額での入札も可能な状況でした。

地方自治法第234条第3項にて、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされております。

また、地方自治法施行令第167条の9にて、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないとされておりますので、関係法令に従い、落札者を決定した次第でございます。

議員御質問の予定価格が適正であったかという点につきましては、先ほど申しましたとおり、他の解体工事と同様の手順にて算定しており、かつ、入札結果についても、応札者全てが予定価格の制限内であったことから、適正な予定価格であったと判断しております。

○8番（原田祐作君） この件につきましては、3者が同額、予定価格100%だったということで、いろんな疑いが持たれております。このことについても、確かに1つ問題であるというふうに私は今認識をしております。ただ、ちょっと見方を変えてみようというふうに思います。予定価格は公表されてますので、その金額で3者が並ぶという可能性については、これは私もあり得ると思います。なぜならば、予定価格よりも1円でも安ければこの仕事はしなくてもいいと、このように考えた業者がいた場合には、これは当然100%で入れる。それがたまたま複数者並んだという状況であれば、これは具体的に申し上げますが談合の余地はないですね。最低価格で並んだということであれば、これは非常に疑わしいです。なぜならば最低価格は公表されておりませんし、毎回その係数が変わりますので、ここに複数者が同額で並ぶということは、これは非常に疑わしい、これは問題であると思います。ですから今回の件に関しては、確かに複数者が同額で満額入れようかというような話をしたという疑義は残りますが、話をしていないという可能性も残る。そこで、なぜ複数者が満額で入札をしなかったのかということところが、自分は問題だというふうに思います。先ほど総務部長は、公共工事の役割としては地域経済の活性化また地域業者の育成という目的を挙げられました。そうであれば、適正な競争入札が行われるような価格設定をしてあげなければ、これは地域業者を苦しめることになる、私はこのように考えます。ですので、競争が行われなかった競争入

札、これについては確かに法令上は問題はないかもしれませんが、その後、すみません、正式名称は忘れましたが、当時の委員会で、その結果を受けて審査委員会ですかね、一応議論があったというふうに御説明もされていましたが、その委員会において、やはり競争性が担保されていないと、このような入札は一度白紙に戻して、そして新たに予定価格も見直して、適正な状況で再度入札をやるというのが私はよかったのではないかなと、このように感じております。そこで、この予定価格の設定、またそれは適正だったのかというところをお聞きしたところがあります。ああいった不名誉な形で新聞等にも報道されましたので、非常に残念です。私は宇城市の競争入札は適正で、いかなる権力、そういったものが入る余地もなく、歪められることなく行われているというふうに私は思っていますので、今後このようなことがないように、やはり条例に違反しないからいいということではなくて、明らかに異常ですよ。やはり100%で複数者が入れるということは前代未聞ですよ、全国探してもないと思いますね。このような状況をつくったという責任はきちんと感じていただきたいなというふうに思います。よろしいですか、何か。

○総務部長（天川竜治君） 先ほども申しましたとおり、今後も本市における入札事務の公平性、透明性、競争性の更なる向上を求めるため、入札制度の改善に向けて研究してまいります。

○8番（原田祐作君） 今度このようなことがないように、やはりきちんと市内の業者さんが幸せになるような環境をつくっていただきたいなということを期待しています。

それでは、大きな3つ目の質問に移っていききたいと思います。自治体の訴訟手続きということで項目を挙げさせてもらってます。まず、（1）の訴訟事案につきまして、現在、宇城市はどのような訴訟案件を抱えられているのかというところをお聞きします。

○総務部長（天川竜治君） 現在の訴訟事案についてお答えします。

現在、進行中の宇城市が当事者となっている裁判は2件ございます。

1つ目は、平成26年5月15日に提訴されております、ストップ！生活保護基準引下げ行政処分取消請求事件です。こちらは、平成25年8月に行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分の取消しを求められたもので、全国29の地方裁判所で一齐に提訴されたものとなります。熊本地方裁判所では令和4年5月25日に敗訴しており、令和4年6月27日に福岡高等裁判所へ控訴し、現在係属中となっております。

2件目が、令和2年度から係属中の分限免職取消請求事件です。

条件付採用期間中の職員が9月30日付けで、分限処分による免職されたことに

対し、その取消しを求め、令和2年12月16日に熊本地方裁判所へ提訴したものです。こちらについては、令和5年3月24日に熊本地裁で処分の取消しが言い渡されており、判決内容が全部不服であったため、令和5年4月5日に福岡高等裁判所へ控訴しております。また、福岡高等裁判所でも令和5年11月30日に原審維持の判決で控訴を棄却されたため、令和5年12月15日に最高裁判所への上告受理申立を行っております。

そのほかにも、今年度は、市営住宅の明渡し等請求について、訴えの提起を行っていますが、先月、宇城市の主張が認められた判決をいただいております。

○8番（原田祐作君） それでは、小さな2番目の質問に移りますけれども、この訴訟手続きについて、今1審の結論が出た後に、その上、上訴する場合、控訴、上告していますよという御説明がありましたけれども、その訴えを提起する場合の手続きはどのような手順を踏んでなされるのか。議会に報告する案件もあれば、報告されない案件、今御説明いただきました分限免職の取消し訴訟については、説明を聞いた記憶がございませんので、何かその辺のルールがあるのかなというふうに思いますが、その辺の手続きについて御説明をお願いします。

○総務部長（天川竜治君） 訴訟に手続きについて説明いたします。

訴えの提起をする場合の過程ですが、まず担当部局において、訴えの法律構成を整理し、顧問弁護士と協議の上、市長が訴えの判断をしております。その後、今議員が申し上げられました、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経て、提訴する流れとなっております。

また、平成30年議決の宇城市長の専決事項の指定についてにおいて、市営住宅に係る家賃等の請求及び市営住宅の明渡しの請求に関する訴えの提起や、訴訟物の価額が200万円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起は、市長において専決することができるようになっております。

先ほどの議会の議決事項に戻りますが、この議決事項については、行政長の処分あるいは裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものは除くとなっております。分限処分につきましては、あくまでも行政長の処分ですので、ここの分は除くという形になります。先ほどの質問のストップ！生活保護基準引下げ行政処分取消請求事件の控訴や分限免職取消請求事件の控訴及び上告は、議決事項となっていないことを申し添えます。

○8番（原田祐作君） 行政処分を不服として提起される取消し訴訟については、今御説明いただきました地方自治法によって明文化されていると、議決は必要ないということ承知をいたしました。ただ、取消し訴訟ではなくて損害賠償請求訴訟、これは議会の議決を必要としますからこれは違うんですけども、そのことについて触

れさせていただきますと、この損害賠償請求訴訟については、これは全て議会の議決が必要というふうに規定をされております。これは一般的な解釈によると1審、2審、3審、全てにおいて議会の議決を必要とすべきというのが通例であるというふうに私は理解をしております。ところが、以前は日本においては3審制ですので、1審に提起を行えば2審、3審、これは1つの継続事案として解釈することもできると。このような解釈の下、東京都議会は、控訴する場合には議会の議決を得ていなかったということがありました。ところが近年は、東京都議会も控訴する場合も議会の議決を得るようにしている。これはなぜか。やはり議会との関係を重んじた結果、これは議決をすべきなんじゃないかということで方針転換をした。このような経緯があるそうです。つまり今、議会の議決は確かに必要としませんけれども、報告はあってもいいのではないかと、説明。報告ではないですね、報告になると専決した後の報告みたいな捉え方をされますので、報告ではないですけども、説明はあっていいんじゃないかなと思います。訴えの提起を判断されるのは、市長が判断をされます。しかしながら、その結果については、市として私たち市民全員がその責任を負わなければならないというふうに私は理解をしております。こういった訴訟についてはですね。であるならば、その市民の代表である議会に対してどういう経緯で、当然その結果が出てから上訴するまでの期間がありますから、事後でもいいんですけども、やはりそこは説明をしてもいいのではないかなと思いますし、私はその必要性があるというふうに考えております。重ねて言いますけれども、確かに法律上は議会の議決はいりません。しかしこの東京都議会のように議会との関係性、ひいて言えばその市民との関係性ですよ。そこを考慮して説明をしようと、このような方針転換はできないのか。そういう点についてはどうですか。

○総務部長（天川竜治君） 今、議員がおっしゃられている地方自治法第96条第1項、第12条の括弧書きの部分に規定されている今回の取消し処分につきましては、あくまでも議会の議決事項ではないということで議決をいただいております。今後の説明の仕方については、十分研究をさせていただきたいと思います。

○8番（原田祐作君） 研究ということで期待をするところではあるのですが、これも非常に大きなニュースになりました。やはりこれを聞いた、そのニュースに触れた方々の感想は様々だと思うんですね。そんな職員がいるんだ、そんな市役所の職員って使えないんだ、そんなやつはクビになって当たり前だというようなネット上の意見もあります。ですが、適正な評価を宇城市はしていないのか、宇城市ってそんな職場なんですか、こういうふうな受け取り方をされた方もいるでしょう。ここについては、やはりきちんと議決はいりませんが、やはりこれだけ大きな話になったことについては真摯にその議会また市との関係性を考えた上で、お話を進めて

いつていただきたいなと思います。これがその訴えをするだけならいいですよ、でもこの訴えをする、次の質問に入りますが、この訴えを含めて、この訴訟費用に関連する予算の執行については、どのような運用になっているのかを教えてください。

○総務部長（天川竜治君） 関連する予算の執行について説明します。

まず、宇城市が訴える場合については、当初予算で要求し執行しております。

予算要求額を例えば市営住宅関連の訴えの提起、今年度行った部分を例に出しますと、弁護士報酬については、弁護士事務所の規程に民事事件の着手金と報酬金の規定がございます。原告にとって経済的利益がどれくらいあるかによって左右されます。市営住宅の場合は、まず、熊本地方法務局発行の建築物課税標準価格認定基準表と経年減価補正率表と住宅家賃算出票で建物評価額を算出し、これに賃料滞納額を加えたものが経済的利益の額となります。報酬は、この経済的利益の額に応じて算出します。このほか、裁判に係る印紙等の必要経費を予納金として、事前に納める必要がございます。

また、宇城市が訴えられる場合につきましては、当然のことながら当初から予算要求しているものではございませんし、応訴の期間までがとてもタイトであることから、関連する予算科目の委託料から予算を都合し、早急に対応している状況でございます。

○8番（原田祐作君） では具体的に、この上訴するにあたって、いくらぐらいの裁判費用が掛かっているのかを教えてください。

○総務部長（天川竜治君） 第1審の委託料につきましては、着手金539,000円、予納金10,000円で行いました。続いて福岡高裁への控訴審の委託料につきましては、着手金485,100円、予納金50,000円でございます。現在行っています最高裁への上告の委託料につきましては、着手金370,300円、予納金80,000円が必要でございます。

○8番（原田祐作君） これだけの予算を使うわけなんですね。前回の説明でもありましたけど、節内での流用ですので、これも議会の議決はいらないというお話なんですよ。でも、予算というのは一つ一つ項目があって、それを積み上げて私たちはそれを審議して賛成、反対をやっているわけですね。当初なかった項目にやはり流用して使うわけですよ。これは議決はいらないけれど説明はあるんじゃないかなと思いますよ。どういった委託費用からこの裁判費用を流用されたのかは分かりません。でも、本来やるべき事業の積立てでその予算は取ってあったはずなんですよ。それを裁判という全く違う用途に使うわけですから、これについてはやはり説明があると思いますし、先ほども言いました、市の予算を使ってやって、その結果は市民が責任を負うんです。ということは、議決はいらないがやはり説明はする

というのが、その寄り添った姿勢というふうに私は感じるんですけれども、その辺についてはどうですか。

○総務部長（天川竜治君） あくまでも行政の裁量権の中だと思っております。

○8番（原田祐作君） そうだと思います。条例でもそうになっていますし、法の立てつけもそうになっていますけども、それでいいのかなというふうに疑問が残ります。なぜならば、やはり影響が大きい。これだけ市の職員さんたちも減ってきていて、なり手不足もある。若い人たちまだ辞めてますよ。そういった影響がこういったところにもとがあるんじゃないかなと思います。大事にしていきたいし、もうちょっと寄り添う姿勢があってもいいんじゃないかなというふうに私は思います。たぶんこれ以上話をしてもお互い、こちらはもうある意味感情論になっていますから、条例等の話なので折り合うことはないというふうに思いますけども、ただ東京都は議決をしなければならないという行政実例に従わなかったけども、やはり議会若しくは都民の皆さんとの関係性を考えて方針転換をしたと、寄り添ったという実例もありますので、是非ともそのような判断をやっていただきたいなというふうに思います。市長、よろしいですか、この件について何かございませんか。はい、分かりました。

それでは質問は以上にしまして、今年度をもちまして退職される方は、本当に御苦労様でした。今後も様々なこの行政で培ったノウハウを活かして、できれば地域に活かしていただきたいと、このように期待をいたします。今後も健やかでいつまでも活躍されることを心より祈念しております。以上で質問を終わります。

○議長（溝見友一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

—————○—————

日程第2 休会の件

○議長（溝見友一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日金曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、明日8日金曜日は休会することに決定しました。

なお、9日及び10日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 1 時 5 7 分

第 8 号

3月11日（月）

令和6年第1回宇城市議会定例会（第8号）

令和6年3月11日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第35号	令和6年度宇城市一般会計予算
日程第2	議案第36号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第37号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第4	議案第38号	令和6年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第5	議案第39号	令和6年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第6	議案第40号	令和6年度宇城市水道事業会計予算
日程第7	議案第41号	令和6年度宇城市下水道事業会計予算
日程第8	同意第3号	副市長の選任について（天川 竜治氏）
日程第9	同意第4号	監査委員の選任について（嘉古田 茂己氏）
日程第10		各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	教 育 長	平 岡 和 徳 君
総 務 部 長	天 川 竜 治 君	市長政策部長	元 田 智 士 君
市 民 部 長	黒 崎 達 也 君	福 祉 部 長	岩 井 智 君
保健衛生部長	井 住 寿 宏 君	経 済 部 長	浦 田 敬 介 君
土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総 務 部 次 長	舩 井 貴 男 君	市長政策部次長	坂 本 優 子 君
市民部次長	岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	竹 口 則 和 君	豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	西 村 光 代 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第 8、同意第 3 号及び日程第 9、同意第 4 号であります。

-----○-----

日程第 1 議案第 35 号 令和 6 年度宇城市一般会計予算

日程第 2 議案第 36 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 37 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 38 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 39 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 6 議案第 40 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 7 議案第 41 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（溝見友一君） 日程第 1、議案第 35 号令和 6 年度宇城市一般会計予算から、日程第 7、議案第 41 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

去る 2 月 26 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（三角隆史君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件であります。委員会を 2 月 28 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 35 号一般会計予算の歳入のうち、ふるさと応援寄附金について、委員から「8 億円を見込んでいるとのことであるが、その根拠は」との質疑に対し、執行部から「今年度は 5 億 6,000 万円から 7,000 万円の見込みで、昨年度は 6 億 3,000 万円であった。減少した要因は、主力商品としての米が出せなかったため、現在、その対策として J A と交渉中である。また、馬肉のしゃぶしゃぶ用スライスを開発中であり、その 2 本を軸とし、既存のフルーツも併せて主力の返礼品とし、8 億円と見込んでいる」との答弁がありました。これに対し、委員から

「返礼品については、どの自治体も工夫している。返礼品は寄附者が選ぶため、寄附者にうまくマッチするよういい返礼品を送ることが大事。また、いただいた寄附金の使い道について、本市はこういう意味をもたせて活用しているということを寄附者に見せるのも政策の1つである」との意見がありました。

次に、歳出のうち、一般管理費の人材育成支援システム導入業務委託料について、委員から「システムの内容は。また、人員配置もシステムを使って行うのか」との質疑に対し、執行部から「現在、人事担当職員が1人で管理をしている。システムを導入することで、評価のばらつきの防止や事務の効率化を図ることが目的である。マニュアルもシステムに取り込み、また、能力評価及び業績評価の過去のデータを評価者に提供することで、総合的で適正な評価を行い、公正化を保つよう是正したいと考えている。評価後に処遇反映に移るが、そのままシステムを使って人員配置を行うわけではない」との答弁がありました。これに対し、委員から「人を評価するのは難しい。人事評価は慎重かつ丁寧に行わないと排除の論理となる。全ての職員が仲間意識を持ち、気持ちよく目標に向かって働けるようにシステムを活用してほしい」との意見がありました。

次に、行政区再編推進事業支援金及び行政区統合支援金について、委員から「現在の合併の進行状況及び見込みは。また、区長等の担い手不足による大行政区の統合についてどう考えるか」との質疑に対し、執行部から「昨年、支援金について18人の代表区長に説明をし、その後、統合を考えている36の行政区長に説明を行ったが、現時点において統合の申請はない。予算としては、10行政区分を計上している。また、大行政区の統合については、各行政区の問題点に鑑みて相談に応じながら進めたいと思う。合併は市が無理矢理進めるのではなく、行政区に寄り添って、行政区が必要とされる制度を目指す」との答弁がありました。これに対し、委員から「100世帯となる統合を待っているだけではなく、小さな行政区を1つにまとめるなどの別の方法も考えるべき。実施して良かったと思える事業となるよう期待している」との意見がありました。

次に、企画費の子育て世帯定住促進事業補助金について、委員から「子育て世帯の移住・定住について、どういう取組をしているのか」との質疑に対し、執行部から「就学前の子どもがいる世帯が新築又は購入により本市内で住宅を取得し、市外から本市に転入する際に、1世帯につき50万円を補助する制度としている」との答弁がありました。また、委員から「新築又は購入してからの移住に対しての補助ということであるが、移住してからの新築・購入については対象とならないのか。移住して何か月以内などの余裕を設けることは検討しなかったのか」との質疑に対し、執行部から「本制度は、移住してからの新築又は購入については補助の対象と

ならないが、別制度として空き家などの中古住宅を購入する際の補助はある。新たな制度であるので、今後は結果を見ながら検証を行い、制度の改善に努めたい」との答弁がありました。

次に、豊野総合公園整備基本計画策定業務委託料について、委員から「整備内容と総事業費の見込額は」との質疑に対し、執行部から「令和6年度分は、事業内容についての基本構想をつくるための予算。令和7年度に大枠の計画を策定し、その後事業内容と事業費が決定する。市としては、旧豊野小学校のグラウンドを活用し、多世代が利用でき、地域の交流拠点となる公園整備を目指しており、まずはそれを具現化するための基本計画策定予算である」との答弁がありました。

次に、教育費の小学校児童用タブレット賃借料及び中学校生徒用タブレット賃借料について、委員から「賃借契約の内容は。また、タブレットの持ち帰りは可能か」との質疑に対し、執行部から「保守を含まない分割払いのリース契約である。小学校は令和3年2月から令和8年1月までの契約で3,200台、中学校は令和2年2月から令和7年1月までの契約で1,600台。また、持ち帰りは可能である」との答弁がありました。これに対し、委員から「より使いやすいものを導入するために、契約更新の際はメーカー、金額及び性能を見直すよう検討してほしい。また、規制は必要であるが学校内だけの使用にとどまらず、個人的に使える状態にすることが大事である」との意見がありました。

次に、外国語指導助手派遣業務委託料について、委員から「派遣業務について具体的な内容は。また、実際の効果は」との質疑に対し、執行部から「外国語指導助手は7人で、小学校に5人、中学校に2人それぞれ派遣しており、1人で2校から3校を担当している。効果としては、ネイティブな英語の発音は子どもたちに入っていきやすいという点が挙げられる。昨年12月の県の英語の学力調査の結果では、『話す・聞く』の部分で県平均を少し上回るという効果が得られた。また、英語が苦手な教師も、指導助手に教えてもらいながら子どもの指導ができるという効果もある」との答弁がありました。これに対し、委員から「日本人は、小学校から英語を学ぶが話すことができない。外国語指導助手を十分に活用し、実践の場をつくるなど、自治体で工夫して特化した教育をしてほしい」との意見がありました。

次に、議案第39号奨学金特別会計予算について、委員から「現在は貸付型のみであるので、時代に沿った給付型を要望するが、市としてどう考えるか」との質疑に対し、執行部から「令和6年度から制度の見直しを行う。現在、日本学生支援機構の所得基準に準じているが、それに3割を増した額を所得上限額とする予定。このことにより、これまで認定不採択となっていた申請者が全員認定可能となると分析している。また、定期奨学金及び入学支度金の申請期間をそれぞれ1か月間延長

する予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「所得制限については撤廃を要望していたが、緩和もいいことである。貸付型から給付型へ移行する時代であるので、今後は、給付型の検討が必要ではないか」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（坂下 勲君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を2月28日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第35号一般会計予算のうち、商工費の報償費について、委員から「地域おこし協力隊2人の費用が計上されているが、何をメインに活動するのか」との質疑に対し、執行部から「観光面での観光振興を盛り上げてもらうことと土産品の開発や商工の販路拡大に協力してもらう」との答弁がありました。これに対して、委員から「よい結果が残るような成果を期待する」との意見がありました。

次に、観光費の委託料について、委員から「三角西港に関連した委託料が多く見られるが、市として三角西港で何をしたいのか具体的なものがあるのか」との質疑に対し、執行部から「昨年から少しずつ事業が進み始め、具体的には、もったいなかレストラン、くまモンかくれんぼ、ARでくまモンを撮影、これらを活用して本市及び県のホームページ等に掲載し、観光客の誘客を図っていく。また、令和6年度から運営について指定管理を予定しており、三角西港を盛り上げる事業を行うよう要望している」との答弁がありました。さらに、委員から「TSMC関連でかなりのインバウンド客が予想されるので、三角町へ行きたいという魅力的なものを発信し、誘客効果を期待する」との意見がありました。

次に、住宅費の滞納整理等法的措置業務委託料について、委員から「算出根拠と法的措置の手続きを取るにあたっての基準は」との質疑に対し、執行部から「弁護士費用の着手金として、1件当たり10万円の4件分と、成功報酬として、1件当たり20万円の4件分として算出している。また、法的措置の基準は定めていない

が、本市は市営住宅の入居にあたって保証人を2人設定しており、平成30年の民法改正で保証人の限度額を本市では50万円と設定している。よって、今回は50万円を超える滞納者13人のうち、法的措置済みを除いた4人を対象としている」との答弁がありました。また、委員から「保証人の数について、他の自治体の状況は」との質疑に対し、執行部から「令和5年4月に国による公営住宅の入居に際しての保証人取扱いの調査が行われ、全体の9割強が保証人を2人求めている」との答弁がありました。さらに、委員から「全体で家賃滞納はどのくらいなのか。また法的措置を取るまでの滞納者への対応は」との質疑に対し、執行部から「家賃滞納は、令和5年度当初予算ベースでは3,000万円弱である。徴収率は99%弱で滞納繰越した分の徴収率は20%弱の回収状況である。また、法的措置を執行するまでの過程は、1か月でも滞納したら督促状や催告状を発送し、通知しても支払いが滞る方には債務承認及び納付誓約を取っている。なお、納付誓約を反故にした方が法的措置の対象となる」との答弁がありました。これに対し、委員から「市営住宅入居者は低所得者ということで、様々な要因で支払えないことも考えられるので他の部署とも連携を取り、慎重に対応願う」との意見がありました。

次に、議案第40号水道事業会計の委託料で、ウォーターPPP導入可能性調査について、委員から「ウォーターPPPとは、水道事業を官民連携により施設管理及び管の更新を一体的に行い、行政の仕様に縛るのではなく、民間の創意工夫を活かした性能発注を行う事業を目指すものと理解した。本県は広域連携で事業運営されているが、他広域での取組状況は」との質疑に対し、執行部から「本市は環不知火海の地域に属し、八代地域と天草地域と宇城地域で連携している。広域連携の取組として、工事等の仕様書の統一や材料の一括発注等を検討しているが、現時点で具体的に決まっていない。なお、ウォーターPPPについては、個別自治体ごとの対応となっており、広域での対応は行っていない」との答弁がありました。また、委員から「歳入で全額補助と説明があったが、新たに創設された補助金なのか」との質疑に対し、執行部から「下水道事業で今年度から宇城市がモデル都市として取組を始めており、新たな補助事業である。国の方針に併せ、上下水道一体で行うか検討し、水道についても実施することにした」との答弁がありました。これに対し、委員から「官民連携のバランスを心配するところだが、民に任せっきりでなく、行政がしっかりグリップできる体制を取って事業を行ってほしい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件であります。委員会を2月29日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第35号一般会計予算のうち、消防施設費について、委員から「特に機械器具購入費が前年度と比べ大きく増額されているが、理由は何か」との質疑に対し、執行部から「積載車を10台、併せて小型ポンプを15台購入するため増額している。積載車の場合は、耐用年数20年を経過したものについて随時購入する計画を立てており、令和7年度に11台、令和8年度に10台、令和9年度に10台を計画している」との答弁がありました。

続いて、消防施設解体撤去事業補助金について、委員から「対象の施設は何か」との質疑に対し、執行部から「主に防火水槽の解体費用に係る予算である。本来は市で解体撤去すべきものだが、所有地が個人名義で、家屋を建設するなどの場合は緊急を要するため、補助金で対応可能な形となっている。また、現在は基本的に消火栓で対応する方針のため、近隣に消火栓がある場合は、防火水槽の移転や新たな設置はしない」との答弁がありました。また、委員から「防火水槽を撤去した土地は、分筆して寄附されていない限り元の所有者の名義であるが、自治体へ提供したと思っている方が多く見受けられる。今年の4月から相続の登記が義務化されるので、市民が義務違反で過料を科されるということがないように市からの周知をお願いしたい」との意見に対し、執行部から「相続権が発生したことを知ったときから3年以内に登記しなかったら10万円の過料が発生するが、市のホームページや広報紙でも周知している。さらに、固定資産税の通知に、法改正の趣旨及び相続登記を行うようにチラシ・パンフレット等を同封して周知するようにしている」との答弁がありました。

次に、住民異動等窓口支援システム導入業務委託料について、委員から「手書きの申請書を職員が代わりにシステムで作成するとのことだが、市民が窓口に行く必要はないのか」との質疑に対し、執行部から「本システムはマイナンバーカードや免許証を読み込ませることで、氏名・住所等が入力されるもの。どちらも所持していない人は職員が聞き取りにより入力する。QRコードを利用してスマホでできる

オンライン申請及び窓口の統合についても、現在検討している段階。こういったシステムを導入するかはプロポーザル方式で決定していきたい」との答弁がありました。

次に、歳入のうち土地建物貸付収入について、委員から「民営化した保育園への土地貸付において、土地単価が場所によって異なるのは理解できるが、貸付料の公平性は保たれているのか」との質疑に対し、執行部から「評価額によって土地賃貸借契約をしている。評価額が高い地域は保育需要が多い地域であり、年度当初から定員を満たしやすく、安定的な運営が可能であると考えている。一方、過疎地域については年度当初、定員に満たないことも多く、その場合は保育園への給付費が減少するため、この貸付料の算定で考えている。平成28年度に民営化した松橋保育園は10年間の土地賃貸借契約を締結しており、令和7年度末で契約満了を迎えるので、それまでに今後の方針について調査研究していきたい」との答弁がありました。また、委員から「土地貸付料についての計算式は、土地評価額単価×貸付面積×期待収益率4%と報告を受けているが、その根拠は」との質疑に対し、執行部から「市の貸付料算定基準である期待収益率は5%を基準としているが、公共性を考慮し4%と設定している」との答弁がありました。

次に、保健衛生総務費の備品購入費について、委員から「購入する器具についての詳細は」との質疑に対し、執行部から「野菜の摂取量を測定する装置でベジメータという名称である。手の指先の皮膚カロテノイド量を測定し、野菜をどれほど摂取できているかが数値化されたスコアにて評価判定される。本市が平成29年度から取り組んでいる、さしより野菜推進事業の成果を目に見える形にし、実態の把握や効果検証を目的としている。本市の健康課題の高血圧や糖尿病の生活習慣病の予防と啓発を今後もさらに進めていき、医療費上昇の抑制につなげていきたい」との答弁がありました。

また、委員から「購入後の設置場所は」との質疑に対し、執行部から「ふるさと応援寄附金を全額活用することになるが、費用も高額のためまずは1台のみ購入し、本市の保健福祉センター内の事業にて本装置の効果を試したいと考えている。例えば、管理栄養士や保健師が行う健康教室に参加される方、健診を受診される方、重症化予防の対象者などに対して使用していき、将来的には市役所本庁のロビー等に設置して、幅広い住民の方に御利用いただきたい」との答弁がありました。

次に、熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業負担金について、委員から「今までの紙媒体のウキトクポから、より若年層を取り込めるようにアプリを利用する目的で、既存のシステムに参加するための負担金であるとのことだが、継続的に掛かる費用なのか」との質疑に対し、執行部から「熊本市含め近隣の16市町村が参加し

ている。初期の導入費用と継続費用に分かれるが、継続費用は300万円程度。8割が特別交付税の措置がある」との答弁がありました。

次に、重度心身医療費助成金について、委員から「令和6年1月から制度が改正され現物給付が始まったと思うが、その制度についての詳細は。また、今年度と比較して来年度要求の予算の増減はあるのか」との質疑に対し、執行部から「これまでは病院受診時に3割を支払い、領収証を市役所または支所窓口まで持参し、払戻しの手続きをした後に口座へ振り込むという形だった。制度改正後は利用者の利便性向上のために、社保と国保加入者においては、令和6年1月1日診療分から現物給付に変更され、窓口で3割分を支払うのではなく、外来なら1,020円、入院であれば2,040円を支払うことで、払戻しの手続きなしで済むような制度を導入している。一方で、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者においては、今後も窓口にて自己負担分の1割あるいは2割を支払うことには変わらないが、指定している口座へ自動的に振り込まれる自動償還払いの制度を新しく導入している。予算額の増減については、令和5年度当初予算との比較では1,000万円程度増額しているが、それ以上の増額になるかもしれない。理由は、これまでは払戻金が少額の場合だと、手続きの手間を惜しんで払戻しの請求手続きをされない方も散見されたが、今後はもれなく自動的に払戻しがされるため。また、これまで受診を控えていた方が、制度改正によって受診しやすくなったので金額が伸びてくる可能性があるためである。令和6年3月が第1回の請求なので、その状況を見て、どの程度金額が伸びるのかを注視していきたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（溝見友一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○21番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算について、私は反対の立場で討論します。

理由は大きくは2点あります。1点目は、この予算には宇城広域消防三角分署移転に関する移転候補地のグラウンド移転費用2,400万円が含まれております。

私は、宇城広域消防三角分署の移転に反対するものではありません。しかし、現在市が進めている防災センターに隣接するグラウンドに移転することにはどうしても賛成することができません。

2点目は、この予算には、大野川リバーサイドロードに関する予算も含まれております。この大野川リバーサイドロードは、今後の総事業費約50億円、完成までに早くても15年、場合によっては20年以上かかると予想されます。しかしその割に、効果は限定的であります。また、今議会での一般質問では、今後は財政調整基金に頼った歳出超過の財政運営が続くとの答弁もありました。市長は、宇城市の財政は至って健全ですと言われますが、新たな事業に取り組むための潤沢な予算が組めるような状態ではないはずです。そのような中でも、今後行政需要はさらに高まってくると思います。今後、JR跨線橋の工事に入れば莫大な予算が必要となりますし、この事業が今後宇城市の財政運営のボトルネックになることも予想されます。私は、この事業は即刻中止の英断を下すべきと考えます。そして限られた財源を市内中心部の道路整備、宇城市の教育、さらには子育て、高齢者福祉、各行政区からの要望、特に過疎地域の振興に予算を振り替えるべきと考えます。

以上2点の理由で、私はこの議案には反対いたします。議員各位におかれましては、御賛同いただきますようによりしくお願い申し上げ、私の討論といたします。

○議長（溝見友一君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和6年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第36号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３７号令和６年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３８号令和６年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３９号令和６年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 40 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号令和 6 年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 40 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 41 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 41 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 8 同意第 3 号 副市長の選任について（天川 竜治氏）

日程第 9 同意第 4 号 監査委員の選任について（嘉古田 茂己氏）

○議長（溝見友一君） 日程第 8、同意第 3 号副市長の選任について（天川竜治氏）及び日程第 9、同意第 4 号監査委員の選任について（嘉古田茂己氏）を議題とします。市長から、提案理由の説明及び同意第 3 号の詳細説明を求めます。

○市長（守田憲史君） お世話になります。今回提出します追加議案は、同意案件 2 件でございます。

議案集 4 ページ、説明資料集 4 ページをお願いします。同意第 3 号副市長の選任

について説明します。

本案は、令和6年1月12日付けで浅井副市長が退職され、不在でありました副市長を新たに選任するにあたり、同意をお願いするものであります。

今回、副市長として選任同意をお願いするのは、現在、総務部長である天川竜治氏でありまして、人格、識見ともに優れ、経験や熱意においても優れた方でございます。

副市長の選任については、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるため、選任同意について御提案するものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（溝見友一君） 市長からの提案理由の説明及び同意第3号の詳細説明が終わりました。

これから、同意第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号の討論を行います。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号副市長の選任について（天川竜治氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

これから、同意第4号の詳細説明に入りますが、7番、嘉古田茂己君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので御退席願います。

（嘉古田茂己君 退席）

○議長（溝見友一君） それでは、同意第4号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集5ページをお願いいたします。同意第4号監査委員

の選任について説明します。

本案は、市議会選任の入江学監査委員が令和6年2月25日に死去されたことに伴い、後任の監査委員の選任同意をお願いするものです。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、市議会選出の監査委員として、嘉古田茂己議員の選任同意について御提案申し上げるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） これから、同意第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第4号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第4号の討論を行います。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号監査委員の選任について（嘉古田茂己氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（溝見友一君） 起立多数です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

嘉古田茂己君の御入場を願います。

（嘉古田茂己君 入場）

—————○—————

日程第10 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第10、各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とす

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和6年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時45分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 5 7 1 号
令和 6 年 2 月 1 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 8 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 9 号	宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 5 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 6 号	宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 7 号	宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 1 号	指定管理者の指定について（不知火地区体育施設）	可 決

議案第 3 4 号	宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	可 決
-----------	-----------------------	-----

宇城市議第 5 7 2 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

総務文教常任委員長 三角 隆史

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 5 号	令和 6 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 9 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議第 5 7 1 号
令和 6 年 2 月 1 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 9 号	宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 1 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 2 号	宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 3 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 2 4 号	宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 9 号	宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 3 0 号	権利の放棄について（水道料金の債権）	可 決
議案第 3 2 号	市道の路線の廃止について	可 決
議案第 3 3 号	市道の路線の認定について	可 決

宇城市議第 5 7 2 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

建設経済常任委員長 坂下 勲

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 5 号	令和 6 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 4 0 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 4 1 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議第 5 7 1 号
令和 6 年 2 月 1 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 2 号	令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 1 0 号	宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 13 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 14 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 15 号	宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 16 号	宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第 17 号	宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 18 号	宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 28 号	宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 42 号	宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第 5 7 2 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

宇城市議会議長 溝見 友一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 5 号	令和 6 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 8 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決

令和6年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 坂元大介	2 四海公貴	3 村上真由子	4 河野真理	5 吉良邦夫	6 田中美君	7 嘉古田茂己	8 原田祐作	9 永木誠	10 山森悦嗣	11 三角隆史	12 坂下勳	13 高橋佳大	15 溝見友一	16 園田幸雄	17 福田良二	18 河野正明	19 入江学	20 豊田紀代美	21 中山弘幸	22 石川洋一				
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0	
議案第1号 令和5年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第2号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	●	○	原案可決	18	1
議案第3号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第4号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第5号 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第6号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第7号 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第8号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第9号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第10号 宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第11号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第12号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第13号 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第14号 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第15号 宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0	

令和6年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	議員名 坂元 大介	議員名 四海 公貴	議員名 村上 真由子	議員名 河野 真理	議員名 吉良 邦夫	議員名 田中 美君	議員名 嘉古田 茂己	議員名 原田 祐作	議員名 永木 誠	議員名 山森 悦嗣	議員名 三角 隆史	議員名 坂下 勳	議員名 高橋 佳大	議員名 溝見 友一	議員名 園田 幸雄	議員名 福田 良二	議員名 河野 正明	議員名 入江 学	議員名 豊田 紀代美	議員名 中山 弘幸	議員名 石川 洋一			
議案第16号 宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第17号 宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第18号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	17	2
議案第19号 宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第20号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第21号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第22号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第23号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第24号 宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第25号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	死亡退職	○	棄	○	原案可決	18	0
議案第26号 宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第27号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第28号 宇城市総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第29号 宇城市温泉供給条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第30号 権利の放棄について(水道料金の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第31号 指定管理者の指定について(不知火地区体育施設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第32号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0

令和6年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勳	高橋佳大	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
議案第33号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○	死亡退職	○	○	○	可決	19	0
議案第34号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第35号 令和6年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	●	○	原案可決	18	1
議案第36号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○		○	●	○	原案可決	16	2
議案第37号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第38号 令和6年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第39号 令和6年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第40号 令和6年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第41号 令和6年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○	死亡退職	○	○	○	原案可決	19	0
議案第42号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0